

第2編 設計・建設業務

第2編 設計・建設業務

第1章 総則

1 設計・建設業務の基本事項

(1) 適用範囲

要求水準書第2編は、組合が発注する本事業のうち、住之江工場の更新に係る設計・建設業務に適用する。

(2) 設計・建設業務の概要

ア 施設規模

計画ごみ質の範囲で400t/日(200t/24h×2炉)の処理能力とする。

イ 処理方式

ストーカ式焼却炉とする。

ウ 稼働条件

1炉あたり年間297日以上の稼働ができること。

なお、定期整備工事に伴う全停止期間は、20日以内を基本とする。

エ 工事範囲

設計・建設を行う本施設の工事範囲は以下に示す工事1式とする。

(ア) プラント設備工事

A 受入供給設備工事

B 燃焼設備工事

C 燃焼ガス冷却設備工事

D 排ガス処理設備工事

E 余熱利用設備工事

F 通風設備工事(煙突外筒改修工事含む)

G 灰出し設備工事

H 排水処理設備工事

I 給水設備工事

J 電気設備工事

K 計装設備工事

L 雑設備工事

配管設備工事と塗装工事については上記各工事に付随するものとして取り扱う。

(イ) 土木・建築工事

A 本館の改修・耐震補強工事

B 増築棟の改修・耐震補強工事

C ランプウェイの改修・耐震補強工事

- D 計量棟建替え工事（必要に応じて）
- E タービン冷却設備棟改修工事
- F プラント用受水槽新設工事
- G 土木工事及び外構工事
- H 建築機械設備工事
- I 建築電気設備工事
- (ウ) 解体撤去工事
 - A 事前調査
 - B 除染及び解体に係る工事

(3) 用役条件

ア 電気

受電方式は、特別高圧（22kV、1回線）とし、地中にて引き込みを行うこと。アクセス線引込工事及び系統連系に係る工事負担金については組合の負担とし、工事に使用する電源については建設事業者の負担とする。なお、敷地内の地中線用管路は建設事業者の負担とする。

イ 用水

生活用水は上水道水、プラント用水は工業用水、蒸気復水器冷却用水は、河川水（木津川）とする。ただし、本館の屋根面の雨水については、清掃及び外構散水の用途で利用できるように計画し、上水道水の使用量低減に努めること。上水道水、工業用水及び河川水の引き込みに係る工事負担金については組合の負担とし、工事用水については建設事業者の負担とする。なお、河川水の取水・放流については、河川管理者との協議事項を遵守すること。現時点の取水条件は、水量 4,500m³/h 以下、取水時と放流時の温度差 7 以下となっている。

表 2-1 河川水取水温度(住之江工場測定月平均値) (単位:)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	11.5	15.9	18.4	22.9	25.1	25.7	21.8	17.8	12.3	9.5	8.8	10.1
平成25年度	12.9	15.6	19.3	24.1	25.8	23.6	20.8	17.5	12.3	10.0	9.3	10.0
平成26年度	12.4	16.0	19.8	26.5	27.9	26.6	24.5	19.7	14.1	11.8	11.9	12.7

ウ 排水

生活排水は、下水道放流とする。また、プラント排水は排水処理設備にて処理後、再利用とし、余剰水は下水道放流とする。下水道の引き込みに係る工事負担金については組合の負担とする。

なお、雨水排水のうち再利用しないものは、構内雨水集排水設備を通じて、下水道放流とする。

エ 電話・通信・テレビ

電話及びインターネットは、通信事業者と協議のうえ、建設事業者にて引き込むこと。また、テレビの受信設備を設けること。なお、工事に係る一切の費用は建設事業者の負担とする。

オ 燃料

プラント設備の保安用発電機及び助燃装置に使用する燃料は都市ガスとする。

(4) 建設事業者の業務範囲

建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき、要求水準書に従って本施設的设计・建設業務を行うこと。建設事業者が行う範囲の概要は以下に示すとおりとする。

ア 建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本施設的设计及び施工を行うこと。

イ 設計・建設業務の範囲は、基本設計、実施設計のほか、土木工事及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事等、本施設の整備に必要なものすべての工事を含む。

ウ 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画（施設保全計画）の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務を行うこと。ただし、建築確認（計画通知）等の許認可等手続きにおいては、建築確認申請（構造適合性判定に係る費用は含まない。）、中間検査並びに完了検査に必要な申請費用負担を建設事業者の業務範囲から除外する（組合負担）。

エ 建設事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等、行政手続に必要な書類の作成等の協力、支援を行うこと。

オ 「上記アからエ」に示す具体的な業務の範囲は以下に示すとおりとする。

(ア) 事前調査

A 測量調査

敷地及び周辺を工事前に測量し、境界杭、街区基準点等を確認のうえ、工事を施工すること。

B 地質調査

組合が提示するもので不十分と判断する場合は、建設事業者において調査を行うこと。

C 建物調査

本施設の建物調査を行い、既存施設の状況を十分確認のうえ、設計・工事を実施すること。

- D 埋設配管調査
敷地内の給排水、電気、ガス設備について埋設配管の敷設状況の調査を行い、設計・工事を実施すること。
- E 地下掘削に伴う事前調査
地下掘削に伴う仮設工事においては「土木工事安全施工技術指針」に従い、事前調査を実施する。掘削工事着工に先立ち、必要な調査・検討（透水試験及び観測井の調査等）を十分に行い、工事の進捗に支障をきたさないようにすること。
- (イ) 事業計画地の全体計画
事業計画地の全体計画、本施設の配置、車両動線等の土地利用に係る設計を行うこと。
- (ロ) 本施設の設計及び施工
「(2)エ 工事範囲」に示す工事の設計及び施工を行うこと。
- (ハ) 本施設の施工に伴い必要となる仮設工事
工事に伴い必要となる仮設電気、工事用水、仮囲い（工事範囲外周設置、万能鋼板使用）、現場事務所（敷地内の設置可、地代は無償）、工事用車両用洗車設備等の工事を行うこと。
- (ニ) 環境保全対策の遵守
建設事業者は、設計・建設業務において、生活環境影響調査書における環境保全対策を遵守すること。また、組合が実施する工事中調査、事後調査及びモニタリングにより、環境に影響が見られた場合は、組合と協議のうえ、建設事業者の責任において対策を講ずること。
- (ホ) 関係官庁への申請
建設事業者は、自らの費用負担で本事業に必要な申請手続きをするとともに、組合が行う申請の協力を行うこと。なお、組合が行う申請、届出は以下に示すとおりとする。
- A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係の申請、届出
- B 電気事業法関係の申請、届出
- C 建築基準法関係の申請、届出
- D 大気汚染防止法関係の申請、届出
- E 水質汚濁防止法関係の申請、届出
- F 騒音規制法関係の申請、届出
- G 振動規制法関係の申請、届出
- H ダイオキシン類対策特別措置法関係の申請、届出
- I 消防法関係の申請、届出
- J 売電関係の申請、届出

- K 都市計画法関係の申請、届出
 - L 港湾法関係の申請、届出
 - M 河川法関係の申請、届出
 - N 大阪市下水道条例関係の申請、届出
 - O その他必要な申請、届出
 - (キ) 法定資格者の配置
 - 設計・建設にあたり必要となる法定資格者について建設事業者の責任において、すべて配置すること。なお、以下の資格者については、運営事業者に所属する資格者を配置すること。
 - A 第2種電気主任技術者
 - B 第2種ボイラー・タービン主任技術者
 - (ク) 備品等の調達
 - 設計・建設業務に必要な備品、什器、物品は、すべて建設事業者が調達すること。
 - (ケ) 試運転中に組合が実施する搬入物検査（収集車の誘導、検査用機器等の運転操作、搬入物検査後の廃棄物片付けを含む）に協力する。
 - (コ) 周辺住民等への対応
 - 本施設の建設期間における周辺住民等からの意見や苦情に対する対応を組合と連携して行うこと。
 - (カ) 見学者への対応
 - 建設中の見学者に対する説明用パンフレットの作成並びに見学者のヘルメット・安全靴等の手配については、建設事業者で行うこと。また、見学者の受入れ、案内、説明の対応については、組合と協力して実施すること。
 - (シ) ホームページの開設
 - 工事用のホームページを開設し、工事概要、工程、建設工事進捗状況についての説明や写真等を掲載し、月1回以上更新すること。なお、掲載内容については、組合と協議のうえで決定すること。
 - (ス) 運営事業者への本施設の運転、維持管理、保守に係る指導
 - (セ) 本事業の実施に必要な部品の供給業務及び本施設の運営への協力
 - (ソ) その他本事業に必要なすべての業務
- (5) 組合の業務範囲
- ア 生活環境影響調査
 - 組合は、本業務の実施に必要な生活環境影響調査を行う。
 - イ 処理対象物の搬入調整
 - 組合は、本施設の試運転に必要な処理対象物が適切に搬入されるよう構成市

と調整を行う。

ウ 焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の最終処分等

組合は、本施設の試運転中において発生した焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の廃棄物及び有価物を建設事業者から受け取り、最終処分又は資源化を行う。

エ 搬入物検査

組合は、試運転中に本施設に搬入される廃棄物が、組合の受入基準に適合しているか確認するため、適宜、搬入物の検査を建設事業者と連携して行う。

オ モニタリング

組合は、本事業に係る設計業務・建設業務におけるモニタリングを行う。

カ 住民対応

組合は、周辺住民からの意見や苦情について、建設事業者と連携して適切な対応を行う。

キ 施設見学者の対応

組合は、本施設の工事及び試運転時における見学希望者等への対応について建設事業者と連携して適切な対応を行う。なお、行政視察等の対応は、組合が主となって行う。

ク 本事業に必要な手続き

組合は、交付金の申請、関係法令に定める各種届出書等の手続きを運営事業者と連携して行う。

ケ 設計・建設費の支払

組合は、組合の会計規則に基づき、本事業の設計・建設業務に係る対価を建設事業者に払う。

コ その他これらを実施するうえで必要な業務

2 本施設の基本条件

(1) 処理対象物

ア 可燃性ごみ

構成市から排出された一般廃棄物のうち、受入基準に適合するものであり、構成市及び構成市の許可業者等が搬入したごみ並びに市民等が自己搬入したごみをいう。

イ 災害廃棄物

構成市から排出された災害廃棄物のうち、受入基準に適合するものをいう。

(2) 計画処理量

計画処理量は、表 2-2 に示すとおりとする。

表 2-2 計画処理量

項目	処理量[t/年]
可燃性ごみ	118,800
災害廃棄物	

(3) 計画ごみ質

計画ごみ質は、表 2-3 に示すとおりとする。

表 2-3 計画ごみ質

項目	単位	ごみ質			
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
低位発熱量	kJ/kg	5,860	9,630	12,140	
	kcal/kg	1,400	2,300	2,900	
三成分	可燃分	%	37.44	49.25	57.12
	水分	%	44.80	35.24	28.87
	灰分	%	17.76	15.51	14.01
	合計	%	100.00	100.00	100.00
湿りごみ	炭素 C	%	20.11	26.39	30.58
	水素 H	%	2.66	3.55	4.13
	塩素 Cl	%	0.09	0.37	0.70
	硫黄 S	%	0.01	0.09	0.20
	窒素 N	%	0.24	0.54	0.90
	酸素 O	%	14.33	18.31	20.61
	合計	%	37.44	49.25	57.12
可燃分	炭素 C	%	53.70	53.58	53.53
	水素 H	%	7.10	7.20	7.23
	塩素 Cl	%	0.24	0.75	1.22
	硫黄 S	%	0.02	0.18	0.35
	窒素 N	%	0.64	1.09	1.57
	酸素 O	%	38.30	37.20	36.10
	合計	%	100.00	100.00	100.00

(4) ごみ搬入日及び搬入時間

受付日及び受付時間は概ね以下に示すとおりとする。なお、受付時間外であっても、受付時間内に待車した車両及び組合が関与する緊急かつ一時的な受入等については対応すること。

また、構成市の都合等により、受付日及び受付時間を変更する場合がある。

ア 直営 月曜日から土曜日（祝日含む）

（1月1日～1月3日は除く）

午前9時～午後4時

イ 許可業者 毎日 24時間

日曜日は、午後1時～午後4時を除く。

ウ 自己搬入 月曜日から土曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）

午前9時～午後3時

エ 灰等搬出 月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）

午前9時～午後4時

なお、連休や年末年始等で搬出日を設ける場合がある。

(5) 搬入台数

1日当たり最大搬入車両台数及び平日平均搬入車両台数は、表 2-4 に示すとおりとする。

表 2-4 1日当たりの搬入車両台数

項目	平日平均 (台/日)	最大 (台/日)	(参考：搬入日数) (日/年)
直営及び許可業者	628	870	358
自己搬入	10	30	220

注) 容器包装プラスチック搬入車を含む既設工場搬入実績からの想定である。

(6) 年間稼働日数及び稼働時間

ア 1日24時間連続運転とし、年間稼働可能日数は1炉297日以上とする。

イ プラント工事関係のかし担保期間内(3年)において、系列ごとに90日以上連続して安定運転が可能なものであること。

ウ 連続運転とは、処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。従って、連続運転中に非常停止、緊急停止等による処理システムの停止があってはならない。ただし、処理困難物や搬入不適物の除去等により、処理システムの一部を停止又は予備系列への切り替え等のため、一時的にごみの供給等を停止することはこの限りでない。なお、大規模災害等不測の事態により、処理システムを停止した際の扱いについては、その都度組合と協議する。

エ 安定運転とは、故障等により施設の運転を停止する(点検、清掃、調整、部品交換等に必要短時間の運転停止を除く。)ことなく、定常運転状態を維持できる運転をいう。

(7) 主要設備方式

ア 運転方式

原則1炉1系列で構成し、定期整備時及び定期点検時においては、他系列は原則として常時運転できるものとし、共通する部分を含む設備の整備作業の安全が確保されるよう考慮すること。

イ 設備方式

仕様の概要は表 2-5 に示すとおりとする。

表 2-5 本施設の仕様概要

設備名	仕様概要
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ式焼却炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、湿式有害ガス除去装置、触媒脱硝装置、捕集灰処理装置
余熱利用設備	発電、場内給湯
通風設備	平衡通風式
灰出し設備	焼却灰・捕集灰処理物ともに灰ピット貯留方式
排水処理設備	プラント排水：処理後一部再利用し、余剰分は下水道放流 洗煙排水：処理後、下水道放流 生活排水：下水道放流
電気設備	特別高圧受電設備
計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）

3 設計・建設に係る基本事項

(1) 基本設計

建設事業者は、事業スケジュールに遅滞がないよう、工事の基本設計に着手すること。基本設計実施後、設計の内容について組合の承諾を得るため、基本設計に係る承諾申請書を作成し、ファイル綴じ3部（データ提出を含む）を組合に提出すること。

また、基本設計に係る内容は、既提出の提案書に基づくものとするが、明確な理由があるもののうち、組合が能力の発揮やリスクの分担等について、提案書の内容と同等以上と判断した場合に限り変更を認める。

なお、組合との提案内容の変更に係る協議には、提案書作成担当者の出席を必須とする。

基本設計に係る図書の内容は、以下に示すとおりとする。

ア プラント設備工事関連

(ア) 施設概要

施設全体配置図、全体動線計画、各設備概要説明書等

(イ) 施設計画基本数値

クレーンデューティサイクル計算書、物質収支、熱収支、用役収支等

(ウ) 主要施設（機器）設計計算書

(エ) 設計仕様書

(オ) 図面

イ 土木・建築工事関連

(ア) 計画説明書（仮設計画、全体計画）

(イ) 設計概要書

(ウ) 設計仕様書

(エ) 図面

(オ) パース（2面（鳥瞰図・アイレベル図）、A2版、額入り）

ウ 共通

(ア) 概略工事工程表

(イ) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）

(ウ) 工事費概算書

(エ) 仮設計画概要書

(オ) 各種技術資料

(カ) 生活環境影響調査書チェックリスト

(キ) その他組合の指定するもの

エ 解体撤去工事関連

(ア) 解体工事計画概要書

(2) 実施設計

建設事業者は、基本設計に係る承諾申請書について組合の承諾を得た後、速やかに実施設計に着手し、実施設計実施後、設計の内容について組合の承諾を得るため、実施設計に係る承諾申請書を作成し組合に提出すること。

解体工事にあたっては、現場施工に先立ち、所轄の労働基準監督署長に提出する解体工事計画書を作成し組合に提出し、承諾を得ること。

実施設計に係る承諾申請書の承諾を得たうえで、本施設の施工を開始すること。

また、実施設計に係る内容は、既提出の基本設計に基づくものとするが、明確な理由があるもののうち、組合が能力の発揮やリスクの分担等について、基本設計の内容と同等以上と判断した場合に限り変更を認める。

なお、組合との基本設計内容の変更に係る協議には、基本設計作成担当者の出席を必須とする。

建設事業者は、実施設計に係る承諾申請書として3部（データ提出を含む。図面はA1版1部、A3版3部）作成し、組合に提出し承諾を得ること。承諾後の図面は、監理用として必要部数製本を行うこと。

実施設計に係る承諾申請書の内容は、以下に示すとおりとする。

ア プラント設備工事関連

(ア) 施設概要

(イ) 施設計画基本数値

クレーンデューティサイクル計算書、物質収支、熱収支、用役収支、火格子燃焼率、燃焼室熱負荷、煙突拡散計算等

(ウ) 主要施設（機器）設計計算書

容量計算、性能計算、構造計算等

(エ) 工事仕様書（仮設計画、安全計画を含む）

(オ) 図面

施設全体配置図、平面図、断面図、立面図、主要機器組立図・断面図、計装系統図（ごみ、空気、排ガス、灰、排水処理、冷却水、蒸気復水、余熱利用等）、電気設備図（主要機器姿図、単線結線図、主要幹線図）等

イ 土木・建築工事関連

(ア) 計画説明書（仮設計画、全体計画）

(イ) 各工事計算書（構造計算書含む）

(ウ) 設計仕様書（仮設計画、安全計画を含む）

(エ) 図面

建築各階平面設計図、建築立面図、建築断面図、建築意匠図、建築構造図、電気設備設計図、機械設備設計図、外構設計図、鳥瞰図

(オ) パース(2面(鳥瞰図・アイレベル図)、A2版、額入り)

ウ 解体撤去工事関連

- (ア) 解体工事計画書
- (イ) 施工計画書
- (ウ) 図面(解体撤去範囲図等)

エ 共通

- (ア) 総合施工計画書
- (イ) 工事工程表
- (ウ) 工事費内訳書(工事別内訳明細含む)・年度別事業計画調書
- (エ) 積算数量調書
- (オ) 各種技術資料
- (カ) その他組合の指定するもの

(3) 実施設計から工事までの手順

建設事業者は工事の着手、履行において以下の点に留意すること。

ア 工事の開始に当たり、建設事業者は以下に挙げる図書を適時に組合に提出し、組合の承諾を得ること。なお、工事の進捗により図書の修正が必要となった場合は、適宜修正の承諾を得ること。

- (ア) 工事工程表
- (イ) 建設工事請負契約書に記載された各種届出や提出書類

イ 建設工事については、原則として、仮設工事も含めて事業計画地内で行うものとし、これにより難しい場合は組合と協議すること。

ウ 資格を必要とする作業は、組合に資格者の証明の写しを提出すること。また、各資格を有する者が施工すること。

エ 建設事業者は、実施設計に基づき工事を行うこと。

オ 本施設に用いる各設備の製造及び工事施工に際しては施工承諾申請書を組合に3部提出し、承諾を得ること。なお、工事施工に係る施工承諾申請書の内容は、以下に示すとおりとする。

- (ア) 施工承諾申請書一覧表
- (イ) 対象となる機器及び工事の詳細がわかる資料(仕様書、製作図、機器組立図、結線図、現場据付図等)
- (ウ) 計算書、検討書、性能確認書
- (エ) 各種基準書
- (オ) 施工要領書(搬入要領書、据付要領書、施工計画書を含む。)
- (カ) 検査要領書
- (キ) 関係法令に基づく申請書等

(ク) その他組合の指定するもの

(4) 疑義

本施設の設計・建設時に入札公告で示された要求水準書等に疑義が生じた場合は、組合と建設事業者で協議のうえ、疑義に係る解釈の決定を行う。

(5) 許認可

本施設の施工に当たって、必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担においてすべて取得すること。ただし、取得に際して、組合が担う必要があるものについては組合が行うが、建設事業者は必要な協力を行うこと。

(6) 安全衛生管理

建設事業者は、その責任において工事の安全に十分配慮し、作業員等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への二次災害が発生しないように努めること。特に、工事車両の通行や出入りについては、事故や周辺に迷惑が掛からないよう配慮すること。また、運営事業者への安全衛生管理においては、以下の点に留意すること。

ア 保守の容易な設備の設置、作業の安全の確保、各種保安装置の設置、必要な機器の確保及び各種設備の適所への設置等、運転管理における安全の確保に配慮すること。

イ 関連法令に準拠して、安全、衛生設備を完備する他、作業環境を良好な状態に保つように、騒音や振動の防止、必要換気量や必要照度及びゆとりあるスペースを確保すること。

ウ 騒音が機側 1m において約 90 デシベルを超えると予想される機器類については、機能上及び保守点検上支障のない限度において、減音対策を施すこと。騒音が特に著しい機器類は別室へ設置するとともに、部屋は吸音工事を施すこと。

エ ダイオキシン類対策として、以下の事項に留意すること。

(ア) 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等、最新版の厚生労働省の通達、マニュアル、要綱等を遵守すること。

(イ) 施設内の要所にエアシャワー室を設け、ダストの飛散を防止すること。

(ウ) 作業員の着衣は、場内で洗濯、乾燥するものとし、その排水は排水処理設備にて適正な水質に処理すること。

(エ) ダイオキシン類の管理区域を明確にすること。非管理区域には管理区域を通過せずに往来できる動線を確保すること。

(オ) 作業環境中のダイオキシン類は 2.5pg-TEQ/m³ 以下とすること。

- オ 酸欠の恐れのある箇所については、原則換気を行い、換気が困難な箇所については、扉や槽の蓋等に注意喚起表示を行う等、酸欠防止対策を施すこと。
- カ 有害ガス発生の恐れがある箇所は、密閉化するなど、有害ガスの漏洩及び発散抑制対策を講じるとともに、局所排気装置を設けるなどの安全対策を講じること。また、発生する有害ガスに対応した防毒マスク等の安全保護具を完備すること。

特に、アンモニアを使用する場合は、漏洩検知器、緊急遮断弁、散水装置等を設置するなど、十分な安全対策を講じること。
- キ 毒物、劇物等を取り扱う箇所には、作業員が見やすい箇所に人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び応急措置方法等を記載したパネルを設置するなど、労働安全衛生法等の関係法令の規定を遵守すること。
- ク 石綿を原材料として使用した製品（石綿含有製品）は、使用しないこと。
- ケ ヒドラジンを配合した薬品は使用しないこと。
- コ 水素ガス等の可燃性ガス発生の恐れのある箇所には、爆発防止対策を講じること。

(7) 別途工事等との調整

敷地内外において組合が別途発注した工事及び業務委託がある場合は、その請負事業者との調整を率先して行い、円滑に施工できるよう協力すること。

(8) 試運転

建設事業者は、順調かつ安定した連続運転ができることを確認するため、試運転とそれに係る調整を行うこと。試運転の前に、試運転の手順や日程及び要領等をまとめた試運転要領書を提出し、組合の承諾を得ること。

建設事業者は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、予備性能試験及び引渡性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。試運転の期間は、機器の単体調整、試運転、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則 180 日とする。なお、本施設の完成度が試運転の実施可能な段階に達したか否かは、建設事業者の判断とする。

試運転に係る業務は、原則、建設事業者が行うものとし、試運転に必要な経費負担も建設事業者が負うこと。ただし、試運転業務の一部を運営事業者へ委託する場合は、実施体制等を組合に書類で提出し、責任の所在を明確にしたうえで組合の承諾を得ること。

試運転期間中、故障又は不具合等が発生した場合には、建設事業者は責任をもってその故障又は不具合等の修復及び改善に当たるとともに、直ちに組合に報告して状況説明を行うこと。なお、試運転に係る費用、責任分担は以下に示すとお

りとする。処理対象物の受入作業、焼却灰、捕集灰処理物等の搬出作業、資源物の売却及び最終処分に係る所掌区分については、「第3編 運営業務」の所掌区分に従うものとする。

ただし、特別管理一般廃棄物に該当する場合は別途協議とする（捕集灰処理物を含む）。

ア 組合の費用負担範囲

- (7) 試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）における負荷運転（処理対象物を投入した状態で行う一連の運転のことをいう。）を行うための処理対象物の搬入に要する費用。
- (イ) 試運転により発生する焼却灰、捕集灰処理物、受入基準に適合しない廃棄物等、組合所掌で最終処分すべきものの運搬、処分に要する費用。
- (ロ) 試運転により発生する電力及び資源物の売却益。

イ 建設事業者の費用負担範囲

- (7) 試運転の実施に係る燃料費、ユーティリティ費（水道料金、電気料金等）、人件費及び使用する機器・車両・備品等の維持に係る費用等。
- (イ) 試運転により発生する建設事業者所掌で処分すべきものの処分に要する費用。
- (ロ) 予備性能試験及び引渡性能試験実施時の計測及び分析等に係る費用。
- (エ) 引渡性能試験において性能未達のために追加で実施する施設の改修に要する費用。
- (オ) 建物内備品等の調達に係る費用（運営事業者自らが使用するものを除く。）。
- (カ) その他、「上記ア」に示す項目以外の試運転に関連する費用。

ウ 運営事業者の費用負担範囲

- (7) 車両（重機を含む。）の調達に係る費用。
- (イ) 建物内備品等の調達に係る費用（運営事業者自らが使用するものに限る。）。
- (ロ) 試運転により発生する運営事業者所掌で処分すべきものの処分に要する費用。

(9) 工事に伴う損傷等の復旧

建設事業者は、工事に伴って周辺道路や隣接地等に、汚染や損傷等を生じさせた場合は、組合に報告するとともに早急に建設事業者の負担で復旧に努めること。設計・建設及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修・改造・改善又は取替を行うこと。ただし、風水害・地震等の大規模災害等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

(10) 保険への加入

建設事業者は、本施設の工事期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。
保険金額等については建設事業者の裁量とする。

ア 組立保険

イ 建設工事保険

ウ 第三者損害賠償保険

第三者への保険については、対人賠償はひとりにつき2億円、一事故につき5億円、対物賠償は一事故につき3億円を最低てん補限度額とする。

エ 部分払時の保険

部分払を請求すべき根拠となる既済部分については、本組合を被保険者とする火災保険等に付し、部分払の請求時には保険証書及び既済部分が保険の対象である旨を証する書類を組合に提出する。

オ 現地以外での既済部分に対する部分払時の保証

現地以外の場所で確認を行った既済部分についての部分払の請求時には、その部分払金額に対して、組合を受取人とする銀行保証を取り付ける等の措置を行い、それを証する書類を提出する。

(11) 材料及び機器

ア 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本工業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(SHASE-S)、日本塗料工業会規格(JPMS)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

なお、JIS規格等によらない場合は、JIS規格等と同等品以上の性能を有するものであることを証明することができ、「下記ウ」に規定する内容を証明・保証できる書類を提出したうえで、組合の承諾を得ること。また、組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。

ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は原則を以下に示すとおりとし、事前に組合の承諾を受けるものとする。

(ア) 主要設備を製作する場合は、製作会社選定基準、品質管理計画、製品検査計画を記載した海外調達計画書を提出し、組合の承諾を受けてから行うこと。

(イ) 本仕様書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。

- (ウ) 主要部品は、原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。なお、主要部品の範囲は受注後の協議による。
 - (エ) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
 - (オ) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来においても速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- イ 特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。
- ウ 使用材料及び機器のメーカーは、建設事業者の自社製品を含め選定基準に係る資料を提出したうえで、組合の承諾を得ること。また、材料・機器類のメーカーの選定にあたっては、過去の実績・公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、運營業務期間終了後も 10 年間にわたり使用することを見据え、補修や部品納品に係る利便性を考慮し、アフターサービス等に万全を期せるメーカーを選定すること。なお、あらかじめ使用メーカーリストを提出し、組合の承諾を得ること。また、トッランナーモーター、省エネルギータイプの電線、LED 照明器具等を採用するなど、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

(12) 年度別事業計画調書及び工事費内訳書の作成

建設事業者は、工事費内訳書を作成して組合へ提出すること。なお、基本設計又は実施設計に係る施工承諾申請書を未提出であっても、組合の求めに応じて、年度別事業計画調書(各年度の出来高予定額、支払予定額及びそれぞれに対応する交付対象事業費、交付対象外事業費が記載されたもの)を提出すること。

(13) 予備品・消耗品の納品

建設事業者は、本施設に係る予備品(2年分)及び消耗品(1年分)を納品するものとし、事前にそのリストを作成して組合へ提出し、承諾を得ること。

予備品は、かし担保期間(3年)に必要な保守、整備がされていても、破損・損傷・摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、寿命が1年を超える消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。

消耗品は、運転により確実に損耗し、寿命が短い部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とすること。その数量、リスト表(入手可能期間を明記。)を作成し、承諾図書に添付すること。原則として対象機器ごとに収容箱に入れ納入すること。

(14) 完成図書

建設事業者は、工事竣工に際して完成図書として以下のものを提出(データ提出を含む)すること。

ア 竣工図

(ア) 金文字製本 (A4 判)	2 部
(イ) 見開き製本 (見開き A3 判)	3 部
(ウ) 電子データ	2 部
イ 取扱説明書	2 部
ウ 鍵・工具引渡書	2 部
エ 各保証書	2 部
オ 予備品・消耗品・工具等一覧表	2 部
カ 機器台帳	2 部
キ 機器履歴台帳	2 部
ク 工程ごとの工事写真	2 部
ケ 特許一覧表	2 部
コ 完成写真 (プロ撮影) キャビネ判	2 部
サ 工事過程説明用ビデオ映像 (電子記憶媒体)	1 式
シ パンフレット	1 式 (内容は協議による。)
ス 運営マニュアル	1 式
セ 長寿命化計画 (施設保全計画)	1 式
ソ その他組合の指定するもの	各 2 部

図面や計算書等、電子記憶媒体で提出できるものは、媒体に収録したものと併せて提出すること。なお、ファイル形式は PDF ファイルを基本とするが、竣工図、工程ごとの工事写真、竣工写真、工事過程説明用ビデオ映像、パンフレット、その他組合が指示するもののファイル形式については組合と協議する。

4 工事監理及び検査

(1) 工事監理及び検査を行う者

- ア 組合は、本契約の履行についての指示、承諾、協議及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、検査等を行う者として、監督員を定める。
- イ 組合は、建築基準法第5条の6第4項の規定に基づき、本工事の工事監理を行う者として、工事監理者を定める（外部委託する場合を含む）。なお、ここでいう工事監理者には、建築基準法で定める一級建築士のほか、機械や電気等その他の分野に関する技術者を含むものとする。
- ウ 組合は、本工事の完成検査、出来形検査を行う者として、検査員を定める。

(2) 監督員等による検査

監督員及び工事監理者は、以下の検査等を行う。

ア 技術検査

適切かつ円滑な工事施工に資するため、工事途中において行う書類審査、立会検査等。

イ 工事現場パトロール

適切かつ円滑な工事施工に資するため、必要に応じ工事現場を視察し、施工体制の確認等を行うための点検。

- ウ その他工事監理を行うために必要な立会、試験、検査等
本契約の適正な履行を確保するために必要な検査

(3) 検査員による検査

検査員は、以下の検査を行う。

ア 完成検査

工事が完了し、建設事業者から工事完成通知書の提出があったときに行うものであり、工事の完成を確認するための検査。

イ 出来形検査

工事出来形確認請求書が提出され、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等を確認するための検査。あるいは、契約解除に伴う出来形部分等に対して行う検査。

- ウ 完成検査及び出来形検査は、建設事業者より組合が各通知を受けた日から14日以内に建設事業者の立会いのうえ、施工承諾申請書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知する。

- エ 検査員が行う出来形検査等において、既成部分の完成を確認した場合においても、組合が当該既成部分の引渡しを受けるものと解してはならず、正式引渡し完了するまでの保管はすべて建設事業者の責任とする。

5 現場管理

(1) 現場管理

- ア 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等の仮設計画については組合と十分協議し、他の工事への支障が生じないように留意すること。
- イ 工事中は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」で規定された機械の使用等、騒音や振動の発生の防止に努めること。また、必要に応じ騒音、振動の測定を行うこと。
- ウ 工事車両は、敷地内で車輪、車体に付着した土砂を洗浄し、退出すること。
- エ 工事に際して生じる発生残材は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」や「建設副産物適正処理推進要綱」及びその他関係法令等に従い、適正に処理し組合に報告すること。
- オ 現場は、常に保安、安全上の必要な処置をとるとともに、整理整頓を励行し清潔にすること。また、火災や盗難等の事故防止にも努めること。
- カ 工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努めること。
- キ 工事中の定点撮影及び主な工事の映像撮影を行い、工事過程説明用ビデオ映像として編集すること。

(2) 安全管理

- 工事中の危険防止対策を十分行い、併せて作業員への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

(3) 仮設工事

- ア 工事に必要な仮設工事は、建設事業者の提案とする。
- イ 正式引渡しまでの工事用電力、電話及び用水は建設事業者の負担にて、関係機関と協議のうえ、諸手続きをもって実施すること。
- ウ 組合と協議のうえ、建設事業者の負担で監督員（5名程度）及び工事監理者（5名程度）の現場事務所を別室にして設置すること。それぞれの広さは組合と協議すること。なお、監督員及び工事監理者用の現場事務所の清掃は、建設事業者の所掌とする。
- エ 仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室（建設事業者用会議室との兼用可）を設けること。
- オ 監督員及び工事監理者用の現場事務所には、電話（FAX及びインターネット接続付）、プリンター、コピー機、冷暖房器具、冷蔵庫、厨房器具、ロッカー、事務机、椅子、白板、長机、書棚、便所（室内）、下足入れ等必要な備品及び消耗品を用意すること。内容、仕様、数量等は組合と協議すること。

カ 周辺住民等への情報提供のため、工事の進捗状況を報せる掲示設備を設けること。

キ 仮設用の現場事務所や駐車場等に必要な用地を工事範囲内に確保することも可とする。ただし、組合が安全かつ妥当な範囲と認めた箇所とし、詳細は組合と協議のうえ、決定する。

6 性能保証

建設事業者は、建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行い、要求水準書で要求する性能を満足していることを確認すること。

(1) 保証事項

ア 責任施工

本施設の処理能力及び性能はすべて建設事業者の責任により発揮させること。また、建設事業者は要求水準書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、組合の指示に従い、建設事業者の負担で施工すること。

イ 性能保証事項

表 2-6 に示すすべての保証条件に適合すること。

表 2-6 引渡性能試験方法

(1 / 5)

番号	試験項目	保証条件	試験方法	備考	
1	ごみ処理能力	要求水準書に示すごみ質の範囲において、1炉200t/日の安定燃焼を維持できること。	(1) ごみ分析法 サンプリング箇所 ホップステージ 測定頻度 3回/日以上サンプリングを行う。 分析法 「厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達(環整第95号)」によるごみ質の分析方法に準じたもので、監督員が指示する方法による。 (2) 処理能力試験方法 組合が準備したごみを使用して、要求水準書に示すごみ質の範囲において、施工承諾申請書に記載された処理能力曲線に見合った処理量について試験を行う。	なお、ごみ質の計算については、ごみピットでサンプリングしたごみ質調査結果を用いるものとする。	
2	排ガス	硫黄酸化物 窒素酸化物 塩化水素	硫黄酸化物 8 ppm 以下 窒素酸化物 20ppm 以下 塩化水素 10ppm 以下 酸素濃度 12%換算値 (煙突にて)	(1) 測定箇所 硫黄酸化物及び塩化水素については、ろ過式集じん器入口、洗煙入口及び煙突において監督員の指示する箇所 窒素酸化物については、触媒脱硝装置の入口及び煙突において監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 各炉3回/日・箇所以上 (3) 測定方法は、JIS K 0103、JIS K 0104、JIS K 0107 による。	硫黄酸化物、塩化水素の吸引時間は30分/回以上とする。
		ばいじん	0.01g/m ³ N 以下 酸素濃度 12%換算値 (煙突にて)	(1) 測定箇所 ろ過式集じん器入口、洗煙入口及び煙突において監督員が指示する箇所 (2) 測定回数 各炉3回/日・箇所以上 (3) 測定方法は、JIS Z 8808 による。	排ガス温度、水分、流速、流量を併せて測定する。
		ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下 酸素濃度 12%換算値 (煙突にて)	(1) 測定箇所 ろ過式集じん器入口、洗煙入口及び煙突において監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 各炉3回/日・箇所以上 (3) 測定方法は、JIS K 0311 による。	
		水銀	30µg/m ³ N 以下 酸素濃度 12%換算値 (煙突にて)	(1) 測定箇所 ろ過式集じん器入口、洗煙入口及び煙突において監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 各炉3回/日・箇所以上 (3) 測定方法は JIS K 0222 による。	
		一酸化炭素	30ppm 以下 (4時間平均) 100ppm 以下 (1時間平均) 酸素濃度 12%換算値 (煙突にて)	(1) 測定箇所 ろ過式集じん器入口及び煙突において監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 各炉3回/日・箇所以上 (3) 測定方法は、JIS K 0098 による。	吸引時間は、4時間/回以上とする。

表 2-6 引渡性能試験方法

(2 / 5)

番号	試験項目		保証条件	試験方法	備考
2	排ガス	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質に係る排出基準 (表 2-8 参照)	(1) 測定箇所 ろ過式集じん器入口及び煙突において監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 各炉 3 回/日・箇所以上 (3) 測定方法 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による。	
3	炉体、ボイラケーシング外表面温度		室温+30 以下	(1) 測定箇所 監督員が指示する。 (2) 測定頻度 1 回/日・箇所	
4	捕集灰処理物	大阪湾広域臨海環境整備センターの定める廃棄物の受入基準項目	大阪湾広域臨海環境整備センターの定める廃棄物の受入基準 (表 2-14 参照)	(1) サンプルング箇所 混練機の出口付近 (2) 測定頻度 1 回/日・箇所以上サンプルングを行う。 (3) 分析法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」のうち、埋立処分の方法(昭和 48 年 2 月 17 日)による。	
		ダイオキシン類	捕集灰処理物 1 ng-TEQ/g 以下	(1) サンプルング箇所 混練機の出口付近 (2) 測定頻度 1 回/日・箇所以上サンプルングを行う。 (3) 分析法 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法」による。	
5	熱灼減量	熱灼減量	焼却灰の熱灼減量 乾灰 3 % 以下 湿灰 5 % 以下	(1) サンプルング箇所 焼却設備、灰出し設備のうち、監督員の指示する箇所 (2) 測定頻度 1 回/日・箇所 乾灰及び湿灰それぞれのサンプルングを行う。 (3) 分析法 「厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知(環整第 95 号)」によるごみ質の分析方法に準じたもので、監督員が指示する方法による。	

表 2-6 引渡性能試験方法

(3 / 5)

番号	試験項目	保証条件	試験方法	備考
6	汚泥 大阪湾広域臨海環境整備センターの定める廃棄物の受入基準に定められている項目	大阪湾広域臨海環境整備センターの定める廃棄物の受入基準 (表 2-14 参照)	(1) サンプルング箇所 排水処理設備のうち、監督員の指示する箇所 (2) 測定頻度 1 回/日・箇所サンプルングを行う。 (3) 分析法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」のうち、埋立処分の方法による。また、ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法」による。	
7	焼却灰 大阪湾広域臨海環境整備センターの定める廃棄物の受入基準に定められている項目	大阪湾広域臨海環境整備センターの定める廃棄物の受入基準 (表 2-14 参照)	(1) サンプルング箇所 灰出し設備のうち、監督員の指示する箇所 (2) 測定頻度 1 回/日・箇所サンプルングを行う。 (3) 分析法 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」のうち、埋立処分の方法による。また、ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法」による。	湿灰・乾灰の両方をサンプルング、分析を行う。
8	敷地境界の基準	臭気指数 10 以下	(1) 測定箇所 (4 箇所：敷地境界) 敷地境界のうち、監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 同一測定点で 1 回/日・箇所以上とする。 (3) 測定方法 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」による。	測定は、清掃車搬入終了後、構内道路を散水した状態で行う。
	気体排出口の基準	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める許容限度 (臭気指数)	(1) サンプルング箇所 臭気の排出口付近 (2) 測定回数 2 回/日・箇所以上 (3) 測定方法 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」による。	
	排水水の基準	臭気指数 26 以下	(1) サンプルング箇所 排水の放流口付近 (2) 測定回数 2 回/日・箇所以上 (3) 測定方法 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」による。	
9	工場騒音	朝 65 デシベル以下 (午前 6 時～午前 8 時) 昼 70 デシベル以下 (午前 8 時～午後 6 時) 夕 65 デシベル以下 (午後 6 時～午後 9 時) 夜 60 デシベル以下 (午後 9 時～午前 6 時)	(1) 測定箇所 (4 箇所：敷地境界) 監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 「騒音規制法」による時間区分の中で、各 1 回/日・箇所以上測定する。 (3) 測定方法 JIS Z 8731 による。	定常運転時とする。

表 2-6 引渡性能試験方法

(4/5)

番号	試験項目	保証条件	試験方法	備考
10	機器騒音	90 デシベル未満 (機測 1m にて)	(1) 測定箇所 監督員の指示する機器の機側 1m (2) 測定回数 「騒音規制法」による時間区分の中で、 各 1 回/日・箇所以上測定する。 (3) 測定方法 JIS Z 8731 による。	定常運転時とする。
11	工場振動	昼間 70 デシベル以下 (午前 6 時～午後 9 時) 夜間 65 デシベル以下 (午後 9 時～午前 6 時)	(1) 測定箇所 (4 箇所：敷地境界) 監督員の指示する箇所 (2) 測定回数 「振動規制法」による時間区分の中で、 各 1 回/日・箇所以上測定する。 (3) 測定方法 JIS Z 8735 による。	定常運転時とする。
12	燃焼室 出口温度	指定ごみ質の範囲内において燃焼室出口温度 900 以上	(1) 測定方法 主燃焼室出口に設置する温度計による。	測定開始前に、計器の校正を監督員立会のもとに行う。
13	滞留時間	900 以上かつ 2 秒以上	算定方法については、組合との協議による。	
14	蒸気タービン発電機、保安用発電機	負荷遮断試験及び負荷試験	(1) 試験方法 蒸気タービン発電機は、JIS B 8102、 保安用発電機については、JIS B 8014 又は JIS B 8041 により行う。 (2) 測定方法 発電機計器盤及び必要な計器による。	電気事業法における安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることができる。
15	発電効率	エネルギー回収率 発電効率は 22.4% 以上	試験方法は、組合との協議による。 なお、エネルギー回収率については、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル平成 28 年 3 月改訂環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課」に定められた計算方法による。	

表 2-6 引渡性能試験方法

(5 / 5)

番号	試験項目	保証条件	試験方法	備考
16	作業環境中のダイオキシン類濃度	炉室及び機械室（装置内等を除く）について管理区分を第1管理区域とする。 2.5pg-TEQ/m ³ 以下	(1) 測定箇所 炉室、捕集灰処理設備付近、捕集灰処理物搬出箇所、中央制御室、灰出しコンベヤ付近において、それぞれ監督員が指示する箇所 (2) 測定回数 1回/日・箇所以上 (3) 測定方法 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」による。	
17	排水	下水道への排水基準（表2-10参照）	(1) サンプリング箇所 放流口 (2) 測定回数 1回/日・箇所以上 (3) 測定方法 下水の水質の検定方法に関する省令による。	プラント排水 洗煙排水 放流水
18	機器冷却水（温度、流量）	施工承諾申請書に示す範囲	(1) 測定箇所 中央制御室、その他監督員が指示する箇所 (2) 測定回数 1回/日・箇所以上 (3) 測定方法 監督員の指示による。	
19	タービン冷却水（温度、流量）	施工承諾申請書に示す範囲	(1) 測定箇所 中央制御室、その他監督員が指示する箇所 (2) 測定回数 1回/日・箇所以上 (3) 測定方法 監督員の指示による。	
20	脱気器溶存酸素量	0.007mg/L以下	(1) 測定回数 1回以上 (2) 測定方法 JIS B 8224による。	
21	その他			監督員が必要と認めるもの。

注) 測定方法は当該試験実施の最新の法定方法による。

(2) 公害防止管理値

ア 工場排出ガス基準

煙突出口において、表 2-7 及び表 2-8 に示す基準を遵守すること。

表 2-7 工場排出ガス基準

項目	基準値	備考
硫黄酸化物	8 ppm 以下	乾きガス 酸素濃度 12%換算値
窒素酸化物	20 ppm 以下	
ばいじん量	0.01 g/m ³ N 以下	
塩化水素	10 ppm 以下	
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/ m ³ N 以下	
水銀	30 µg/ m ³ N 以下	

表 2-8 有害物質の排出口における規制基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

項目	K	項目	K
アニシジン	1.87	銅及びその化合物	0.0340
アンチモン及びその化合物	0.204	鉛及びその化合物	0.0680
N-エチルアニリン	3.68	バナジウム及びその化合物	0.0340
塩化水素 注1)	-	ベリリウムその化合物	0.00340
塩素	3.23	ホスゲン	0.751
カドミウム及びその化合物	0.0170	ホルムアルデヒド	0.456
クロロニトロベンゼン	0.34	マンガン及びその化合物	0.136
臭素	0.728	N-メチルアニリン	3.26
水銀及びその化合物 注2)	0.0340		

$$C = K \times S / Q$$

C：有害物質の種類ごとの量 (mg/m³N)

K：有害物質ごとに上表に掲げる値

S：表 2-9 に掲げる条件ごとに定めた式により算出される値

Q：温度が摂氏 0 で 1 気圧の状態に換算した排出ガス量 (m³/min)

注 1) 塩化水素は本施設には適用されない

注 2) 水銀及びその化合物は表 2-7 工場排出ガス基準がより厳しい値である

表 2-9 有害物質排出基準の算式

算式の適用条件	算式 (S)
Ho < 6 の場合	b^2
Ho ≥ 6 かつ 4.7 (Ho - 6) ≤ b < 4.7Ho の場合	$(Ho - 6)^2 + b^2$
Ho ≥ 6 かつ b ≥ 4.7Ho の場合	$(Ho - 6)^2 + 22.1Ho^2$
Ho ≥ 6 かつ b < 4.7(Ho - 6) であって、排出口の中心から 4.7(Ho - 6) の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面がふ角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。以下「建築物」という。)がある場合	$Ho > h : (Ho - h)^2 + d^2$ $Ho = h : d^2$
上記以外の場合	$23.1 (Ho - 6)^2$

Ho : 排出口の実高さ(単位 m)

b : 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(単位 m)

h : 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(単位 m)

d : 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(単位 m)

イ 排水に関する基準

排水基準は、「下水道法」、「下水道排除基準を定める省令」及び「大阪市生活環境保全条例」の基準をもとに、表 2-10 に示す基準を遵守すること。

表 2-10 下水道への排水基準

項目	特定事業場の平均排水量		
	50m ³ /日以上	30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	30m ³ /日未満
カドミウム	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
シアン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
有機りん	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
鉛	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
六価クロム	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
ひ素	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
総水銀	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
セレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
ほう素	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
ふつ素	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
フェノール	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
銅	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
亜鉛	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
鉄(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
マンガン(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
クロム	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量 注1)	2600mg/L以下	600mg/L以下	600mg/L以下
浮遊物質 注1)	2600mg/L以下	600mg/L以下	600mg/L以下
ノルマルヘキサン 鉱油類	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
抽出物質 注2) 動植物油類	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L以下
温度	45 未満	45 未満	45 未満
よう素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと		

注 1) 生物化学的酸素要求量ならびに浮遊物質量は、大阪市下水道条例により 2,600mg/L まで一定条件のもとに市長の承認を受けて排除することができる。
注 2) ノルマルヘキサン抽出物質の基準値は、下の表のとおり排水量によって異なる。

ノルマルヘキサン抽出物質の排水基準			
1日あたりの排水量	5,000m ³ /日以上	1,000m ³ /日以上 5,000m ³ /日未満	1,000m ³ /日未満
鉱油類	3mg/L以下	4mg/L以下	5mg/L以下
動植物油類	10mg/L以下	20mg/L以下	30mg/L以下

ウ 騒音基準

敷地境界線上において、表 2-11 に示す基準を遵守すること。

表 2-11 騒音基準（敷地境界）

朝 午前 6 時～午前 8 時	昼 午前 8 時～午後 6 時	夕 午後 6 時～午後 9 時	夜 午後 9 時～午前 6 時
65 デシベル 以下	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

エ 振動基準

敷地境界線上において、表 2-12 に示す基準を遵守すること。

表 2-12 振動基準（敷地境界）

昼間 午前 6 時～午後 9 時	夜間 午後 9 時～午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

オ 悪臭基準

表 2-13 に示す基準を遵守すること。

表 2-13 悪臭基準

1号規制基準 （敷地境界）	2号規制基準 （気体排出口）	3号規制基準 （排水）
臭気指数：10 以下	悪臭防止法施行規則第 6 条 の 2 に定める換算式により 算出する。	臭気指数：26 以下

悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準値（大阪市内全域対象）

カ 焼却灰、捕集灰処理物及び汚泥の基準

焼却灰、捕集灰処理物及び汚泥については、表 2-14 に示す大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を遵守すること。

また、焼却灰については、表 2-15 に示す熱灼減量の基準を遵守すること。

なお、捕集灰処理物のダイオキシン類については 1 ng-TEQ/g 以下の基準を遵守すること。

表 2-14 大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準

項 目	判定基準
アルキル水銀化合物	不検出
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
ヒ素又はその化合物	0.3mg/L 以下
有機リン化合物	1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

表 2-15 熱灼減量の基準

項 目	基準
熱灼減量 (乾灰)	3 % 以下
熱灼減量 (湿灰)	5 % 以下

(3) 予備性能試験

建設事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に組合に提出すること。建設事業者は、あらかじめ組合と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、組合の承諾を得ること。予備性能試験の試験項目や試験方法は、原則として引渡性能試験に準ずるが、詳細は別途協議とする。なお、予備性能試験期間は2炉同時運転にて72時間以上とする。

ただし、性能が発揮されない場合は、建設事業者の責任において対策を施し、改善したことを証明すること。

(4) 引渡性能試験

ア 引渡性能試験の実施方法

- (ア) 試験は組合立会いのもと、前述の「表 2-6 引渡性能試験方法」に基づいて実施すること。
- (イ) それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を組合と協議のうえ、実施すること。
- (ウ) 試験は工事期間中に行うものとし、あらかじめ組合と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (エ) 試験に先立って2日以上前から定格運転に入るものとし、引き続き処理能力に見合った焼却量における試験を2炉同時運転にて72時間以上行うこと。

イ 引渡性能試験の実施条件

引渡性能試験は以下の条件で行うこと。

- (ア) 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、組合の承諾を得て他の適切な機関に依頼すること。
- (イ) 原則として全炉同時運転により実施すること。
- (ウ) 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行うこと。
- (エ) 試料の採取箇所、採取方法、分析方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものを使用すること。

- (5) 低負荷試験
 - ア 確認方法
試運転期間中に、2 炉同時運転にて、設備能力の 70%程度の低負荷運転を実施すること。実施時間は連続 24 時間以上とすること。
 - イ 運転要領
建設事業者は、実施内容及び運転計画を記載した低負荷運転要領書を作成し、組合の承諾を得た後、試験を実施すること。
 - ウ 試験結果の報告
建設事業者は低負荷運転の結果を、予備性能試験及び引渡性能試験の成績書に含め、報告すること。

- (6) プラント保安用発電設備負荷確認試験
試運転期間中に、全停電時から 1 炉立ち上げが可能なことを確認すること。

- (7) 緊急作動試験
 - ア 確認方法
試運転期間中に、次の緊急作動試験 及び を実施すること。
 - (ア) 緊急作動試験
定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う（ただし、蒸気タービンの緊急作動試験は除く）。なお、受電等が同時に停止した場合に保安用発電機が稼働し、プラント設備が安全に停止でき、建築基準法、消防法に基づく設備が作動すること。
 - (イ) 緊急作動試験
発電機が、電力会社と並列の状態での定常運転時に、発電機並びに受電用の遮断器を切った状態において、全停電緊急作動試験を行う。なお、保安用発電機を起動しないように設定し、発電機、遮断器を切った状態において、プラント設備が安全であること。
 - イ 運転要領
建設事業者は、実施内容及び運転計画を記載した緊急作動試験要領書を作成し、組合の承諾を得た後、試験を実施すること。
 - ウ 試験結果の報告
建設事業者は緊急作動試験の結果を引渡性能試験の成績書に含め、報告すること。

7 かし担保

(1) 一般事項

- ア 建設事業者は、本施設等の設計及び施工に係るかしについて、すべての責任を負うものであり、組合の施工承諾申請書等の承諾行為が、建設事業者の設計に係るかしの責任を回避するものではない。ただし、組合が提供する要求水準書等や組合の指示に誤りがあった場合は、この限りでない。
- イ 施工承諾申請書に記載した本施設の性能及び機能は、すべて建設事業者の責任において保証すること。
- ウ かし確認試験の結果、かし判定基準を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善すること。
- エ 設計上または施工上のかしが確認され組合が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償すること。

(2) かし確認検査

ア かし確認検査の時期

組合は本施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合及び各かし担保期間が経過しようとする時期に、建設事業者に対し、建設事業者の負担においてかし確認試験を行わせることができる。なお、焼却炉の稼働等により、状態の確認ができない項目については、かし担保期間経過後の確認可能な時期に行うものとする。

イ かし確認試験

かし確認試験の内容については、組合と建設事業者との協議によるものとし、建設事業者は事前にかし確認試験要領書を作成して、組合の承諾を得ること。また、建設事業者は、かし確認試験要領書に基づき、かし確認試験を行うこと。

この際、通常運転に係る経費は運営事業者の負担とし、新たに必要となる調査・検討及び分析等に掛かる費用はその結果に関わらず建設事業者の負担とする。

ウ かし判定の基準

かしの判定については、組合及び建設事業者の協議により行うものとし、その判定基準は以下に示すとおりとする。

- (ア) 運転上支障がある事態が発生した場合
- (イ) 構造上、施工上の欠陥が発見された場合
- (ウ) 主要部分に亀裂、破損、脱落、変形、異常摩耗、腐食、漏れ、閉塞等が発生した場合
- (エ) 主要装置の耐用が著しく短い場合
- (オ) 要求水準書に定める性能保証を満たせない場合

(3) かし担保期間

ア 設計に係るかし担保期間

設計に係るかし担保期間は、正式引渡し後 10 年間とする。

イ 施工に係るかし担保期間

(ア) 建築工事関係のかし担保等（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

建築工事関係のかし担保期間は原則として正式引渡し後 2 年間とする。ただし、そのかしが建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、正式引渡し後 10 年間とする。

なお、防水工事等に関する保証期間については以下に示すとおりとし、記載の期間にわたる保証に係る保証書を提出すること。

A	アスファルト防水	10 年保証
B	合成高分子ルーフィング防水	10 年保証
C	塗膜防水	10 年保証
D	仕上塗材吹き付け	10 年保証
E	シーリング材	5 年保証
F	コンクリート製水槽類の耐薬品コーティング層	5 年保証
G	FRPライニング	10 年保証

(イ) プラント工事関係のかし担保期間

プラント工事関係のかし担保期間は原則として正式引渡し後 3 年間とする。ただし、そのかしが建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、正式引渡し後 10 年間とする。

プラント設備において、特にかし担保期間を定めている項目は、以下のとおりとする。

A 火格子

引渡し後 2 年間は取替枚数の全数についてかしとみなし、3 年目の 1 年間に生じた取替部分については、全体枚数に対して 10% を越える取替部分についてはかしとみなす。ただし、設置箇所の移動についても取替とみなす。

B 過熱器、節炭器、ガス洗浄装置、ガス再加熱器

引渡し後 5 年以内に「(2)ウ かし判定の基準」のような状態が確認された場合。

C ろ過式集じん器（ろ布）

引渡し後、5 年以内に「(2)ウ かし判定の基準」のような状態が確認された場合。

D 触媒脱硝装置（触媒）

引渡し後、5 年以内に「(2)ウ かし判定の基準」のような状態が確認された場合。

(4) かし担保期間経過後の対応

かし担保期間の経過後に、所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合（建設事業者又は運営事業者に帰責事由のあるもの。）これに関する補修に係る費用は、運営事業者の負担とする。運営事業者は、補修計画に基づく補修費用の支払を除き、上記の補修に関する費用につき、組合に対して何らの支払を請求することもできない。

8 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しとする。

工事竣工とは、「1(4) 建設事業者の業務範囲」に記載された業務範囲をすべて完了するとともに、「6(4) 引渡性能試験」により所定の性能が確認された後、完成検査を受け、これに合格した時点とする。

第2章 全体計画

1 施設整備基本方針

組合では、本事業の基本的な方針については、平成27年度に廃棄物処理施設建設等委員会で審議され、平成28年3月に「住之江工場更新計画における基本方針について（答申）」を得ている。

本施設の設計・建設業務の履行においては、本事業の特性である設計・建設業務と運營業務を一体として事業者で計画する特徴を活かし、より効果的にこの基本方針を実現できるよう努めること。

2 全体配置計画

(1) 本施設の配置・動線

本施設の運営・利用上の利便性のほか作業員及び来場者の安全性を十分に考慮し、機能的かつ合理的な配置・動線を計画する。ただし、本館、増築棟、煙突等の主要施設については引き続き活用することから、施設配置については、これらを踏まえた計画とする。

ア 配置計画

- (ア) 本館、増築棟、煙突、タービン冷却設備棟（ポンプ室、電気室）、バルブ室、雨水排水設備棟については、既存施設を引き続き利用することを基本とする。
- (イ) 計量棟は必要に応じて建替えを行う。現在は計量後に管理ブロックで精算を行っており、車両動線が輻輳しているため、利用動線（計量、精算）に配慮し、適切な位置へ配置する。
- (ウ) 容器包装プラスチック中継施設（詰所を含む）は、更新工事に際して、必要に応じて撤去する。なお、運営期間中は当該スペースを事業用として使用できない。
- (エ) 更新工事に際して、屋外便所、グランド防球ネット等については、一旦撤去し、建設業務終了時までには復旧する。
- (オ) 見学者や一般利用者が利用する駐車場については既設に倣うこととし、動線計画の見直しなどにより必要に応じて変更することも可能とする。

イ 動線計画

(ア) 車両動線

- A 本施設への入口は既存施設に倣い敷地東側の交差点から進入する。場内の車両動線は、ごみ関係車両用と来場者用を明確にする。
- B 本施設周辺での渋滞緩和の観点から、敷地入口から計量棟までの動線はできる限り長く確保し、輻輳時においても搬入車両が公道にはみ出さないようにする。

- C ごみ関係車両の動線は一筆書きでの計画とし、場外へのアクセスは必ず計量棟を通過させる。
- D 車両等の動線計画は、構内交通の安全性を十分考慮する。
- E 緊急時に消防車両等が速やかに進入できるよう計画する。
- F 焼却灰等の搬出や、薬品搬入等に使用する大型車の走行に支障のない幅員及び回転半径を確保する。

(イ) 歩行者動線

車両動線とは分離することを原則とし、歩行者の安全に配慮した計画とする。

(2) 計量手続き、荷下ろし作業

ア 計量手続き及び荷下ろし作業に係る条件は以下に示すとおりとする。なお、計量の自動化を検討しており、計量手続きが変更になる可能性があるため、それを踏まえて計画すること。

(ア) 搬入車及び搬出車は全て2度計量とする。

(イ) 自己搬入ごみや火事跡ごみ等として、排出者から直接搬入される一般廃棄物については、組合が指定する方法により搬入の受付及び一般廃棄物の受入れを行う。

(ウ) 自己搬入ごみや火事跡ごみ等として、排出者から直接搬入される一般廃棄物の処理手数料の収受は、原則として管理ブロックにて行う。

(エ) 自己搬入車は動線上の安全性が確保された箇所にて荷下ろしを行う。

イ 入場から退出の手続きは、以下に示すとおりとする。

(ア) 直営

入場 計量 搬入物荷下ろし 計量 退出

(イ) 許可業者

入場 計量 搬入物荷下ろし 計量 退出

(ウ) 搬出車（焼却灰、捕集灰処理物等）

入場 計量 搬出物積み込み 計量 退出

(エ) 自己搬入車（自己搬入ごみ、火事跡ごみ等）

電話予約受付 入場 受付・計量 搬入物荷下ろし 計量 手数料支払
退出

(オ) 搬入車（薬品等）

入場 計量 薬品等荷下ろし 計量 退出

第3章 プラント設備工事

1 基本的事項

(1) 歩廊、階段等

- ア プラント設備の運転及び保全のため、設備、機器等の周囲に必要な歩廊、階段、点検台等を設けること。機器周囲の点検台等は極力周辺歩廊と高さを合わせること。
- イ 歩廊は、2方向避難の確保のため、行き止まりにしないこと。
- ウ 階段の傾斜角、蹴上げ、踏面の寸法はできるだけ統一を図り、踏面には滑り止め対策を施すこと。なお、主要通路の階段傾斜角45度以下とすること。
- エ 梯子の使用はできるだけ避けること。
- オ 歩廊、階段の幅は、原則として、日常点検及び避難等に使用する主要なものは1,200mm以上(有効)とすること。また、原則として通路高さを2,000mm以上確保すること。
- カ 歩廊、階段で手摺を設ける場合は、原則として高さ1,100mm(有効)以上とすること。
- キ 機械の回転部及び突起部周辺等、通路が狭くなる恐れのあるところは、通路幅に余裕をもって配置すること。
- ク 腐食が懸念される部分の材料は、ステンレス鋼を使用する等腐食対策を行うこと。
- ケ 高所作業が必要な箇所では、転落防止柵、安全带や転落防止用ネット取り付けフック、十分な高さの作業用踏み台の設置等、安全な作業が行えるよう配慮すること。
- コ 見学者が、広範囲で見学対象の設備全体が視界に入るよう、歩廊や機器の配置、形状等に配慮すること。
- サ 補修等を考慮し、炉室と外部は直接出入りできるようにし、機器、機械の搬入を考慮して、その出入り幅はできるだけ広くし、補修用工具、機材搬入用の吊り上げホイスト、吊り上げフック及び吊り上げスペースを確保すること。
- シ 床はグレーチング主体で構成し、必要に応じチェッカープレートを敷設し、安全に作業ができる構造とするとともに、工具、部品等の落下を防止すること。また、耐荷重は、1,800 N/m²以上を確保すること。

(2) 機器、配管等

- ア プラント設備や建築設備は環境への配慮と省エネに視点を持った設計とすること。
- イ 各種設備や機器の管理、点検、整備、補修作業に必要な設備を、必要な箇所に安全かつ容易に作業ができるよう設置すること。

- ウ 通常運転のもとで測定、分析が必要な場合、各現場で直接測定できるような箇所に測定口を設置すること。
- エ 機器、部品等は、補修、修理時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせること。
- オ ポンプは交互運転が可能なように計画すること。
- カ 機器の回転部分、稼働部分には、安全標識をし安全カバー等の防護対策を行うこと。
- キ 粉じんが発生する箇所には、適切な防じん対策、局所吸引による集じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- ク 臭気や化学物質が発生する箇所には適切な臭気対策、局所吸引による脱臭及び化学物質除去対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- ケ 炉体付近や建屋最上階部は室温が上昇するので、給気、換気が十分行えるようにすること。
- コ 使用環境に応じて、ステンレス鋼等を使用する等十分な腐食対策を行うこと。
- サ 炉本体、ボイラ、配管等で、熱を放射するもの、人が触れ火傷する恐れのあるものは防熱、保温工事を施工すること。
- シ 集じん器、煙道等、低温腐食の恐れのあるものは保温施工すること。
- ス 配管は、ドレン滞留、エア滞留、放熱、火傷、結露、発錆、振動、凍結、異種金属接触腐食等の対策を考慮して計画し、詰りが生じ易い流体用の配管には掃除が容易なように考慮すること。
- セ 汚水系統の配管材質は管（外面、内面）の腐食等を考慮し、適切な材質を選択すること。
- ソ 設備の種類ごとの色彩計画については、監督員との協議により決定する。また、設備名称や炉番号等を明記すること。
- タ 塗装は、耐熱性、耐薬品性、防食性、耐候性、配色等を考慮すること。
- チ 配管については、内部流体、流れ方向及び行き先を明示すること（明示方法は提案とし、詳細は別途協議とする。 ）。
- ツ 薬品貯槽及び薬品貯槽から送液するポンプユニットは防液堤内に設置すること。

(3) 電気、制御、操作盤

- ア 鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の板厚、材質は適切なものを選択すること。
- イ 扉を鍵付きとする場合は、共通キーとすること。
- ウ 塗装は、盤の内外面とも監督員との協議により決定する。

- エ 盤は、設置する環境に応じた仕様とする。必要に応じて、防じん・防水等の対策を講じること。
- (4) 火災対策
- ア 本施設での火災に対応するため、消防用に供する設備、消火活動上必要な設備、防火水槽、消防用水及び自動放水装置等より構成される消防設備を整備すること。
- イ 消防設備は消防関係法令を遵守して設けること。
- (5) 塩害対策
- ア 屋外配管の保温カバーはステンレス製とすること。
- イ 屋外の露出配管はステンレス製配管の使用や、溶融亜鉛メッキ、マリンペイント塗装等耐食性を考慮した仕上げとすること。
- ウ 鋼製の屋外歩廊架台、手摺等は溶融亜鉛メッキ、マリンペイント塗装等耐食性を考慮した仕上げとすること。
- エ 屋外設置機器については、その機能上の必要に応じて屋根、カバー等を設置すること。
- (6) 地震対策
- ア 耐震安全性の分類は、構造体 類（重要度係数を 1.25）、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類とする。ただし、これは耐震性に関する要件である設計用水平震度を対象とし、商用電力対策、電力設備信頼性ならびに通信途絶対策の規定は該当しない。
- イ プラント設備等は建築の分類と同等のレベルの耐震性を確保すること。ただし、これに依らない場合には、火力発電所の耐震設計規程（指針）等に準拠すること。
- ウ 感震器を設置し、原則として 250 ガル以上の加速度を感知した場合には、ごみ処理を自動的に停止できるシステムを構築すること。
- エ 煙突は想定される地震動を標準波に追加して構造計算を行うこと。
- オ 建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とすること。
- カ 塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等の薬品タンクの設置については、漏えい時に混触による有害ガス発生等の危険があるため、必要な容量の防液堤を薬品ごとに設けること。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士との結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置すること。

- キ 電源あるいは計装制御用空気源が断たれたときは、各バルブ、ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにすること。
- ク 地震における天井被害や落下防止のため、振れ止めブレースの設置や、段差等の剛性が異なる部分へのクリアランスの確保などの対策を取ること。また、吊り金具や目地材等の落下防止にも配慮すること。

(7) 安全対策

- ア 共通部分を含む機器については、燃焼設備稼働時においても、同機器の定期整備時、定期点検時に安全で能率的な作業が行えるよう十分に配慮すること。
- イ 関係者以外の者が立ち入ることが危険な箇所、作業員への注意を知らせる必要がある箇所には、標識を設置すること。
- ウ 油、薬品類及び危険物類受入口は、接続方法を間違えないように工夫し、注意事項等を記載した表示板（アクリル板）を設けること。また、油、薬品等の注入時のこぼれにより、雨水排水等に混入しないよう留意すること。
- エ 薬品類を取扱う箇所には、シャワーや洗眼器等を設置すること。
- オ 床開放開口部には、必要に応じて、手摺りや安全帯用フックを設けること。
- カ 薬品類を取扱う箇所、ほこり、粉じんの多い箇所には、散水設備及び排水設備を設けること。
- キ 有害ガスの発生及び酸素欠乏箇所としての対策が必要なピット・槽等には、換気設備又は可搬式通風装置を設置できるマンホール（600以上）及び作業員出入用マンホール（600以上）を設けること。
- ク 車両走行ルートにおいては、計量棟、プラットホーム入口、ランプウェイなど高さ制限がある場合において、見える位置に高さ制限表示をすること。

(8) その他

- ア 道路を横断する配管、ダクト類は埋設を基本とする。
- イ 労働安全上危険と思われる箇所には、安全標識を JIS Z 9103（安全色-一般的事項）により設けること。
- ウ 各作業に適する作業環境を確保すること。
- エ 工場内は機器や付属装置の機能に応じ、日常の運転管理に十分な明るさを確保すること。

2 受入供給設備工事

(1) 設備概要

本設備は、計量機、エアカーテン、投入扉、同駆動装置、ごみクレーン等により構成する。収集したごみは、計量機にて計量したのちに、投入扉よりごみピットに投入され、ごみクレーンにより各焼却炉の投入ホッパに投入する。

(2) 計量機

本計量機は、搬入車両及び搬出車両の積載重量をデータ処理設備と連動して、自動的に計量できるシステムとする。

ア	形式	ロードセル式(4点支持)、ピット式
イ	数量	{ }基(搬入用{ }基、搬出用{ }基)
ウ	秤量	30t
エ	最小目盛(表示印字)	10kg
オ	精度	1/3,000以下
カ	積載台寸法	幅3,000mm×長さ10,500mm以上
キ	操作方式	押釦手動及び自動
ク	表示形式	デジタル表示
ケ	計量方式	

(ア) 通常：データ処理設備との連動による自動計量

(イ) データ処理設備停止時：押釦式印字方式

コ 主要機器(1基につき)

(ア) 計量機本体 1台

(イ) 計量装置 1台

(ウ) その他付属品 1式

サ 構造

(ア) 計量機上に車両等の滑り止め対策を施すこと。

(イ) 計量機の数量は、繁忙期においても、計量の待車が他の通行の妨げになることや、場外に出ることがないように数量を設定すること。

(ウ) 計量ピットへの雨水排除対策を行うこと。

(エ) 計量機及びデータ処理装置等は、停電時にも使用できるよう非常用電源の負荷範囲とすること。

(3) エアカーテン

本装置は、プラットホーム入口及び出口に設置し、プラットホーム内の臭気が外部に散逸するのを防止するために設置する。仕様については、プラットホーム

の入口及び出口幅及び高さを考慮し、防臭・防塵に十分効果のある設備を設置すること。

ア	形式	産業用エアカーテン
イ	数量	1 式 (プラットホーム出入口に設置)
ウ	主要機器	
	(ア) 本体	1 式
	(イ) その他付属品	1 式
エ	構造	防臭・防塵に十分効果のあるように、風量・風圧・風向に十分配慮した構造とすること。

(4) 展開検査装置

本設備は、搬入されたごみに対する展開検査を行うために設ける。

ア	形式	エプロンコンベヤ式
イ	数量	1 基
ウ	寸法 (参考)	幅 1.6m × 長さ 5.0m 程度
エ	操作方式	現場手動
オ	駆動方式	電動式 (チェーン駆動)
カ	主要部材質	SS400 相当品
キ	主要機器	
	(ア) 本体フレーム	1 式
	(イ) ごみ受入ホッパ	1 式
	(ウ) コンベヤ	1 式
	(エ) 電動機	1 式
	(オ) 制御盤	1 式
	(カ) 操作盤	1 式
	(キ) その他付属品	1 式
ク	構造	(ア) 積載重量 8 トンの廃棄物運搬車両からのダンピングによる衝撃に耐える強度をもたせること。 (イ) 安全装置として引き網スイッチを設けること。 (ウ) 車輪等を有し、移動できる構造とすること。

(5) 投入扉及び駆動装置

本装置は、搬入車から直接ごみピットに投入するための扉であり、開閉は自動、または手動操作にて行うこと。また、車両管制については「12 計装設備工事」にて記載する。なお、扉の駆動については車両管制と連系して、車両の渋滞等が生じないように開閉速度及び設備容量等、十分考慮した設備とする。

ア 投入扉（参考）

本投入扉は、壁面に設置し、観音扉式とする。また、扉寸法については、搬入車両の大きさ等を十分考慮した寸法とする。

- | | |
|-----------------|---|
| (ア) 形式 | 観音扉式 |
| (イ) 数量 | { } 基 |
| (ウ) 扉寸法 | 幅 { } mm × 高さ { } mm |
| (エ) 開閉操作方式 | |
| A 手動 | プラットホーム監視室からの遠隔操作及び現場手動 |
| B 自動 | 車両管制による自動 |
| (オ) 主要部材質 | SS400 相当品 |
| (カ) 主要機器（1基につき） | |
| A 扉本体 | 1台 |
| B 開閉装置 | 1式 |
| C その他付属品 | 1式 |
| (キ) 構造 | |
| A | 全閉時の気密性を極力保てる構造とすること。 |
| B | 点検及び整備が容易な構造とすること。 |
| C | 扉ヒンジ部等、給油が必要な箇所については、集中給油方式あるいは無給油方式とすること。 |
| D | ごみ投入扉の開閉は、クレーン操作室（又は中央制御室）からのインターロックを設ける等、クレーンの操作に支障がないようにすること。 |
| E | 本扉全閉時においても、燃焼用空気が吸引できる空気取入れ口を設置すること。 |
| F | 扉の前に必要な高さの車止めを設置し、基礎の必要部には掃除口を設け、十分な衝撃強度及び耐久性を持たせること。 |
| G | 電動式又は油圧駆動式とし、駆動油圧の圧力不足に伴う扉の自然開閉を防止すること。 |
| H | 停電時においても扉が開くことのできるように非常用電源負荷に見込むこと。 |

Ⅰ 安全帯用フックの固定用金具を扉枠等に設けること。

Ⅱ スライドゲート

本ゲートは、投入扉とごみピット間に設置し、搬入車及び作業員の転落防止のために設置する。

- (ア) 形式 { }
- (イ) 数量 { }基
- (ウ) ゲート寸法 幅 { } mm × 高さ { } mm
- (エ) 開閉操作方式
 - A 手動：プラットホーム監視室からの遠隔操作及び現場手動
 - B 自動：車両管制による自動
- (オ) 駆動方式 { }
- (カ) 主要部材質 SS400 相当品
- (キ) 主要機器（1基につき）
 - A ゲート本体 1台
 - B 開閉装置 1式
 - C 転落者救助装置 1式
 - D その他付属品 1式
- (ク) 構造
 - A ピット内においてゲートの高さ以上にごみを積上げても破損、変形などが生じない構造とすること。
 - B ピット内の圧力を十分考慮し、ゲートの開閉に支障のないような構造とすること。
 - C 必要に応じて、作業員の転落防止対策を施すとともに、投入扉とスライドゲートの間に転落した作業員の救助対策を考慮すること。
 - D 電動式又は油圧駆動式とし、駆動油圧の圧力不足に伴う扉の自然開閉を防止すること。

(6) ごみクレーン

本クレーンは、油圧バケット付き天井走行クレーンで、巻上げ、走行、横行の各動作は、それぞれ単独の電動機によって運転するものとし、開閉動作については、油圧駆動とする。運転については、中央制御室及びごみクレーン操作室内から全自動運転が行え、さらに、ごみクレーン操作室内から遠隔操作が行え、手動、自動のいずれの場合においてもクレーン2基同時運転が可能とする。自動運転システムは、昼間、夜間を問わず行えるものとし、運転時間については、投入、積

替、攪拌及び運転休止等を十分加味した性能を有すること。クレーンの選定にあたっては、炉の性能に応じた最大投入量において下記の性能を満たすものとし、「クレーン構造規格」及び「クレーン等安全規則」を満たす構造とする。また、巻上げ、走行、横行用電動機の制御は、VWF とする。

ア ごみクレーン本体

- | | | |
|-----|----------|------------------------------------|
| (ア) | 形式 | 油圧バケット付き天井走行クレーン |
| (イ) | 数量 | 2 基 |
| (ウ) | クレーン稼働率 | 投入：1/3 攪拌：1/3 休止：1/3
(1 基稼働時にて) |
| (エ) | 巻上げ荷重 | 吊り上げ荷重 { } t
定格荷重 { } t |
| (オ) | 走行レール形式 | { } |
| (カ) | ワイヤロープ | JIS 規格品 |
| (キ) | 給電方式 | |
| A | クレーン | キャブタイヤカーテンハンガー式 |
| B | バケット | 電動リール式 |
| (ク) | 操作方式 | |
| A | 手動運転 | ごみクレーン操作室からの遠隔手動 |
| B | 自動運転 | ごみクレーン操作室及び中央制御室からのプログラム設定、運転及び監視 |
| (ケ) | 駆動電動機 | |
| A | 形式 | 支持、開閉 全閉外扇かご形
走行、横行 全閉外扇かご形 |
| B | 速度及び開閉時間 | |
| (A) | 巻上速度 | { } m/min 以上 |
| (B) | 横行速度 | { } m/min 以上 |
| (C) | 走行速度 | { } m/min 以上 |
| (D) | 開/閉時間 | { } / { } s 以内 |
- ただし、巻下げ速度は、バケット無負荷でピット内にあるときは、{ } m/min 以上とする。
- | | | |
|-----|---------------------|--|
| (コ) | 付属装置 | |
| A | 過巻き防止装置 | |
| B | 走行、横行端制限装置 | |
| C | 壁衝突、クレーン相互衝突防止装置 | |
| D | 定位置停止、上下限位置停止及び表示装置 | |

- E 過荷重防止装置
- F 非常停止装置
- G 運転始動警報装置
- (サ) 主要機器 (1 基につき)
 - A クレーン本体 1 台
 - B バケット修理用足場 1 式
 - C 安全ネット 1 式
 - D ワイヤ巻取り装置 1 式
 - E 試験用分銅 (ただし、 2 基につき) 1 式
 - F その他付属品 1 式
- (シ) 構造
 - A クレーンガーダ上に送風機を設ける等して、埃等が堆積しないように配慮すること。
 - B ガーダに転落防止用の安全ネットを設けること。
 - C ガーダ上に手摺りを設け、安全に配慮した構造とすること。
 - D ガーダ上部の機器類について、メンテナンスに十分配慮した構造とすること。
 - E 支持ワイヤのキンク等が生じないように、配慮するとともに、ワイヤの交換等が容易にできる構造とすること。
 - F 配線ピット等、建築構造物を貫通する箇所には臭気漏れ対策を施すこと。
 - G 走行レールに沿って両側に安全規則、法規等に準拠した安全通路を設けクレーンガーダ上の電動機及び電気品は防じん、防滴型とすること。
 - H 予備バケット置場及びクレーン保守整備用の作業床を設ける。なお、バケット置き場の床は、爪による破損を防止する処置を行うこと。
 - I ごみクレーンバケット単体が搬入できる、維持管理用マシンハッチを更新すること。
 - J マシンハッチ等で使用する荷揚げ用のホイストを設置すること。
 - K 横行レールはレール鋼とすること。

イ バケット

本装置は、ごみクレーンに設けるバケットで、油圧シリンダにより開閉操作を行う。

- (ア) 形式 []
- (イ) 数量 3 基 (内 1 基交互使用)
- (ウ) つかみ容量 閉じきり [] m³

B 数量 2基

C 主要機器（1基につき）

(A) 共用操作卓 1式（ただし、共用可能）

(B) 巻上開閉操作卓 1式

(C) 横行走行操作卓 1式

(D) 操作用椅子 1式

(E) 現場操作用スイッチ 1式

D 構造

操作卓には、電源表示灯、電源入切用ボタン、非常停止操作スイッチ、ホッパブリッジ警報、荷重計、巻上・巻下制限回路に対する短絡スイッチ（リミット解除）等を設けること。

エ 荷重計

(ア) 形式 ロードセル式

(イ) 数量 2基

(ウ) 構造

点検等が容易に行える構造とすること。

3 燃焼設備工事

(1) 設備概要

本設備は、投入ホッパ、給じん装置、燃焼装置、火格子駆動装置、焼却炉、助燃装置等により構成する。

(2) 投入ホッパ

本機は、投入ホッパ、ホッパゲート及びブリッジ除去装置より構成され、ごみクレーンで供給されたごみを一時蓄えて、炉内に供給する。

ア 投入ホッパ

本ホッパは、焼却炉の給じん装置上部に設置し、ごみクレーンで供給されたごみを一時蓄えて、給じん装置の送りに応じて、ごみが架橋する(以下、「ブリッジ」という)ことなく連続的に炉内にごみを供給できる形状を有し、炉内と外部とは、ホッパ内部のごみにより自己シールできること。また、1時間程度の貯留容量を有するものとし、ごみの投入時における吹き上がり防止対策を行うこと。加えて、焼損及び摩耗に対応できるよう十分配慮した構造とすること。

(ア) 形式 []

(イ) 数量 2基

(ウ) 主要機器(1基につき)

A 投入ホッパ本体 1基

B ごみレベル検出装置 1式

C ブリッジ検出装置 1式

D その他付属品 1式

(I) 構造

A 炎の吹き上がりによる焼損及びごみによる摩耗に十分配慮した構造とするとともに、補修が容易にできる構造とすること。

B ブリッジ点検のため気密性を有する点検口を設けること。

C 滑り面にライナを貼る等、耐摩耗性や耐腐食性に十分配慮すること。

D ホッパは定量供給性をもたせるものとし、圧密やブリッジ等による停滞が発生しないような形状とすること。

E ホッパと投入ホッパステージ床との間は密閉すること。

F レベル指示計は、クレーン操作室及び中央制御室に設けるとともに、ブリッジ警報も合わせ設けること。

- G ホッパの上端は、安全、作業性から投入、ホッパステージ床から 1.1m 以上の高さを確保し、ごみ投入の際、ごみやほこりが飛散しにくい構造とすること。
- H ホッパは、クレーンバケット全開寸法に対して余裕をもつ大きさとすること。
- I シュート下部は、熱による焼損、変形を防ぐ構造とすること。

イ ホッパゲート

本装置は、投入ホッパ内に設置し、炉の停止時にホッパに蓋をするためのものであり、強度、気密性にすぐれ、円滑に開閉できる構造とする。また、焼損及び摩耗に対応できるよう、十分配慮した構造とすること。

- (ア) 形式 油圧あるいは電動開閉式
- (イ) 数量 2 基
- (ウ) 操作方式 中央制御室、クレーン操作室からの遠隔及び現場手動
- (I) 主要機器（1 基につき）
 - A ゲート本体 1 基
 - B 駆動装置 1 式
 - C その他付属品 1 式
- (オ) 構造
 - A 駆動装置は油圧式あるいは電動式でも可能とするが、メンテナンス性を十分配慮した構造及び配置とすること。
 - B ゲート閉時に誤ってごみの投入が無いよう、ごみクレーン操作室から、開閉状態が容易に確認できるよう配慮すること。

ウ ブリッジ除去装置

本装置は、投入ホッパ下部に設置し、万一投入ホッパで、ブリッジが発生した場合、本装置でブリッジを除去する。本装置は、ブリッジをスムーズに解消できるものとし、強度に優れ、かつ焼損及び摩耗に対応できるよう、十分配慮した構造とすること。

- (ア) 数量 2 基
- (イ) 操作方式 自動、中央制御室、クレーン操作室からの遠隔及び現場手動
- (ウ) 主要機器（1 基につき）

A	ブリッジ除去装置本体	1 式
B	駆動装置	1 式
C	その他付属品	1 式

(I) 構造

炎の吹き上がりによる焼損及びごみによる摩耗に十分配慮した構造とするとともに、補修が容易にできる構造とすること。

(3) 給じん装置

本装置は、投入ホッパの下部に設置し、ホッパ内のごみを炉内へ円滑に供給するものとし、焼損及び摩耗に対応できるよう、十分配慮した構造とすること。

ア	形式	ブッシャ式
イ	数量	2 基
ウ	操作方式	自動燃焼制御による自動、中央制御室からの遠隔及び現場手動
エ	駆動方式	油圧あるいは電動駆動式
オ	主要機器 (1 基につき)	
	(ア) 給じん装置本体	1 基
	(イ) 駆動装置	1 式
	(ウ) その他付属品	1 式

カ 構造

(ア) 焼損及びごみによる摩耗に十分配慮した構造とするとともに、メンテナンス性に優れた構造とすること。

(イ) ごみを安定的、定量的に火格子へ供給できる構造とすること。

(4) 燃焼装置

本装置は、乾燥火格子 (乾燥ゾーン)、燃焼火格子 (燃焼ゾーン)、後燃焼火格子 (後燃焼ゾーン) より構成され、各火格子 (各ゾーン) は油圧駆動あるいは電動駆動により、ごみを上段から下段に送る構造とする。ごみの送り速度及び層厚等は、中央制御室において、自動制御および遠隔手動操作により、変更ができること。また、火格子の材質及び構造は、焼損及び摩耗などに対する耐久性等を十分考慮して選定すること。

ア	形式	全連続燃焼式火格子焼却炉
イ	処理能力	200t / 24 時間 ・ 基
ウ	数量	2 基

エ 火床面積（1基につき）

- (ア) 乾燥火格子(乾燥ゾーン) { } m²
(イ) 燃焼火格子(燃焼ゾーン) { } m²
(ウ) 後燃焼火格子(後燃焼ゾーン) { } m²

オ 操作方式 自動燃焼制御による自動、中央制御室からの遠隔及び現場手動

カ 駆動方式 油圧あるいは電動駆動式

キ 主要機器（1基につき）

- (ア) 乾燥火格子(乾燥ゾーン) 1式
(イ) 燃焼火格子(燃焼ゾーン) 1式
(ウ) 後燃焼火格子(後燃焼ゾーン) 1式
(エ) 駆動装置 1式
(オ) その他付属品 1式

ク 構造

- (ア) 火格子面積については、十分な燃焼を行える火格子面積を確保すること。
(イ) ごみの攪拌に有効で、かつ火格子に目づまりや落じん及びごみの引っ掛かりを起こすことの無いよう、また、燃焼用空気が良好に供給される構造とすること。
(ウ) 火格子は焼損、腐食、破損等を十分考慮した材質及び構造とするとともに、各火格子について取り替えが容易な構造とすること。
(エ) 各駆動部に給油が必要である場合は、集中給油機構を設けるなど、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。
(オ) ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、安定燃焼させ燃焼後の灰及び不燃物の排出が容易に行うことができること。
(カ) 地震、熱膨張等により崩壊しない堅牢な構造とすること。

(5) 火格子駆動装置

本装置は、給じん装置、各火格子、及びブリッジ除去装置を駆動する。

ア 形式 油圧あるいは電動駆動式

イ 数量 2基

ウ 主要機器（1基につき）

（油圧式採用の場合）

- (ア) 油圧ポンプ 1式
(イ) 油タンク 1式
(ウ) 油冷却器 1式

- | | |
|------------|-----|
| (I) その他付属品 | 1 式 |
| (電動式採用の場合) | |
| (オ) 駆動電動機 | 1 式 |
| (カ) 減速機 | 1 式 |
| (キ) その他付属品 | 1 式 |

エ 構造

- (ア) 各種計器類は点検しやすい箇所、弁類は操作しやすい箇所に設置するとともに、故障表示、警報等を設けること。
- (イ) メンテナンス性に配慮した構造及び配置とすること。
- (ウ) 油圧式の場合は、エア噛みによるポンプの焼損がない構造とすること。

(6) 焼却炉

本焼却炉は、焼却炉本体、炉体鉄骨及びケーシング、火格子下ホッパ及びシュート、残渣落下管により構成され、燃焼装置(火格子)上でごみの良好な燃焼が行える構造とし、クリンカ対策に十分配慮するとともに、ガス中の未燃分を極力減じられるよう、二次燃焼にも十分配慮する。また、排ガスの再循環を行う場合は必要な設備について本項目に含むこと。

ケーシング表面温度は、室温 + 30 以下とする。

ア 焼却炉本体

焼却炉本体は、耐火レンガ、ボイラ水管、耐火材及び断熱材等による築炉構造とする。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (ア) 数量 | 2 基 |
| (イ) クリンカ防止方式 | 水冷壁方式 |
| (ウ) 主要部寸法 | 幅 [] m |
| | 奥行 [] m |
| | 高さ [] m |
| (I) 火炉容積 | [] m ³ |
| (オ) 主要構成要素 (1 基につき) | |
| A 耐火レンガ | 1 式 |
| B 断熱レンガ | 1 式 |
| C 耐火物 | 1 式 |
| D 目地モルタル | 1 式 |
| E 断熱材 | 1 式 |
| F レンガ支持金物 | 1 式 |

G その他付属品 1式

(カ) 構造

- A 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を遵守した構造とすること。
- B 低質ごみ時 100%負荷においてもガイドラインに添った燃焼のできる構造とすること。
- C 定格の70%負荷時(基準ごみ)でも、助燃を行うことなく、ガイドラインに添った、安定した燃焼を行える構造とすること。
- D 低空気比(基準ごみ時1.3以下)でも安定した燃焼が行える構造とすること。
- E 火炉負荷に対して、安定した燃焼が行える炉容積を確保すること。
- F 助燃バーナによる炉の立ち上げについては、できる限りの時間短縮を図ること。
- G 炉内水噴霧装置の設置については可とするが、常時噴霧は行わないこと。
- H 炉内のレンガ及び耐火物等については、十分な経験を有する熟練工により施工し、内面は、ガス抵抗等のないよう、かつ目地が良好な状態になるよう十分配慮して施工すること。レンガ積みは、型枠を用いる等して、膨張間隙は、特に正確に施工すること。
- I 不定形耐火物等については、適合した金物を使用する等、丁寧に施工することとし、熱によるせり出しや脱落等の無いように十分配慮して施工を行うこと。
- J 炉内の高温部分には、クリンカ防止対策を行うこと。
- K 炉内の燃焼状態を、安全に監視できるのぞき窓を設けること。
- L 炉休止時に炉内で安全に作業を行えるよう、十分な大きさの作業用大扉や、脱着容易な棧橋等を設けること。
- M 炉体に各種計器類を設置する場合は、その使用温度等に十分配慮して設置すること。
- N 耐火材は、各部温度、排ガス、ごみ接触等の状況を考慮し、十分耐久性のある適切な材質のものを用いること。

イ 炉体鉄骨及びケーシング

炉体鉄骨は、炉、ボイラを支え、熱応力の変化に耐えるとともに、地震に対しても十分な強度を有する構造とし、構造用鋼材の組み合わせにより構成する。なお、炉体鉄骨については、基礎アンカボルト及び鉄骨に必要な付属金物を含むこと。ケーシングは、焼却炉本体を気密にするために、全周囲を鋼板で囲み、その

取付方法は、原則として溶接とする。また、ケーシング表面温度は、室温 + 30 以下とする。

- | | | |
|-----|-----------------|-----------|
| (ア) | 数量 | 2 基 |
| (イ) | 主要部材質 | SS400 相当品 |
| (ウ) | 主要機器 (1 基につき) | |
| A | 炉体鉄骨 | 1 式 |
| B | ケーシング | 1 式 |
| C | 炉内検視用扉 | 1 式 |
| D | のぞき窓 | 1 式 |
| E | その他付属品 | 1 式 |
- (I) 構造
- A 原則として、水平荷重は建築構造に負担させない構造とすること。
 - B 炉室内の歩廊については、広範囲に敷設し、建築床に接続すること。
 - C 炉体間に直通階段を設けるとともに、点検及びメンテナンスに十分配慮して、階段等を随所に設けること。

ウ 火格子下ホッパ及びシュート

本ホッパ及びシュートは、給じん装置及び各火格子下部に取り付けるもので、鋼板溶接製とする。また、ホッパ部外面は、保温を施工し、構造は落下灰がつかまらないよう考慮し、焼却炉に対して気密性を保つ構造とする。

- | | | |
|-----|-----------------------------|-----------|
| (ア) | 形式 | 鋼板溶接製 |
| (イ) | 数量 | 2 基 |
| (ウ) | 主要部材質 | SS400 相当品 |
| (I) | 主要機器 (1 基につき) | |
| A | 給じん装置下ホッパ及びシュート
(一部保温施工) | 1 式 |
| B | 各火格子下ホッパ及びシュート
(一部保温施工) | 1 式 |
| C | 点検口 | 1 式 |
| D | その他付属品 | 1 式 |
- (オ) 構造
- A ホッパ及びシュートは、落じんの大きさ及び量に応じた容量を確保し、ブリッジが起こりにくい形状にするとともに、タールや金属溶融物の付着、堆積に十分配慮した構造とすること。

- B 点検しやすく安全な位置に、気密性を有するマンホール又は点検口を設けること。
- C 乾燥帯ではタールの発火対策を講じること。
- D ホッパ及びシュートは腐食対策に配慮した構造とすること。

エ 残渣落下管

残渣落下管は、後燃焼火格子で燃焼した残渣を灰出し設備に導くために取り付けるもので、鋼板溶接構造とし、焼却炉に対して気密を保つこと。また残渣落下管上部は保温を行い、放熱を防ぐこと。さらに、残渣落下管下部は、水冷ジャケットを設ける等、焼損を防ぐ構造とし、シュート部は摩耗を十分考慮した材質、板厚を確保すること。

(ア) 形式	鋼板溶接製
(イ) 数量	2 基
(ウ) 主要機器 (1 基につき)	
A 残渣落下管本体 (一部保温施工)	1 基
B 点検口	1 式
C 掃除口	1 式
D その他付属品	1 式

(I) 構造

- A 残渣落下管は、残渣の大きさ及び量に応じた容量を確保し、ブリッジが起こりにくい形状とするとともに、焼損及び摩耗に十分配慮した構造とすること。
- B 点検しやすく安全な位置に、気密性を有するマンホール又は点検口を設けること。
- C ブリッジ警報装置及び解除装置を設けること。
- D 安全に乾灰を採取できる構造とすること。

(7) 助燃装置

本装置は、助燃バーナより構成され、炉の着火及び昇温・降温のために使用する。

ア 助燃バーナ

本バーナは、炉の立上げ、立下げ時に使用するもので、燃料の消費を節約し、かつ立上げ時間を短縮できるよう十分配慮する。また、着火時の失火が起こらないよう十分配慮する。

(ア)	形式	ガスバーナ	
(イ)	数量	2基	
(ウ)	燃料	都市ガス	
(エ)	操作方式	着火	自動、遠隔及び現場手動
		ガス量調整	自動、遠隔及び現場手動
		緊急しゃ断	自動、遠隔及び現場手動

(オ) 主要機器（1基につき）

A	ガスバーナ本体	1式
B	燃焼用送風機	1式
C	電気着火装置	1式
D	流量積算計	1式
E	フレーム監視装置	1式
F	緊急しゃ断弁	1式
G	制御盤	1式
H	その他付属品	1式

(カ) 構造

- A 炉の立上げ時には本バーナにて、ごみ投入までに湿式有害ガス除去装置及びガス再加熱器に通ガスできる容量を持たせること。
- B 本バーナは低 NOx バーナを使用し、炉の立上げ、立下げ時においても大気汚染防止法による規制基準を満足させること。
- C 故障表示、失火警報を設けるとともに、中央制御室にて確認できるようにすること。
- D ガスの使用量について、各炉ごとに流量積算計を設けること。
- E 本体の焼損等に十分配慮した構造とするとともに、着火装置や監視装置についてメンテナンスが容易な構造とすること。

4 燃焼ガス冷却設備工事

(1) 設備概要

本設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的とし、焼却炉上部に設置されたボイラを主体として、過熱器及び節炭器より構成され、付属設備として、水冷式蒸気タービン復水器、給水加熱器、脱気器等を設けること。

(2) ボイラ

ア ボイラ本体

本ボイラは、焼却炉の上部に設置し、水冷壁管は必要に応じ、耐火材等による減肉対策を施し、高温部におけるダスト付着を防止するとともに、管群のピッチを適切に選び、ダストによる閉塞を防止する。また、管群部の流速を均一化するように配慮する。燃焼室は、適切な温度のもと、ガス中の未燃分を完全燃焼できるよう十分余裕を持った二次燃焼空間を有し、接触管群部入口までに十分な距離をとって、燃焼を完結させ、かつガス温度を適温まで下げる。高温腐食を防止するために必要な高さまでコーティング施工し、炉壁の保護と輻射熱の吸収を良好にする。なお、ボイラの設計にあたっては「発電用火力設備の技術基準（(社)火力原子力発電技術協会）」及び「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を満足する構造とする。

(ア) 形式	自然循環式水管ボイラ
(イ) 数量	2基
(ウ) 燃焼ガス温度	燃焼室出口 900 以上（基準ごみ時） ボイラ本体出口 { }
(エ) 最高使用圧力	{ } MPa
(オ) 常用圧力（過熱器出口にて）	{ } MPa
(カ) 蒸気温度（過熱器出口にて）	最高 { } 常用 { }
(キ) 伝熱面積	{ } m ²
(ク) 缶水量	{ } m ³
(ケ) 蒸気発生量（過熱器出口にて）	高質ごみ時Hu=12,140kJ/kg { } t/h 低質ごみ時Hu= 5,860kJ/kg { } t/h
(コ) 主要部材質	
A ドラム	{ }
B 水管	{ }

C 管寄せ []

(サ) 主要機器 (1 基につき)

A	ボイラ本体	1 式
B	マンホール及び計器取付金具	1 式
C	安全弁	1 式
D	圧力計	1 式
E	水面計 (二色式、透視式)	1 式
F	蒸気ドラム内部装置	1 式
G	その他付属品	1 式

(シ) 構造

- A 過熱器を設け、蒸気は全量過熱蒸気とすること。
- B 接触伝熱面は、灰による詰りの少ない配列構造とすること。
- C ボイラドラムは輻射熱による熱応力及び構造物からの外部応力の影響を受けない構造とすること。
- D 安全弁 (放蒸弁・逃し弁を含む) は最大蒸発量に見合った容量とすること。
- E 蒸気止弁は、弁の開閉状態が外部から容易に確認できる構造とすること。
- F ボイラドラム及び下部ヘッダ底部に沈殿するスラッジを排出するために、ボトムブロー弁を設けること。また、ボトムブロー弁は、漸開弁及び急開弁で構成し電動式等とすること。
- G ボイラドラムの容量は基準水面下において、蒸発量に対して十分な容量を持たせた構造とすること。
- H 炉内のボイラ水冷壁部分には、耐火物を施し、輻射熱や高温腐食等に十分配慮すること。
- I ボイラ水管の材質及び肉厚については、排ガスによる腐食、磨耗に対して十分余裕を加味して選定するとともに、長期的利用に必要な減肉対策を行うこと。
- J ボイラの点検、清掃及び修理の安全性、容易性を確保するため、ボイラ外周には適所にマンホール等を設けた構造とすること。
- K 伝熱面はクリンカ、灰等による付着や詰まりの少ない材質・構造とすること。

イ 過熱器

本過熱器は、ボイラより発生する飽和蒸気を全量過熱し、蒸気タービン等に良質の蒸気を供給する。なお、過熱器管の腐食、減肉対策に十分配慮する。

- (ア) 形式 { }
- (イ) 数量 2 基
- (ウ) 入口ガス温度 { } 以下
- (エ) 最高使用圧力 { } MPa
- (オ) 常用圧力 { } MPa
- (カ) 伝熱面積 { } m²
- (キ) 過熱器出口蒸気量
 高質ごみ時Hu=12,140kJ/kg { } t/h
 低質ごみ時Hu= 5,860kJ/kg { } t/h
- (ク) 過熱器出口蒸気温度
 最高 { }
 常用 { }
- (ケ) 主要部材質
- A 過熱管
- (A) 1 次過熱器 { }
- (B) 2 次過熱器 { }
- (C) 3 次過熱器 { }
- B 管寄せ { }
- (コ) 主要機器 (1 基につき)
- A 過熱器本体 1 基
- B 減温器 1 式
- C 安全弁 1 式
- D 圧力計 1 式
- E 温度計 1 式
- F その他付属品 1 式
- (サ) 構造
- A 過熱器の材質及び肉厚については、排ガスによる腐食、摩耗に対して十分な余裕を加味して選定すること。
- B 伝熱面は、灰による詰まりの少ない構造とすること。
- C 過熱管の取替え及び補修に配慮した構造とすること。

ウ 節炭器

本節炭器は、廃熱を最大限回収し、ボイラの給水温度を高めるためのもので、ボイラ出口に設置すること。

- (ア) 形式 { }
- (イ) 数量 2 基

- (ウ) 燃焼ガス温度
 - 入口 []
 - 出口 []
- (エ) 最高使用圧力 [] MPa
- (オ) 伝熱面積 [] m²
- (カ) 給水量 最大 [] t/h
- (キ) 温度
 - 入口 []
 - 出口 []
- (ク) 主要部材質
 - A 伝熱管 []
 - B 管寄せ []
- (ケ) 主要機器（1基につき）
 - A 節炭器本体 1基
 - B 圧力計 1式
 - C 温度計 1式
 - D その他付属品 1式
- (コ) 構造
 - A 接ガス部における配管の材質及び肉厚については、排ガスによる腐食、摩耗に対して十分な余裕を加味して選定すること。
 - B 伝熱面は、灰による詰りの少ない構造とすること。
 - C 伝熱管の取替え及び補修に配慮した構造とすること。
 - D 点検、清掃の容易にできる構造とすること。

エ ボイラ灰搬出装置

本装置は、ボイラ下部ホッパシュート内に落下したボイラ灰を搬出するために設置する。

- (ア) 数量 2基
- (イ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- (ウ) 主要機器（1基につき）
 - A コンベア本体 1台
 - B 駆動電動機 1台
 - C その他付属品 1式
- (エ) 構造
 - A 灰による腐食及び摩耗を十分考慮した構造とすること。
 - B ボイラに対して、気密性を十分に保てる構造とすること。

(3) ボイラ鉄骨及びケーシング

本ボイラ鉄骨は、ボイラを支えるに十分な強度を有し、炉体と一体構造とする。
ケーシングは、ボイラ本体を気密にするため、全周囲を鉄板で囲み、その取付方法は、原則として溶接とする。なお、ボイラ鉄骨については、基礎アンカボルト及び鉄骨に必要な付属金物を含むこと。

ア	数量	2基
イ	主要部材質	SS400 相当品
ウ	ケーシング表面温度	室温 + 30 以下
エ	主要機器 (1基につき)	
(ア)	ボイラ鉄骨	1式
(イ)	ケーシング	1式
(ウ)	マンホール	1式
(エ)	測定口用金物	1式
(オ)	その他付属品	1式

オ 構造

- (ア) 原則として、水平荷重は建築構造に負担させない構造とすること。
- (イ) ケーシングには、適所にマンホール及び測定口を設け、簡易点検、清掃及び修理を行える構造とすること。

(4) 高圧蒸気だめ

本蒸気だめは、ボイラで発生した過熱蒸気を全量受け入れて、各設備へ分配供給するために設置する。

ア	数量	2基
イ	使用温度	最高〔 〕 常用〔 〕
ウ	容量	〔 〕 m ³
エ	最高使用圧力	〔 〕 MPa
オ	常用圧力	〔 〕 MPa
カ	主要部材質	〔 〕
キ	主要機器 (1基につき)	
(ア)	蒸気だめ本体 (保温施工)	1基
(イ)	支持架台	1式
(ウ)	温度計	1式
(エ)	圧力計	1式

- (オ) スチームトラップ 1 式
- (カ) その他付属品 1 式

ク 構造

- (ア) 基本的に各炉 1 基とし、ボイラ最大蒸発量 1 缶分の蒸気を十分通すことができる容量を確保すること。
- (イ) 温度計、圧力計等は点検しやすい位置に、バルブ等は操作しやすい位置に設けること。
- (ウ) 点検、清掃が容易な構造とすること。
- (エ) 架台は、熱膨張を考慮した構造とすること。

(5) 低圧蒸気だめ

本蒸気だめは、減圧した低圧蒸気を受け入れ、給湯設備、暖房設備等の各設備へ分配供給するために設置する。

- ア 数量 1 基
- イ 最高使用温度 { }
- ウ 容量 { } m³
- エ 最高使用圧力 { } MPa

オ 主要機器

- (ア) 蒸気だめ本体（保温施工） 1 基
- (イ) 支持架台 1 式
- (ウ) 温度計 1 式
- (エ) 圧力計 1 式
- (オ) スチームトラップ 1 式
- (カ) その他付属品 1 式

カ 構造

- (ア) 使用圧力及び使用温度については、場内における蒸気使用条件等を十分考慮した設定とすること。
- (イ) 温度計、圧力計等は点検しやすい位置に、バルブ等は操作しやすい位置に設けること。
- (ウ) 点検、清掃が容易な構造とすること。
- (エ) 架台は、熱膨張を考慮した構造とすること。

(6) 蒸気タービン復水器

本復水器は、蒸気タービンの排気蒸気圧力を所定の圧力に制御し、排気蒸気を復水化するもので、炉の安定運転に支障をきたさないよう能力には十分余裕を持つ

つこと。なお、冷却水の使用にあたっては、河川管理者との協議事項を遵守すること。

ア	形式	水冷式
イ	数量	{ } 基
ウ	熱交換器本体	
(ア)	蒸気復水量	{ } t/h (常用圧力時) { } t/h (タービンバイパス時)
(イ)	交換熱量 (設計値)	{ } kJ/h
(ウ)	蒸気圧力	
A	最高使用圧力	{ } MPa
B	常用圧力	{ } kPa(A)
(エ)	蒸気温度	最高 { } 常用 { }
(オ)	復水温度	最高 { } 常用 { } (ただしタービンバイパス時)
(カ)	冷却水温度	出口温度 入口温度 + 7 以下
(キ)	冷却水量	{ } m ³ /h
(ク)	伝熱面積	{ } m ²
(ケ)	主要部材質	
A	水室	SB42 + ゴムライニング 相当品
B	管板	ネーバル黄銅板 相当品
C	加熱管	銅合金継目管 相当品
(コ)	主要機器 (1基につき)	
A	復水器本体	1 式
B	架台	1 式
C	その他付属品	1 式
(サ)	構造	
A	容量は、高質ごみ定格稼働時に発生する蒸気から、プラント設備で運転中に常時使用する高圧蒸気を除いた全量をタービンバイパスに流したときの蒸気量 (タービンバイパス減温水を含む) に対し適切な余裕を持たせる。	
B	海洋生物の付着に考慮した構造とする。	

(7) タービンドレンタンク

本タンクは、蒸気タービン復水器からの復水を一時貯留するために設置する。

なお、本機器は、蒸気タービン復水器と一体構造も可とする。

ア	数量	{ }
イ	容量	有効 { } m ³
ウ	圧力	{ } kPa(A)
エ	主要部材質	SUS304 相当品
オ	主要機器	
(ア)	タンク本体(保温施工)	1 式
(イ)	支持脚	1 式
(ウ)	マンホール	1 式
(エ)	液面計	1 式
(オ)	温度計	1 式
(カ)	その他付属品	1 式

カ 構造

液面計、温度計は見やすい位置に設けること。

(8) タービンドレン移送ポンプ

本ポンプは、蒸気タービン復水器で凝縮した復水をタービンドレンタンクから復水タンクへ移送するために設置する。

ア	形式	{ }
イ	数量	2 基 (交互運転)
ウ	主要機器 (1 基につき)	
(ア)	ポンプ本体	1 台
(イ)	駆動電動機	1 台
(ウ)	共通台盤	1 式
(エ)	その他付属品	1 式

(9) 始動用空気抽出器

本装置は、蒸気タービン排気・復水系の立上げ時に系内の空気を抽出するために設置する。

ア	形式	{ }
イ	数量	1 式

ウ 主要機器

(ア)	抽出器本体	1 式
(イ)	圧力計	1 式
(ウ)	連成計	1 式
(エ)	その他付属品	1 式

(10) 空気抽出器

本装置は、蒸気タービン排気・復水系内の空気を抽出するために設置する。

ア 形式 []

イ 数量 1 式

ウ 主要機器

(ア)	抽出器本体	1 式
(イ)	圧力計	1 式
(ウ)	連成計	1 式
(エ)	その他付属品	1 式

(11) 復水タンク

本タンクは、タービンドレンタンク、余熱利用機器等からの復水及び純水タンクからのボイラ補給水を貯留するために設置する。

ア 数量 1 基

イ 容量 有効容量は最大蒸発量の 30 分以上とする

ウ 圧力 大気圧

エ 主要部材質 SUS304 相当品

オ 主要機器

(ア)	タンク本体（保温施工）	1 式
(イ)	マンホール	1 式
(ウ)	液面計	1 式
(エ)	温度計	1 式
(オ)	その他付属品	1 式

カ 構造

液面計、温度計は見やすい位置に設けること。

(12) 脱気器給水ポンプ

本ポンプは、復水タンクより復水を脱気器に送水するために設置する。

ア	形式	{ }
イ	数量	2基(交互運転)
ウ	吐出量	{ } m ³ /h
エ	揚程	{ } m
オ	給水温度	{ }

カ 主要機器(1基につき)

(ア)	ポンプ本体	1台
(イ)	駆動電動機	1台
(ウ)	共通台盤	1式
(エ)	その他付属品	1式

キ 構造

- (ア) 吐出量は、脱気器の能力に十分な余裕を見込んだ容量とすること。
- (イ) 過熱防止装置を設け、余剰水は復水タンクへ戻すこと。

(13) 給水加熱器

本装置は、焼却余熱を利用し、復水を加熱するために設置する。

ア	数量	1基
イ	交換熱量	{ } kJ/h
ウ	主要部材質	
	伝熱管	{ }
エ	主要機器	
(ア)	給水加熱器本体(保温施工)	1台
(イ)	架台	1式
(ウ)	温度計	1式
(エ)	圧力計	1式
(オ)	その他付属品	1式

オ 構造

腐食等に十分配慮した構造とすること。

(14) 脱気器

本装置は、蒸気タービン復水器で凝縮された復水及び純水装置からの補給水などを脱気するためのもので、下部に貯水槽を有すること。運転中は発生する空気を大気開放弁にて放出すること。

ア	形式	蒸気加熱スプレー式
イ	数量	1 基
ウ	処理水量（脱気器出口にて）	{ } t/h
エ	最高使用圧力	{ } MPa
オ	常用圧力	{ } MPa
カ	加熱蒸気圧力	{ } MPa
キ	給水温度	脱気器入口 { } 脱気器出口 { }
ク	貯水槽容量	有効容量は最大蒸発量の 20 分以上とする
ケ	脱気度（溶存酸素量）	0.007mg/L 以下
コ	主要部材質	
	(ア) 本体	{ }
	(イ) ノズル	SCS13 相当品
サ	主要機器	
	(ア) 脱気器本体（保温施工）	1 式
	(イ) 貯水槽	1 式
	(ウ) 安全弁	1 式
	(エ) 圧力計	1 式
	(オ) 温度計	1 式
	(カ) 水面計	1 式
	(キ) その他付属品	1 式

シ 構造

付属計器類は見やすい位置に設けるとともに、点検ステージを設ける等して、点検及びメンテナンス性に配慮した構造とすること。

(15) ボイラ給水ポンプ

本ポンプは、脱気器に貯留されているボイラ水を、節炭器を經由して蒸気ドラムへ圧送するために設置する。

ア	形式	{ }
イ	数量	1 炉 2 基（交互運転）
ウ	吐出量	{ } m ³ /h
エ	揚程	{ } m
オ	給水温度	{ }
カ	主要部材質	
	(ア) ケーシング	SCPH22 相当品

- (イ) インペラ SCS1 相当品
- (ウ) シャフト []

キ 主要機器 (1 基につき)

- (ア) ポンプ本体 1 台
- (イ) 駆動電動機 1 台
- (ウ) 共通台盤 1 台
- (エ) 圧力計(高温耐震形) 1 式
- (オ) その他付属品 1 式

ク 構造

- (ア) 各種付属計器類は見やすい位置に設置するとともに、メンテナンス性を十分考慮した配置、構造とすること。
- (イ) 脱気器をバイパスし復水タンクから直接ボイラへ給水できるラインを設けること。
- (ウ) 必要箇所に保温施工を施すこと。
- (エ) 過熱防止装置を設け、余剰水は脱気器に戻すこと。
- (オ) 吐出量は、ボイラの最大蒸発量に対して 20%以上の余裕を見込むこと。
- (カ) 接点付軸受温度計を設けること。
- (キ) 故障時に自動切換えが可能なようにシステムを構築すること。

(16) ボイラ灰除去装置

本装置は、ボイラ伝熱管に付着したダストを払い落とすことにより、除去すること。

- ア 形式 圧力波式または蒸気噴射式
- イ 数量 1 式
- ウ 操作方式 中央制御室及び現場における自動及び手動操作

エ 主要機器

- (ア) ボイラ灰除去装置本体 1 式
- (イ) その他付属品 1 式

オ 構造

- (ア) 圧力波式を採用する場合は、ボイラ本体の強度に十分配慮すること。
- (イ) 蒸気噴射式を使用する場合は、伝熱管に対するドレンアタック防止に十分配慮すること。また、吹き出し時の蒸気だめにおける蒸気量の変動については十分配慮した構造とすること。

- (ウ) 抜差形の蒸気噴射装置を設ける場合は、緊急引き抜き装置を設けること。
蒸気噴射装置下部に水滴及びグリース等の落下防止策を講じること。
- (エ) 定置式の蒸気噴射装置を設ける場合は、内管の腐食とノズルの詰まりを防止するため、空気によるパージを行うこと。
- (オ) メンテナンス性を十分考慮した配置及び構造とすること。

(17) ボイラ安全弁用消音器

本消音器は、ボイラドラム及び過熱器安全弁の噴射音を消音するために設置する。

ア	形式	膨張吸音式
イ	数量	2基(各炉に設置)
ウ	構造	鋼板製溶接構造
エ	減音量	30dB(A)以上
オ	主要機器(1基につき)	

- | | | |
|-----|--------|----|
| (ア) | 消音器本体 | 1基 |
| (イ) | 架台 | 1式 |
| (ウ) | その他付属品 | 1式 |

カ 構造

- (ア) 吸音材の選定にあたっては、使用温度における吸音特性等に十分配慮すること。
- (イ) 吸音材は、飛散防止のために表面に保護層を設け、確実に取り付けること。
- (ウ) ドレン抜きを設けること。

(18) 薬液注入装置(参考)

本装置は、ボイラの給水ラインに薬液を注入するためのもので、2基のボイラに清缶剤、脱酸素剤、復水処理剤等をそれぞれ単独に注入できること。また、ボイラ立上げ時に必要な基礎投入が容易に行えるよう配慮すること。

ア	形式	連続ポンプ注入式
イ	数量	{ }基
ウ	主要機器(1基につき)	
(ア)	ポンプ本体	1式
(イ)	駆動電動機	1式
(ウ)	薬品溶解槽(共通)	1式
(エ)	攪拌機(共通)	1式

- (オ) 薬品原液槽（共通） 1 式
- (カ) その他付属品 1 式

エ 構造

- (ア) 薬液の投入が安全かつ容易に行えるような構造とすること。
- (イ) 薬液溶解槽及び原液槽には液面計を見やすい位置に設け、中央制御室に液面水位及び液面上下限警報を設けること。
- (ウ) 薬品の注入量の調整及び確認が容易にできる構造とすること。
- (エ) ボイラ立ち上げ時の初期投入時間について十分配慮した構造とすること。
- (オ) 満水保缶用として復水タンクへの薬注ラインを設けること。

(19) 連続ブロー装置

ア 連続ブロー装置

本装置は、ボイラ缶水中の溶存固形物を規定値内に保持するため、缶水を連続的にブローするために設置する。

- (ア) 形式 自動連続式
- (イ) 数量 2 基
- (ウ) 主要機器（1 基につき）
 - A 連続ブロー弁 1 基
 - B 流量指示計 1 基
 - C その他付属品 1 式

(エ) 構造

- A 缶水の導電率・pH 値が最適値となるよう、ブロー量を調整できるようにすること。
- B 本装置の配管口径、調節弁口径は、缶水が十分吹き出しできる容量とすること。
- C 流量指示計は、詰まりのない構造でかつ耐熱性を考慮すること。
- D 蒸気・ドレンは、独立の配管でブロータンクまで導くこと。

イ 缶水試料採取装置

本装置は、ボイラ缶水等の高温水の試料を連続的に採取し、導電率及びpHを測定し、水質管理を行うために設置する。

- (ア) 形式 水冷式
- (イ) 数量 1 式
- (ウ) 主要機器

- A 装置本体 1 式
- B 導電率計 1 式
- C pH 計 1 式
- D その他付属品 1 式

(I) 構造

ボイラのスケールによる配管の閉塞等には十分配慮した構造とすること。

(20) ブロータンク

本タンクは、ボイラブローによる缶水を一時貯留するもので、同時にフラッシュ蒸気についても処理すること。

- ア 数量 1 基
- イ 容量 [] m³
- ウ 材質 []

エ 主要機器

- (ア) タンク本体（保温施工） 1 基
- (イ) その他付属品 1 式

オ 構造

- (ア) ボイラブローによるタンク内の蒸気の冷却については、十分配慮した構造とすること。
- (イ) フラッシュ蒸気ラインは各系列ごとに独立した配管で本機器に導くものとし、配管途中で逆流及び滞留の防止措置を講ずること。

(21) ブロークーラ

本装置は、ブロータンクに貯留した缶水を冷却する装置で、冷却した缶水は、ボイラブロー水槽に送ること。

- ア 数量 1 基
- イ 主要機器
 - (ア) 冷却器本体（保温施工） 1 基
 - (イ) 架台 1 式
 - (ウ) その他付属品 1 式

ウ 構造

メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。

(22) ボイラブロー水槽（必要に応じて）

本水槽は、ブロークーラで冷却されたボイラブロー水を一時貯留するために設置する。

ア	数量	1基
イ	主要機器	
(ア)	槽本体	1基
(イ)	その他付属品	1式

(23) ボイラブロー水送水ポンプ（必要に応じて）

本ポンプは、ボイラブロー水槽に貯留されたブロー水をプラント排水処理設備へ送水するために設置する。

ア	形式	{ }
イ	数量	2基（交互運転）
ウ	主要機器（1基につき）	
(ア)	ポンプ本体	1台
(イ)	駆動電動機	1台
(ウ)	共通台盤	1式
(エ)	その他付属品	1式

(24) 純水装置（参考）

本装置は、工水をボイラ用水に処理するためのもので、工水をイオン交換樹脂を通過させ、工水から純水を製造するため、設置すること。

ア ろ過器

本ろ過器は、工水中の不純物を除去するために設置する。

(ア)	数量	2基（交互運転）
(イ)	処理容量	{ } m ³ /h
(ウ)	主要機器（1基につき）	
A	ろ過塔本体	1基
B	充填材	1式
C	流量計	1式
D	圧力計	1式
E	逆洗装置	1式
F	逆洗ポンプ	1式
G	滅菌装置	1式

- H その他付属品 1 式
- (I) 構造
 - A ろ過器における微生物の繁殖を防ぐ構造とすること。
 - B メンテナンス等に配慮した配置及び構造とすること。

イ 活性炭塔

本塔は、原水中の残留塩素及び有機物を活性炭で吸着、分解するために設置する。

- (ア) 数量 2 基 (交互運転)
- (イ) 処理容量 [] m³/h
- (ウ) 主要機器 (1 基につき)
 - A 活性炭塔本体 1 基
 - B 活性炭 1 式
 - C 圧力計 1 式
 - D のぞき窓 1 式
 - E 逆洗装置 1 式
 - F その他付属品 1 式
- (I) 構造
 - A 活性炭の取替え等メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。
 - B 活性炭塔内における微生物の繁殖には十分配慮すること。
 - C 本体の適切な位置にのぞき窓及び採光窓を設けること。

ウ 純水装置

- (ア) 形式 2 床 3 塔式
- (イ) 数量 2 系列 (交互運転)
- (ウ) 操作方式 自動再生方式
- (I) 処理水量 全ボイラ最大蒸発量の 10% 以上とする
(1 系列あたり)
- (オ) 原水水質 工水
- (カ) 処理水質
 - A 導電率 10 μ S/cm 以下 (25)
 - B シリカ 0.3ppm (as SiO₂) 以下
- (キ) 再生周期 通水 20 時間以上 (1 系列あたり)
- (ク) 再生時間 約 4 時間
- (ケ) 主要機器

A	イオン交換塔本体	1 式
B	イオン交換樹脂	1 式
C	流量計	1 式
D	圧力計	1 式
E	送水ポンプ	1 式
F	樹脂再生装置	1 式
G	その他付属品	1 式

(コ) 構造

- A 2 系列同時に採水が可能な構造としておくこと。
- B 一次的な採水停止時における水質低下を防ぐこと。
- C 採水量及び水質について、容易に確認できる構造とすること。

エ 純水装置塩酸移送ポンプ

本ポンプは、排水処理設備塩酸貯槽から塩酸計量槽へ塩酸を移送するために設置する。

(ア) 数量 2 基 (交互運転)

(イ) 主要機器 (1 基につき)

A	ポンプ本体	1 台
B	駆動電動機	1 台
C	その他付属品	1 式

(ウ) 構造

- A 塩酸の移送に適した材質及び構造とすること。
- B メンテナンス性を考慮した配置及び構造とすること。

オ 塩酸計量槽

本槽は、陽イオン交換塔の再生時に必要な塩酸を定量計量するために設置する。

(ア) 数量 1 基

(イ) 容量 有効 [] m³

(ウ) 主要部材質 PE 相当品

(I) 主要機器

A	槽本体	1 基
B	液面計	1 式
C	ガスシール槽	1 基

- D エゼクタ 1 式
- E その他付属品 1 式

(オ) 構造

- A 液面計等は点検しやすい位置に設ける構造とすること。
- B エゼクタ等はメンテナンス性を考慮した構造とすること。

カ 純水装置苛性ソーダ移送ポンプ

本ポンプは、排水処理設備もしくは湿式有害ガス除去装置用の苛性ソーダ希釈槽等から苛性ソーダ計量槽へ苛性ソーダを移送するために設置する。

- (ア) 数量 2 基 (交互運転)

(イ) 主要機器 (1 基につき)

- A ポンプ本体 1 台
- B 駆動電動機 1 台
- C その他付属品 1 式

(ウ) 構造

- A 苛性ソーダの移送に適した材質及び構造とすること。
- B メンテナンス性を考慮した配置及び構造とすること。

キ 苛性ソーダ計量槽

本槽は、陰イオン交換塔の再生時に必要な苛性ソーダを定量計量するために設置する。

- (ア) 数量 1 基

- (イ) 容量 有効〔 〕 m³

- (ウ) 主要部材質 PE 相当品

(イ) 主要機器

- A 槽本体 1 基
- B 液面計 1 式
- C 加熱装置 1 式
- D エゼクタ 1 式
- E その他付属品 1 式

(オ) 構造

- A 液面計等は点検しやすい位置に設けること。
- B エゼクタ等はメンテナンス性を考慮した構造とすること。
- C 加熱装置には過熱防止対策を施すこと。

ク 再生水ポンプ

本ポンプは、純水装置の樹脂再生に用いる純水を移送するために設置する。

- (ア) 数量 2 基 (交互運転)
- (イ) 主要部材質
 - A ケーシング SCS13 相当品
 - B インペラ SCS13 相当品
 - C シャフト SUS304 相当品
- (ウ) 主要機器 (1 基につき)
 - A ポンプ本体 1 台
 - B 駆動電動機 1 台
 - C 共通台盤 1 式
 - D その他付属品 1 式

(I) 構造

メンテナンス性を考慮した配置及び構造とすること。

ケ 純水排水槽

本排水槽は、純水装置の各再生行程から排出する排水を受け入れて中和処理すること。

- (ア) 形式 { }
- (イ) 数量 1 基
- (ウ) 容量 再生工程 2 回分で発生する廃液全てを貯留できる容量以上とする
- (I) 主要機器
 - A 槽本体 1 基
 - B 曝気用プロア 1 式
 - C 中和装置 1 式
 - D その他付属品 1 式

(オ) 構造

排水の水量及び水質を十分考慮し、容量及び内部仕上げを適切に選定すること。

コ 純水排水ポンプ

本ポンプは、純水排水槽の廃液を循環し、pH調整するとともに、排水処理設備に移送するために設置する。

(ア)	数量	2 基 (交互運転)
(イ)	主要部材質	
A	ケーシング	SCS14 相当品
B	インペラ	SCS14 相当品
C	シャフト	SUS316L 相当品
(ウ)	主要機器 (1 基につき)	
A	ポンプ本体	1 台
B	駆動電動機	1 台
C	その他付属品	1 式

(25) 純水タンク

本タンクは、純水装置からのボイラ補給水を貯留するために設置する。

ア	数量	1 基
イ	容量	有効 [] m ³
ウ	主要部材質	ステンレス製
エ	主要機器	
(ア)	タンク本体	1 基
(イ)	マンホール	1 式
(ウ)	その他付属品	1 式

オ 構造

有効容量については、純水装置 1 系統採水を行いながら、7 時間でボイラ 1 基を満水にできる容量以上とすること。

(26) 純水補給ポンプ

本ポンプは、純水タンクに貯留されている純水を復水タンクに補給するために設置する。

ア	形式	[]
イ	数量	2 基 (交互運転)
ウ	吐出量	[] m ³ /h
エ	主要部材質	

(ア)	ケーシング	SCS13	相当品
(イ)	インペラ	SCS13	相当品
(ウ)	シャフト	SUS304	相当品

オ 主要機器（1基につき）

(ア)	ポンプ本体	1台
(イ)	駆動電動機	1台
(ウ)	共通台盤	1式
(エ)	その他付属品	1式

カ 構造

吐水量及び揚程については、7時間でボイラ1基を満水にできる容量以上を確保すること。

(27) 取水ゲート

本装置は、木津川からの蒸気復水器用冷却水の取水口に設けるものとし、取水口の開閉及び河川水中の雑物を除去するために設置する。

ア	形式	スライドゲート式
イ	数量	1基
ウ	主要機器	
(ア)	扉本体（SUS304相当品）	1式
(イ)	スクリーン（SUS304相当品）	1式
(ウ)	扉開閉装置	1式
(エ)	開閉用電動機	1式

(28) 着水槽

本水槽は、タービン冷却水を貯留するために設置する。既設コンクリート製水槽を利用する場合は、清掃を行い、使用目的に応じた補修を行うこと。

ア	形式	鉄筋コンクリート製沈砂池
イ	数量	1基

(29) 着水槽除じん沈砂装置（参考）

本装置は、着水槽に設置し、冷却水中に含む砂と夾雑物を取り除くために設置する。

ア 沈砂掻き揚げ機

(ア) 形式	Vバケット式ダブルチェーンコンベヤ
(イ) 数量	2基
(ウ) 主要部材質	SUS304 相当品
(エ) 主要機器(1基につき)	
A 沈砂掻き揚げ機	1基
B 駆動電動機	1台
C その他付属品	1式

イ ロータリースクリーン

(ア) 形式	トラベルロータリースクリーン
(イ) 数量	2基
(ウ) スクリーン寸法	線径 [] mm 開目 [] mm
(エ) 主要部材質	SUS304 相当品
(オ) 主要機器(1基につき)	
A ロータリースクリーン本体	1基
B 駆動電動機	1台
C その他付属品	1式

ウ 細目自動除じん機

(ア) 形式	機械スクリーン式
(イ) 数量	1基
(ウ) 機長	[] m
(エ) パースクリーン	SUS304 相当品
(オ) 主要機器	
A 細目自動除じん機本体	1基
B 駆動電動機	1台
C 洗浄槽	1基
D 流出トラフ	1基
E その他付属品	1式

エ 沈砂搬出 No. 1 フライトコンベヤ

(ア) 形式	フライト付ダブルチェーン水平コンベヤ
(イ) 数量	1基
(ウ) 運搬物	沈砂掻き揚げ除去夾雑物

(I)	フライト幅	{ } mm
(オ)	主要機器	
A	コンベヤ本体	1 式
B	駆動電動機	1 台
C	駆動装置	1 式
D	その他付属品	1 式

オ 沈砂搬出 No. 2 フライトコンベヤ

(ア)	形式	フライト付ダブルチェーン傾斜コンベヤ
(イ)	数量	1 基
(ウ)	運搬物	沈砂掻き揚げ除去夾雑物
(I)	フライト幅	{ } mm
(オ)	主要機器	
A	コンベヤ本体	1 式
B	駆動電動機	1 台
C	駆動装置	1 式
D	その他付属品	1 式

カ ホッパー

(ア)	形式	鋼製上部貯蔵式ホッパー
(イ)	数量	1 基
(ウ)	有効容量	{ } m ³
(I)	開閉方式	両開きゲート
(オ)	主要機器	
A	ホッパー本体	1 基
B	駆動電動機	2 台
C	その他付属品	1 式

キ 除じん機用洗浄水ポンプ

(ア)	形式	立軸ポンプ
(イ)	数量	2 基 (交互運転)
(ウ)	吐出量	{ } m ³ /h
(I)	揚程	{ } m
(オ)	吐出口径	{ } mm
(カ)	主要部材質	
A	ケーシング	2 %NiFC 相当品

B	インペラ	SCS14 相当品
C	シャフト	SUS316 相当品
(†)	主要機器 (1 基につき)	
A	ポンプ本体	1 台
B	駆動電動機	1 台
C	共通台盤	1 式
D	その他付属品	1 式

(30) タービン冷却水送水ポンプ (参考)

本ポンプは、タービン冷却水をタービン復水器へ送水するものとし、タービン冷却設備棟に設置する。

ア	形式	渦巻ポンプ
イ	数量	4 基 (内 1 基交互運転)
ウ	吐出量	[] m ³ /h
エ	揚程	[] m
オ	吐出口径	[] mm
カ	主要部材質	
(ア)	ケーシング	2 %NiFC 相当品
(イ)	インペラ	2 %NiFC 相当品
(ウ)	シャフト	SUS316L 相当品
キ	主要機器 (1 基につき)	
(ア)	ポンプ本体	1 台
(イ)	駆動電動機	1 台
(ウ)	共通台盤	1 式
(エ)	その他付属品	1 式

(31) 真空ポンプ (参考)

本ポンプは、タービン冷却水送水ポンプ起動時に呼水を行うものとし、タービン冷却設備棟に設置する。

ア	形式	ナッシュ式ポンプ
イ	数量	2 基 (交互運転)
ウ	吐出量	[] m ³ /min
エ	真空度	[] mmH ₂ O
オ	吐出口径	[] mm

カ	主要部材質	
(ア)	ケーシング	FC200 相当品
(イ)	インペラ	BC2 相当品
(ウ)	シャフト	S35C 相当品

キ 主要機器（1基につき）

(ア)	ポンプ本体	1台
(イ)	駆動電動機	1台
(ウ)	共通台盤	1式
(エ)	その他付属品	1式

(32) 渦流フィルタ（参考）

本フィルタは、フィルタエレメントに堆積した冷却水中の夾雑物を除去するものとし、タービン復水器入口側に設置する。

ア	形式	渦流フィルタ
イ	数量	1基
ウ	吐出量	{ } m ³ /h
エ	主要部材質	
(ア)	ケーシング	SS400 + ゴムライニング 相当品
(イ)	フィルタエレメント	SUS316L 相当品
オ	主要機器	
(ア)	渦流フィルタ	1基
(イ)	その他付属品	1式

(33) ボール洗浄装置（参考）

本装置は、タービン冷却水中にスポンジボールを注入し、配管内の清掃を行うものである。

ア	形式	ポンプ注入式
イ	数量	1基
ウ	注入箇所	復水器入口
エ	ボール循環ポンプ	
(ア)	形式	渦巻ポンプ
(イ)	数量	1台
(ウ)	吐出量	{ } m ³ /h
(エ)	揚程	{ } m

(オ)	吐出口径	{ } mm
(カ)	主要部材質	
A	ケーシング	SCS14 相当品
B	インペラ	SCS14 相当品
C	シャフト	SUS316 相当品
オ	ボール回収器	
(ア)	形式	円筒形バケット式
(イ)	数量	1 基
(ウ)	主要部材質	
A	胴体	SS400 + ゴムライニング 相当品
B	バケット	強化プラスチック樹脂 相当品
C	カバー	アクリル 相当品
カ	ボール捕集器	
(ア)	形式	横置傾斜格子形
(イ)	数量	1 基
(ウ)	処理容量	{ } m ³ /台
(エ)	主要部材質	
A	胴体	SS400 + ゴムライニング 相当品
B	バケット	SUS316 相当品
C	ボール取出管	SS400 + STPG370 相当品
(オ)	主要機器	
A	ボール循環ポンプ	1 台
B	ボール回収器	1 基
C	ボール捕集器	1 基
D	洗浄ボール	1 式
E	その他付属品	1 式

(34) 硫酸第 1 鉄注入装置 (参考)

本装置は、タービン復水器の伝熱管内を防食するためのものとして設置する。

ア	形式	連続ポンプ注入式
イ	数量	1 基
ウ	主要機器	
(ア)	ポンプ本体	2 台
(イ)	駆動電動機	2 台
(ウ)	溶解槽	1 基

- | | | |
|-----|--------|-----|
| (I) | 攪拌機 | 1 式 |
| (オ) | その他付属品 | 1 式 |

(35) 放流ゲート

本装置は、木津川への蒸気復水器用冷却水の放流口に設けるものとし、放流口の開閉を行うために設置する。

- | | | |
|-----|---------------------|----------|
| ア | 形式 | スライドゲート式 |
| イ | 数量 | 1 基 |
| ウ | 主要機器 | |
| (ア) | 扉本体 (SUS304 相当品) | 1 式 |
| (イ) | 扉開閉装置 | 1 式 |
| (ウ) | サイドシュー (SUS304 相当品) | 1 式 |

5 排ガス処理設備工事

(1) 設備概要

本設備は、ろ過式集じん器、捕集灰処理装置、湿式有害ガス除去装置、窒素酸化物除去装置より構成され、排ガス中に含まれるばいじん及び有害物質を除去するために設置する。また、煙突排出ガスが白煙を生ずることのないように排ガスを冷却減湿後、昇温排出する。加えて、焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時においても「大気汚染防止法」等の基準は遵守すること。

ダイオキシン類については通常状態において、煙突出口における排出濃度が0.05ng-TEQ/m³N以下となるよう、焼却設備での発生抑制等を行うこととする。

また、作業環境については「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守できるよう十分に配慮を行うこと。

(2) 乾式有害ガス除去装置

本装置は、主に排ガス中の飛灰を除去するために設置する。

ア 集じん装置

(ア) ろ過式集じん器

ボイラを通った燃焼ガスが円筒形状のろ布を通過するまでに、排ガス中のばいじんを除去すること。

ろ布は、十分な耐久性と耐熱性を有すること。

ろ過式集じん器内部は、各室に区分けするとともに、各室内で排ガスが均等に分散するよう構造等を十分考慮し、一定時間の経過もしくは差圧が上昇した場合のいずれについても圧縮空気を用いて自動的に、付着物を払落とできるように圧縮空気配管・弁類等を設置する。

ろ過式集じん器下部には捕集灰を外部へ取り出すことのできるシュート類、コンベア類等を設置する。その構造は、捕集灰が閉塞しないよう考慮する。

休炉等の温度低下時にろ過式集じん器内部での結露及び吸湿を防止するため、ろ布の周囲及び下部シュート等を所定温度に保つのに十分かつ適切な容量の加温装置を設置するとともに、コンベア等における捕集灰の固着対策等を行うこと。

また、ろ過式集じん器の各部分を容易に開放点検可能とする気密性の高い点検口及び歩廊等を要所に設ける一方、ろ布の破袋を容易に検出する装置を設けるとともに、万一、一部のろ布が破袋した場合も機能を損なうことなく停止し、各室ごとにろ布の取替作業ができるように考慮する。

A	形式	ろ過式集じん装置
B	数量	2基
C	ガス流量	{ } m ³ N/h
D	設計ろ過速度	{ } m/min (最大ガス量時)
E	ガス温度	入口 { } (設計耐熱温度) { } 以下 (通常運転温度)
F	排ガス条件	入口 3 g/m ³ N (乾きガス基準、 標準酸素濃度12% : ただし、薬剤は含まず)
G	含じん量	出口 0.01 g/m ³ N (乾きガス基準、 標準酸素濃度12%)
H	集じん面積	{ } m ²
I	ろ布種類	PTFE
J	逆洗方式	パルスジェット式 (定時間及び差圧検出自動逆洗)
K	操作方式	自動及び遠隔・現場手動
L	主要機器 (1基につき)	
	(A) 集じん器本体 (保温施工)	1基
	(B) 捕集灰搬出装置	1式
	(C) 温風循環ファン	1式
	(D) 温風循環ヒータ	1式
	(E) 加温装置	1式
	(F) 点検歩廊及び階段	1式
	(G) 温度及び風圧測定口	1式
	(H) 支持架構	1式
	(I) その他付属品	1式
M	構造	
	(A)	ガスの流速を平均化させる構造とすること。
	(B)	バイパスを設置することなく、ごみの焼却開始以前に通ガスを可能な構造とすること。
	(C)	設備内部における結露防止対策を施すこと。
	(D)	内部及び外部には、点検・保守のため、必要な箇所にマンホール、足場及び歩廊・階段を設けるとともに、ろ布の交換が容易な構造とすること。
	(E)	ろ布の破損等についてはこれを検知し、中央制御室に表示されるとともに、ろ布の破損箇所を特定できるよう配慮した構造とすること。

- (F) 集じん器内部は複数室設け、1室が破損しても定格運転が継続できる構造とすること。
 - (G) 各室にガス流入閉鎖装置を設けること。またガス流入閉鎖時における本体と圧縮空気配管の腐食防止対策を施すこと。
 - (H) ろ布の交換が容易にできるように、必要に応じて吊り具及びホイスト類を設置すること。
 - (I) ろ布の交換時に集じん器の天井部に仮設ハウスを設ける等して、捕集灰が飛散しない構造とし、取替えたろ布を搬出する際にも飛散せずに搬出できるよう対策を施すこと。
 - (J) 保温施工すること。
 - (K) 集じん器入口部は、排ガスがろ布に直接接しない構造とし、さらにろ布全体で均等に集じんできるようにすること。
 - (L) マンホール、駆動軸周辺の鋼板は腐食し易いので、保温等、適切な腐食防止対策を講ずること。
 - (M) 加温装置はろ過式集じん器本体、底板、側板（底部、上部）、捕集灰搬出装置等、必要な箇所に設けること。
 - (N) 排ガスによるろ布の振れを防止し、ろ布どうしが接触しない構造とする。
- (I) ろ過式集じん器用空気供給装置（必要に応じて）
本空気圧縮機は、ろ過式集じん器の逆洗（パルスジェット）用空気を供給するために設置する。

A	数量	{ } 基
B	吐出量	{ } m ³ /min (吸込状態にて)
C	吐出圧力	{ } MPa
D	操作方式	遠隔及び現場手動
E	主要機器（1基につき）	
	(A) 圧縮機本体	1台
	(B) 駆動電動機	1台
	(C) 空気槽	1式
	(D) アフタークーラー	1式
	(E) 防音カバー	1式
	(F) 安全弁	1式
	(G) 除湿器	1式
	(H) その他付属品	1式

F 構造

メンテナンス性を十分考慮した配置及び構造とすること。

イ 薬品貯留装置（必要に応じて）

(ア) 反応助剤貯槽

本貯槽は、ろ過式集じん器入口部で噴霧する反応助剤を貯留するために設置する。薬品搬入車両より直接受け入れできるものし、下部にはろ過式集じん器入口部へ供給するための定量供給装置を設置する。また、その構造は粉体による閉塞がないよう考慮すること。

A 数量	1 基
B 容量	有効容量は通常運転時 7 日分以上とする

C 主要機器

(A) 槽本体	1 基
(B) 集じん装置	1 式
(C) エアレーション装置	1 式
(D) 支持架台	1 式
(E) その他付属品	1 式

D 構造

反応助剤による閉塞・固着等が生じないように、十分配慮した構造とすること。

(イ) 活性炭貯槽

本貯槽は、ろ過式集じん器入口部で噴霧する活性炭を貯留するために設置する。薬品搬入車両より直接受け入れできるものとし、下部にはろ過式集じん器入口部へ供給するための定量供給装置を設置する。また、その構造は粉体による閉塞がないよう考慮すること。

A 数量	1 基
B 容量	有効容量は常時噴霧した場合の 7 日分以上とする

C 主要機器

(A) 槽本体	1 基
(B) 集じん装置	1 式
(C) エアレーション装置	1 式
(D) 支持架台	1 式

(E) その他付属品 1 式

D 構造

活性炭による閉塞・固着等が生じないよう、十分配慮した構造とすること。

(ウ) 反応助剤定量供給装置

本装置は、反応助剤貯槽より定量的に反応助剤を供給するために設置する。

A 数量 1 式

B 供給量 { } kg/h

C 操作方式 自動及び遠隔・現場手動

D 主要機器

(A) 供給装置本体 1 式

(B) 駆動装置 1 式

(C) 点検口 1 式

(D) その他付属品 1 式

E 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(I) 活性炭定量供給装置

本装置は、活性炭貯槽より定量的に活性炭を供給するために設置する。

A 数量 1 式

B 供給量 { } kg/h

C 操作方式 自動及び遠隔・現場手動

D 主要機器

(A) 供給装置本体 1 式

(B) 駆動装置 1 式

(C) 点検口 1 式

(D) その他付属品 1 式

E 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ウ 乾式有害ガス除去用薬品供給装置（必要に応じて）

(ア) 薬剤搬送用プロア

本プロアは、反応助剤貯槽より定量供給装置で定量切出しされた反応助剤及び活性炭貯槽より定量供給装置で定量切出しされた活性炭をろ過式集じ

ん器入口部に搬送噴霧するために設置し、必要な空気量及び空気圧力を発生できること。

- A 数量 3基（内1基交互運転）
- B 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- C 主要機器（1基につき）
 - (A) プロア本体 1台
 - (B) 駆動電動機 1台
 - (C) 共通台盤 1式
 - (D) 吸込サイレンサー 1式
 - (E) その他付属品 1式
- D 構造
 - (A) 基数については原則として各炉1基とし、共通交互運転機1基を設けること。
 - (B) 騒音、振動の少ないよう考慮した構造すること。
 - (C) メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(3) 捕集灰処理装置

本装置は、ろ過式集じん器、節炭器等から排出される捕集灰に含まれるダイオキシン類の処理を行い、調湿及び薬剤添加によって飛散を防止するとともに重金属類を溶出基準値以下に溶出防止するために設置する。

ア 捕集灰貯留装置

(ア) 捕集灰移送装置

本装置は、ろ過式集じん器、節炭器等からの捕集灰を捕集灰貯留タンクへ移送するために設置する。

- A 形式 密閉ケースコンベア
- B 数量 2系列（交互運転）
- C 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- D 主要機器（1系列につき）
 - (A) コンベア本体 1式
 - (B) 駆動電動機 1式
 - (C) その他付属品 1式
- E 構造

- (A) 移送装置は密閉構造とし、負圧にする等して灰が外にこぼれないような構造とすること。
- (B) 捕集灰による摩耗対策については十分に考慮した構造とすること。
- (C) 点検及びメンテナンスを十分に考慮するとともに、捕集灰の飛散防止対策にも十分配慮した構造とすること。

(イ) 捕集灰貯留タンク

本タンクは、捕集灰移送装置によって移送される捕集灰を一時貯留するために設置する。

- A 数量 1 式
- B 容量 捕集灰の最大発生量に対して、有効容量を約〔 〕日分以上を確保すること
- C 主要機器
 - (A) タンク本体(保温施工) 1 式
 - (B) 定量供給装置 1 式
 - (C) 集じん装置 1 式
 - (D) 閉塞防止装置 1 式
 - (E) 攪拌装置 1 式
 - (F) 支持架台 1 式
 - (G) 点検口 1 式
 - (H) その他付属品 1 式
- D 構造
 - (A) 加熱脱塩素化装置までの搬送装置が必要である場合は本設備に含むこと。
 - (B) 炉の立上げ及び立ち下げ時における捕集灰処理を十分考慮した構造とすること。
 - (C) 捕集灰の固着等に十分配慮した構造とすること。

イ 加熱脱塩素化装置（参考）

本装置は、捕集灰中に含まれる塩素化合物を脱塩素化するために設置する。

- (ア) 形式 加熱脱塩素化处理
- (イ) 数量 〔 〕基
- (ウ) 処理能力 〔 〕 t/h
- (イ) ダイオキシン類濃度 出口 1 ng-TEQ/g 以下

- (イ) 主要部材質 { }
 (カ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動

- (キ) 主要機器 (1 基につき)
- | | | |
|---|-------------|-----|
| A | 加熱器本体(保温施工) | 1 基 |
| B | 加温装置 | 1 基 |
| C | 冷却器 | 1 基 |
| D | 投入装置 | 1 式 |
| E | 排出装置 | 1 式 |
| F | ドレンタンク | 1 式 |
| G | ドレンポンプ | 1 式 |
| H | 循環ファン | 1 式 |
| I | ダストフィルタユニット | 1 式 |
| J | コンデンサ | 1 式 |
| K | 窒素ガス発生装置 | 1 式 |
| L | 水銀貯槽 | 1 式 |
| M | その他付属品 | 1 式 |

- (ク) 構造
- A 活性炭を噴霧した場合でも支障なく処理できるよう、容量には十分配慮すること。
- B 加熱器における異常を知らせる警報を設けるとともに、中央制御室にも表示を行うこと。
- C 循環ラインにおける塩化物による閉塞に十分配慮した構造とすること。
- D 重金属の取扱い等に十分配慮した構造とすること。
- E 捕集灰による摩耗に十分配慮した構造とすること。
- F メンテナンス及び点検に十分配慮した構造及び配置にするとともに、必要に応じてホイスト等を設置すること。

ウ 捕集灰定量供給装置

- (ア) 捕集灰サービスタンク
 本タンクは、捕集灰を一時貯留し、定量的に捕集灰供給装置へ供給するために設置する。

- | | | |
|-----|-----------------|-----------------------|
| A | 数量 | { } 基 |
| B | 容量 | 有効 { } m ³ |
| C | 主要機器 (1 基につき) | |
| (A) | タンク本体(保温施工) | 1 基 |

- (B) 定量供給装置 1 式
- (C) 支持架台 1 式
- (D) 点検口 1 式
- (E) その他付属品 1 式

D 構造

- (A) 捕集灰を混練機へ安定的に供給できるよう、十分な余裕を持った容量とすること。
- (B) 捕集灰による閉塞及び固着等に十分配慮した構造とすること。

(イ) 捕集灰供給装置

本装置は、捕集灰サービスタンクより混練機へ捕集灰を供給するために設置する。

- A 数量 [] 系列
- B 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- C 主要機器（1 系列につき）
 - (A) コンベア本体 1 式
 - (B) 駆動電動機 1 式
 - (C) その他付属品 1 式
- D 構造

各混練機へ支障なく供給できる構造とすること。

エ 重金属溶出防止剤貯留供給装置

(ア) 重金属溶出防止剤貯槽

本槽は、捕集灰に添加する重金属溶出防止剤を貯留するために設置し、薬品搬入車両より直接受け入れできること。

- A 数量 1 基
- B 容量有効 [] m³
- C 主要部材質 []
- D 主要機器
 - (A) 槽本体 1 基
 - (B) 点検口 1 式
 - (C) 液面計 1 式
 - (D) その他付属品 1 式
- E 構造

- (A) 薬品搬入車による搬入量と薬品使用量を十分考慮した容量とすること。
- (B) 液面計等は見やすい位置に設置すること。

(イ) 重金属溶出防止剤注入装置

本装置は、重金属溶出防止剤貯槽から重金属溶出防止剤を混練機へ一定量供給するために設置する。

- A 数量 2基（交互運転）
- B 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- C 主要機器（1基につき）
 - (A) ポンプ本体 1台
 - (B) 駆動電動機 1台
 - (C) 共通台盤 1式
 - (D) その他付属品 1式

D 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

オ 混練、搬出装置

本装置は、捕集灰に加湿水と重金属溶出防止剤を添加した後、混練を行い重金属類の溶出防止を図り、処理物を灰ピットまで搬出するために設置する。

(ア) 混練機

本装置は、供給された捕集灰に加湿水と重金属溶出防止剤を添加し、均一に混練するために設置する。

- A 数量 2基（交互運転）
- B 処理能力 { } t/h
- C 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- D 主要機器
 - (A) 混練機本体 1台
 - (B) 駆動電動機 1台
 - (C) その他付属品 1式

E 構造

- (A) 捕集灰によるパドル等の摩耗には十分配慮した構造とすること。
- (B) メンテナンス性を十分考慮した配置及び構造とし、必要に応じてホイスト等を設置すること。

(イ) 混練機給水装置

本装置は、混練機へ捕集灰の加湿水を供給するために設置する。材質は、腐食等を考慮すること。

A	数量	2基（交互運転）
B	操作方式	自動及び遠隔・現場手動
C	主要機器（1基につき）	
(A)	給水装置本体	1台
(B)	駆動電動機	1台
(C)	共通台盤	1式
(D)	給水槽	1式
(E)	その他付属品	1式

(ウ) 搬出コンベア

本装置は、加湿・薬剤添加、混練の処理を終えた捕集灰を灰ピットへ搬出するために設置する。

A	数量	{ } 系列
B	搬送能力	{ } t/h
C	操作方式	自動及び遠隔・現場手動
D	主要機器（1系列につき）	
(A)	搬出装置本体	1式
(B)	駆動電動機	1式
(C)	安全装置	1式
(D)	その他付属品	1式

E 構造

- (A) 灰が外に飛散しないような構造とすること。
- (B) 捕集灰による摩耗対策については十分に考慮した構造とすること。
- (C) 点検及びメンテナンスを十分配慮した構造とすること。

カ 集じん装置

本装置は、捕集灰処理の工程において粉じん等の飛散を防止するための集じん装置を設置する。

(ア) 環境集じん装置

本装置は、混練機、搬出コンベア周辺の粉じん等を捕集し、作業環境を良好に保つために設置する。

A	形式	バグフィルタ
B	数量	1基
C	処理風量	{ } m ³ /min
D	出口ばいじん量	0.05g/m ³ N 以下
E	主要部材質	ろ布 { }
F	操作方式	自動及び遠隔・現場手動
G	主要機器	
(A)	集じん装置本体	1式
(B)	排気ファン	1式
(C)	ダスト排出装置	1式
(D)	支持架台	1式
(E)	その他付属品	1式

H 構造

メンテナンス性を十分考慮した配置及び構造とするとともに、必要に応じて歩廊、階段及びホイスト等を設置すること。

(4) 湿式有害ガス除去装置

本装置は、ろ過式集じん器でばいじんを除去した排ガス中の酸性ガスを除去するために設置する。湿式有害ガス除去装置はそれぞれ独立した冷却部、吸収部、減湿部の構成とし、十分な気液接触のできる構造とするとともに、耐腐食性を十分考慮すること。また脱硝触媒を効率良く反応させるため装置出口にガス再加熱器を設置する。

ア ガス洗浄装置

本洗浄装置は、ろ過式集じん器から出た排ガス中の塩化水素および硫酸化物を苛性ソーダ液と気液接触することにより吸収除去するもので、冷却・吸収部でガスの減温及びガス中の酸性ガスの除去を気液接触により、減湿部において飽和したガスの除湿を行うものとする。また排ガス中の重金属類を効果的に捕捉可能とする重金属捕集剤注入装置を設ける。

(ア)	形式	湿式苛性ソーダ洗浄式
(イ)	数量	2基

- (ウ) ガス量 { } m³N/h
- (I) ガス温度 入口 { } (通常運転温度)
 出口 { } (通常運転温度)
 ただし、ガス洗浄装置出口
- (オ) 吸収方式 スプレー式(冷却部・吸収部)
 充填塔式(減湿部)
- (カ) 排ガス条件
- A HCl 濃度 入口 80ppm(乾きガス基準、
 標準酸素濃度12%)
 出口 10ppm以下(乾きガス基準、
 標準酸素濃度12%)
- B SO_x 濃度 入口 80ppm(乾きガス基準、
 標準酸素濃度12%)
 出口 8ppm以下(乾きガス基準、
 標準酸素濃度12%)
- (キ) 主要機器(1基につき)
- A 塔本体 1基
- B スプレーノズル 1式
- C エリミネータ 1式
- D 支持架構 1式
- E 減湿部充填物 1式
- F マンホール 1式
- G その他付属品 1式
- (ク) 構造
- A 焼却量の負荷変動に十分対応でき、安定的な運転を確保できる構造とすること。
- B 内面の構造及び仕上げについては、耐熱性、耐酸性に十分配慮した構造とすること。
- C 装置底部には、堆積物が生じない構造とすること。
- D 苛性ソーダは自動流量調節により注入できる構造とすること。
- E 循環水については冷却・吸収液中に設置した連続測定計により、設定塩濃度で引き抜き、洗煙排液槽に導く構造とする。また、連続測定計検出配管には、洗浄のための圧力水配管を設けること。
- F 洗浄塔内のノズルの閉塞及びノズルの脱落の検出器を設ける。また、冷却部のノズルは、外部より脱着が容易に行える構造とすること。

- G 減湿用冷却水及び減湿装置内での凝縮水は減湿水槽に貯留し、循環使用する。また、減湿水槽の余剰水についても、循環使用できる構造とすること。
- H 装置本体には、点検・保守のため、必要な箇所にマンホール、足場及び歩廊・階段等を設けるとともに、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。
- I 設計耐熱温度については、非常時におけるガス洗浄装置の内部温度上昇等を十分考慮し、装置保護の観点から十分な余裕をもった構造とすること。
- J 排ガスによる、装置内部の腐食等に十分配慮した構造とすること。

イ 冷却・吸収液循環ポンプ

本ポンプは、吸収部下部の循環液を吸収部スプレーノズルに圧送し酸性ガスの吸収を行うために設置する。

- (ア) 数量 1 炉 2 基 (交互運転)
- (イ) 吐出量 [] m³/h
- (ウ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- (エ) 主要部材質
 - A ケーシング SCS10 相当品
 - B インペラ SCS10 相当品
 - C シャフト SUS316L 相当品
- (オ) 主要機器 (1 基につき)
 - A ポンプ本体 1 式
 - B 駆動電動機 1 式
 - C 共通台盤 1 式
 - D その他付属品 1 式
- (カ) 構造
 - A 原則として、ガス洗浄装置各基に設置するポンプ毎に 2 基設置し交互運転が可能な構造とすること。
 - B 冷却部、吸収部において各々、ポンプが必要な場合は各洗浄装置及び各ポンプ毎に交互運転機を持たせること。
 - C ポンプの切り替え等、操作性及びメンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ウ 減湿液循環ポンプ

本ポンプは、減湿部下部の循環液を減湿用冷却器へ圧送するために設置する。

- | | | |
|-----|---|-----------------------|
| (ア) | 数量 | 1 炉 2 基 (交互運転) |
| (イ) | 吐出量 | { } m ³ /h |
| (ウ) | 操作方式 | 自動及び遠隔・現場手動 |
| (エ) | 主要部材質 | |
| | A ケーシング | SCS16 相当品 |
| | B インペラ | SCS16 相当品 |
| | C シャフト | SUS316L 相当品 |
| (オ) | 主要機器 (1 基につき) | |
| | A ポンプ本体 | 1 式 |
| | B 駆動電動機 | 1 式 |
| | C 共通台盤 | 1 式 |
| | D その他付属品 | 1 式 |
| (カ) | 構造 | |
| | A 原則として、ガス洗浄装置毎に設置するポンプは、各 2 基設置し交互運転が可能な構造とすること。 | |
| | B ポンプの切り替え等、操作性及びメンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。 | |

エ 減湿水槽

本水槽は、冷却部で使用する循環液を一時貯留するために設置する。

- | | | |
|-----|--------------------------|-----------------------|
| (ア) | 数量 | { } 基 |
| (イ) | 容量 | 有効 { } m ³ |
| (ウ) | 主要機器 (1 基につき) | |
| | A 槽本体 | 1 基 |
| | B 点検口 | 1 式 |
| | C 液面計 | 1 式 |
| | D その他付属品 | 1 式 |
| (エ) | 構造 | |
| | 循環水による腐食等に十分配慮した構造とすること。 | |

オ 減湿用冷却器

本冷却器は、減湿液を冷却するために設置する。

- | | | |
|-----|-------|-------|
| (ア) | 冷却器本体 | |
| | A 形式 | 強制空冷式 |

- B 減湿液流量 { } m³/h
- C 数量 { } 基
- D 主要項目 ガス洗浄装置出口における排ガス
温度を { } 以下とする
(外気温度20 時)
- E 交換熱量 { } MW (外気温度 20 時)
- F 伝熱面積 { } m²
- G 主要部材質
- (A) 伝熱管 SUS316L 相当品
- (B) フィン アルミニウム 相当品
- H 主要機器
- (A) 冷却器本体 1 式
- (B) 架台 1 式
- (C) 歩廊及び階段 1 式
- (D) その他付属品 1 式
- I 構造
- (A) 煙突出口で可視煙を出さないよう、配慮した構造とすること。
- (B) 装置本体には、点検・保守のため、必要な箇所に足場及び歩廊・階段等を設けるとともに、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。
- (C) 気温 0 湿度 70%において白煙が生じないようにすること。
- (イ) ファン本体及び駆動装置
- A 形式 低騒音軸流形
- B 数量 { } 基
- C 風量 { } m³/min
- D 主要部材質
- ファンプロペラ FRP 相当品
- E 駆動方式 減速機駆動式
- F 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- G 速度制御方式 回転数制御 (VWF)
- H 主要機器
- (A) ファン本体 1 式
- (B) 駆動電動機 1 式
- (C) その他付属品 1 式
- I 構造
- (A) 敷地境界における騒音等に十分配慮した構造とすること。

(B) ファン駆動装置及び減速機等に給油が必要である場合は、集中給油機構を設ける等、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。

(C) 歩廊、階段を随所に設け、点検、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。

カ 非常用水タンク

本タンクは、ガス洗浄塔への緊急注水用工業水を貯留するために設置する。

(ア) 数量 [] 基

(イ) 容量 有効 [] m³

(ウ) 主要機器 (1 基につき)

A タンク本体 1 基

B タラップ 1 式

C 点検口 1 式

D 液面計 1 式

E 支持架台 1 式

F その他付属品 1 式

(I) 構造

非常時における湿式有害ガス除去装置内の温度勾配に十分配慮して、ガス洗浄装置の焼損等が生じないように、余裕を持った容量とすること。

キ 苛性ソーダ貯槽

本槽は、湿式有害ガス除去装置及び排水処理設備で使用する苛性ソーダを薬品搬入車両より受入れ貯留するために設置する。

(ア) 数量 [] 基

(イ) 容量 工場内における通常使用量の 7 日分以上

(ウ) 主要機器 (1 基につき)

A 槽本体(保温施工) 1 基

B タラップ 1 式

C 点検口 1 式

D 液面計 1 式

E 加温装置 1 式

F その他付属品 1 式

(I) 構造

液面計等は見やすい位置に設置すること。

ク 苛性ソーダ原液ポンプ

本ポンプは、苛性ソーダ貯槽より苛性ソーダ希釈槽へ苛性ソーダを移送するために設置する。

- (ア) 数量 2 基 (交互運転)
- (イ) 吐出量 { } m³/h
- (ウ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- (I) 主要機器 (1 基につき)
 - A ポンプ本体 1 台
 - B 駆動電動機 1 台
 - C 共通台盤 1 式
 - D その他付属品 1 式
- (オ) 構造
 - A ポンプ形式・材質等については十分配慮すること。
 - B 配管については凍結防止対策を施すこと。
 - C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ケ 苛性ソーダ希釈槽

本槽は、苛性ソーダ溶液を希釈するために設置する。

- (ア) 数量 1 基
- (イ) 容量 { } m³
- (ウ) 主要機器
 - A 槽本体 1 基
 - B 攪拌機 1 台
 - C タラップ 1 式
 - D マンホール 1 式
 - E 液面計 1 式
 - F その他付属品 1 式
- (I) 構造
 - 液面計等は見やすい位置に設置すること。

コ 苛性ソーダ注入ポンプ

本ポンプは、苛性ソーダ希釈槽から苛性ソーダ溶液をガス洗浄塔へ注入するために設置する。

- (ア) 数量 2基（交互運転）
- (イ) 吐出量 { } m³/h
- (ウ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- (エ) 主要機器（1基につき）
 - A ポンプ本体 1台
 - B 駆動電動機 1台
 - C 共通台盤 1式
 - D その他付属品 1式
- (オ) 構造
 - A ポンプ形式・材質等については十分配慮すること。
 - B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

サ 重金属捕集剤貯槽

本槽は、湿式有害ガス除去装置及び排水処理設備で使用する重金属捕集剤を貯留するために設置する。

- (ア) 数量 1基
- (イ) 容量 工場内における通常使用量の7日分以上
- (ウ) 主要機器
 - A 槽本体 1基
 - B 液面計 1式
 - C その他付属品 1式
- (エ) 構造
 - 液面計等は見やすい位置に設置すること。

シ 重金属捕集剤原液ポンプ（必要に応じて）

本ポンプは、重金属捕集剤貯槽から薬液を重金属捕集剤希釈槽へ移送するために設置する。

- (ア) 数量 2基（交互運転）
- (イ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- (ウ) 主要機器（1基につき）
 - A ポンプ本体 1台
 - B 駆動電動機 1台
 - C 共通台盤 1式

D その他付属品 1 式

(I) 構造

A ポンプ形式・材質等については十分配慮すること。

B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ス 重金属捕集剤希釈槽（必要に応じて）

本槽は、重金属捕集剤を希釈し貯留するために設置する。

(ア) 数量 1 基

(イ) 容量 有効〔 〕 m^3

(ウ) 主要機器

A 槽本体 1 基

B 攪拌機 1 台

C 液面計 1 式

D その他付属品 1 式

(I) 構造

液面計等は見やすい位置に設置すること。

セ 重金属捕集剤注入ポンプ（必要に応じて）

本ポンプは、重金属捕集剤希釈槽で希釈された重金属捕集剤をガス洗浄塔へ注入するために設置する。

(ア) 数量 1 炉 2 基（交互運転）

(イ) 吐出量 〔 〕L/h

(ウ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動

(I) 主要機器（1 基につき）

A ポンプ本体 1 台

B 駆動電動機 1 台

C 共通台盤 1 式

D その他付属品 1 式

(オ) 構造

A ポンプ形式・材質等については十分配慮すること。

B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ソ 洗煙排液槽

本槽は、洗煙排水を一時貯留するために設置する。

- (ア) 形式 []
- (イ) 数量 1 基
- (ウ) 容量 有効 [] m³
- (エ) 主要機器 (1 基につき)
- A 槽本体 1 基
- B マンホール 1 式
- C その他付属品 1 式
- (オ) 構造
洗煙排水による腐食等に十分配慮した構造とすること。

タ 洗煙排水処理設備移送ポンプ

本ポンプは、洗煙排液槽に一時貯留した排液を洗煙排水処理設備へ移送するために設置する。

- (ア) 数量 2 基 (交互運転)
- (イ) 吐出量 [] m³/h
- (ウ) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- (エ) 主要部材質
- A ケーシング SCS16 相当品
- B インペラ SCS16 相当品
- C シャフト SUS316L 相当品
- (オ) 主要機器 (1 基につき)
- A ポンプ本体 1 台
- B 駆動電動機 1 台
- C 共通台盤 1 式
- D その他付属品 1 式
- (カ) 構造
メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

チ ガス再加熱器

本加熱器は、ガス洗浄塔減湿部出口からの排ガスを昇温するために設置する。

- (ア) 形式 蒸気式ベアチューブ形
- (イ) 数量 2 基
- (ウ) ガス量 [] m³N/h

- | | | |
|-----|--|---------------------|
| (I) | ガス温度 | 入口〔 〕 (通常運転温度) |
| | | 出口〔 〕 (通常運転温度) |
| (オ) | 交換熱量 | 〔 〕 MW |
| (カ) | 操作方式 | 自動(高圧蒸気流量)及び遠隔・現場手動 |
| (キ) | 伝熱面積 | 〔 〕 m ² |
| (ク) | 主要部材質 | 〔 〕 |
| (ケ) | 主要機器(1基につき) | |
| A | 加熱器本体(保温施工) | 1基 |
| B | 温度計 | 1式 |
| C | 圧力計 | 1式 |
| D | 架台 | 1式 |
| E | その他付属品 | 1式 |
| (コ) | 構造 | |
| A | 排ガスによる腐食等に十分配慮した材質及び構造とすること。 | |
| B | 装置周辺には、点検・保守のため、必要な箇所にマンホール、足場及び歩廊・階段を設けること。 | |
| C | 配管の交換及び補修が容易にできるように、必要に応じて吊り具及びホイスト類を設置すること。 | |
| D | 保温施工すること。 | |

(5) 窒素酸化物除去装置(参考)

本装置は、排ガス中に含まれる窒素酸化物を除去するために設置する。また、アンモニアの取り扱い箇所については、作業環境に十分配慮すること。

ア 触媒脱硝装置

本装置は、湿式有害ガス除去装置後段に排ガス中の窒素酸化物をアンモニアと触媒により還元反応させるために設置する。

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| (ア) | 数量 | 2基 |
| (イ) | ガス流量 | 〔 〕 m ³ N/h |
| (ウ) | ガス温度 | 入口〔 〕 (通常運転温度) |
| (I) | NO _x 濃度 | 入口〔 〕 ppm (乾きガス基準、標準酸素濃度12%) |
| | | 出口 20ppm以下 (乾きガス基準、標準酸素濃度12%) |
| (オ) | 触媒 | 材質 TiO ₂ -V ₂ O ₅ 系触媒 相当品 |

充填量〔 〕 m³

(カ) 主要機器 (1 基につき)

A	脱硝装置本体(保温施工)	1 基
B	加温装置	1 式
C	差圧計	1 式
D	温度計	1 式
E	架台	1 式
F	その他付属品	1 式

(キ) 構造

- A 休炉時、立ち上げ・立ち下げ時において触媒の劣化がないように十分配慮すること。
- B 触媒における詰まりを防止するため、排ガス流入方向は原則として、下方側からとすること。
- C 触媒の脱硝効率を十分に考慮し、設置すること。
- D リークアンモニアによる白煙防止について十分配慮すること。
- E 差圧計、温度計その他必要な計器を見やすい位置に設けること。
- F 本塔の前後に窒素酸化物濃度及び酸素濃度を測定する連続分析計を設け、現場及び中央制御室に表示すること。
- G 装置周辺には、点検・保守のため、必要な箇所にマンホール、足場及び歩廊・階段を設けること。
- H 触媒のメンテナンス及び取り替えを容易にするための点検口及びホイスト等を設置すること。
- I 保温施工すること。
- J 薬剤注入率は、最適な効率が図られるようにすること。
- K 使用薬剤のガス漏れ検知のため検知器を設置すること。
- L 本装置の触媒は、ダイオキシン類分解効果を有するものを選択すること。
- M 触媒の交換が容易に行えるようにすること。

イ 薬剤供給装置

本装置は、触媒脱硝装置に薬剤を供給するために設置する。

(ア) アンモニア水貯槽

本貯槽は、アンモニア水を薬品搬入車両より直接受入れ貯留するために設置する。

A	数量	1 基
---	----	-----

B 容量 通常使用量の7日分以上

C 主要部材質 SUS304 相当品

D 主要機器（1基につき）

- (A) 槽本体 1基
- (B) 点検口 1式
- (C) 液面計 1式
- (D) 緊急遮断弁 1式
- (E) 漏洩検知器 1式
- (F) その他付属品 1式

E 構造

- (A) 液面計等は見やすい位置に設置すること。
- (B) アンモニアガスを直接大気に放出しないこと。
- (C) 薬液受入れ配管部分の残存薬液を、極力少なくする構造とすること。
- (D) 緊急遮断弁は、アンモニア漏洩検知器と連動して動作する構造とすること。
- (E) 安全弁、放出管等からの放出ガスは、除害装置を設置し放出ガス及び漏れたガスの拡散を防ぐこと。

(イ) アンモニア水供給ポンプ

本ポンプは、アンモニア水をアンモニア水貯槽からアンモニア気化塔へ供給するために設置する。

A 数量 3基（内1基交互運転）

B 吐出量 { } L/h

C 主要部材質

- (A) ポンプヘッド SUS304 相当品
- (B) ダイヤフラム PTFE

D 主要機器（1基につき）

- (A) ポンプ本体 1台
- (B) 駆動電動機 1台
- (C) 共通台盤 1式
- (D) その他付属品 1式

E 構造

- (A) ポンプ形式・材質等については十分配慮すること。
- (B) メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(ウ) アンモニア気化装置

本装置は、アンモニア水を温風で加熱気化するために設置する。

- | | | |
|-----|-----------------|------------------------|
| A | 数量 | 2 基 |
| B | 気化能力 | { } L/h(アンモニア水) |
| C | 使用空気量 | { } m ³ N/h |
| D | 主要機器 (1 基につき) | |
| (A) | 気化塔本体(保温施工) | 1 基 |
| (B) | ノズル | 1 式 |
| (C) | 加温装置 | 1 式 |
| (D) | 脱硝用空気加熱器(保温施工) | 1 式 |
| (E) | アンモニア希釈空気送風機 | 1 式 |
| (F) | その他付属品 | 1 式 |

(I) アンモニア注入器

本注入器は、温風により気化及び空気希釈されたアンモニアガスを触媒脱硝装置入口部へ注入するために設置する。

- | | | |
|-----|-----------------|------------------------|
| A | 数量 | 2 基 |
| B | 注入量 | { } m ³ N/h |
| C | 主要部材質 | { } |
| D | 主要機器 (1 基につき) | |
| (A) | 注入器本体 | 1 基 |
| (B) | その他付属品 | 1 式 |

(オ) 除害装置

本装置は、室内にアンモニア水が漏洩した時、アンモニアガスの揮散を防止するために設置する。

- | | | |
|-----|--------|-----|
| A | 数量 | 1 式 |
| B | 主要機器 | |
| (A) | 揮散防止装置 | 1 式 |
| (B) | 警報装置 | 1 式 |
| (C) | 中和装置 | 1 式 |
| (D) | その他付属品 | 1 式 |
| C | 構造 | |

(A) 本装置は安全な位置から操作できるよう、操作盤の配置等には十分配慮すること。

(B) アンモニアの漏洩に関する警報装置を設置するとともに、中央制御室に表示すること。

(カ) アンモニアガス吸収槽

本槽は、アンモニア水貯槽より排出されるアンモニアガスを充填塔にて水で吸収するために設置する。

A	数量	1 式
B	容量	有効〔 〕 m ³
C	主要機器	
(A)	槽本体	1 式
(B)	充填物	1 式
(C)	液面計	1 式
(D)	その他付属品	1 式

6 余熱利用設備工事

(1) 設備概要

本設備は、各熱交換器、蒸気タービン発電機等により構成され、ボイラで発生した蒸気等を利用し、本施設内暖房、給湯を行うこと。また、発生した蒸気は、所内利用及びプラント消費を除く全量を蒸気タービン駆動に利用し、最大限の自家発電を行うこと。また、発電設備の設置に関しては「電気事業法」及び「発電用火気設備の技術基準」等を遵守して設置すること。

(2) 暖房用タンク（必要に応じて）

本タンクは、ボイラの蒸気を熱交換して、暖房用の温水を作るために設置する。

ア	形式	{ }
イ	数量	1基
ウ	貯留容量	有効 { } m ³
エ	熱交換容量	{ } kW
オ	蒸気側条件	流量 { } t/h 最高使用圧力 { } MPa 常用使用圧力 { } MPa 入口温度（蒸気） { }
カ	温水温度	{ }
キ	主要部材質	タンク SUS製 相当品 胴板 STPG 相当品 伝熱管 SUS 相当品
ク	主要機器	
(ア)	タンク本体（保温施工）	1基
(イ)	加熱管	1基
(ウ)	液面計	1式
(エ)	圧力計	1式
(オ)	温度計	1式
(カ)	タラップ	1式
(キ)	マンホール	1式
(ク)	その他付属品	1式
ケ	構造	
(ア)	蒸気入口に圧力計を設けること。	
(イ)	各計器類は見やすい位置に設置すること。	
(ウ)	メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。	

(I) 保温施工すること。

(3) 給湯用タンク（参考）

本タンクは、ボイラの蒸気を熱交換して、給湯用の温水を作るために設置する。

ア	形式	{ }
イ	数量	1基
ウ	貯留容量	有効 { } m ³
エ	熱交換容量	{ } kW
オ	蒸気側条件	流量 { } t/h 最高使用圧力 { } MPa 常用使用圧力 { } MPa 入口温度（蒸気） { }
カ	温水温度	{ }
キ	主要部材質	タンク SUS 製 相当品 胴板 STPG 相当品 伝熱管 SUS 相当品
ク	主要機器	
(ア)	タンク本体（保温施工）	1基
(イ)	加熱管	1基
(ウ)	液面計	1式
(エ)	圧力計	1式
(オ)	温度計	1式
(カ)	タラップ	1式
(キ)	マンホール	1式
(ク)	その他付属品	1式

ケ 構造

- (ア) 蒸気入口に圧力計を設けること。
- (イ) 各計器類は見やすい位置に設置すること。
- (ウ) メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。
- (エ) 保温施工すること。

(4) 蒸気タービン

本タービンは、ボイラにて発生した過熱蒸気による駆動とし、抽気復水タービンとする。抽気蒸気は、余熱利用設備等に使用する。また、発電効率は22.4%以上を確保すること。

ア 蒸気タービン本体

(ア)	形式	抽気復水タービン
(イ)	数量	1基
(ウ)	定格出力	{ } kW (発電機出力端にて)
(エ)	回転数	タービン側 { } rpm 発電機側 { } rpm
(オ)	蒸気条件	最高使用圧力 { } MPa 以上
(カ)	最高使用温度	{ }
(キ)	入口蒸気条件	圧力 通常 { } MPa (主蒸気止め弁入口にて) 温度 通常 { } (主蒸気止め弁入口にて)
(ク)	抽気蒸気条件	抽気圧力 { } MPa (定格出力、定格抽気量時)
(ケ)	排気圧力	{ } kPa(A)
(コ)	蒸気消費量	定格出力時入口蒸気量 { } t/h 定格出力時抽気蒸気量 { } t/h 定格出力時排気蒸気量 { } t/h
(サ)	制御方式	{ }
(シ)	抽気制御方式	{ }
(ス)	起動方式	自動立上げ
(セ)	付属設備	
A	主蒸気止め弁	1式
B	蒸気加減弁	1式
C	調速装置	1式
D	ターニング装置	1式
E	主油ポンプ	1式
F	補助油ポンプ	1式
G	制御油ポンプ	1式
H	非常用油ポンプ	1式
I	油タンク	1式
J	油面計	1式
K	油冷却器	1式
L	潤滑油用こし器	1式
M	制御油用こし器	1式

N	油清浄機	1 式
O	油タンクガス抽出機	1 式
P	グラント蒸気復水器	1 式
Q	グラント蒸気エキゾスタ	1 式
R	計器類	1 式
S	その他付属品	1 式

(V) 構造

- A 単独運転時において、クレーン駆動等の負荷変動に対して十分対応できるよう、配慮した構造とすること。
- B タービン定格点は、基準ごみ 110% 負荷時とすること。
- C タービン及び被駆動機一体の危険速度は、定格速度から十分に離れた構造とすること。
- D 過速度遮断装置は、電気式と機械式等の 2 重化とすること。
- E ターニング装置は、電動式と手動式を併設すること。
- F タービン運転上の異常を検知して自動的に蒸気の流入を遮断する装置を設けるとともに、手動非常停止装置を現場及び中央制御室に設けること。
- G 必要箇所に温度計及び圧力計を設けること。
- H タービン各部のドレンは、発電機室内で放蒸させないで室外へ導き処理すること。
- I 油清浄機差圧計を設けるとともに、ろ過器は取り外し容易とし、切り替え使用できる構造とすること。
- J 油タンク底部に傾斜を付けドレン抜きを設けること。
- K 油面計は見やすい位置に設置すること。
- L 油タンクの通気管は屋外へ導くこと。
- M 戻り油側に油水分離器を設けること。

(5) 発電機

本発電機は、蒸気タービン駆動とし、6.6kV 系統で電力会社と並列運転すること。

ア	形式	三相交流同期発電機
イ	数量	1 基
ウ	定格の種類	連続
エ	出力	{ } kVA
オ	電圧	6.6kV
カ	周波数	60Hz

キ	極数	{ }
ク	力率	{ }
ケ	短絡比	{ }
コ	絶縁階級	F種
サ	励磁方式	ブラシレス励磁方式
シ	冷却方式	{ }
ス	潤滑方式	{ }
セ	主要機器	

(ア)	発電機本体	1式
(イ)	水冷熱交換器	1式
(ウ)	計器類	1式
(エ)	その他付属品	1式

ソ 構造

軸受部、固定子、冷却水には温度計を設け、冷却水配管にはフローチェッカ（ワイパ付き）あるいは流量指示計を設けること。

(6) 発電機盤（参考）

ア 高圧配電盤

本盤の構成は、以下に示すとおりとする。

(ア) 構成

A	発電機しゃ断器盤	1面
B	発電機変成器盤	1面
C	避雷器盤	1面

(イ) 定格

A	定格電圧	6.6kV
B	定格周波数	60Hz
C	定格電流	{ } A
D	母線定格電流	{ } A
E	定格短時間電流	{ } kA
F	絶縁階級	6号A（励磁用品等特殊品は除く）
G	定格操作電圧	DC100V

(ウ) 構造

A	形呼称は、JEM 1153 F2形とすること。
---	-------------------------

- B シャ断器は、開状態の時のみ出し入れできるようにインターロックするとともに引き出した状態(試験位置)で試験用操作スイッチ及び遠隔操作により、開閉できる機構とすること。
- C 母線の絶縁強度は、6号Aを満足すること。
- D 本盤は、発電機室に設置すること。
- (I) 発電機シャ断器盤
 発電機シャ断器盤内収納主要機器
- A シャ断器
- | | |
|-------------|--------|
| (A) 数量 | 1台 |
| (B) 定格電圧 | 7.2kV |
| (C) 定格電流 | { } A |
| (D) 定格周波数 | 60Hz |
| (E) 定格シャ断電流 | { } kA |
| (F) 定格操作電圧 | DC100V |
- B 計器用変流器
- | | |
|-----------|-------|
| (A) 数量 | 1式 |
| (B) 形式 | モールド形 |
| (C) 相数 | 1 |
| (D) 定格周波数 | 60Hz |
- (イ) 発電機変成器盤
 発電機変成器盤内収納機器
- A 計器用変流器
- | | |
|-----------|-------|
| (A) 数量 | 1式 |
| (B) 形式 | モールド形 |
| (C) 相数 | 1 |
| (D) 定格周波数 | 60Hz |
- B 計器用変圧器
- | | |
|------------|-------|
| (A) 数量 | 1式 |
| (B) 形式 | モールド形 |
| (C) 相数 | 1 |
| (D) 定格1次電圧 | 6.6kV |
| (E) 定格2次電圧 | 110V |
| (F) 誤差階級 | 1P級 |
- (カ) 避雷器盤
 避雷器盤内収納機器
- A 避雷器

- (A) 数量 3相分
- (B) 定格 8.4kV
- (C) 公称放電電流 5kA 以上

B 計器用変流器

- (A) 数量 1式
- (B) 形式 モールド形
- (C) 相数 1
- (D) 定格周波数 60Hz

C 計器用変圧器

- (A) 数量 1式
- (B) 形式 モールド形
- (C) 相数 1
- (D) 定格1次電圧 6.6kV
- (E) 定格2次電圧 110V
- (F) 誤差階級 1P級

イ 発電機励磁装置盤

- (ア) 発電機励磁装置盤内収納主要機器
自動電圧調整器 1式

ウ 発電機監視盤

本盤は、発電機室に設置し、発電機の監視を行う。ただし、自動同期関係の計器及びスイッチは、中央制御室電力監視盤内に設置する。また、中央制御室のオペレータコンソールにても監視ができること。

本盤の構成は、以下に示すとおりとする。

- (ア) 発電機監視盤（自動同期リレーを含む） 1式
- (イ) 形式 屋内用閉鎖垂直自立式
- (ウ) 数量 1基
- (I) 構造

A 前面に監視計器、操作器、表示灯等を取り付け、運転状態を明確にさせること。

B 前面には、積算計等を取り付けるとともに、最下部には、試験用端子を取り付けること。

C 盤内に照明灯を設け、扉の開閉により、自動的に点滅する機構とすること。

D 本タービン発電設備の各種測定値及び各機器の状態表示、異常等は中央オペレータコンソールに表示すること。

エ タービン起動盤

本盤は発電機室に設置する。

(ア)	形式	屋内用閉鎖垂直自立式
(イ)	数量	1基
(ウ)	定格制御電圧	AC,DC100V
(エ)	定格周波数	60Hz
(オ)	収納主要機器	
	電子ガバナ	1式
(カ)	盤面取付計器等	
A	主蒸気圧力計	
B	第一段落圧力計	
C	抽気圧力計	
D	排気圧力計	
E	制御油圧力計	
F	潤滑油圧力計	
G	制御油こし器差圧計	
H	潤滑油こし器差圧計	
I	スラスト軸受摩耗検出計（油圧式又は電気式）	
J	排気温度計	
K	主蒸気温度計	
L	回転計（デジタル表示式）	
M	油冷却器出口潤滑油温度計	
N	補助油ポンプ切替スイッチ（自動・手動切替）	
O	補助油ポンプ電力計	
P	非常用油ポンプ切替スイッチ（自動・手動切替）	
Q	非常油ポンプ電力計	
R	ターニング起動スイッチ	
S	表示灯類	
T	電力計	
U	その他必要なもの	

(7) タービンバイパス装置

本装置は、蒸気タービン停止時にごみ焼却炉の定格稼働を可能とするために設置するもので、減圧減温装置及びタービンバイパス消音器より構成する。

ア 減圧減温装置

本装置は、蒸気タービンバイパス時に高圧蒸気を減圧、減温するために設置する。

- | | | |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| (ア) | 形式 | 減圧減温式 |
| (イ) | 数量 | 1 式 |
| (ウ) | バイパス蒸気量 | { } t/h
タービンの最大蒸気流入量とする。 |
| (エ) | 蒸気圧力 | 入口 { } MPa
出口 { } kPa(A) |
| (オ) | 蒸気温度 | 入口 { }
出口 { } |
| (カ) | 主要機器 | |
| A | 減圧弁 | 1 式 |
| B | 減温器 | 1 式 |
| C | その他付属品 | 1 式 |
| (キ) | 構造 | |
| A | 最大蒸気流入量等に十分配慮した構造とすること。 | |
| B | 操作性及びメンテナンス性に十分配慮した構造とすること。 | |

イ タービンバイパス消音器

本装置は、タービンバイパス時の減圧弁の発生音を減衰させるために設置する。

- | | | |
|-----|-------------|-----------|
| (ア) | 形式 | 膨張吸音式 |
| (イ) | 数量 | 1 基 |
| (ウ) | 構造 | 鋼板溶接構造 |
| (エ) | 減音量 | 30dB(A)以上 |
| (オ) | 主要機器 | |
| A | 消音器本体（保温施工） | 1 基 |
| B | 支持架台 | 1 式 |
| C | その他付属品 | 1 式 |

(カ) 構造

- A 吸音材の選定にあたっては、使用温度における吸音特性等に十分配慮すること。
- B 吸音材は、飛散防止のために表面に保護層を設け、確実に取り付けること。
- C ドレン抜きを設けること。

(8) ドレンポット（必要に応じて）

本ポットは、蒸気タービンランドシール部及び蒸気タービン周りの配管からのドレンを貯留するために設置する。

ア	形式	円筒横型
イ	数量	1基
ウ	容量	{ } m ³
エ	復水温度	{ }
オ	圧力	最高使用圧力 { } MPa 常用使用圧力 { } kPa(A)
カ	主要部材質	ステンレス製
キ	主要機器	
	(ア) ポット本体	1基
	(イ) 支持架台	1式
	(ウ) 液面計	1式
	(エ) 温度計	1式
	(オ) 圧力計	1式
	(カ) その他付属品	1式

ク 構造

計器類は見やすい箇所に設置すること。

(9) ドレン移送ポンプ（必要に応じて）

本ポンプは、ドレンポットに貯留されたドレンを復水タンクに移送するために設置する。

ア	数量	2基（交互運転）
イ	吐出量	{ } m ³ /h
ウ	主要機器（1基につき）	
	(ア) ポンプ本体	1台
	(イ) 駆動電動機	1台

- (ウ) 共通台盤 1 式
- (I) その他付属品 1 式

(10) 発電機室クレーン

本クレーンは、蒸気タービン及び発電機の定期点検整備に使用するために設置する。

- ア 形式 電動式天井走行ホイストクレーン
- イ 数量 1 基
- ウ 用途 タービン発電機室用
- エ 巻上げ荷重 吊り上げ荷重 [] t
定格荷重 [] t
- オ ワイヤロープ JIS 規格品
- カ 給電方式 キャブタイヤケーブル式
- キ 操作方式 床上押釦操作
- ク 主要機器

- (ア) クレーン本体 1 基
- (イ) 給電装置 1 式
- (ウ) 歩廊・階段 1 式
- (I) 試験用分銅 1 式
- (オ) その他付属品 1 式

ケ 構造

- (ア) クレーンの操作性について十分配慮した構造とすること。
- (イ) 蒸気タービン及び発電機の分解、点検、保守等に支障のないような吊り荷重、揚程、速度等を持った構造とすること。

7 通風設備工事

(1) 設備概要

本設備は、燃焼用空気を送風する設備及び燃焼したガスを焼却炉から煙突を通して大気へ放出する設備で、押込送風機、空気予熱器、風道、煙道、ダンパ、誘引通風機、煙突等で構成する。

(2) 押込送風機

本送風機は、ごみの燃焼に必要な燃焼用空気を供給するためのもので、空気は、ごみピットより吸い込み、空気予熱器またはそのバイパスを通して炉に供給すること。

ア	数量	2 基
イ	風量	{ } m ³ N/h
ウ	静風圧	{ } kPa
エ	主要機器 (1 基につき)	
(ア)	送風機本体	1 基
(イ)	駆動電動機	1 台
(ウ)	共通台盤	1 台
(エ)	その他付属品	1 式

オ 構造

- (ア) 押込風量の制御については回転数制御とすること。
- (イ) 炉の運転時において、誘引通風機が停止する等、炉内圧が異常となった場合、当該炉の押込送風機を自動停止させること。
- (ウ) 軸受部には温度計を設けること。
- (エ) ファンの点検、清掃が容易にできるように点検口、ドレン抜きを設けること。
- (オ) 据え付けに際しては、振動防止対策を講ずること。
- (カ) 風圧は炉の円滑な燃焼に必要な十分な静圧を持たせること。

(3) 炉温制御用送風機

本送風機は、炉内に炉温制御用または二次燃焼用空気を供給するためのもので、空気は、ごみピットまたは灰ピットより吸い込むこと。

ア	数量	2 基
イ	風量	{ } m ³ N/h
ウ	静風圧	{ } kPa

エ 主要機器（1基につき）

- | | |
|------------|----|
| (ア) 送風機本体 | 1基 |
| (イ) 駆動電動機 | 1台 |
| (ウ) 共通台盤 | 1台 |
| (エ) その他付属品 | 1式 |

オ 構造

- (ア) 風量の制御については回転数制御とすること。
- (イ) 炉の運転時において、誘引通風機が停止する等、炉内圧が異常となった場合、当該炉の炉温制御用送風機を自動停止させること。
- (ウ) ファンの点検、清掃が容易にできるように点検口、ドレン抜きを設けること。
- (エ) 据え付けに際しては、振動防止対策を講ずること。

(4) 蒸気式空気予熱器

本予熱器は、燃焼用空気を予熱するために設置する。

ア 形式	蒸気式空気加熱型
イ 数量	2基
ウ 交換熱量	{ } MW
エ 空気温度	入口 20 出口 { }
オ 風量	{ } m ³ N/h

カ 主要機器（1基につき）

- | | |
|-----------------|----|
| (ア) 予熱器本体（保温施工） | 1基 |
| (イ) 支持架台 | 1式 |
| (ウ) マンホール | 1式 |
| (エ) その他付属品 | 1式 |

キ 構造

- (ア) 腐食等に十分配慮した構造とすること。
- (イ) メンテナンス性に十分配慮した構造及び配置とすること。

(5) 風道

本風道は、燃焼用空気等を焼却炉に供給するために設置する。

ア 風道

本風道は、燃焼用空気経路及び炉温制御用空気経路より構成すること。また、

高温部の風道外面には、保温を施工すること。

- | | | |
|-----|--------|------------------|
| (ア) | 数量 | 1 式 |
| (イ) | 主要部材質 | SS400 及び SUS 相当品 |
| (ウ) | 主要部板厚 | 3.2mm 以上 |
| (I) | 主要機器 | |
| A | 風道 | 1 式 |
| B | 風道支持金具 | 1 式 |
| C | 点検口 | 1 式 |
| D | 伸縮継手 | 1 式 |
| E | その他付属品 | 1 式 |
- (オ) 構造
- A 押込用空気取り入れ口はホップステージ上部に設けること。また、空気取り入れ口には、スクリーンを設け、点検、清掃が容易に行える構造とすること。
 - B 腐食及び熱によるひずみや応力に対して、十分に考慮した構造とすること。
 - C 防震継手、伸縮継手を必要箇所に設けるとともに、騒音についても対策を講じること。
 - D 計器挿入孔を測定必要箇所に設けること。
 - E ダンパ等のメンテナンス性を十分に考慮した位置にマンホール等を設けること。
 - F 原則として風道は溶接構造とし、帯鋼及び形鋼等で補強すること。

イ 風道用ダンパ（参考）

本ダンパは、風道中に設けて、燃烧用空気、炉温制御用空気の分配及び温度調節を行うために設置すること。

- | | | |
|-----|-------|------------------|
| (ア) | 数量 | 1 式 |
| (イ) | 主要部材質 | SS400 及び SUS 相当品 |
| (ウ) | 駆動方式 | { } |
| (I) | 操作方式 | 自動及び遠隔・現場手動 |

表 2-16 風道用ダンパ設置箇所

設置箇所	駆動方式
押込送風機	電動式
空気予熱器	電動式
乾燥火格子	電動式
燃焼火格子	電動式
後燃焼火格子	電動式
二次空気	電動式
炉温制御用送風機	電動式

(オ) 主要機器

- A ダンパ本体 1 式
- B 同上駆動装置 1 式
- C その他付属品 1 式

(カ) 構造

- A 設置箇所及び仕様等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実施工箇所、仕様等については設備内容を十分加味した上で良好な燃焼が維持できるよう、監督員と協議のうえ決定すること。
- B 各ダンパとも、遠隔操作及び自動操作ができる構造とすること。
- C 腐食及び熱によるひずみや応力に対して十分に考慮した構造とすること。
- D 原則として、軸受部は無給油式とすること。
- E 各ダンパについては、開度等について、現場及び中央制御室に表示すること。
- F 点検ステージを設ける等して、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。

(6) 煙道

本煙道は、燃焼排ガスを煙突まで導くために設置する。

ア 煙道

本煙道は、ボイラ(節炭器)出口 ろ過式集じん器 ガス洗浄装置 ガス再加熱器 触媒脱硝装置 誘引通風機 煙突に排ガスを各装置へ導くための経路により構成する。また、煙道外面には、保温を施工すること。

- (ア) 数量 1 式
- (イ) 主要部材質 { }

表 2-17 煙道主要部材質（参考）

区 間	材 質
ボイラ ガス洗浄装置	SS400
ガス洗浄装置 ガス再加熱器	FRP
ガス再加熱器 煙突	耐硫酸露点腐食鋼

(ウ) 主要機器

- | | | |
|---|----------|-----|
| A | 煙道（保温施工） | 1 式 |
| B | 煙道支持金具 | 1 式 |
| C | 点検口 | 1 式 |
| D | 伸縮継手 | 1 式 |
| E | その他付属品 | 1 式 |

(I) 構造

- A 設置区間及び仕様等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実施工箇所、仕様等については設備内容を十分加味した上で、監督員と協議のうえ決定すること。
- B ガス洗浄装置のバイパス煙道は、腐食を防止するため、空気置換が可能な構造とすること。
- C 排ガスによる腐食及び熱ひずみ及び応力に対して十分に考慮した構造とすること。
- D 防震継手、伸縮継手を必要箇所に設けるとともに、騒音についても対策を講じること。
- E 計器挿入孔を測定必要箇所に設けるとともに、随所に排ガスのサンプリング管台を設けること。
- F ダンパ等のメンテナンス性を十分に考慮した位置にマンホール等を設けること。
- G 原則として煙道は溶接構造とし、帯鋼及び形鋼等で補強すること。
- H 伸縮継手は、ガス漏れがないようにすること。
- I 点検口等の気密性に留意すること。

イ 煙道用ダンパ（参考）

本ダンパは、煙道中に設けて、排ガス経路の変更、しゃ断、排ガス流量の制御を行うために設置すること。

- | | | |
|-----|------|----------------|
| (ア) | 数量 | 1 式 |
| (イ) | 駆動方式 | 電油式及びエアシリンダ駆動等 |
| (ウ) | 操作方式 | 自動及び遠隔・現場手動 |

表 2-18 煙道用ダンパ設置箇所

設置箇所	駆動方式	材質
節炭器	電動式等	SS400
ろ過式集じん器	エアシリンダ	SS400
ガス洗浄装置	エアシリンダ	SS400
ガス再加熱器	エアシリンダ	SS400+樹脂ライニング
触媒脱硝装置	エアシリンダ	耐硫酸露点腐食鋼
バイパス煙道	エアシリンダ	耐硫酸露点腐食鋼
誘引通風機	電油式	耐硫酸露点腐食鋼

(I) 主要機器

- A ダンパ本体（保温施工） 1 式
- B 同上駆動装置 1 式
- C その他付属品 1 式

(オ) 構造

- A 設置箇所及び仕様等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実施工箇所、仕様等については設備内容を十分加味した上で、良好な燃焼が維持できるように監督員と協議のうえ決定すること。
- B 各ダンパとも、遠隔操作及び自動操作ができる構造とすること。
- C 腐食及び熱によるひずみや応力に対して十分に考慮した構造とすること。
- D 原則として、軸受部は無給油式のものとする。
- E 各ダンパについては、開度等について、現場及び中央制御室に表示すること。
- F 点検ステージを設ける等して、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。

(7) 誘引通風機

本通風機は、焼却炉で発生した燃焼排ガスをボイラ、節炭器、ろ過式集じん器、ガス洗浄装置、ガス再加熱器、触媒脱硝装置及び煙突を通して大気に排出すること。

- ア 形式 []
- イ 数量 2 基
- ウ 風量 [] m³N/h
- エ 静風圧 [] kPa
- オ 通風温度 []

カ 主要部材質 インペラ 高張力鋼 相当品

キ 主要機器（1基につき）

- | | | |
|-----|-------------|----|
| (ア) | 通風機本体（保温施工） | 1基 |
| (イ) | 駆動電動機 | 1台 |
| (ウ) | 共通台盤 | 1台 |
| (エ) | その他付属品 | 1式 |

ク 構造

- (ア) 炉内圧の制御については回転数制御とし、ダンパ併用とすること。
- (イ) 軸受部には温度計を設け、冷却水配管にはフローチェッカ（ワイパ付き）を設けること。
- (ウ) ファンの点検、清掃が容易にできるように点検口、ドレン抜きを設けること。
- (エ) 据え付けに際しては、振動防止対策を講ずること。

(8) 煙突

外筒は既設利用を基本とし、内筒及び航空障害灯等は更新すること。

ア 外筒（既設利用）

- | | | |
|-----|--------|----------------|
| (ア) | 数量 | 1基 |
| (イ) | 主要項目 | |
| A | 本体部材質 | 鉄筋コンクリート造 |
| B | 地上高さ | 約100m |
| C | 外径 | 7m×4.1m |
| (ウ) | 付属品 | |
| A | 内部照明設備 | 1式（更新） |
| B | 避雷設備 | 1式（既設利用） |
| C | 歩廊・階段 | 1式（再塗装のうえ既設利用） |

(I) 構造

- A 煙突外筒のひび割れや煙突頂部の防水等の補修及び塗装の更新を行う。塗料は耐候性塗料とすること。
- B 塗装色は建設事業者より提案し、組合の承諾を得ること。塗装色は、煙突に設置されている時計の視認性が向上するよう考慮すること。
- C 本館から煙突に繋がる煙道部の折板屋根を更新すること。
- D 電気時計の更新を行う。機器選定については上記の塗装の検討と合わせ、遠方からの視認性に配慮すること。

イ 内筒

- | | |
|-----------|---|
| (ア) 数量 | 2 基 |
| (イ) 主要項目 | |
| A 主要部材質 | 本体 { }
ノズル部 { } |
| B 地上高さ | 100m |
| C 口径 | { } m |
| (ウ) 付属品 | |
| A 測定孔・掃除孔 | 1 式 |
| B その他付属品 | 1 式 |
| (I) 構造 | |
| A | 熱膨張対策を講じること。 |
| B | 排ガスの接する内部については、耐酸性ライニングを施す等、腐食に十分配慮した構造とすること。 |
| C | マンホールは気密性に十分配慮し、必要箇所に設けることとし、必要に応じて歩廊等を設けること。 |
| D | 排ガスサンプリング口については、排ガスの層流が得られる箇所に、必要数を必要箇所に設けること。また、測定が容易にできるように、内外筒間のスペースを確保すること。 |
| E | 煙突ノズル等の点検、修理ができるよう、床板を設けること。 |
| F | 航空障害灯等のメンテナンスが安全かつ容易に行えるよう、配慮すること。 |
| G | 外筒内部の温度上昇を防ぐため、適切な位置に換気口を設ける。また、必要に応じて防鳥対策を施すこと。 |
| H | 外筒内部については、炉室並みの明るさを維持できるよう照明を設けること。 |
| I | 外部保温とし、保温材おさえは耐腐食性に優れたものを使用すること。 |
| J | 内筒の底板及びドレン抜き管の腐食防止対策を講ずること。 |
| K | 点検扉、測定口はステンレス製とすること。 |
| L | 煙突頂部、測定口付近等、必要な箇所にコンセントを設けること。 |
| M | サンプリングフロア階に荷揚げホイストを設けること。 |

ウ 航空障害灯

「航空法施行規則」に従い設置するもので発光部、電源部、周辺光度検出器及び管制器より構成する。

(7) 発光部

A	形式	高光度航空障害灯	閃光式
		中光度航空障害灯	点滅式
		低光度航空障害灯	不動灯
B	数量	高光度 4台	
		中光度 2台	
		低光度 4台	

(イ) 電源部

A	形式	屋外型
B	数量	1式

(ウ) 周辺光度検出器

周囲の明るさを検出し、発光部の光度を切り替えるための信号を管制器に伝導する。

A	形式	光電式
B	数量	1台

(I) 管制器

A	形式	屋外自立閉鎖型
B	数量	1面

8 灰出し設備工事

(1) 設備概要

本設備は、灰出しコンベヤ、灰クレーン等により構成する。焼却炉の残渣落下管より排出された焼却灰は、灰出しコンベヤの水槽で加湿された後コンベヤによって灰ピットに貯蔵され灰クレーンで積み出しする。なお、焼却灰等をトラックに積み込みする際には、電動シャッターで閉鎖する等、外部に焼却灰等が飛散しないようにするとともに、灰搬出の際はタイヤ洗浄を行うことができるよう配慮すること。

(2) 落じん搬出装置

本装置は、火格子の隙間から落下した焼却灰を灰出しコンベヤへ搬出するものとする。

ア	数量	1 式
イ	運搬物	落じん
ウ	主要機器 (1 基につき)	
(ア)	搬出装置本体	1 式
(イ)	点検口	1 式
(ウ)	支持架台	1 式
(エ)	その他付属品	1 式

エ 構造

- (ア) 落じん及び溶融物の固着による閉塞に十分配慮した構造とすること。
- (イ) 内部が安全に点検できるよう、随所に点検口等を設けること。

(3) 灰出しコンベヤ

本装置は、冷却水槽、コンベヤチェーン及びチェーン駆動装置より構成され、焼却灰を灰ピットへ搬出すること。

ア	形式	フライト付コンベヤ
イ	数量	2 基
ウ	運搬物	焼却灰
エ	見掛け比重	1.0 ~ 1.4 t/m ³
オ	能力	{ } kg/h
カ	チェーン速度	{ } m/min
キ	チェーンスパン	{ } mm
ク	チェーンピッチ	{ } mm

ケ	フライトピッチ	{ } mm
コ	フライト寸法	幅 { } mm × 高さ { } mm
サ	駆動方法	{ }
シ	減速比	{ }
ス	操作方式	{ }
セ	駆動電動機	
	(ア) 形式	{ }
	(イ) 出力	{ }
	(ウ) 極数	{ }
	(エ) 電源	{ } V 3 60Hz
ソ	主要機器 (1 基につき)	
	(ア) コンベヤ本体	1 式
	(イ) 駆動装置	1 基
	(ウ) 電動機	1 基
	(エ) 支持鉄骨	1 式
	(オ) 点検歩廊	1 式
	(カ) その他付属品	1 式

(4) 灰クレーン

本クレーンは灰ピット及び捕集灰ピット内の焼却灰等をつかみ、トラックに積出しする他、灰沈澱槽の堆積物をつかみ、搬送することにも使用する。運転については、中央制御室及び灰クレーン操作室内から自動運転が行え、手動、自動のいずれの場合においてもクレーン 2 基同時運転が可能とする。

ア 灰クレーン本体

(ア)	形式	油圧式クラムシェルバケット付き 天井走行クレーン
(イ)	数量	2 基
(ウ)	クレーン稼働率	投入 : 1/3、攪拌 : 1/3、休止 1/3 以上 (ただし、5 時間 / 日 : 1 基稼働時)
(エ)	走行レール形式	{ }
(オ)	ワイヤロープ	JIS 規格品
(カ)	給電方式	
	A クレーン	キャブタイヤカーテンハンガ方式
	B バケット	電動リール方式
(キ)	操作方式	

- | | | |
|---|------|---|
| A | 手動方式 | 遠隔手動または現場手動 |
| B | 自動方式 | 灰クレーン操作室からのプログラム設定、
運転及び監視
中央制御室からの運転及び監視 |
- (ク) 駆動電動機
- | | | | |
|---|-----|--------|----------------|
| A | 形式 | 巻上げ、開閉 | 全閉外扇かご形 |
| | | 走行、横行 | 全閉外扇かご形 |
| B | 速度等 | 巻上速度 | { } m/min 以上 |
| | | 横行速度 | { } m/min 以上 |
| | | 走行速度 | { } m/min 以上 |
| | | 開/閉速度 | { } / { } s 以内 |
- ただし、巻下げ速度は、バケット無負荷でピット内にあるときは、{ } m/min 以上とする。
- (ケ) 付属装置
- | | |
|---|---------------------|
| A | 過巻防止装置 |
| B | 走行、横行端制限装置 |
| C | 壁衝突、クレーン相互衝突防止装置 |
| D | 定位置停止、上下限位置停止及び表示装置 |
| E | 過荷重防止装置 |
| F | 非常停止装置 |
| G | 運転始動警報装置 |
- (コ) 主要機器（1基につき）
- | | | |
|---|------------------|----|
| A | クレーン本体 | 1基 |
| B | バケット修理用足場 | 1式 |
| C | 安全ネット | 1式 |
| D | 試験用分銅（ただし、2基につき） | 1式 |
| E | その他付属品 | 1式 |
- (カ) 構造
- | | |
|---|--|
| A | クレーンガーダ上に送風機を設ける等して、埃が堆積しないように配慮すること。 |
| B | ガーダに転落防止用の安全ネットを設けること。 |
| C | ガーダ上に手摺りを設け、安全に配慮した構造とすること。 |
| D | ガーダ上部の機器類について、メンテナンスに十分配慮した構造とすること。 |
| E | 支持ワイヤのキンク等が生じないように、配慮するとともに、ワイヤの交換等が容易にできる構造とすること。 |

F 配線ピット等、建築構造物を貫通する箇所には臭気漏れ対策を施すこと。

イ バケット

本装置は、灰クレーンに設けるバケットで、油圧シリンダにより開閉操作を行うものである。

(ア) 形式	油圧開閉式クラムシェル形
(イ) 数量	3基(内1基交互使用)
(ウ) つかみ容量	閉じきり〔 〕 m^3 切り取り〔 〕 m^3
(エ) 主要部材質	本体 SS400 相当品 爪 SCMn3 相当品

(オ) 構造

- A バケットの容量については、クレーン稼働率を十分に満足できる容量とすること。
- B ごみによる爪の摩耗には十分配慮し、摩耗が生じた場合は容易に交換出来るよう配慮した構造とすること。
- C ピット壁面への衝突による破損やひずみが生じないよう、強度及び構造に十分配慮した構造とすること。
- D 灰沈殿槽に堆積した灰を掻き出せる構造としておくこと。

ウ 電気設備

(ア) 主回路	400V 3 60Hz
(イ) 制御回路	100V 1 60Hz
(ウ) 制御方式	VVVF方式(巻上げ、走行、横行)
(エ) 構造	

- A 各種制限開閉器(リミット装置)は容易に点検、調整が出来るよう、十分配慮した構造とすること。
- B 走行レールには接地を施すこと。

エ 灰クレーン制御盤

(ア) 形式	自立閉鎖型
(イ) 数量	2基
(ウ) 構成機器(1基につき)	
A 共用保護盤	1式
B 巻上げ制御盤	1式

- C 横行制御盤 1 式
- D 走行制御盤 1 式
- E 制御リレー盤 1 式

(I) 構造

制御盤表面に、電源表示及び故障等の原因表示が行えること。

オ 灰クレーン操作卓

- (ア) 形式 自立閉鎖型
- (イ) 数量 2 基
- (ウ) 構成機器 (1 基につき)
 - A 巻上げ開閉操作卓 1 式
 - B 横行走行操作卓 1 式
 - C 操作用椅子 1 式
 - D 現場操作用スイッチ 1 式

(I) 構造

操作卓には、電源表示灯、電源入切用ボタン、非常停止操作スイッチ、荷重計、巻上・巻下制限回路に対する短絡スイッチ (リミット解除) 等を設けること。

カ 荷重計

- (ア) 形式 ロードセル式
- (イ) 数量 2 基
- (ウ) 構造

点検等が容易に行える構造とすること。

9 排水処理設備工事（参考）

(1) 設備概要

本設備は、洗煙排水やプラント排水を再利用又は下水道に放流するために必要な処理を行うための設備である。排水処理設備内容については基本的に提案事項とし、既存施設水槽等を活用し、必要な性能を満たすよう計画すること。

ア 原水計画水量

(ア) プラント系排水

A プラント排水 [] m³/日

B ごみ汚水 [] m³/日

C その他 [] m³/日

(イ) 洗煙系排水 [] m³/日

イ 構造

(ア) 排水処理設備に係る配管については、極力フランジ継ぎ手を採用する等して、容易に管内の清掃を行える構造とすること。加えて、凝集槽・沈殿槽・凝集沈殿槽・汚泥貯槽等の汚泥による閉塞の可能性のある箇所の配管は径を大きくとり、圧力水等による詰り防止対策を施すこと。

(イ) 点検・保守のため、歩廊及び階段を必要な箇所に設けること。また、水質管理のための採水が容易にできる構造とすること。

(ウ) 薬品の受入口については、原則としてタンクローリーによる受入れを想定し、フランジあるいはカップリング等を設けること。

(エ) 腐食性の薬品を取り扱う槽類は、FRP 製あるいは SUS 製の材質を用いる等して、耐食性に十分配慮した構造とすること。

(オ) ポンプ類及び攪拌機類は、耐食性に十分配慮した材質を用いるとともに、メンテナンスが容易に行える構造とすること。

(カ) 密閉構造の槽類を設置する場合は、マンホール等を設けること。

(キ) 排水処理設備室内各所には、随所に集水ピット及びポンプを設けるなどして、汚水対策を施すこと。

(ク) 既設コンクリート製水槽類を利用する場合は、使用目的に応じた補修を行うこと。

(2) ごみ汚水処理装置

本設備は、ごみ汚水をプラント排水とともに処理するために設置する。

ア ごみ汚水貯留槽

本槽は、ごみピットより浸出するごみ汚水を一旦貯留するために設置する。

B その他付属品 1 式

(オ) 構造

A 排水の水量及び水質を十分考慮し、容量及び内部仕上げを適切に選定すること。

B 灰の沈殿に十分配慮した配置及び構造とすること。

イ 灰汚水ポンプ

本ポンプは、灰汚水槽よりプラント排水貯槽へ送水するために設置する。

(ア) 数量 2 基 (交互運転)

(イ) 吐出量 [] m³/h

(ウ) 主要機器 (1 基につき)

A ポンプ本体 1 台

B 駆動電動機 1 台

C その他付属品 1 式

(I) 構造

A 腐食及び閉塞等に十分配慮した材質及び構造とすること。

B メンテナンス性に十分配慮すること。

(4) プラント排水処理装置

ア プラント排水スクリーン

本スクリーンは、プラント排水処理設備の前処理用として夾雑物を除去するために設置する。

(ア) 形式 自動スクリーン

(イ) 数量 1 基

(ウ) 処理能力 [] m³/h

(I) スクリーン目巾 5 mm 以下

(オ) 主要部材質 ステンレス製

(カ) 主要機器

A 本体 1 台

B 駆動電動機 1 台

C 操作盤 1 式

D その他付属品 1 式

(キ) 構造

A 捕集した夾雑物を容易に除去できる構造とすること。

B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

イ プラント排水貯槽

本槽は、プラント排水を一旦貯留するために設置する。

- | | |
|--|---|
| (ア) 形式 | コンクリート水槽（内部耐薬品処理） |
| (イ) 数量 | 1基 |
| (ウ) 容量 | 貯槽への排水流入量に対して 12 時間以上の容量を確保すること（ただし、非常時は除く） |
| (I) 主要機器 | |
| A 槽本体 | 1基 |
| B 液面計 | 1式 |
| C 攪拌装置 | 1式 |
| D その他付属品 | 1式 |
| (オ) 構造 | |
| A 槽の底部に灰等が堆積しないように、ばっ気等による汚水の攪拌機構を設けること。 | |
| B 液面の上下限警報を中央制御室に表示すること。 | |

ウ プラント排水ポンプ

本ポンプはプラント排水貯槽よりプラント排水流量調整槽へプラント排水を送水するために設置する。

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| (ア) 数量 | 2基（交互運転） |
| (イ) 吐出量 | [] m ³ /h |
| (ウ) 主要機器（1基につき） | |
| A ポンプ本体 | 1台 |
| B 駆動電動機 | 1台 |
| C 共通台盤 | 1式 |
| D その他付属品 | 1式 |
| (I) 構造 | |
| A 腐食及び閉塞等に十分配慮した材質及び構造とすること。 | |
| B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。 | |

エ プラント排水流量調整槽

本槽は、プラント排水貯槽より送水された排水をプラント排水pH調整槽へ定

量供給するために設置する。

- (ア) 数量 1 基
- (イ) 容量 有効〔 〕 m³
- (ウ) 主要機器
 - A 槽本体 1 基
 - B 流量調整装置 1 式
 - C その他付属品 1 式
- (エ) 構造
 - A 排水による腐食等に十分配慮した構造とすること。
 - B 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊等を設けること。

オ プラント排水 pH 調整槽

本槽は、プラント排水の生物処理を行う前に薬剤を注入して pH 調整を行うために設置する。

- (ア) 数量 1 基
- (イ) 容量 有効〔 〕 m³
- (ウ) 主要機器
 - A 槽本体 1 基
 - B 攪拌機 1 式
 - C その他付属品 1 式
- (エ) 構造
 - A 排水による腐食等に十分配慮した構造とすること。
 - B 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊等を設けること。

カ プラント排水生物処理槽

本槽は、プラント排水中の有機物を生物を用いて処理するために設置する。

- (ア) 形式 コンクリート製水槽（内面耐薬品処理）
- (イ) 数量 1 基
- (ウ) 容量 有効〔 〕 m³
- (エ) 主要機器
 - A 槽本体 1 基

B	接触材	1 式
C	散気装置	1 式
D	攪拌装置	1 式
E	消泡装置	1 式
F	その他付属品	1 式

(オ) 構造

- A 散気装置及びばっ気等による攪拌装置を用いて、槽内全体の攪拌が十分に行われ、槽下部に堆積物が生じないように配慮するとともに、十分な酸素供給が行える構造とすること。
- B 排水による腐食等に十分配慮した構造とすること。
- C 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイスト等を設けること。

キ プラント排水薬品混合槽

本槽は、プラント排水に薬剤を注入し、凝集反応をおこすために設置する。

(ア) 第 1 反応槽

A	形式	コンクリート水槽（内部耐薬品処理）
B	数量	1 基
C	容量	有効〔 〕 m ³
D	主要機器	
(A)	槽本体	1 基
(B)	攪拌機	1 式
(C)	その他付属品	1 式

(イ) 第 2 反応槽

A	形式	コンクリート水槽（内部耐薬品処理）
B	数量	1 基
C	容量	有効〔 〕 m ³
D	主要機器	
(A)	槽本体	1 基
(B)	攪拌機	1 式
(C)	その他付属品	1 式

(ウ) 凝集槽

A	形式	コンクリート水槽（内部耐薬品処理）
---	----	-------------------

- B 数量 1 基
- C 容量 凝集槽流入水量に対して 20 分間以上の凝集時間を有すること
- D 主要機器
- (A) 槽本体 1 基
- (B) 攪拌機 1 式
- (C) その他付属品 1 式
- E 構造
- (A) 排水と薬剤が十分に反応できる容量及び構造とすること。
- (B) 攪拌機の腐食には十分配慮した構造とすること。
- (C) 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイスト等を設けること。

ク プラント排水沈殿槽

本槽は、凝集フロックを沈降分離させるために設置する。

- (ア) 形式 コンクリート水槽（内部耐薬品処理）
- (イ) 数量 1 基
- (ウ) 容量 沈殿槽流入量に対して 3 時間以上の沈殿時間を有すること
- (エ) 処理水量 [] m^3/h
- (オ) 水面積負荷 $20 \text{ m}^3/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ 以下
- (カ) 主要機器
- A 槽本体 1 基
- B 汚泥掻寄機 1 式
- C 駆動電動機 1 式
- D その他付属品 1 式
- (キ) 構造
- A 汚泥が効率よく沈殿するよう、滞留時間及び容量等に十分配慮すること。
- B 汚泥引抜き装置には詰り除去対策を施すこと。
- C スカムが流出しないよう十分配慮した構造とすること。
- D 汚泥掻寄機は耐食性に優れた材質を用いるとともに、メンテナンスが容易にできる構造とすること。
- E 汚泥掻寄機と水槽底板とのクリアランス調整を十分に行うこと。

ケ プラント排水中和槽

本槽は、凝集沈殿処理水を中和するために設置する。

- (ア) 形式 コンクリート水槽（内部耐薬品処理）
- (イ) 数量 1基
- (ウ) 容量 有効〔 〕m³
- (エ) 主要機器
 - A 槽本体 1基
 - B 攪拌機 1台
 - C その他付属品 1式
- (オ) 構造
 - A 排水と薬剤が十分に反応できる構造とすること。
 - B 攪拌機の腐食には十分配慮した構造とすること。
 - C 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイスト等を設けること。

コ プラント排水ろ過塔送水槽

本槽は、プラント排水ろ過塔へ送水する排水を一旦貯留するために設置する。

- (ア) 形式 コンクリート水槽（内部耐薬品処理）
- (イ) 数量 1基
- (ウ) 容量 有効〔 〕m³
- (エ) 主要機器
 - A 槽本体 1基
 - B その他付属品 1式
- (オ) 構造
容量の決定にあたっては、原水をろ過塔に均等に供給できるよう配慮すること。

サ プラント排水ろ過塔送水ポンプ

本ポンプは、プラント排水ろ過塔送水槽よりプラント排水ろ過塔へ送水するために設置する。

- (ア) 数量 2基（交互運転）
- (イ) 吐出量 〔 〕m³/h
- (ウ) 主要機器（1基につき）

- A ポンプ本体 1台
- B 駆動電動機 1台
- C 共通台盤 1式
- D その他付属品 1式

(I) 構造

- A 腐食等に十分配慮した材質及び構造とすること。
- B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

シ プラント排水ろ過塔

本ろ過塔は、凝集沈殿処理水中の浮遊物を除去するために設置する。

- (ア) 数量 2基（交互運転）
- (イ) 処理能力 [] m³/h
- (ウ) ろ材 []
- (エ) ろ材充填量 [] m³

(オ) 主要機器（1基につき）

- A ろ過塔本体 1基
- B ろ材 1式
- C その他付属品 1式

(カ) 構造

- A 塔内面における腐食には十分配慮した構造とすること。
- B ろ材の交換が容易にできる構造とすること。
- C 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイス
ト等を設けること。

ス 滅菌装置

本槽は、プラント排水ろ過塔処理水を滅菌し、再利用水槽へ送るために設置する。

- (ア) 数量 1基
- (イ) 主要機器
 - A 本体 1基
 - B 攪拌機 1式
 - C その他付属品 1式

セ 再利用水槽

本槽は、再利用水として、プラント排水処理水を貯留するため設置する。

- | | | |
|-----|--------|-------------------|
| (ア) | 形式 | コンクリート水槽（内部耐薬品処理） |
| (イ) | 数量 | 1基 |
| (ウ) | 容量 | 有効〔 〕 m^3 |
| (I) | 主要機器 | |
| A | 槽本体 | 1基 |
| B | その他付属品 | 1式 |
- (オ) 構造
- ばっ気を行う等、槽底部への沈殿物の堆積が生じないように、十分配慮した構造とすること。

ソ 再利用水揚水ポンプ

本ポンプは、再利用水槽より再利用水高架水槽へ送水するために設置する。

- | | | |
|-----|-------------|-------------|
| (ア) | 数量 | 2基（交互運転） |
| (イ) | 吐出量 | 〔 〕 m^3/h |
| (ウ) | 主要機器（1基につき） | |
| A | ポンプ本体 | 1台 |
| B | 駆動電動機 | 1台 |
| C | 共通台盤 | 1式 |
| D | その他付属品 | 1式 |
- (I) 構造
- A 腐食及び閉塞等に十分配慮した材質及び構造とすること。
- B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

タ 放流槽

本槽は、プラント排水処理水及び洗煙排水処理水を下水道放流するために設置する。

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| (ア) | 形式 | コンクリート水槽（内部耐薬品処理） |
| (イ) | 数量 | 1基 |
| (ウ) | 容量 | 有効〔 〕 m^3 |
| (I) | 主要機器 | |
| A | 槽本体 | 1基 |

B その他付属品 1 式

(オ) 構造

- A 槽底部への沈殿物の堆積が生じないように、ばっ気を行う等、十分配慮した構造とすること。
- B 放流水のサンプリングが容易に行える構造をすること。

チ 放流ポンプ

本ポンプは、放流槽より下水道へ放流するために設置する。

(ア) 数量 2 基 (交互運転)

(イ) 吐出量 [] m³/h

(ウ) 主要部材質 ステンレス製

(I) 主要機器 (1 基につき)

A ポンプ本体 1 台

B 駆動電動機 1 台

C 共通台盤 1 式

D その他付属品 1 式

(オ) 構造

- A 腐食等に十分配慮した材質及び構造とすること。
- B メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(5) 洗煙排水処理装置

ア 冷却器

本冷却器は、洗煙排水を処理する前に冷却するために設置する。

(ア) 形式 水冷式

(イ) 数量 2 基 (交互運転)

(ウ) 処理水量 [] m³/h

(I) 液体温度 出口 約 45

(オ) 主要部材質 チタン相当

(カ) 主要機器 (1 基につき)

A 冷却器本体 1 基

B その他付属品 1 式

(キ) 構造

閉塞等に十分配慮した構造とすること。

イ 洗煙排水貯槽

本槽は、洗煙排水を一旦貯留するために設置する。

- | | | |
|-----|-------------------------|---|
| (ア) | 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |
| (イ) | 数量 | 1基 |
| (ウ) | 容量 | 貯槽への排水流入量に対して12時間以上の容量を確保すること（ただし、非常時は除く） |
| (イ) | 攪拌機主要部材質 | ステンレス製 |
| (オ) | 主要機器 | |
| A | 槽本体 | 1基 |
| B | 液面計 | 1式 |
| C | 攪拌機 | 1式 |
| D | その他付属品 | 1式 |
| (カ) | 構造 | |
| A | 排水による腐食等に十分配慮した構造とすること。 | |
| B | 液面の上下限警報を中央制御室に表示すること。 | |

ウ 洗煙排水ポンプ

本ポンプは、洗煙排水貯槽より洗煙排水を洗煙排水第1流量調整槽へ送水するために設置する。

- | | | |
|-----|----------------------------|-----------------------|
| (ア) | 数量 | 2基（交互運転） |
| (イ) | 吐出量 | { } m ³ /h |
| (ウ) | 主要部材質 | ステンレス製 |
| (イ) | 主要機器（1基につき） | |
| A | ポンプ本体 | 1台 |
| B | 駆動電動機 | 1台 |
| C | 共通台盤 | 1式 |
| D | その他付属品 | 1式 |
| (オ) | 構造 | |
| | メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。 | |

エ 洗煙排水第1流量調整槽

本槽は、洗煙排水貯槽より送水された排水を洗煙排水第1薬品混合槽へ定量供給するために設置する。

- | | | |
|-----|--|---------------------|
| (ア) | 数量 | 1基 |
| (イ) | 容量 | 有効〔 〕m ³ |
| (ウ) | 主要機器 | |
| | A 槽本体 | 1基 |
| | B 流量調整装置 | 1式 |
| | C その他付属品 | 1式 |
| (I) | 構造 | |
| | A 排水による腐食等に十分配慮した構造とすること。 | |
| | B 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊等を設けること。 | |

オ 洗煙排水第1薬品混合槽

本槽は、洗煙排水に薬剤を注入し、凝集反応をおこすために設置する。

- | | | |
|-----|------------|---------------------|
| (ア) | 第1反応槽 | |
| | A 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |
| | B 数量 | 1基 |
| | C 容量 | 有効〔 〕m ³ |
| | D 攪拌機主要部材質 | ステンレス製 |
| | E 主要機器 | |
| | (A) 槽本体 | 1基 |
| | (B) 攪拌機 | 1式 |
| | (C) その他付属品 | 1式 |
| (イ) | 第2反応槽 | |
| | A 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |
| | B 数量 | 1基 |
| | C 容量 | 有効〔 〕m ³ |
| | D 攪拌機主要部材質 | ステンレス製 |
| | E 主要機器 | |
| | (A) 槽本体 | 1基 |
| | (B) 攪拌機 | 1式 |
| | (C) その他付属品 | 1式 |
| (ウ) | 凝集槽 | |
| | A 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |

- | | | |
|-----|--|---------------------------------|
| B | 数量 | 1 基 |
| C | 容量 | 凝集槽流入水量に対して 20 分間以上の凝集時間を持たせること |
| D | 攪拌機主要部材質 | ステンレス製 |
| E | 主要機器 | |
| (A) | 槽本体 | 1 基 |
| (B) | 攪拌機 | 1 式 |
| (C) | その他付属品 | 1 式 |
| F | 構造 | |
| (A) | 排水と薬剤が十分に反応できる容量及び構造とすること。 | |
| (B) | 攪拌機の腐食には十分配慮した構造とすること。 | |
| (C) | 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイスト等を設けること。 | |

カ 第1沈殿槽

本槽は、凝集フロックを沈降分離させるために設置する。

- | | | |
|-----|---|--|
| (ア) | 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |
| (イ) | 数量 | 1 基 |
| (ウ) | 容量 | 沈殿槽流入量に対して 3 時間以上の沈殿時間を持たせること |
| (E) | 汚泥掻寄機主要部材質 | ステンレス製 |
| (オ) | 処理水量 | [] m ³ /h |
| (カ) | 水面積負荷 | 20 m ³ /m ² ・日以下 |
| (キ) | 主要機器 | |
| A | 槽本体 | 1 基 |
| B | 汚泥掻寄機 | 1 式 |
| C | 駆動電動機 | 1 式 |
| D | その他付属品 | 1 式 |
| (ク) | 構造 | |
| A | 汚泥が効率よく沈殿するよう、滞留時間及び容量等に十分配慮すること。 | |
| B | 汚泥引抜き装置には詰り除去対策を施すこと。 | |
| C | スカムが流出しないよう十分配慮した構造とすること。 | |
| D | 汚泥掻寄機は耐食性に優れた材質を用いるとともに、メンテナンスが容易にできる構造とすること。 | |
| E | 汚泥掻寄機と水槽底板とのクリアランス調整を十分に行うこと。 | |

キ 洗煙排水中間槽

本槽は、第1沈殿槽上澄水を一旦貯留するために設置する。

(ア)	形式	コンクリート水槽（内面耐薬品処理）
(イ)	数量	1基
(ウ)	容量	有効〔 〕 m^3
(I)	主要機器	
A	槽本体	1基
B	その他付属品	1式

ク 洗煙排水中間ポンプ

本ポンプは、洗煙排水中間槽より洗煙排水を洗煙排水第2流量調整槽へ送水するために設置する。

(ア)	数量	2基（交互運転）
(イ)	吐出量	〔 〕 m^3/h
(ウ)	主要部材質	ステンレス製
(I)	主要機器（1基につき）	
A	ポンプ本体	1台
B	駆動電動機	1台
C	共通台盤	1式
D	その他付属品	1式
(オ)	構造	メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ケ 洗煙排水第2流量調整槽

本槽は、洗煙排水中間槽より送水された排水を第2薬品混合槽へ定量供給するために設置する。

(ア)	数量	1基
(イ)	容量	有効〔 〕 m^3
(ウ)	主要機器	
A	槽本体	1基
B	流量調整装置	1式

C その他付属品 1 式

(I) 構造

A 排水による腐食等に十分配慮した構造とすること。

B 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊等を設けること。

コ 洗煙排水第 2 薬品混合槽

本槽は、洗煙排水に薬剤を注入し、凝集反応をおこすために設置する。

(ア) 第 3 反応槽

A 形式 コンクリート水槽（内面耐薬品処理）

B 数量 1 基

C 容量 有効〔 〕 m^3

D 攪拌機主要部材質 ステンレス製

E 主要機器

(A) 槽本体 1 基

(B) 攪拌機 1 式

(C) その他付属品 1 式

(イ) 凝集槽

A 形式 コンクリート水槽（内面耐薬品処理）

B 数量 1 基

C 容量 凝集槽流入水量に対して 20 分間以上の凝集時間を持たせること

D 攪拌機主要部材質 ステンレス製

E 主要機器

(A) 槽本体 1 基

(B) 攪拌機 1 式

(C) その他付属品 1 式

F 構造

(A) 排水と薬剤が十分に反応できる構造とすること。

(B) 攪拌機の腐食には十分配慮した構造とすること。

(C) 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊等を設けること。

サ 第 2 沈殿槽

本槽は、凝集フロックを沈降分離させるために設置する。

- | | | |
|-----|---|--|
| (ア) | 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |
| (イ) | 数量 | 1基 |
| (ウ) | 容量 | 沈殿槽流入量に対して3時間以上の沈澱時間を持たせること |
| (エ) | 汚泥掻寄機主要部材質 | ステンレス製 |
| (オ) | 処理水量 | { } m ³ /h |
| (カ) | 水面積負荷 | 20 m ³ /m ² ・日以下 |
| (キ) | 主要機器 | |
| A | 槽本体 | 1基 |
| B | 汚泥掻寄機 | 1式 |
| C | 駆動電動機 | 1式 |
| D | その他付属品 | 1式 |
| (ク) | 構造 | |
| A | 汚泥が効率よく沈殿するよう、滞留時間及び容量等に十分配慮すること。 | |
| B | 汚泥引抜き装置には詰り除去対策を施すこと。 | |
| C | スカムが流出しないよう十分配慮した構造とすること。 | |
| D | 汚泥掻寄機は耐食性に優れた材質を用いるとともに、メンテナンスが容易にできる構造とする。 | |
| E | 汚泥掻寄機と水槽底板とのクリアランス調整を十分に行うこと。 | |

シ 洗煙排水ろ過塔送水槽

本槽は、洗煙排水ろ過塔へ送水する排水を一旦貯留するために設置する。

- | | | |
|-----|--------------------------------------|----------------------|
| (ア) | 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |
| (イ) | 数量 | 1基 |
| (ウ) | 容量 | 有効{ } m ³ |
| (エ) | 主要機器 | |
| A | 槽本体 | 1基 |
| B | その他付属品 | 1式 |
| (オ) | 構造 | |
| | 容量の決定にあたっては、原水をろ過塔に均等に供給できるよう配慮すること。 | |

ス 洗煙排水ろ過塔送水ポンプ

本ポンプは、洗煙排水ろ過塔送水槽より洗煙排水ろ過塔へ送水するために設置する。

(ア) 数量 2基(交互運転)

(イ) 吐出量 [] m³/h

(ウ) 主要部材質 ステンレス製

(エ) 主要機器(1基につき)

A ポンプ本体 1台

B 駆動電動機 1台

C 共通台盤 1式

D その他付属品 1式

(オ) 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

セ 洗煙排水ろ過塔

本ろ過塔は、凝集沈殿処理水中の浮遊物を除去するために設置する。

(ア) 数量 2基(交互運転)

(イ) 処理能力 有効 [] m³/h

(ウ) ろ材材質 []

(エ) ろ材充填量 [] m³

(オ) 主要機器(1基につき)

A ろ過塔本体 1基

B ろ材 1式

C その他付属品 1式

(カ) 構造

A 塔内面における排水による腐食等に十分配慮した材質及び構造とすること。

B ろ材の交換が容易にできる構造とすること。

C 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイスト等を設けること。

ソ 水銀吸着用 pH 調整槽

本槽は、洗煙排水ろ過塔処理水に薬剤を注入し、pHを調整するために設置する。

(ア) 形式 コンクリート水槽(内面耐薬品処理)

(イ) 数量 1基

(ウ) 容量 有効〔 〕 m^3

(I) 攪拌機主要部材質 ステンレス製

(オ) 主要機器

A 槽本体 1基

B 攪拌機 1式

C その他付属品 1式

(カ) 構造

点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊等を設けること。

タ 水銀吸着塔送水槽

本槽は、水銀吸着塔へ送水する排水を一旦貯留するために設置する。

(ア) 形式 コンクリート水槽（内面耐薬品処理）

(イ) 数量 1基

(ウ) 容量 有効〔 〕 m^3

(I) 主要機器

A 槽本体 1基

B その他付属品 1式

(オ) 構造

容量の決定にあたっては、原水を水銀吸着塔に均等に供給できるよう配慮すること。

チ 水銀吸着塔送水ポンプ

本ポンプは、水銀吸着塔送水槽より水銀吸着塔へ送水するために設置する。

(ア) 数量 2基（交互運転）

(イ) 吐出量 〔 〕 m^3/h

(ウ) 主要部材質 ステンレス製

(I) 主要機器（1基につき）

A ポンプ本体 1台

B 駆動電動機 1台

C 共通台盤 1式

D その他付属品 1式

(オ) 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ツ 水銀吸着塔

本吸着塔は、洗煙排水ろ過塔処理水中の微量な水銀を吸着除去するために設置する。

- | | | |
|-----|--|-----------------------|
| (ア) | 数量 | 2基（自動交互運転） |
| (イ) | 処理能力 | { } m ³ /h |
| (ウ) | 吸着材 | キレート樹脂 |
| (エ) | 充填量 | { } m ³ |
| (オ) | 操作方式 | 自動交互運転 |
| (カ) | 主要機器（1基につき） | |
| A | 本体 | 1基 |
| B | 吸着材 | 1式 |
| C | 自動弁 | 1式 |
| D | マンホール | 1式 |
| E | 制御盤 | 1式 |
| F | 逆洗装置 | 1式 |
| G | その他付属品 | 1式 |
| (キ) | 構造 | |
| A | 塔内面における排水による腐食等に十分配慮した材質及び構造とすること。 | |
| B | 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイスト等を設けること。 | |

テ 洗煙排水中和槽

本槽は、水銀吸着塔処理水に薬剤を注入し、pHを調整するために設置する。

- | | | |
|-----|----------------------------------|-----------------------|
| (ア) | 形式 | コンクリート水槽（内面耐薬品処理） |
| (イ) | 数量 | 1基 |
| (ウ) | 容量 | 有効 { } m ³ |
| (エ) | 攪拌機主要部材質 | ステンレス製 |
| (オ) | 主要機器 | |
| A | 槽本体 | 1基 |
| B | 攪拌機 | 1式 |
| C | その他付属品 | 1式 |
| (カ) | 構造 | |
| | 点検及びメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じて点検歩廊及びホイ | |

スト等を設けること。

(6) 汚泥処理設備

ア プラント排水汚泥引抜ポンプ

本ポンプは、プラント排水沈殿槽で沈殿した汚泥をプラント排水汚泥濃縮槽へ移送するために設置する。

(ア) 数量 2基(交互運転)

(イ) 吐出量 [] m³/h

(ウ) 主要機器(1基につき)

A ポンプ本体 1台

B 駆動電動機 1台

C 共通台盤 1式

D その他付属品 1式

(イ) 構造

A 汚泥による詰り除去対策を施すこと。

B 汚泥による腐食及び摩耗に十分配慮した材質及び構造とすること。

C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

イ プラント排水汚泥濃縮槽

本槽は、プラント排水沈殿槽にて沈殿した汚泥を濃縮するために設置する。

(ア) 形式 コンクリート水槽(内面耐薬品処理)

(イ) 数量 1基

(ウ) 容量 有効[] m³

(イ) 主要機器

A 槽本体 1基

B 汚泥掻寄機 1式

C 駆動電動機 1式

D その他付属品 1式

(オ) 構造

A 汚泥が効率よく沈殿するよう、滞留時間及び容量等に十分配慮すること。

B 汚泥引抜き装置には詰り除去対策を施すこと。

C スカムが流出しないよう十分配慮した構造とすること。

D 汚泥掻寄機は耐食性に優れた材質を用いるとともに、メンテナンスが容易にできる構造とすること。

ウ プラント排水濃縮汚泥ポンプ

本ポンプは、プラント排水汚泥濃縮槽よりプラント排水汚泥貯槽へ汚泥を移送するために設置する。

(ア) 数量 2基(交互運転)

(イ) 吐出量 [] m³/h

(ウ) 主要機器(1基につき)

A ポンプ本体 1台

B 駆動電動機 1台

C 共通台盤 1式

D その他付属品 1式

(エ) 構造

A 汚泥による詰り除去対策を施すこと。

B 汚泥による腐食及び摩耗に十分配慮した材質及び構造とすること。

C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

エ プラント排水汚泥貯槽

本槽は、プラント排水汚泥濃縮槽にて濃縮された汚泥を一旦貯留するために設置する。

(ア) 形式 コンクリート水槽(内面耐薬品処理)

(イ) 数量 1基

(ウ) 容量 有効 [] m³

(エ) 主要機器

A 槽本体 1基

B 攪拌装置 1式

C その他付属品 1式

(オ) 構造

A 汚泥の攪拌装置は耐食性に優れた材質を用いるとともに、メンテナンスが容易にできる構造とすること。

B 槽底部への汚泥の堆積が生じないように、ばっ気を行う等、十分配慮した構造とすること。

オ プラント排水汚泥供給ポンプ

本ポンプは、プラント排水汚泥貯槽よりプラント排水汚泥脱水機へ汚泥を移

送するために設置する。

- (ア) 数量 2基(交互運転)
- (イ) 吐出量 [] m³/h
- (ウ) 主要機器(1基につき)
 - A ポンプ本体 1台
 - B 駆動電動機 1台
 - C 共通台盤 1式
 - D その他付属品 1式
- (エ) 構造
 - A 汚泥による詰り除去対策を施すこと。
 - B 汚泥による腐食及び摩耗に十分配慮した材質及び構造とすること。
 - C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

カ プラント排水汚泥脱水機

本脱水機は、プラント排水汚泥貯槽に貯留した汚泥を脱水するために設置する。また、本機は洗煙排水処理設備で発生する汚泥も処理可能とする。

- (ア) 数量 1基
- (イ) 処理量 [] m³/h
- (ウ) ケーキ含水率 85%以下
- (エ) 操作方式 自動
- (オ) 主要部材質 ステンレス製
- (カ) 主要機器(1基につき)
 - A 脱水機本体 1台
 - B 駆動電動機 1台
 - C 制御盤 1式
 - D 共通台盤 1式
 - E その他付属品 1式
- (キ) 構造
 - A メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とし、必要に応じてホイスト等を設けること。
 - B 必要に応じて内部を洗浄できる構造とすること。
 - C 防振対策を施すこと。

キ 脱水ケーキコンベア

本コンベアは、脱水ケーキを灰ピットへ搬出するために設置する。

- (ア) 数量 1 基
- (イ) 搬送量 [] kg/h
- (ウ) 主要機器
 - A コンベヤ本体 1 式
 - B 駆動電動機 1 式
 - C カバー 1 式
 - D 架台 1 式
 - E その他付属品 1 式
- (I) 構造
 - A 脱水ケーキが外にこぼれない構造とすること。
 - B 腐食等に十分配慮した材質及び構造とすること。
 - C 点検及びメンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とし、必要に応じて点検歩廊等を設けること。

ク 洗煙排水第 1 沈殿槽汚泥引抜ポンプ

本ポンプは、洗煙排水第 1 沈殿槽で沈殿した汚泥を洗煙排水汚泥濃縮槽へ移送するために設置する。

- (ア) 数量 2 基（交互運転）
- (イ) 吐出量 [] m³/h
- (ウ) 主要部材質 ステンレス製
- (I) 主要機器（ 1 基につき）
 - (オ) ポンプ本体 1 台
 - (カ) 駆動電動機 1 台
 - (キ) 共通台盤 1 式
 - (ク) その他付属品 1 式
- (ケ) 構造
 - A 汚泥による詰り除去対策を施すこと。
 - B 汚泥による腐食及び摩耗に十分配慮した材質及び構造とすること。
 - C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

ケ 洗煙排水第 2 沈殿槽汚泥引抜ポンプ

本ポンプは、洗煙排水第 2 沈殿槽で沈殿した汚泥を洗煙排水汚泥濃縮槽へ移送するために設置する。

(ア) 数量 2基(交互運転)

(イ) 吐出量 [] m³/h

(ウ) 主要部材質 ステンレス製

(エ) 主要機器(1基につき)

A ポンプ本体 1台

B 駆動電動機 1台

C 共通台盤 1式

D その他付属品 1式

(オ) 構造

A 汚泥による詰り除去対策を施すこと。

B 汚泥による腐食及び摩耗に十分配慮した材質及び構造とすること。

C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

コ 洗煙排水汚泥濃縮槽

本槽は、第1沈殿槽、第2沈殿槽にて沈殿した汚泥及び再生排液槽で発生する汚泥を濃縮するために設置する。

(ア) 形式 コンクリート水槽(内面耐薬品処理)

(イ) 数量 1基

(ウ) 容量 有効[] m³

(エ) 汚泥掻寄機主要部材質 ステンレス製

(オ) 主要機器

A 槽本体 1基

B 汚泥掻寄機 1式

C 駆動電動機 1式

D その他付属品 1式

(カ) 構造

A 汚泥が効率よく沈殿するよう、滞留時間及び容量等に十分配慮すること。

B 汚泥引抜き装置には詰り除去対策を施すこと。

C スカムが流出しないよう十分配慮した構造とすること。

D 汚泥掻寄機は耐食性に優れた材質を用いるとともに、メンテナンスが容易にできる構造とする。

サ 洗煙排水濃縮汚泥ポンプ

本ポンプは、洗煙排水汚泥濃縮槽より洗煙排水汚泥貯槽へ汚泥を移送するた

めに設置する。

- (ア) 数量 2基(交互運転)
- (イ) 吐出量 [] m³/h
- (ウ) 主要部材質 ステンレス製
- (エ) 主要機器(1基につき)
 - A ポンプ本体 1台
 - B 駆動電動機 1台
 - C 共通台盤 1式
 - D その他付属品 1式
- (オ) 構造
 - A 汚泥による詰り除去対策を施すこと。
 - B 汚泥による腐食及び摩耗に十分配慮した材質及び構造とすること。
 - C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

シ 洗煙排水汚泥貯槽

本槽は、洗煙排水汚泥濃縮槽にて濃縮された汚泥を一旦貯留するために設置する。

- (ア) 形式 コンクリート水槽(内面耐薬品処理)
- (イ) 数量 1基
- (ウ) 容量 有効[] m³
- (エ) 攪拌機主要部材質 ステンレス製
- (オ) 主要機器
 - A 槽本体 1基
 - B 攪拌機 1式
 - C その他付属品 1式
- (カ) 構造
 - 汚泥の攪拌装置は耐食性に優れた材質を用いるとともに、メンテナンスが容易にできる構造とすること。

ス 洗煙排水汚泥供給ポンプ

本ポンプは、洗煙排水汚泥貯槽より洗煙排水汚泥脱水機へ汚泥を移送するために設置する。

- (ア) 数量 2基(交互運転)

(イ) 吐出量 [] m³/h

(ウ) 主要部材質 ステンレス製

(I) 主要機器 (1 基につき)

A ポンプ本体 1 台

B 駆動電動機 1 台

C 共通台盤 1 式

D その他付属品 1 式

(オ) 構造

A 汚泥による詰り除去対策を施すこと。

B 汚泥による腐食及び摩耗に十分配慮した材質及び構造とすること。

C メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

セ 洗煙排水汚泥脱水機

本脱水機は、洗煙排水汚泥貯槽に貯留した汚泥を脱水するために設置する。また、本機は、プラント排水処理設備で発生する汚泥も処理可能とする。

(ア) 数量 1 基

(イ) 処理量 [] m³/h

(ウ) ケーキ含水率 85%以下

(I) 操作方式 自動

(オ) 主要部材質 ステンレス製

(カ) 主要機器

A 脱水機本体 1 台

B 駆動電動機 1 式

C 制御盤 1 式

D 共通台盤 1 式

E その他付属品 1 式

(キ) 構造

A メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とし、必要に応じてホイスト等を設けること。

B 必要に応じて内部を洗浄できる構造とすること。

C 防振対策を施すこと。

(7) 薬品注入設備

本設備は各排水処理系統に各種薬品を注入するために設置する。

注入方式については各機器の配置、注入量の制御性及びメンテナンス性を十分

に考慮したうえで、基本的にポンプ等による圧送式あるいは自然流下式（ヘッドタンク方式）を採用する。

ア 脱水助剤注入装置

本装置は、脱水助剤溶解槽及び注入装置からなり、脱水助剤を脱水機へ注入するために設置する

(ア) 脱水助剤溶解槽

本槽は、脱水助剤を自動溶解するために設置する。

A	数量	1 式
B	容量	有効〔 〕 m ³
C	主要部材質	FRP 相当品
D	攪拌機主要部材質	ステンレス製
E	主要機器	
(A)	槽本体	1 式
(B)	攪拌機	1 式
(C)	自動定量供給装置	1 式
(D)	液面計等	1 式
(E)	その他付属品	1 式

F 構造

薬剤については供給しやすい構造とし、必要に応じて歩廊階段や薬品運搬装置等を設置すること。

(イ) 脱水助剤注入装置

本装置は、脱水助剤溶解槽より各脱水機へ助剤を注入するために設置する。

A	注入方式	〔 〕
B	数量	1 式
C	主要機器	
(A)	注入装置本体	1 式
(B)	その他付属品	1 式
D	構造	
(A)	ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること	
(B)	メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。	

イ 栄養剤注入装置

本設備は、栄養剤貯槽及び栄養剤注入装置からなり、栄養剤(75%リン酸)をプラント排水系統へ注入するために設置する。

(ア) 栄養剤貯槽

本槽は、リン酸を自動希釈するために設置する。

- | | | |
|-----|--------|----------------------|
| A | 数量 | 1 式 |
| B | 容量 | 有効〔 〕 m ³ |
| C | 主要部材質 | FRP 相当品 |
| D | 主要機器 | |
| (A) | 槽本体 | 1 式 |
| (B) | 攪拌機 | 1 式 |
| (C) | 液面計等 | 1 式 |
| (D) | その他付属品 | 1 式 |

E 構造

- (A) 薬剤を供給しやすい構造とし、必要に応じて歩廊階段等を設置すること。
- (B) 攪拌機の腐食等を十分考慮した材質にするとともにメンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(イ) 栄養剤注入装置

本装置は、栄養剤貯槽よりリン酸を注入するために設置する。

- | | | |
|-----|----------------------------|-----|
| A | 注入方式 | 〔 〕 |
| B | 数量 | 1 式 |
| C | 主要機器 | |
| (A) | 注入装置本体 | 1 式 |
| (B) | その他付属品 | 1 式 |
| D | 構造 | |
| (A) | ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること | |
| (B) | メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。 | |

ウ 排水処理設備用重金属捕集剤注入装置

本装置は、注入装置からなり、プラント排水及び洗煙排水処理系統に重金属捕集剤を注入するために設置する。

なお、原則として、原液及び希釈のための貯槽類は湿式有害ガス除去装置と共

有する。

(ア) 重金属捕集剤注入装置

本装置は、湿式有害ガス除去装置の重金属捕集剤希釈槽よりプラント排水及び洗煙排水処理系統へ重金属捕集剤を注入するために設置する。

A 注入方式 []

B 数量 1 式

C 主要機器

(A) 注入装置本体 1 式

(B) その他付属品 1 式

D 構造

(A) ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること。

(B) メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。

(C) 腐食等に十分配慮した構造とすること。

エ 塩化カルシウム注入装置

本装置は、塩化カルシウム貯槽及び塩化カルシウム注入装置からなり、工場で受け入れた35%塩化カルシウムを洗煙排水処理系統に注入するために設置する。

(ア) 塩化カルシウム貯槽

本槽は、塩化カルシウムをタンクローリー車で受入れ、貯留するために設置する。

A 数量 1 式

B 容量 通常使用量の7日分以上

C 主要部材質 PE 相当品

D 主要機器(1基につき)

(A) 槽本体 1 式

(B) 液面計 1 式

(C) その他付属品 1 式

(イ) 塩化カルシウム注入装置

本装置は、塩化カルシウム貯槽より各貯槽へ塩化カルシウムを注入するために設置する。

- A 注入方式 { }
- B 数量 1 式
- C 主要機器
 - (A) 注入装置本体 1 式
 - (B) その他付属品 1 式
- D 構造
 - (A) ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること。
 - (B) メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。
 - (C) 閉塞等に十分配慮した構造とすること。

オ 排水処理設備用苛性ソーダ注入装置

本装置は、苛性ソーダ移送ポンプ、希釈槽、注入装置、計量装置類からなり、工場で受け入れた48%苛性ソーダをプラント排水及び洗煙排水処理系統に注入するために設置する。なお、原則として、原液貯槽類は湿式有害ガス除去装置と共有すること。

(ア) 苛性ソーダ移送ポンプ

本ポンプは、湿式有害ガス除去装置の苛性ソーダ貯槽等より排水処理設備用苛性ソーダ希釈槽へ移送するために設置する。

- A 数量 1 式 (交互運転機を含む)
- B 吐出量 { } m³/h
- C 主要機器
 - (A) ポンプ本体 1 式
 - (B) 駆動電動機 1 式
 - (C) 共通台盤 1 式
 - (D) その他付属品 1 式
- D 構造
 - (A) メンテナンス性に十分配慮し、閉塞等の生じない構造とすること。
 - (B) 配管については凍結防止対策を施すこと。

(イ) 排水処理設備用苛性ソーダ希釈槽

本槽は、苛性ソーダを自動希釈するために設置する。

- A 数量 1 基
- B 容量 有効 { } m³

- | | | |
|-----|--------|---------|
| C | 主要部材質 | FRP 相当品 |
| D | 主要機器 | |
| (A) | 槽本体 | 1 基 |
| (B) | 液面計 | 1 式 |
| (C) | その他付属品 | 1 式 |

(ウ) 苛性ソーダ注入装置

本装置は、苛性ソーダ希釈槽より苛性ソーダを各貯槽に注入するために設置する。

- | | | |
|-----|----------------------------|----------|
| A | 注入方式 | { } |
| B | 数量 | 1 式 |
| C | 主要機器 | |
| (A) | 注入装置本体 | 1 式 |
| (B) | その他付属品 | 1 式 |
| D | 構造 | |
| (A) | ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること | |
| (B) | メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。 | |

カ 次亜塩素酸ソーダ注入装置

本装置は、次亜塩素酸ソーダ貯槽、注入装置等からなり、工場で受け入れた12%次亜塩素酸ソーダを各貯槽に注入するために設置する。

(ア) 次亜塩素酸ソーダ貯槽

本槽は、次亜塩素酸ソーダを貯留するために設置する。

- | | | |
|-----|--------|----------------------------|
| A | 数量 | 1 基 |
| B | 容量 | 有効 { } m ³ |
| C | 主要部材質 | PE 相当品 |
| D | 主要機器 | |
| (A) | 槽本体 | 1 基 |
| (B) | 液面計 | 1 式 |
| (C) | その他付属品 | 1 式 |

(イ) 次亜塩素酸ソーダ注入装置

本装置は、各貯槽へ次亜塩素酸ソーダを注入するために設置する。

- A 注入方式 []
- B 数量 1 式
- C 主要機器
 - (A) 注入装置本体 1 式
 - (B) その他付属品 1 式
- D 構造
 - (A) ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること。
 - (B) メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。

キ 塩酸注入装置

本装置は、塩酸貯槽、移送ポンプ、希釈槽、注入装置等からなり、工場で受け入れた35%塩酸を各貯槽に注入するために設置する。

(ア) 塩酸貯槽

本槽は、塩酸をタンクローリーで受入れ、貯留するために設置する。

- A 数量 1 式
- B 容量 通常使用量の7日分以上
- C 主要部材質 PE 相当品
- D 主要機器
 - (A) 槽本体 1 式
 - (B) 液面計 1 式
 - (C) ガススクラパー 1 式
 - (D) その他付属品 1 式

(イ) 塩酸移送ポンプ

本ポンプは、塩酸貯槽より塩酸希釈槽へ移送するために設置する。

- A 数量 1 式 (交互運転機を含む)
- B 吐出量 [] m³/h
- C 主要機器
 - (A) ポンプ本体 1 式
 - (B) 駆動電動機 1 式
 - (C) 共通台盤 1 式
 - (D) その他付属品 1 式

(ウ) 塩酸希釈槽

本槽は、塩酸を自動希釈するために設置する。

A	数量	1基
B	容量	有効〔 〕m ³
C	主要部材質	PE 相当品
D	主要機器	
(A)	槽本体	1基
(B)	液面計	1式
(C)	その他付属品	1式

(I) 塩酸注入装置

本装置は、塩酸希釈槽より塩酸を各貯槽に注入するために設置する。

A	注入方式	{ }
B	数量	1式
C	主要機器	
(A)	注入装置本体	1式
(B)	その他付属品	1式
D	構造	
(A)	ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること。	
(B)	メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。	

ク 凝集剤注入装置

本装置は、凝集剤貯槽、注入装置等からなり、37%塩化第2鉄を各貯槽に注入するために設置する。

(ア) 凝集剤貯槽

本槽は、塩化第2鉄をタンクローリ車で受入れ、貯留するために設置する。

A	数量	1基
B	容量	通常使用量の7日分以上
C	主要部材質	FRP 相当品
D	主要機器	
(A)	槽本体	1基

- (B) 液面計 1 式
- (C) その他付属品 1 式

(イ) 凝集剤注入装置

本装置は、凝集剤貯槽より各貯槽へ塩化第 2 鉄を注入するために設置する。

- A 注入方式 []
- B 数量 1 式
- C 主要機器
 - (A) 注入装置本体 1 式
 - (B) その他付属品 1 式
- D 構造
 - (A) ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること。
 - (B) メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。

ケ 凝集助剤注入装置

本装置は、凝集助剤溶解槽、注入装置等からなり、凝集助剤を各貯槽へ注入するために設置する。

(ア) 凝集助剤溶解槽

本槽は、凝集助剤を自動溶解するために設置する。

- A 数量 1 式
- B 容量 有効 [] m³
- C 主要部材質 FRP 相当品
- D 攪拌機主要部材質 ステンレス製
- E 主要機器
 - (A) 槽本体 1 式
 - (B) 攪拌機 1 式
 - (C) 自動定量供給装置 1 式
 - (D) その他付属品 1 式

F 構造

薬剤については供給しやすい構造とし、必要に応じて歩廊階段や薬剤運搬装置等を設置すること。

(イ) 凝集助剤注入装置

本装置は、凝集助剤溶解槽より各貯槽へ凝集助剤を注入するために設置する。

- A 注入方式 { }
- B 数量 1 式
- C 主要機器
 - (A) 注入装置本体 1 式
 - (B) その他付属品 1 式
- D 構造
 - (A) ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること。
 - (B) メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。

コ 硫酸バンド注入装置

本装置は、8%硫酸バンド貯槽、注入装置等からなり、各貯槽へ注入するために設置する。

(ア) 硫酸バンド貯槽

本槽は、硫酸バンドをタンクローリー車で受入れ、貯留するために設置する。

- A 数量 1 式
- B 容量 通常使用量の7日分以上
- C 主要部材質 FRP 相当品
- D 主要機器
 - (A) 槽本体 1 式
 - (B) 液面計 1 式
 - (C) その他付属品 1 式

(イ) 硫酸バンド注入装置

本装置は、硫酸バンド貯槽より各貯槽へ硫酸バンドを注入するために設置する。

- A 注入方式 { }
- B 数量 1 式
- C 主要機器
 - (A) 注入装置本体 1 式

(B) その他付属品 1 式

D 構造

(A) ポンプによる注入を行う場合は交互運転機を持たせること。

(B) メンテナンス性を十分考慮した構造とすること。

(8) 共通設備

ア 排気ファン

本ファンは、排水処理設備各槽の臭気及び空気を排気するために設置する。

(ア) 数量 1 式

(イ) 風量 [] m³/min

(ウ) 静風圧 [] kPa

(I) 主要機器

A ファン本体 1 式

B 駆動電動機 1 式

C 共通台盤 1 式

D その他付属品 1 式

イ 攪拌ブローア

本ブローアは、攪拌を必要とする水槽へ空気を供給するために設置する。

(ア) 数量 1 式 (交互運転機を含む)

(イ) 風量 [] m³/min

(ウ) 静風圧 [] kPa

(I) 主要機器

A ブローア本体 1 台

B 駆動電動機 1 台

C 共通台盤 1 式

D サイレンサー 1 式

E 安全弁 1 式

F その他付属品 1 式

(オ) 構造

A メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

B 振動及び騒音対策を施すこと。

10 給水設備工事（参考）

(1) 設備概要

本設備は、ごみ焼却プラントを運転するのに必要な工水を引込み、給水する設備で、ポンプ、冷却塔、水槽等より構成する。また、工水引込取合点よりプラント用受水槽までの引込み工事を施工する。

給水設備内容については基本的に提案事項とし、既存施設水槽等を活用し、必要な性能を満たすよう計画すること。

なお、消火ポンプ起動時における給水不足を補うよう配慮すること。

(2) 工水揚水ポンプ

本ポンプは、プラント用水（工水）をプラント用受水槽から工水高架水槽へ揚水するために設置する。

ア	数量	2基（交互運転）
イ	吐出量	[] m ³ /h
ウ	主要機器（1基につき）	
(ア)	ポンプ本体	1台
(イ)	駆動電動機	1台
(ウ)	共通台盤	1式
(エ)	その他付属品	1式

エ 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(3) 工水高架水槽

本水槽は、プラント用水（工水）を一時貯留するために設置する。

ア	数量	1基
イ	容量	平均使用量の1時間分以上
ウ	主要機器	
(ア)	槽本体	1基
(イ)	レベル計	1式
(ウ)	マンホール	1式
(エ)	タラップ	1式
(オ)	その他付属品	1式

エ 構造

レベル計等は見やすい位置に設置すること。

(4) 機器冷却水槽

本水槽は、各機器の冷却用に使用した機器冷却水を貯留するために設置す

る。

ア	形式	コンクリー水槽
イ	数量	1基
ウ	容量	最大使用量の20分間分以上
エ	主要機器	
(ア)	槽本体	1基
(イ)	レベル計	1式
(ウ)	マンホール	1式
(エ)	タラップ	1式
(オ)	その他付属品	1式

オ 構造

レベル計等は見やすい位置に設置すること。

(5) 機器冷却水揚水ポンプ

本ポンプは、機器冷却水槽から機器冷却塔へ揚水するために設置する。

ア	数量	2基(交互運転)
イ	吐出量	{ } m ³ /h
ウ	主要機器(1基につき)	
(ア)	ポンプ本体	1台
(イ)	駆動電動機	1台
(ウ)	共通台盤	1式
(エ)	その他付属品	1式

エ 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(6) 機器冷却塔

本装置は、昇温した機器冷却水を所定の温度まで冷却し、循環再使用するために設置する。

ア	形式	強制空冷式
イ	数量	1式
ウ	熱交換機	
(ア)	循環水量	{ } m ³ /h
(イ)	交換熱量	{ } MW
(ウ)	冷却水温度	入口 { } 出口 { }
(エ)	伝熱面積	{ } m ²

(オ) 主要部材質	伝熱管	ステンレス製
	フィン	アルミニウム相当品

エ ファン本体及び駆動装置

(ア) ファン形式	低騒音軸流形
(イ) 風量	{ } m ³ /min
(ウ) 主要部材質	ファンプロペラ アルミニウム相当品
(エ) 制御方式	回転数制御(VVVF)

オ 主要機器

(ア) 冷却塔本体	1 式
(イ) ファン本体	1 式
(ウ) 駆動電動機及び減速機	1 式
(エ) 架台	1 式
(オ) 歩廊及び階段	1 式
(カ) 制御装置	1 式
(キ) その他付属品	1 式

カ 構造

- (ア) 敷地境界における騒音等に配慮した構造とすること。
- (イ) ファン駆動装置及び減速機等に給油が必要である場合は、集中給油機構を設ける等、メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。
- (ウ) 各使用機器の冷却水温度を満足するような構造とすること。
- (エ) 歩廊、階段等を随所に設け、点検、メンテナンス性に配慮した構造とすること。

(7) 機器冷却水高架水槽

本水槽は、機器冷却水を一時貯留し、自然流下方式にて各機器に供給するために設置する。

ア 数量	1 基
イ 容量	循環水量の 10 分間分以上
ウ 主要機器	
(ア) 槽本体	1 基
(イ) レベル計	1 式
(ウ) マンホール	1 式
(エ) タラップ	1 式
(オ) その他付属品	1 式

エ 構造

レベル計等は見やすい位置に設置すること。

(8) 再利用水高架水槽

本水槽は、プラント排水処理設備にて処理された再利用水を一時貯留するために設置する。

ア	数量	1基
イ	容量	全日平均使用量の1時間分以上
ウ	主要機器	
(ア)	槽本体	1基
(イ)	レベル計	1式
(ウ)	マンホール	1式
(エ)	タラップ	1式
(オ)	その他付属品	1式

エ 構造
レベル計等は見やすい位置に設置すること。

(9) 純水装置送水ポンプ

本ポンプは、工水受水槽から純水装置へ送水するために設置する。

ア	数量	2基(交互運転)
イ	吐出量	[] m ³ /h
ウ	主要機器(1基につき)	
(ア)	ポンプ本体	1台
(イ)	駆動電動機	1台
(ウ)	共通台盤	1式
(エ)	その他付属品	1式

エ 構造
メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(10) 雨水貯留槽

本受水槽は、雨水を貯留し、場内の雑用水等として利用するために設置する。

ア	形式	コンクリート水槽
イ	数量	1基
ウ	容量	有効 [] m ³
エ	主要機器	
(ア)	槽本体	1基
(イ)	レベル計	1式
(ウ)	マンホール	1式
(エ)	タラップ	1式

(オ) その他付属品 1 式

オ 構造

レベル計等は見やすい位置に設置すること。

(11) 雨水揚水ポンプ

本ポンプは、雨水を雨水貯留槽から雨水高架水槽へ揚水するために設置する。

ア 数量 2 基 (交互運転)

イ 吐出力 [] m³/h

ウ 主要機器 (1 基につき)

(ア) ポンプ本体 1 台

(イ) 駆動電動機 1 台

(ウ) 共通台盤 1 式

(エ) その他付属品 1 式

エ 構造

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

(12) 雨水高架水槽

本水槽は、雨水を一時貯留するために設置する。

ア 数量 1 基

イ 容量 全日平均使用量の 1 時間分以上

ウ 主要機器

(ア) 槽本体 1 基

(イ) レベル計 1 式

(ウ) マンホール 1 式

(エ) タラップ 1 式

(オ) その他付属品 1 式

エ 構造

レベル計等は見やすい位置に設置すること。

1 1 電気設備工事

(1) 設備概要

電力会社より、公称電圧 22kV 3 相 3 線 1 回線受電し、受変電室に設置した特別高圧受電設備により公称電圧 6.6kV に降圧後、蒸気タービン発電機と並列運転する。また、これらと並列運転可能な保安用発電機を設け、焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時における受電電力のピークカットを行う。

高圧回路には、公称電圧 6.6kV にて、負荷の種類毎に分岐、それぞれの負荷に応じて所定の電圧に降圧する。ただし、消防設備については、専用の受電設備を設ける。低圧回路は、低圧配電盤及びコントロールセンタから各負荷に供給する。なお、主要な電気設備は浸水対策として 2 階以上に設けること。

ア	受電電圧	交流 3 3 W 22kV 60Hz
イ	配電電圧	{ }
ウ	受電点 3 相短絡電流	対称分実効値 25kA (3 相平均)

エ 電動機操作方式

操作箇所は、中央制御室モニタ、及び現場操作盤による。

なお、各動力負荷は原則として ELB 等で地絡保護する。

また、高低圧の限界及び低圧負荷の直入起動の限界は原則として以下に示すとおりとする。

(ア)	電動機出力と電圧	{ } kW 以上 6.6kV
		{ } kW 未満 460V 以下
(イ)	電動機の起動法	{ } kW 超過 起動補償
		{ } kW 以下 直入
(ウ)	電動機外被形式	全閉外扇形 (ただし、特殊なものは除く)

オ 絶縁保護協調

特別高圧受電設備及び特別高圧機器ならびに主回路接続導体の絶縁階級は、20 号 B、高圧機器ならびに高圧配電盤については、6 号 A、高圧動力制御盤 (コンビネーションスタータ) については、6 号 B、機器ならびに主回路接続導体の絶縁階級は、原則として 6 号 A とし、保護協調の十分なものとする。

カ 短絡保護協調

受電点 3 相短絡電流を 25kA とし、各点の短絡電流を計算する。低圧系統は、低圧配電盤内収納しゃ断器のしゃ断容量を全容量とし、主幹とフィードは、時限差による選択しゃ断方式とする。

キ 保護継電方式

時限差による選択しゃ断方式を原則として、必要に応じて比率差動、方向

地絡、過電流動作等の適正保護方式を採用する。

(2) 特別高圧管路

本工事は、特別高圧 22kV 1 回線地中ケーブルにより受電設備に引込むものとする。敷地境界より受変電室までのケーブル布設に必要な設備一切を施工する。なお、既設の特別高圧管路を流用することも可とする。

本工事は設計施工にあたっては、当該電力会社と十分打合せのうえ実施すること。

(3) 受変電設備（参考）

ア 特別高圧受電設備

(ア)	形式	{ }
(イ)	数量	1 式
(ウ)	主要項目	
A	定格電圧	22kV
B	定格電流	{ } A
C	定格短時間電流	25kA
D	絶縁階級	20 号 B 以上
(エ)	付属品	1 式

イ 主要収納機器

(ア)	しゃ断器	
A	数量	1 基
B	定格電圧	24kV
C	絶縁階級	20 号 B 以上
D	定格電流	{ } A 以上
E	定格周波数	60Hz
F	定格しゃ断電流	25kA 以上
G	定格しゃ断時間	3 サイクル
H	動作責務	A
I	用途	受電用
(イ)	断路器	
A	数量	1 基
B	形式	回転型
C	定格電圧	24kV
D	絶縁階級	20 号 B 以上
E	定格周波数	60Hz
F	定格電流	{ } A 以上

G	定格短時間電流	25kA 以上
H	操作方式	遠方手動操作（電動式）
I	用途	受電しゃ断器用

(ウ) 取引用変成器
電力会社設置の取引用変成器の設置スペースを確保する。

(エ) 避雷器

A	数量	3 基
B	定格電圧	28kV
C	公称放電電流	10kA 以上

(オ) 断路器

A	数量	3 基
B	形式	単極単投
C	定格電圧	24kV
D	絶縁階級	20 号 B 以上
E	定格周波数	60Hz
F	定格電流	{ } A 以上
G	定格短時間電流	25kA 以上
H	操作方式	フック操作
I	用途	避雷器用

(カ) 計器用変流器

A	数量	3 個
B	形式	モールド形
C	誤差階級	1.0 級以内
D	最高電圧	23kV
E	絶縁階級	20 号 B 以上
F	定格 1 次電流	{ } A
G	定格 2 次電流	5 A
H	定格周波数	60Hz
I	相数	1
J	用途	受電継電器用

(キ) 計器用変流器

A	数量	3 個
B	形式	モールド式
C	誤差階級	1.0 級以内

D	最高電圧	23kV
E	絶縁階級	20号B以上
F	定格周波数	60Hz
G	相数	1
H	用途	継電器用

(ク) 単相接地形計器用変圧器

A	数量	3基
B	形式	モールド形
C	誤差階級	1.0級以内
D	定格1次電圧	23 / 3 kV
E	定格2次電圧	110V / 3 V
F	定格3次電圧	110V / 3 V
G	絶縁階級	20号B以上
H	定格周波数	60Hz

ウ 主変圧器

(ア)	形式	{ }
(イ)	数量	1基
(ウ)	主要項目	
A	定格容量	{ } kVA
B	周波数	60Hz
C	相数	3
D	定格1次電圧	22kV
E	定格2次電圧	6.6kV
F	冷却方式	{ }
G	絶縁階級	1次側 { } 2次側 { }
H	結線	{ }
I	付属品	1式

(4) 高圧配電設備 (参考)

ア 高圧配電盤

(ア) 高圧配電盤の構成

本盤の構成は、以下に示すとおりとする。

- A 主変圧器二次盤
- B VT、SAR盤
- C 常用母線EVT盤
- D 1号炉用プラント動力一次盤

- E 2号炉用プラント動力一次盤
- F 共通用プラント動力一次盤
- G 建築動力一次盤
- H 建築照明一次盤
- I 1号誘引通風機一次盤
- J 2号誘引通風機一次盤
- K 進相コンデンサー一次盤
- L 母線連絡盤
- M 蒸気タービン発電機連絡盤
- N 保安用母線EVT盤
- O 保安用プラント動力一次盤
- P 保安用建築動力一次盤
- Q 保安用照明一次盤
- R プラント保安用発電機連絡盤
- S 消防設備用一次盤
- T 予備盤
- U 予備盤
- V 予備盤
- W 付属品

(イ) 定格

- A 定格電圧 6.6kV
- B 定格周波数 60Hz
- C 定格電流 [] A
[] A(主変圧器2次しゃ断器盤)
- D 母線定格電流 [] A
[] A(主変圧器2次しゃ断器盤)
- E 定格短時間電流 [] kA(1秒)
- F 絶縁階級 6号A
- G 定格操作電圧 DC100V
- H 付属品 1式

(ウ) 主要収納機器

- A 真空しゃ断器
 - (A) 数量 [] 台(予備含む)
 - (B) 定格電圧 7.2kV
 - (C) 定格電流 [] A
[] A(主変圧器2次しゃ断器盤)
 - (D) 定格周波数 60Hz

- (E) 定格しゃ断電流 [] kA
- (F) 定格しゃ断時間 5 サイクル以下
- (G) 定格操作電圧 DC100V

B 避雷器

- (A) 数量 3 相分
- (B) 定格電圧 8.4kV
- (C) 公称放電電流 5 kA

C 接地形計器用変圧器

- (A) 形式 モールド形
- (B) 数量 [] 台
- (C) 相数 3
- (D) 最高電圧 6.9kV
- (E) 定格 1 次電圧 6.6kV
- (F) 定格 2 次電圧 110V
- (G) 定格 3 次電圧 110/3V
- (H) 2 次電圧確度階級 1 P
- (I) 3 次電圧確度階級 3 G
- (J) 定格周波数 60Hz
- (K) 絶縁階級 6 号 A

D 計器用変圧器

- (A) 形式 モールド形
- (B) 数量 1 式
- (C) 相数 1
- (D) 最高電圧 6.9kV
- (E) 定格 1 次電圧 6.6kV
- (F) 定格 2 次電圧 110V
- (G) 確度階級 1 P
- (H) 絶縁階級 6 号 A

E 計器用変流器

- (A) 形式 モールド形
- (B) 数量 1 式
- (C) 相数 1
- (D) 最高電圧 6.9kV
- (E) 定格周波数 60Hz
- (F) 定格過電流強度 [] kA (1 秒)

F 零相変流器

- (A) 形式 モールド形
- (B) 数量 1 式
- (C) 定格零相 1 次電流 200mA
- (D) 定格零相 2 次電流 1.5mA

G 断路器

- (A) 形式 3 極単投式
- (B) 数量 1 基
- (C) 定格電圧 7.2kV
- (D) 絶縁階級 6 号 B
- (E) 定格電流 [] A
- (F) 定格短時間電流 [] kA
- (G) 操作方式 電動操作

H 構造

- (A) 構成等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実際の構成等については設備内容を十分加味した上で、組合と協議のうえ決定する。
- (B) 形呼称は、JEM 1425 に定める MW 形とする。
- (C) 盤構成は、2 段積みとし、各しゃ断器は、開状態のときのみ出し入れできるようにインターロックするとともに、引出した状態(試験位置)で操作スイッチ及び遠方操作により開閉できる構造とする。
- (D) 母線の絶縁強度は、6 号 A を十分満足させること。
- (E) 盤内部は、照明灯を設け、扉開の時点灯するよう考慮すること。また、点検用差込みコンセントを設ける。
- (F) 各盤は、換気口等を設け、防湿を考慮すること。
- (G) 箱体は、鋼板製で扉 3.2mm 厚以上、その他 2.3mm 厚以上で表面平滑な仕上げのものをを用い、周縁を折り曲げた堅ろうなものとする。
- (H) 母線は、JIS H 3140「銅ブスバー」に定める Cubb-1/2H のもの、または、これと同等以上のものとする。
- (I) 母線及び主回路接続導体等の絶縁指示物は、磁器ガイシまたは同等以上のものとする。
- (J) 主変圧器から高圧配電盤までは、銅導体バスダクトとする。
- (K) 消防設備用一次盤については、消防法の非常用電源専用受電設備の要件を満たすものとする。

イ 高圧変圧器

本変圧器は JEM 1501 に定める高効率モールド変圧器とする。

(ア) 炉用プラント動力変圧器

- | | | |
|-----|----------|-------------|
| A | 形式 | モールド形（ケース付） |
| B | 数量 | 2 基 |
| C | 主要項目 | |
| (A) | 定格容量 | { } kVA |
| (B) | 周波数 | 60Hz |
| (C) | 相数 | 3 |
| (D) | 定格 1 次電圧 | 6.6kV |
| (E) | 定格 2 次電圧 | 420V |
| (F) | 絶縁階級 1 次 | 6 号 A |
| (G) | 結線方法 | { } |
| D | 付属品 | 1 式 |

(イ) 共通用プラント動力変圧器

- | | | |
|-----|----------|-------------|
| A | 形式 | モールド形（ケース付） |
| B | 数量 | 1 基 |
| C | 主要項目 | |
| (A) | 定格容量 | { } kVA |
| (B) | 周波数 | 60Hz |
| (C) | 相数 | 3 |
| (D) | 定格 1 次電圧 | 6.6kV |
| (E) | 定格 2 次電圧 | 420V |
| (F) | 絶縁階級 1 次 | 6 号 A |
| (G) | 結線方法 | { } |
| D | 付属品 | 1 式 |

(ウ) 建築動力変圧器

- | | | |
|-----|----------|-------------|
| A | 形式 | モールド形（ケース付） |
| B | 数量 | 1 基 |
| C | 主要項目 | |
| (A) | 定格容量 | { } kVA |
| (B) | 周波数 | 60Hz |
| (C) | 相数 | 3 |
| (D) | 定格 1 次電圧 | 6.6kV |
| (E) | 定格 2 次電圧 | 210V |
| (F) | 絶縁階級 1 次 | 6 号 A |

- | | |
|----------|----------|
| (G) 結線方法 | { } |
| D 付属品 | 1 式 |
- (エ) 建築照明変圧器
- | | |
|--------------|----------------|
| A 形式 | モールド形 (ケース付) |
| B 数量 | 1 基 |
| C 主要項目 | |
| (A) 定格容量 | { } kVA |
| (B) 周波数 | 60Hz |
| (C) 相数 | 1 |
| (D) 定格 1 次電圧 | 6.6kV |
| (E) 定格 2 次電圧 | 210V/105V |
| (F) 絶縁階級 1 次 | 6 号 A |
| (G) 結線方法 | 単相 3 線式 |
| D 付属品 | 1 式 |
- (オ) 保安用プラント動力変圧器
- | | |
|--------------|----------------|
| A 形式 | モールド形 (ケース付) |
| B 数量 | 1 基 |
| C 主要項目 | |
| (A) 定格容量 | { } kVA |
| (B) 周波数 | 60Hz |
| (C) 相数 | 3 |
| (D) 定格 1 次電圧 | 6.6kV |
| (E) 定格 2 次電圧 | 420V |
| (F) 絶縁階級 1 次 | 6 号 A |
| (G) 結線方法 | { } |
| D 付属品 | 1 式 |
- (カ) 保安用建築動力変圧器
- | | |
|--------------|----------------|
| A 形式 | モールド形 (ケース付) |
| B 数量 | 1 基 |
| C 主要項目 | |
| (A) 定格容量 | { } kVA |
| (B) 周波数 | 60Hz |
| (C) 相数 | 3 |
| (D) 定格 1 次電圧 | 6.6kV |
| (E) 定格 2 次電圧 | 210V |
| (F) 絶縁階級 1 次 | 6 号 A |

(G) 結線方法 []
D 付属品 1 式

(キ) 保安用照明変圧器

A 形式 モールド形 (ケース付)
B 数量 1 基
C 主要項目
(A) 定格容量 [] kVA
(B) 周波数 60Hz
(C) 相数 1
(D) 定格 1 次電圧 6.6kV
(E) 定格 2 次電圧 210V/105V
(F) 絶縁階級 1 次 6 号 A
(G) 結線方法 単相 3 線式
D 付属品 1 式

(ク) 消防設備用変圧器

A 形式 モールド形 (ケース付)
B 数量 1 基
C 主要項目
(A) 定格容量 [] kVA
(B) 周波数 60Hz
(C) 相数 3
(D) 定格 1 次電圧 6.6kV
(E) 定格 2 次電圧 [] V
(F) 絶縁階級 1 次 6 号 A
(G) 結線方法 []
D 付属品 1 式

ウ 進相コンデンサ盤

電力設備の力率を改善する目的でコンデンサを 6 kV 側に設置し、2 炉定格運転及び炉停止時の力率を 95% 以上に調整できる容量とする。

(ア) 構成等

A 構成 進相コンデンサ盤 [] 面
B 定格
(A) 定格電圧 6.6kV
(B) 定格周波数 60Hz
(C) 絶縁階級 6 号 B

C 付属品 1 式

(イ) 主要収納機器

A 真空電磁接触器

- (A) 数量 1 式
- (B) 定格電圧 6.6kV
- (C) 定格電流 [] A

B 電力ヒューズ

- (A) 数量 1 式
- (B) 定格電圧 7.2kV
- (C) 定格電流 [] A
- (D) シャ断電流 [] kA

C 進相コンデンサ(乾式)

- (A) 数量 1 式
- (B) 相数 3
- (C) 定格容量 [] kVar
- (D) 定格電圧 6.6kV
- (E) 定格周波数 60Hz

D 直列リアクトル(乾式)

- (A) 数量 1 式
- (B) 定格容量 [] kVar
- (C) 定格電圧 6.6kV
- (D) 定格周波数 60Hz

(ウ) 構造

- A 形呼称は、JEM 1225 に定める S4 形とし、盤内にコンデンサ及びリアクトルを収納できる構造とする。
- B 高調波対策に十分配慮すること。

エ 高圧電動機制御盤

誘引通風機等の高圧電動機の回転数制御に必要な制御装置と制御装置故障時のバックアップ用リアクトル始動装置により構成する。

ただし、インバータについては直接給電方式とする。

(ア) 誘引通風機用インバータ盤

A インバータ回路

(A) 形式	PWM 制御電圧形
(B) 数量	1 式
(C) 定格周波数	60Hz
(D) 周波数範囲	6 ~ 60Hz
(E) 過負荷耐量	125% 1分
(F) トルク特性	2 乗負荷トルク
(G) 制御方式	[]

B 入力変圧器

(A) 形式	乾式
(B) 数量	1 式
(C) 周波数	60Hz
(D) 定格 1 次電圧	6.6kV
(E) 冷却方式	自冷
(F) 絶縁階級 1 次	6 号 A

(イ) 電動機起動盤

A 構成

本盤の構成は以下に示すとおりとする。

(A) 商用起動盤	1 式
(B) VVVF 起動盤	1 式

B 定格

(A) 定格電圧	6.6kV
(B) 定格周波数	60Hz
(C) 絶縁階級	6 号 B
(D) 付属品	1 式

C 真空電磁接触器

(A) 数量	1 式
(B) 定格電圧	6.6kV
(C) 定格電流	[] A

D 電力ヒューズ

(A) 数量	1 式
(B) 定格電圧	7.2kV
(C) 定格電流	[] A
(D) しゃ断電流	[] kA

E 始動用リアクトル

(A) 形式	乾式
(B) 数量	1 式
(C) 定格電圧	6.6kV
(D) 周波数	60Hz
(E) 定格	1 分

F 構造

コンビネーションスタータについては、JEM 1225 に定める M4 形とする。

オ 電力監視盤

受配電設備、蒸気タービン発電設備及びプラント保安用発電設備の集中監視を行い、各種操作開閉器、計器、集合故障表示装置等を取り付けるものとする。

本盤の構成は以下に示すとおりとする。

(ア) 特高受変電監視

(イ) 高圧配電監視

(ウ) 蒸気タービン発電機監視（同期投入操作含む）

(エ) プラント保安用発電機監視（同期投入操作含む）

(オ) 構造

A 構成等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実際の構成等については設備内容を十分加味したうえで、組合と協議のうえ決定する。

B 形式は、屋内用閉鎖垂直自立形扉中通路式とすること。

C 前面最上部に名称板を取付け、上部に広角形指示計器及び集合表示器を取付けること。前面中央部には、金属製模擬母線を取付け、電気系統を一目で理解させるとともに所定の位置に制御開閉器及び表示灯を取付けることにより各しゃ断器を操作し、運転状態を明確にさせること。

D 前面下部には、積算計等を取付けるとともに、最下部には試験用端子を取り付けること。

E 本盤に使用する継電器は信頼性の向上、動作時間の短縮及び保守の軽減等を考慮して形式を選定すること。

F 盤内に照明灯を設け、扉の開閉により自動的に点滅する機構とすること。

G 故障表示は、集合故障表示器でフリッカ表示すること。

H 連続して発生した故障に対しても、ベル、ブザー等で警報を発するとともに、前記同様表示すること。

1 本受変電設備の操作及び各種測定値及び各機器の状態表示異常等は計装設備により設置する中央制御室のオペレータコンソールでも行えるものとする。

(5) 低圧配電設備（参考）

本設備用盤の構成は、以下に示すとおりとする。

ア	1号炉用プラント動力主幹盤	1式
イ	2号炉用プラント動力主幹盤	1式
ウ	共通用プラント動力主幹盤	1式
エ	建築動力用主幹盤	1式
オ	建築照明用主幹盤	1式
カ	保安用プラント動力主幹盤	1式
キ	保安用建築動力主幹盤	1式
ク	保安用照明主幹盤	1式
ケ	消防設備用主幹盤	1式
コ	構造	

(ア) 構成等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実際の構成等については設備内容を十分加味したうえで、組合と協議のうえ決定する。

(イ) 形呼称は、JEM 1265「低圧閉鎖配電盤」に定めるF型（ACB盤）及びC型（MCCB盤）とする。

(ウ) 各気中しゃ断器は、引出し形とし、主回路は自動連結、制御回路は、自動連結またはプラグ接続とする。

(エ) 各気中しゃ断器は、開状態にある時のみ出し入れできるようインターロックするとともに、引き出した状態（試験位置）で操作スイッチ及び遠方操作により開閉できる機構とする。

(オ) 母線は、JIS H 3140「銅プスパー」に定めるCuBB-1/2Hのものまたは、これと同等以上のものとする。

(カ) 定格短時間電流は、50kA以上とする。

(キ) 高圧変圧器2次端子からロードセンタ（低圧主幹盤）までは銅導体バスダクトとする。

(ク) その他の項目については、高圧配電盤に準じること。

(6) 低圧動力設備（参考）

ア 低圧動力盤（コントロールセンタ）
本盤の構成は以下に示すとおりとする。

(ア) n号炉プラント動力コントロールセンタ（n = 1, 2）

- (イ) n号炉保安用プラント動力コントロールセンタ (n = 1 , 2)
- (ウ) 共通用プラント動力コントロールセンタ
- (エ) 保安用プラント動力コントロールセンタ
- (オ) 湿式有害ガス処理コントロールセンタ
- (カ) 排水処理動力コントロールセンタ

(キ) 定格

- A 定格電圧 420V
- B 定格周波数 60Hz
- C 定格しゃ断容量 [] kA (対称実効値)

(ク) 構造

- A 構成等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実際の構成等については設備内容を十分加味したうえで、組合と協議のうえ決定する。
- B 形呼称は、JEM 1195 D2CC-B66A とする。
- C 各ユニットは、引出し形とし、主回路、1次側、2次側とも自動連結とし、制御回路は、プラグ接続とする。
- D 母線は、JIS H 3140「銅ブスバー」に定める CuBB-1/2H のもの、または、これの同等以上のものとする。

イ 現場制御盤、操作盤及び操作箱

現場制御盤、操作盤及び操作箱を適宜組合指示のもと設置する。また、コンベア類及び減湿用冷却ファン等は VVVF 速度制御を採用し、最適状態の速度で運転する。

(7) プラント保安用発電設備

本設備は、受電及び蒸気タービン発電機がいずれも停止した場合に焼却炉を安全に停止するために必要な保安負荷に給電するとともに、焼却炉の立上げ・立下げ時等には電力系統との連携運転をおこない、受電電力のピークカットをする。また、全停電時に1炉立上げが可能なものとする。

ピークカット時には商用電源及び蒸気タービン発電機との並列運転をおこなうものとし、停電時については、負荷の起動電源の影響を低減するため、自動順次運転等を考慮する。

ア 発電機

- (ア) 形式 三相交流同期発電機
- (イ) 数量 1 式
- (ウ) 相数 3 相 3 線式
- (エ) 定格容量 [] kVA
- (オ) 定格力率 []

(カ)	定格出力	{ } kW
(キ)	定格電圧	6.6kV
(ク)	定格周波数	60Hz
(ケ)	極数	{ } 極
(コ)	定格	連続
(サ)	励磁方式	ブラシレス
(シ)	絶縁の種類	電機子 F 種 界磁 F 種

イ 原動機

(ア)	形式	{ }
(イ)	数量	1 式
(ウ)	定格出力	{ } kW { { } PS }
(エ)	回転数	{ } rpm
(オ)	運転方式	始動 { } 停止 自動及び手動
(カ)	使用燃料	都市ガス
(キ)	主要機器	
A	原動機本体	1 式
B	共通台盤	1 式
C	排気消音器	1 式
D	ガス昇圧装置	1 式
E	その他付属品	1 式

(ク) 構造

プラント負荷以外に建築非常照明及び建築非常動力を見込むこと。ただし、負荷については建築電気設備・建築機械設備の設備内容を十分に加味したうえで、組合と協議して決定すること。

ウ 発電機起動盤

本盤は、原動機の始動・故障警報表示ならびに緊急停止等を行うために設置する。

(ア)	形式	鋼板製自立閉鎖形
(イ)	数量	1 式
(ウ)	構造	
A	盤内には、原動機の始動、停止、運転、保安機能を制御する原動機制御装置を収納すること。	
B	構造は、前面最上部に盤名称を表示し、上部に電流計等の指示計器、中央部に運転・停止用押し釦・表示灯及び切替開閉器等を取り付けること。	

C 前面下部には保護継電器を取り付けること。

エ プラント保安用発電機用監視盤

(ア) 形式 鋼板製自立閉鎖形

(イ) 数量 1 式

(ウ) 構造

A 前面に監視計器、操作器、表示灯等を取り付け、運転状態を明確にさせること。

B 盤内に照明灯を設け、扉の開閉により、自動的に点滅する機構とする。

C 本機の各種測定値及び各機器の状態表示、異常等は、中央オペレータコンソールに表示すること。

オ 脱硝装置（必要に応じて）

本装置は、原動機排気の窒素酸化物を除去するために設置する。

(ア) 数量 1 式

(イ) 構造

メンテナンス性に十分配慮した構造とするとともに、必要に応じて、歩廊等を設置すること。

(8) 直流電源設備（参考）

本設備は、受変電設備、タービン発電機等のしゃ断器電源、制御電源用電源であり、停電時においても安定した直流電源が確保できるものとする。本設備は、充電装置、蓄電池及び分電盤より構成される。盤は、屋内用閉鎖垂直自立形とし、前面に、電圧計等の指示計器および各種表示灯、故障表示器ならびに操作開閉計器等を取付ける。

ア 蓄電池盤

(ア) 蓄電池

A 形式 []

B 容量 [] AH/10HR

C 構成 []

D 放電時間 30 分

(イ) 充電装置

A 形式 サイリスタ式自動定電圧浮動

充電方式 シリコンドロップ式

B 交流入力電圧 400V ± 10%

C 交流入力周波数 60Hz ± 5%

D 交流入力相数 3

(ウ) 構造

プラント保安電源容量以外に非常誘導灯及び防災監視用電源を見込むこと。ただし、容量については建築電気設備の内容を踏まえて決定すること。

イ 分岐盤

直流分岐用配線用しゃ断器 1 式

(9) 無停電電源装置（参考）

本設備は、受電及び保安用発電機が両方とも停止した場合に、前記のプラント保安用発電設備が電力供給可能となるまでの間もプラントの計装機能を損なうことがないように装備するもので、無停電電源装置の構成は、蓄電池設備、順・逆変換装置等より構成された屋内用閉鎖垂直自立形のインバータ盤及び蓄電池盤とする。

インバータ盤は、前面に電圧計等の指示計器及び各種表示灯、故障表示器等を取付ける。

なお、無停電電源装置は商用同期運転方式を用い、メンテナンス時に対応できる直送回路を設けること。また、本直送回路の切替はサイリスタ等の無瞬停切替とする。

ア インバータ盤

(ア) 形式	トランジスタ形
(イ) 定格出力	1 -3W 200-100V [] kVA
(ウ) 定格出力周波数精度	±0.1%以下（内部同期時）
(エ) 交流出力負荷力率	90%遅れ
(オ) 交流入力電圧	420V ± 10%
(カ) 交流入力周波数	60Hz ± 5%
(キ) 交流入力相数	3
(ク) 過電流耐量	120% 1分

イ 蓄電池

(ア) 形式	[]
(イ) 定格出力時間	10分
(ウ) 数量	1式

ウ 分岐盤

無停電電源分岐用配線用しゃ断器 1 式

(10) 電気工事

ア 本項は、プラント電気設備に必要なすべての配線ならびに配管及びケーブルラック・ダクト工事の一切を含む。また、施工にあたっては組合と十分調整し、施工にあたること。

イ 高圧幹線及び制御配線

主変圧器から高圧配電盤までは、3相3線式銅バスダクト方式とする。高圧配電盤から高圧変圧器及び高圧電動機までの高圧配線は、6.6kV 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV または CVT)または同等品を使用し、鋼板製ダクト、床ピット、ケーブルラックまたは電線管等に収納する。

一方、高圧機器と計装設備の間に必要な制御配線は、制御用ビニル絶縁シースケーブル(CVV 及び CVV-S)または計装用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(KPEV 及び KPEV-S 相当)等を使用し、ダクト、ピット、ケーブルラック、電線管等に収納する。

また、施工に際しては高圧配線等との離隔距離を十分に取るとともに、低圧動力線と同一ピット内は、適宜分離し、ダクト、ケーブルラック内に収納する場合は、セパレータ等で分離して収納する。

ウ 低圧幹線、動力配線及び制御配線

高圧変圧器から低圧配電盤までは原則として銅バスダクトにより施工する。ただし、容量の小さいものについては、一部ケーブルとする。

エ 低圧配電盤と各コントロールセンタ間

CV(CVT)等を使用する。

オ 低圧機器と計装コンピュータシステムの間

CVV、CVV - S、KPEV-S 相当を使用し、ダクト、ケーブルラック、ピット、電線管等に収納する。この場合も、前記同様、高圧配線等の離隔距離を十分に取るとともに、電線管の場合は低圧・制御・弱電流用と別々の管に収納する。

カ 直流回路配線

しゃ断器の操作、継電器の電源等直流回路の配線・配管工事は、前記の関係項目に含む。計器用変成器の2次回路についても、前記と同様とする。

キ 屋外配線

屋外または地中配線は、いずれも CV(CVT)等を使用し、電線管またはそれと同等以上のものに収納するとともに、端部より水が侵入しないよう施工する。地中配線については、地盤沈下に対して適当な処置を施す。

1 2 計装設備工事

(1) 設備概要

本設備は、集中管理方式を基本とし、ごみ焼却施設の運転を良好かつ容易にするための設備とする。

プラントの運転管理は、中央制御室に設置したディスプレイ（以下モニタという）を主体として行う。なお、モニタは液晶等の省電力装置を使用すること。通常運転時はもとより、万一事故発生時においても可能な限り簡単な操作、手順で対応するため、モニタ画面による表示及び操作については、できる限りわかり易くするとともに、マウス及びキーボード等の操作手順をできるだけ単純化し、運転員に対するガイダンスを充実するなど運転支援に対して十分配慮したシステムを構成する。また、各上位コンピュータにおいてもキーボード等の操作手順をできるだけ単純化するとともに、各種機能の操作についても入力の簡素化に対して十分配慮したシステムを構成する。

各プロセス制御及びシーケンス制御は分散形自動制御システム方式とし、各設備毎または装置毎に機能分散を行い、故障時のバックアップシステム（システムの二重化）を備えたものとする。

特に自動燃焼制御システムは最新の制御技術を導入し、ごみ質の急激な変動にも十分対応しうるものとし、焼却量の安定、可燃分の完全焼却、炉温の安定、窒素酸化物及びダイオキシン類の発生抑制、蒸発量の安定、2次燃焼の完結といった制御目的を達成できるよう諸機能を組み合わせた最適制御を行えるものとする。加えて、焼却設備の能力内で昼間時と夜間時における焼却負荷割合に変化を持たせた運転が安定的かつ容易にできる制御機能を持たせたものとする。

また、検出部は確実に堅牢な機構のものとし、検出位置は測定効果が十分発揮でき保守点検が容易な位置を選定する。操作部も確実に堅牢な機構のものとし、その据付け等についても機器の性能を削減することのないようにするとともに、保守点検についても十分考慮すること。

データの伝送については、光ケーブルを基本とする。本設備のハードウェアについては、汎用品を基本とし、最新かつ最適のものを選定すること。

なお、自動計量の導入にあたっては、構成市の搬入システムを踏まえ、最新のシステムとすること。

(2) 計装コンピュータシステム（参考）

ア 上位コンピュータシステム

自動運転コンピュータシステムとのヒューマンマシンインターフェイスをつかさどるオペレータコンソールと各種データを一括管理するデータ管理コンピュータ、大型機器の異常診断及び傾向管理を行う予防保全用コンピュータ、機器データ、履歴データ、機材及び経済産業省関連のデータ処理等を行う管理用コンピュータによって構成される。

オペレータコンソールにおいては、モニタ画面にプラントの運転データを表示するとともに、キーボード等よりプラントの運転操作が可能なシステムとする。データ管理コンピュータにおいては、プラント運転のための各種プログラムやデータを一括管理・記憶する。予防保全用コンピュータにおいては、大型機器の状態監視および、傾向管理を行い異常診断を行う。機器管理用コンピュータにおいては、機器データ、履歴データ、機材のデータ処理及び帳票の作成並びに経済産業省関連データの処理等を行う。

(7) 各種機能

A 運転操作監視機能

カラーモニタ装置とオペレータキーボード等により、プラント情報の表示と運転操作を集中的に行えるようにする。

(A) プラント運転監視機能

プラント運転プロセスデータをモニタ画面に表示するとともに各種チューニング画面を表示する。また、オペレータキーボード等によりエンジニアリングデータの設定操作を行う。

(B) 運転操作機能

オペレータキーボード及びマウス等により各操作項目を選定し操作を行う。

a 受変電設備

各しゃ断器の状態表示入切操作及び警報表示を行う。

b 動力負荷

各動力の中央/現場、自動/手動、運転/停止の操作、状態表示及び警報表示を行う。

(C) 動力負荷監視機能(モータースキャンニング)

動力負荷の電流値等をモニタにて設定電流値と比較監視するとともに上下限値のチェックを行い異常時の警報表示を行う。

(D) モニタ表示画面

a 運転操作監視画面

系統図内に各種プロセス値及び運転状態を表示する。

炉系統画面

ボイラ系統画面

炉共通画面

タービン系統画面

排水処理画面

排ガス処理系統画面

電力監視画面

その他

b 運転プロセスチューニング画面

オーバービュー画面

グループモニタ画面

ディテールモニタ画面

トレンドモニタ画面

その他

B 警報監視機能

プロセスの異常を監視し運転員の注意と操作に的確に適合するよう下記画面の表示及びプリンタ印字を行い、同時に警報レベルに応じた警報音を発する。また、重故障に対しては別途アナウンシェータ表示するとともにアラームメッセージをアナウンスする。アラームメッセージの表示にあたっては、プラントの特徴、各データの相関性を十分に検討し極力その発生数量を減ずること。

(A) モニタ画面

a アナウンシェータモニタ画面

b アラームサマリーモニタ画面

c その他

(B) アラーム印字

メッセージプリンタにより、アラーム発生・復帰時にその内容を印字する。

C データ処理機能

(A) 日報、月報データ処理

プラント運転データにより、日報（前日・当日）、月報（前月・当月）のデータ処理及び作成を行う。各帳票は、フリーフォーマットとする。日報、月報は、ロギングプリンタで自動的に打ち出すとともに、モニタ画面にも表示させることができるものとする。

(B) 経済産業省関連データ処理

経済産業省関連データの処理及び帳票作成

(C) 各種データ処理及び帳票作成

公害関連データの処理及び帳票作成

計量搬入データ並びに焼却データの帳票作成

(D) データの記憶

日報、月報データ、経済産業省データ、公害データ、瞬時データ、その他データをデータ管理コンピュータに保存（2年以上）する。また、別途記録媒体にも保存可能とする。

(E) その他

- D モニタ画面ハードコピー機能
モニタに表示された画面をカラープリンタによりプリントアウトできること。
- E 演算機能
各種プロセスデータを使用し、下記の演算を行い、運転管理の指標とする。
- (A) 処理項目
- a 統計演算（最大、最小、平均、合計、その他）
 - b 負荷率演算（日平均負荷率、瞬時負荷率）
 - c 焼却量演算
 - d ごみカロリー演算
 - e 公害拡散演算
 - f 電力、タービン負荷制御演算
 - g 物質収支、熱収支演算
 - h その他
- (B) モニタ表示画面
各演算機能毎に表示する。
- F シーケンシャル制御機能
モニタ画面上の工程表示に従って発停する各機器の監視と手動確認事項のガイダンスを基に安全かつスムーズな制御を行えるようにする。また、各制御点の要所でオペレータ用音声出力を発する。
- (A) 処理内容
- a 炉立上げ、立下げ制御
 - b タービン発電機自動起動停止制御
 - c 電力負荷制御（非常用負荷の停電復電処理）
 - d その他
- (B) モニタ表示画面
各処理内容の工程表示とともに工程の移行状態表示を行う。
また、各手動確認点（ブレイクポイント）ではガイダンス表示を行う。
- G 計量機搬入データ処理機能
- (A) 処理内容

自動計量、受付のリアルタイム処理及び日報、月報等の全ての処理を別記記載の計量・車両管制用コンピュータシステムで行い、本中央処理システムではデータ監視及び管理を行う。

(B) モニタ表示画面

ごみ搬入量の日、月の各時間軸に対する棒グラフとし、現時点までのごみ搬入量累積値を各棒グラフにデータ表示する。また、画面は当日、当月及び前日、前月とする。

H クレーンデータ処理機能

(A) 処理内容

各クレーンの投入量データを炉別に入力し処理量のデータ処理を行う。

(B) モニタ表示画面

ごみ処理量の日、月の各時間軸に対する折れ線グラフとし、操作時点までの各処理量累積値を表示する。また、前日分または前月分処理量実績値を各棒グラフにデータ表示する。

なお、当日分表示には、目標焼却量の設定表示を行う。

I 自動焼却制御データ処理機能

自動燃焼制御システムのデータ監視及び各運転データの設定をモニタ画面オペレーションにて行う。

J 予防保全機能

処理機能

- (A) 重要機器及びプロセスの異常診断
- (B) 回転機軸受振動、温度管理
- (C) プロセス機器運転時間管理
- (D) 機器データの傾向管理
- (E) 温度入力データ、振動データの月報作成
- (F) プロセス機器運転時間の年報作成
- (G) プロセス機器油脂交換時間管理
- (H) 各装置、プロセスの状態監視、傾向管理
- (I) 各装置、プロセスの関連データ整合性チェックによる異常診断
- (J) 警報機能
- (K) その他

K 機材管理機能

処理機能

- (A) 機器データ、履歴データの処理及び台帳管理

- (B) 機材管理
- (C) プロセスデータの収集・保存
- (D) 各種演算・解析
- (E) その他

(イ) 構造

各種機能については、あくまで参考として一例を示したものであり、実際の設備に付加する機能等については、設備内容を十分に加味したうえで、組合と協議のうえ決定する。

イ オペレータコンソール

(ア) 形式	デスクトップ形
(イ) 数量	1 式
(ウ) 主要機器	
A オペレータコンソール本体	1 式
B モニタ装置	1 式
C オペレータズキーボード (マウス等を含む)	1 式
D 磁気ディスク装置 (固定ディスク等)	1 式
E 外部記憶装置	1 式
F その他	1 式

ウ 音声出力装置

焼却炉、ボイラ等の自動立上げ、立下げのアナウンス及び重故障時のアラームメッセージ、その他のアナウンスを行うもので建築放送設備とリンク（館内放送）する。

エ エンジニアリングステーション

システムの保守、維持管理を円滑に行うために必要なエンジニアリング用機器を設置する。

(ア) 形式	デスクトップ形
(イ) 数量	1 式
(ウ) 主要機器	
A エンジニアリングステーション本体	1 式
B 磁気ディスク装置 (固定ディスク等)	1 式
C 外部記憶装置	1 式

D	モニタ装置	1 式
E	その他	1 式
オ データ管理コンピュータ		
(ア)	形式	デスクトップ形
(イ)	数量	1 式
(ウ)	主要機器	
A	データ管理コンピュータ(本体部)	1 式
B	磁気ディスク装置 (固定ディスク等)	1 式
C	外部記憶装置	1 式
D	モニタ装置	1 式
E	データ管理用プリンタ	1 式
F	その他	1 式
カ カラープリンタ		
(ア)	数量	1 式
(イ)	用紙サイズ	A 4
キ データウェイ		
(ア)	数量	1 式
(イ)	伝送速度	{ } Mbit/sec
(ウ)	伝送路	光ケーブル、同軸ケーブル、 ツイストペアケーブル
(エ)	冗長	2重化構成(主幹線)
ク 予防保全用コンピュータ		
(ア)	形式	デスクトップ形
(イ)	数量	1 式
(ウ)	主要機器	
A	予防保全コンピュータ(本体部)	1 式
B	磁気ディスク装置 (固定ディスク等)	1 式
C	外部記憶装置	1 式
D	モニタ装置	1 式
E	プリンタ	1 式
F	その他	1 式
ケ 機器管理用コンピュータ		

(ア)	形式	デスクトップ形
(イ)	数量	1 式
(ウ)	主要機器	
A	機器管理用コンピュータ（本体部）	1 式
B	磁気ディスク装置 （固定ディスク等）	1 式
C	外部記憶装置	1 式
D	モニタ装置	1 式
E	プリンタ	1 式
F	その他	1 式

(3) 中央自動運転コンピュータシステム（参考）

本システムは、炉・ボイラ用、共通用、排水処理用及び受変電・発電用等より構成する。

各プロセス系あるいは設備ごとに分散化したコンピュータシステムにより各種プロセス制御及び炉の自動立上げ/立下げ等の各種制御を自動的に行う。

自動燃焼制御装置は最新の制御技術を用いて、従来の自動燃焼制御では即応できない部分を補うとともに、異常事態を早期復旧させ、さらに精度の高い自動燃焼制御を実現する。

炉の自動立ち上げは、2 炉同時に各炉独立して行えるものとし、制御中に不都合があっても、それまでの行程が無駄になることなく制御できること。

ア 炉・ボイラ用自動運転コンピュータシステム

(ア)	形式	鋼板製閉鎖垂直自立形
(イ)	数量	1 式
(ウ)	主要機器	
A	コンピュータシステム本体	1 式
B	その他付属品	1 式

イ 共通用自動運転コンピュータシステム

(ア)	形式	鋼板製閉鎖垂直自立形
(イ)	数量	1 式
(ウ)	備考	排水処理及び受変電・ 発電用ユニット含む
(エ)	主要機器	
A	コンピュータシステム本体	1 式
B	その他付属品	1 式

ウ 自動燃焼制御装置

(ア)	形式	鋼板製閉鎖垂直自立形
(イ)	数量	1 式
(ウ)	主要機器	
	A コンピュータシステム本体	1 式
	B その他付属品	1 式
(エ)	構造	

自動燃焼制御装置を設け、給じん装置、火格子の速度制御等の自動化を図るとともに、蒸発量の安定化制御、焼却量の一定・可変制御及び炉温制御等の機能を有すること。

(4) 現場自動運転コンピュータシステム（参考）

本システムは、計量・車両管制用コンピュータシステム、ごみクレーン用自動運転コンピュータシステム及び灰クレーン用自動運転コンピュータシステムにより構成する。それぞれのシステムは専用のコンピュータを持った分散化されたシステムであり、個々の設備の自動運転を行う。

ア 計量・車両管制用コンピュータシステム

計量操作及びごみ搬入車等の管制の自動化を行うシステムとする。

(ア)	数量	1 式
(イ)	主要機器	
	A 計量管理コンピュータ本体	1 式
	B 磁気ディスク装置（固定ディスク等）	1 式
	C 外部記憶装置	1 式
	D ディスプレイ装置	1 式
	E 入出力インターフェイス	1 式
	F 計量コンソール用入出力装置	1 式
	G 計量コンソール用インプッタ盤	1 式
	H 伝票発行プリンタ	1 式
	I 車両ナンバー読取監視カメラ	1 式
	J 搬入出車両管理媒体読取装置	1 式
	K 計量機用ゲート	1 式
	L プリンタ（運営事業者用事務室）	1 式
	M 車両信号灯（計量棟用）	1 式
	N 行先表示装置（計量棟用）	1 式
	O 重量表示装置	1 式
	P プラットホーム操作盤	1 式
	Q 投入扉番号表示灯	1 式
	R 投入扉現場操作盤	1 式

S	計量分電盤	1式
T	行先案内スピーカ	1式
U	その他付属品	1式

(ウ) 構造

- A 計量装置は各計量毎に設置し、緊急時対応として相互に交換が可能な構造とすること。
- B 無人での運用が可能なシステムとし、最新のシステムで設計すること。
- C 計量システムは、将来の料金体系改訂等に対応できるように考慮すること。
- D データ処理装置の記憶容量は十分な余裕を見込むとともに、記憶媒体によるバックアップが可能なものとする。

イ ごみクレーン用自動運転コンピュータシステム

昼間、夜間を問わず、クレーンの自動運転が可能なシステムとし、ごみの安定した供給が行えるものとする。なお、自動運転は3次元で行えることとする。(各運転モードにおいて、2台同時運転可とする。)

また、ホッパ室出入口扉付近には、自動運転中の注意表示灯を設置する。運転モードは以下に示すとおりとする。

全自動運転：積替え、攪拌、投入の自動運転を行う。

半自動運転：投入、積替え、攪拌の工程においてごみのつかみ以後の動作を行う1サイクルの自動運転を行う。

手動運転：クレーン操作室での遠隔手動運転。

(ア)	数量	1式
-----	----	----

(イ) 主要機器

A	ごみクレーンコンソール(中央制御室用)	1式
B	ごみクレーンコンソール(ごみクレーン操作室用)	1式
	(CPU、メモリ、入出力インターフェース、モニタ、操作鈕、テンキー、マウス等)	
C	位置速度検出器	1式
D	自動運転表示灯	1式
E	メッセージプリンタ	1式
F	その他付属品	1式

ウ 灰クレーン用自動運転コンピュータシステム

灰ピットでの灰の積替え、搬出トラックへの灰の積み込み等の作業が可能なシステムとする。なお、自動運転は3次元で行えることとする。(各運転モードにおいて、2台同時運転可とする。)

また、灰積出場付近等には、自動運転中の注意表示灯を設置する。

運転モードは以下に示すとおりとする。

全自動運転：積込み、積替えの自動運転を行う。

半自動運転：つかみ位置・積替え（積込み）の指定をすることにより、1 サイクル単位で積込み、積替えの自動運転を行う。

手動運転：灰クレーン操作室での遠隔手動または現場手動運転。

(ア)	数量	1 式
(イ)	主要機器	
A	灰クレーンコンソール（中央制御室用）	1 式
B	灰クレーンコンソール（灰クレーン操作室用）	1 式
	（CPU、メモリ、入出力インターフェース、モニタ、操作釦、テンキー、マウス等）	
C	灰積出場操作盤	1 式
D	位置速度検出器	1 式
E	自動運転表示灯	1 式
F	信号灯	1 式
G	車両検知器（ループコイル式）	1 式
H	メッセージプリンタ	1 式
I	その他付属品	1 式

(5) 補助監視設備（参考）

プラントの運転・監視を行ううえでコンピュータシステムの補助として設置する。

ア 計器盤

重要警報の表示及び任意のプラントデータの記録を行う。

(ア)	形式	鋼板製開放垂直自立形
(イ)	数量	{ } 面
(ウ)	主要機器	
A	計器盤本体	1 式
B	I T V モニタ	1 式
C	警報表示灯	1 式
D	記録計	1 式
E	映像切換器、映像分配器	1 式
F	その他付属品	1 式

イ ビデオプロジェクタ

プラントの監視用モニタ画面及び I T V 画像の投写を行いプラントの運

転状態の監視を行う。

- | | | | |
|-----|----------|-----|-----------|
| (ア) | 形式 | { } | インチプロジェクタ |
| (イ) | 数量 | | 1面 |
| (ウ) | 主要機器 | | |
| A | プロジェクタ本体 | | 1式 |
| B | その他付属品 | | 1式 |

ウ プロセスコンソール（手動操作用）
異常時の緊急停止操作等を行う。

- | | | | |
|-----|----------------|--|--------------|
| (ア) | 形式 | | 鋼板コントロールデスク形 |
| (イ) | 数量 | | 1式 |
| (ウ) | 主要機器 | | |
| A | プロセスコンソール本体 | | 1式 |
| B | スイッチ類（緊急しゃ断関係） | | 1式 |
| C | ITV操作器 | | 1式 |
| D | その他付属品 | | 1式 |

エ 計装分電盤

上位コンピュータシステム及び中央自動運転コンピュータシステム等の機器に電源を供給する。

- | | | | |
|-----|---------|-----|------------|
| (ア) | 形式 | | 鋼板製開放垂直自立形 |
| (イ) | 数量 | { } | 面 |
| (ウ) | 主要機器 | | |
| A | 計装分電盤本体 | | 1式 |
| B | 配線用しゃ断器 | | 1式 |
| C | その他付属品 | | 1式 |

オ 計装機器

本システムに使用するセンサ類は信頼性及び精度のよいものを選定し日常の保守が容易に行えるよう配慮する。また、必要に応じて二重化する。

- | | | | |
|-----|-----|--|---------------------------------|
| (ア) | 測定部 | | |
| A | 温度計 | | |
| | | | 熱電対、サーミスタ温度計、測温抵抗体等を用途に応じて選択する。 |
| B | 圧力計 | | |
| | | | 圧力発信器、差圧発信器等を用途に応じて選択する。 |

- C 液面計
差圧発信器、電極式、フロート式、超音波式、フリクト式等を用途に応じて選択する。
- D 流量計
ピトー管式、オリフィス式、面積式、容積式、タービン式、電磁式等を用途に応じて選択する。
- E 液体分析計
pH 計、導電率計等を用途に応じて選択する。
- F 排ガス分析計
表 2-19 に示す項目について計測できる機能を有するものとし、原則として自動校正機構付とする。
- G 排ガス流量計
差圧式流量計とする。

(イ) 変換部
伝送用アナログ信号は、原則として DC 4 ~ 20mA とする。ただし測温抵抗体、熱電対、デジタル信号等によるものは除く。センサの近くにある変換器は、現場表示器(工業単位)を取付けることを原則とし、周囲環境、保守性等を考慮すること。

(ウ) 制御部
各制御部は、原則として、ソフトウェアにより制御機能を実現できるものとし、危険分散、冗長化等、信頼性を考慮する。

- (エ) 操作部
 - A 調節弁
空気式、電磁式、電動式等を用途に応じて選択する。
 - B ダンパ
空気式、電動式等を用途に応じて選択する。

(オ) 計装項目
本プラントの運転を良好かつ容易に行うために必要な制御装置、管理計器及び警報装置等を設置する。

- A 構造
 - (A) 表 2-20 から表 2-37 に示す設置箇所、仕様及び数量等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実施工箇所、数量、仕様については設備内容を十分加味したうえで、組合と協議のうえ決定する。

(B) 部品交換やメンテナンス性、点検等に十分配慮した配置及び構造とすること。

表 2-19 公害監視計器

項目	数量	仕様	備考
SO ₂	1 式	閉鎖自立形 赤外線式 測定範囲 0 ~ 100ppm/500ppm	
NO _x	1 式	閉鎖自立形 赤外線式 測定範囲 0 ~ 100ppm/200ppm	
ばいじん	1 式	煙道取付形 光散乱式 測定範囲 0 ~ 0.1g/m ³ N/10g/m ³ N	
HCl	1 式	閉鎖自立形 イオン電極式 測定範囲 0 ~ 100ppm/1000ppm	
水銀	1 式	閉鎖自立形 紫外線式 測定範囲 0 ~ 1000μg/m ³ N	
CO	1 式	閉鎖自立形 赤外線式 測定範囲 0 ~ 100ppm/1000ppm	
O ₂	1 式	閉鎖自立形 電磁式、ジルコニア式 測定範囲 0 ~ 25%	
風向 風速	1 式	風車形 測定範囲 0 ~ 540° 0 ~ 60m/s	

計装用シンボル記号

第1変量記号 変量

F：流量
G：ごみ層厚
H：手動
L：レベル
P：圧力、真空
Q：品質（分析、温度等）
S：速さ、回転数、周波数
T：温度
W：重量
X：自動、その他
Z：開度

第2次以下、機能記号

A：警報
C：調節
I：指示
Q：積算
R：記録
V：弁、ダンパ

：現場盤取付

：中央オペレータコンソール取付

：中央計器盤取付

：現場盤取付 + 中央オペレータコンソール取付

：現場盤取付 + 電力監視盤

：現場盤取付 + 電力監視盤 + 中央オペレータコンソール取付

：電力監視盤

△：電力監視盤 + 中央オペレータコンソール取付

備考 1．変量記号への修飾記号を使う場合は、下記例に基づき定義する。

（例）d：差 Pd：差圧

2．操作のみのループは、以下に示すとおりとする。

HV：手動オンオフ弁、ダンパ

XV：自動オンオフ弁、ダンパ

HC：遠隔手動調節弁、ダンパ

ZC：自動開度調節弁、ダンパ

3．手動操作のみのループは、下記例に基づき定義する。

（例）SIHC：遠隔手動速度指示調節

以下に計装設備機器一覧の記載例を示す。

表 2-20 ごみ、空気、排ガス、灰、捕集灰フロー関連 (1 / 2)

	項 目	記号	計 装 制 御							
			自動	手動	指示	記録	積算	警報	表示	その他
1	燃焼空気温度	TICA								
2	炉出口温度	TIRA								
3	燃焼室温度	TIA								
4	主煙道部温度	TIA								
5	火格子温度	TIA								
6	ボイラ入口排ガス温度	TIA								
7	過熱器入口排ガス温度	TI								
8	ボイラ出口排ガス温度	TI								
9	節炭器出口排ガス温度	TIA								
10	煙突入口排ガス温度	TI								
11	投入扉駆動装置油温度	TA								
12	火格子駆動装置油温度	TA								
13	燃焼空気圧力	PI								
14	炉内圧力	PICA								
15	乾燥下空気圧力	PI								
16	燃焼下空気圧力	PI								
17	節炭器出口排ガス圧力	PI								
18	FDF入口ダンパ電油操作器油圧力	PA								
19	CDF入口ダンパ電油操作器油圧力	PA								
20	空冷壁用ダンパ電油操作器油圧力	PA								
21	IDF入口ダンパ電油操作器油圧力	PA								
22	押込送風機空気流量	FIC								
23	乾燥空気流量	FI								
24	燃焼空気流量	FI								
25	後燃焼空気流量	FI								
26	炉温制御用空気流量	FIC								
27	空冷壁用空気流量	FIC								
28	煙突入口排ガス流量	FI								
29	投入ホッパレベル	LIA								
30	投入扉駆動装置油レベル	LA								

表 2-20 ごみ、空気、排ガス、灰、捕集灰フロー関連 (2 / 2)

	項 目	記号	計 装 制 御							
			自動	手動	指示	記録	積算	警報	表示	その他
31	火格子駆動装置油レベル	LA								
32	給じん装置速度	SIC								
33	乾燥火格子速度	SIC								
34	燃焼火格子速度	SIC								
35	後燃焼火格子速度	SIC								
36	灰出しコンベア速度	SIC								
37	誘引通風機回転数	SIC								
38	ブリッジ除去装置	XV								
39	乾燥空気ダンパ	ZIC								
40	燃焼空気ダンパ	ZIC								
41	後燃焼空気ダンパ	ZIC								
42	炉温制御用ダンパ	ZIC								
43	ごみ計量機計量重量	WI								
44	ごみクレーンつかみ重量	WICQA								
45	灰クレーンつかみ重量	WICQA								
46	煙突入口排ガスSO ₂	SO ₂ IR								
47	煙突入口排ガスNO _x	NO _x IR								
48	煙突入口排ガスばいじん	Wd IR								
49	煙突入口排ガスHCl	HCl IR								
50	煙突入口排ガスHg	Hg IR								
51	煙突入口排ガスO ₂	O ₂ IR								
52	風向	XI								
53	風速	XI								

表 2-21 ボイラ給水、蒸気、復水フロー関連 (1 / 3)

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	1次過熱器出口蒸気温度	TIA								
2	2次過熱器入口蒸気温度	TIA								
3	2次過熱器出口蒸気温度	TICA								
4	3次過熱器入口蒸気温度	TIA								
5	3次過熱器出口蒸気温度	TICA								
6	タービン入口蒸気温度	TIA								
7	タービン排気温度	TI								
8	タービンバイパス蒸気温度	TICA								
9	タービン抽気蒸気温度	TI								
10	タービン潤滑油温度	TIA								
11	タービン軸受温度	TIA								
12	タービン発電機軸受温度	TIA								
13	タービン発電機巻線温度	TIA								
14	タービン発電機空気冷却器温度	TIA								
15	タービンドレンタンク温度	TICA								
16	復水タンク温度	TI								
17	給水加熱器蒸気温度	TI								
18	低圧蒸気だめ入口蒸気温度	TICA								
19	給水加熱器出口給水温度	TICA								
20	ボイラ給水圧力	PA								
21	ボイラドラム圧力	PIA								
22	過熱器出口蒸気圧力	PICA								
23	高圧蒸気だめ圧力	PICA								
24	脱気器蒸気圧力	PICA								
25	タービン入口蒸気圧力	PIA								
26	タービン抽気圧力	PIA								
27	タービン制御油圧力	PIA								
28	タービン潤滑油圧力	PIA								
29	サーボモータ駆動油圧力	PIA								
30	安全油圧力	PIA								
31	低圧蒸気だめ圧力	PICA								

表 2-21 ボイラ給水、蒸気、復水フロー関連 (2 / 3)

	項 目	記 号	計 装 制 御						
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示
32	低圧蒸気だめ行き蒸気圧力	PICA							
33	タービン排気圧力	PICA							
34	潤滑油用こし器差圧	DPA							
35	制御油用こし器差圧	DPA							
36	ボイラ給水流量	FIRCQ							
37	ボイラ連続フロー流量	FICQ							
38	過熱器出口蒸気流量	FIRQ							
39	蒸気式空気予熱器蒸気流量	FIQ							
40	ガス再加熱器蒸気流量	FIQ							
41	低圧蒸気だめ蒸気流量	FIQ							
42	タービン入口蒸気流量	FIRQ							
43	タービンバイパス蒸気流量	FIQ							
44	タービン抽気蒸気流量	FIQ							
45	給水加熱器蒸気流量	FIQ							
46	復水タンク補給水流量	FIQ							
47	脱気器レベル	LICA							
48	ボイラドラムレベル (制御用)	LICA							
49	ボイラドラムレベル (警報用)	LA							
50	ボイラブロー水槽レベル	LICA							
51	給水加熱器レベル	LICA							
52	タービン主油タンクレベル	LA							
53	タービンドレンタンクレベル	LICA							
54	復水タンクレベル	LICA							
55	清缶剤原液タンクレベル	LIA							
56	清缶剤薬液タンクレベル	LCA							
57	脱酸素剤原液タンクレベル	LIA							
58	脱酸素剤薬液タンクレベル	LCA							
59	復水処理剤原液タンクレベル	LIA							
60	復水処理剤薬液タンクレベル	LCA							
61	ボイラ給水導電率	QIA							
62	ボイラ給水pH	pHQIA							
63	ボイラ缶水導電率	QIA							

表 2-21 ボイラ給水、蒸気、復水フロー関連 (3 / 3)

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
64	ボイラ缶水pH	pHQIA								
65	復水導電率	QIA								
66	復水pH	pHQIA								
67	タービン回転数	SICA								
68	タービン軸位置	XIA								
69	タービン軸振動	XIA								
70	発電機軸振動	XIA								
71	着水槽レベル	LC								
72	タービン冷却水槽レベル	LC								
73	タービン冷却水ポンプ出口流量	FI								
74	タービン冷却水流量	FI								
75	放水温度	TICA FIC								
76	渦流フィルタ差圧	XA								
77	ボール捕集器差圧	XA								
78	タービン冷却水ポンプ制御	HC Tm								

表 2-22 給水、排水フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	機器冷却水温度	TICA								
2	建築設備用水流量	FQ								
3	機器冷却水流量	FQ								
4	プラント用水流量	FQ								
5	ボイラ用水流量	FQ								
6	湿式有害ガス除去装置用水流量	FQ								
7	タービン油冷却器冷却水流量	FA								
8	タービン発電機冷却水流量	FA								
9	ボイラ給水ポンプ冷却水流量	FA								
10	誘引通風機冷却水流量	FA								
11	炉内 I T V 冷却水流量	FA								
12	ボイラドラム I T V 冷却水流量	FA								
13	計装用空気圧縮機冷却水量	FA								
14	雑用空気圧縮機冷却水量	FA								
15	集じん器用空気圧縮機冷却水量	FA								
16	炉内水噴霧流量	FIC								
17	建築設備受水槽レベル	LA								
18	機器冷却水槽レベル	LIA								
19	プラント用受水槽レベル	LIA								
20	雨水貯留槽レベル	LICA								
21	非常用水槽レベル	LIA								
22	建築設備高架水槽レベル	LIA								
23	機器冷却水高架水槽レベル	LIA								
24	プラント用水高架水槽レベル	LIA								
25	再利用水高架水槽レベル	LIA								
26	ごみ汚水貯留槽レベル	LCA								
27	灰汚水槽レベル	LCA								
28	機器冷却塔回転数	SIC								

表 2-23 乾式有害ガス除去装置フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	ろ過式集じん器出口排ガス温度	TIA								
2	集じん器用圧縮空気圧力	PI								
3	ろ過式集じん器差圧	DPIA								
4	活性炭助剤搬送用ブロワ出口圧力	PA								
5	助剤貯槽レベル	LA								
6	助剤供給フィーダ速度	SIC								
7	活性炭貯槽レベル	LA								
8	活性炭供給フィーダ速度	SIC								
9	ろ過式集じん器出口SO ₂	SO ₂ I								
10	ろ過式集じん器出口NO _x	NO _x I								
11	ろ過式集じん器出口ばいじん	WdIA								
12	ろ過式集じん器出口HCl	HClI								
13	ろ過式集じん器出口Hg	HgI								
14	ろ過式集じん器出口CO	COI								
15	ろ過式集じん器出口O ₂	O ₂ I								
16	ろ過式集じん器入口ダンパ	XV								
17	ろ過式集じん器出口ダンパ	XV								

表 2-24 湿式有害ガス除去装置フロー

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	ガス冷却塔入口排ガス温度	TICA								
2	減湿部排ガス温度	TIA								
3	吸収部出口排ガス温度	TI								
4	洗煙排液温度	TIA								
5	苛性ソーダ貯槽温度	TICA								
6	ガス再加熱器出口排ガス温度	TICA								
7	ガス洗浄装置差圧	DPIA								
8	ガス再加熱器差圧	DPIA								
9	冷却液噴霧圧力	PIA								
10	吸収液噴霧圧力	PIA								
11	冷却液ポンプ吐出ストレーナ差圧	DPA								
12	洗煙排水冷却器	DPA								
13	冷却液循環流量	FIA								
14	減湿水流量	FIA								
15	吸収液排水流量	FIC								
16	吸収部レベル	LICA								
17	減湿水槽レベル	LICA								
18	洗煙排液槽レベル	LCA								
19	冷水タンクレベル	LCA								
20	洗煙液体キレート貯槽レベル	LIA								
21	液体キレート希釈槽レベル	LCA								
22	苛性ソーダ貯槽レベル	LIA								
23	苛性ソーダ希釈槽レベル	LCA								
24	減湿用冷却器回転数	SIC								
25	吸収液pH	PHICA								
26	吸収液導電率	QICA								
27	減湿液pH	pHICA								
28	ガス洗浄塔入口ダンパ	XV								
29	ガス洗浄塔入口バイパスダンパ	XV								
30	ガス再加熱器入口ダンパ	XV								
31	冷却塔緊急水弁	XV								
32	ガス洗浄塔緊急注水弁	XV								

表 2-25 触媒脱硝装置フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	触媒脱硝装置差圧	DPIA								
2	アンモニア水流量	FICQ								
3	アンモニア希釈蒸気流量	FIC								
4	アンモニア水貯槽レベル	LIA								
5	アンモニアガスシール槽レベル	LCA								
6	アンモニアドレン回収槽レベル	LA								
7	アンモニアガス漏洩	NH3A								
8	触媒脱硝装置出口ダンパ	XV								
9	触媒脱硝装置出口バイパスダンパ	XV								
10	触媒脱硝装置シールエア弁	XV								
11	アンモニア水しゃ断弁	XV								
12	アンモニア水気化用蒸気しゃ断弁	XV								
13	アンモニア注入弁	XV								

表 2-26 捕集灰処理装置フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	捕集灰貯留タンク温度	TIC								
2	混練機給水流量	FI								
3	重金属溶出防止剤流量	FI								
4	捕集灰貯槽レベル	LA								
5	捕集灰ホッパレベル	LA								
6	加湿水槽レベル	LCA								
7	重金属溶出防止剤貯槽レベル	LIA								
8	捕集灰供給フィーダ速度	SIH								
9	混練機給水量	SIH								
10	重金属溶出防止剤移送量	SIH								
11	混練機供給装置速度	SIH								
12	加熱ドラム温度	TICA								
13	循環ガス温度	TG								
14	冷却ドラム冷却水温度	TG								
15	加熱ドラム内部圧力	PICA								
16	加熱脱塩素化装置集じん器差圧	DPA								
17	冷却ドラム冷却水流量	FA								
18	コンデンサ冷却水流量	FA								
19	循環ガスO ₂	O ₂ IA								

表 2-27 助燃装置フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	助燃バーナガス流量	FICQ (HC)								
2	温水ボイラガス流量	FQ								
3	プラント保安用発電設備ガス流量	FQ								
4	助燃バーナしゃ断弁	XV								

表 2-28 純水装置フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	苛性ソーダ温度	TICA								
2	活性炭塔差圧	DPA								
3	純水流量	FQA								
4	純水タンクレベル	LICA								
5	純水排水槽レベル	LCA								
6	脱炭酸水貯槽レベル	LCA								
7	純水塩酸計量槽レベル	LCA								
8	純水苛性ソーダ計量槽レベル	LCA								
9	純水廃液pH	PHICA								
10	純水導電率	QIA								

表 2-29 給湯、暖房装置フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	給湯用温水温度	TICA								
2	暖房用温水温度	TICA								

表 2-30 その他設備フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	計装用空気圧力	PIA								
2	雑用空気圧力	PIA								
3	殺虫剤タンクレベル	LA								
4	薬液タンクレベル	LA								

表 2-31 プラント排水処理フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	プラント排水流量	FI								
2	再利用水流量	FIQ								
3	プラント排水貯槽レベル	LICA								
4	プラント系処理水槽レベル	LCA								
5	放流槽レベル	LCA								
6	プラント汚泥貯槽レベル	LICA								
7	脱水助剤溶解槽レベル	LCA								
8	脱水助剤受入ホッパレベル	LA								
9	プラント系凝集助剤溶解槽レベル	LCA								
10	プラント系凝集助剤受入レベル	LA								
11	洗煙汚泥貯槽レベル	LICA								
12	プラント排水薬品混合槽pH	PHICA								
13	プラント系中和槽pH	PHICA								

表 2-32 洗煙排水処理フロー関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	洗煙排水流量	FI								
2	排水処理設備プラント用水流量	FQ								
3	洗煙系処理水量	FQ								
4	洗煙排液貯槽レベル	LICA								
5	洗煙系処理水槽レベル	LCA								
6	排水処理装置苛性ソーダ希釈槽レベル	LCA								
7	塩化カルシウム貯槽レベル	LIA								
8	塩酸貯槽レベル	LIA								
9	塩酸希釈槽レベル	LCA								
10	次亜塩素酸ソーダ貯槽レベル	LIA								
11	凝集剤貯槽レベル	LIA								
12	洗煙系凝集助剤溶解槽レベル	LCA								
13	洗煙系凝集助剤受入ホッパレベル	LA								
14	硫酸バンド貯槽レベル	LIA								
15	洗煙排水薬品混合槽pH	PHICA								
16	洗煙排水中和槽pH	PHICA								

表 2-33 電気フロー関連
受電設備関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	特高受電電流	A								
2	特高受電電圧	V								
3	特高受電電力量	WH								
4	特高逆送電力量	WH								
5	特高受電零相電圧	V0								
6	主変圧器 2 次電圧	V								
7	主変圧器 2 次電流	A								
8	主変圧器 2 次電力	W			△					
9	主変圧器 2 次無効電力	Var			△					
10	主変圧器 2 次電力量	WH					△			
11	主変圧器 2 次逆送電力量	WH					△			
12	主変圧器 2 次力率	PF			△					
13	特高受電無効電力量	VarH								
14	特高逆送無効電力量	VarH								
15	特高電力	DM								

表 2-34 電気フロー関連
高低圧配電設備関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	高圧フィーダ電流	A								
2	高圧フィーダ電力	W								
3	高圧フィーダ電力量	WH					△			
4	進相コンデンサフィーダ電流	A								
5	トランス 2 次電圧	V								
6	トランス 2 次電流	A								
7	高圧母線電圧	V			△					
8	高圧母線零相電圧	V0								

表 2-35 電気フロー関連
直流電源、無停電電源装置関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	直流電源電圧	V								
2	直流電源電流	A								
3	無停電電源直流電圧	V								
4	無停電電源直流充電電流	A								
5	無停電電源インバータ出力電流	A								
6	無停電電源インバータ出力周波数	F								
7	無停電電源インバータ出力電圧	V								
8	無停電電源バイパス電圧	V								
9	無停電電源バイパス周波数	F								

表 2-36 電気フロー関連
蒸気タービン発電機関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	発電機電圧	V								
2	発電機電流	A								
3	発電機電力	W			△					
4	発電機無効電力	Var			△					
5	発電機電力量	WH					△			
6	発電機力率	PF			△					
7	発電機周波数	F			△					
8	発電機界磁電圧	V								
9	発電機界磁電流	A								
10	同期検定計	SY								

表 2-37 電気フロー関連
プラント保安用発電設備関連

	項 目	記 号	計 装 制 御							
			自 動	手 動	指 示	記 録	積 算	警 報	表 示	そ の 他
1	発電機電圧	V								
2	発電機電流	A								
3	発電機電力	W			△					
4	発電機電力量	WH					△			
5	発電機力率	PF			△					
6	発電機周波数	F			△					
7	発電機界磁電圧	V			△					
8	発電機界磁電流	A			△					
9	同期検定計	SY								
10	発電機無効電力	Var			△					

(6) 計装用空気供給装置

本装置は、工場内各所に計装用の圧縮空気を供給するために設置する。

ア 空気圧縮機

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| (ア) 数量 | 2基(うち1基予備) |
| (イ) 空気量 | [] m ³ /min(吸込み状態にて) |
| (ウ) 圧力 | [] MPa |
| (エ) 主要機器(1基につき) | |
| A 空気圧縮機本体 | 1台 |
| B 駆動電動機 | 1台 |
| C 除湿器 | 1式 |
| D 空気槽 [] m ³ | 1式 |
| E その他付属品 | 1式 |
| (オ) 構造 | |

メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。

イ 圧縮空気供給配管設備

必要な箇所に配管ならびに付属品を設けること。

- | | |
|---------|----|
| (ア) 付属品 | 1式 |
|---------|----|

(7) 工業用テレビ装置(参考)

本装置は、プラントの運転状況を遠隔監視するために設置する。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ア 数量 | 1式 |
| イ 形式 | カメラ：固定撮像素子形
モニタ：カラーモニタ |
| ウ 設置箇所 | ITV装置一覧表参照 |
| エ 主要設備 | |

- | | |
|--------------------------|----|
| (ア) カメラ(水冷、防じん、全天候ケース含む) | 1式 |
| (イ) 雲台(半固定、電動) | 1式 |
| (ウ) レンズ(標準、広角、ズーム) | 1式 |
| (エ) モニタ | 1式 |
| (オ) 遠隔操作器 | 1式 |
| (カ) 映像制御器 | 1式 |
| (キ) 記録装置 | 1式 |
| (ク) 付属品 | 1式 |
| (ケ) 構造 | |

A 設置箇所、仕様及び数量等についてはあくまで参考として一例を示したものであり、実設置箇所、数量、仕様については設備内容を十分加味したうえで、組合と協議のうえ決定する。

- B すべてのテレビ映像信号を大会議室用ビデオプロジェクタ及び中央制御室に出力可能とする。
- C テレビ等の交換やメンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とすること。
- D すべてのテレビ映像を 10 日分程度記録、保存すること。

表 2-38 I T V 一覧表

	カメラ設置箇所	色	モニタ設置箇所	備考
1	搬入路	カラー	中央制御室 運営事業者用事務室 計量棟 プラットホーム監視室 ごみクレーン操作室	
2	計量機	カラー	計量棟	
3	プラットホーム	カラー	中央制御室 運営事業者用事務室 計量棟 プラットホーム監視室 ごみクレーン操作室	
4	ごみピット	カラー	中央制御室 運営事業者用事務室 計量棟	
5	投入ホッパ	カラー	中央制御室 ごみクレーン操作室	
6	炉内	カラー	中央制御室 ごみクレーン操作室 運営事業者用事務室	
7	ボイラ液面計	カラー	中央制御室	
8	煙突	カラー	中央制御室 運営事業者用事務室	
9	灰ピット	カラー	中央制御室	
10	捕集灰処理装置	カラー	中央制御室 灰クレーン操作室	
11	灰積出場	カラー	中央制御室 灰クレーン操作室 運営事業者用事務室	
12	ごみクレーン	カラー	中央制御室	
13	灰出しコンベア	カラー	中央制御室	
14	見学者動線内	カラー	中央制御室 運営事業者用事務室	各所に 設置
15	その他必要箇所	カラー	その他必要箇所	

(8) 計装工事

本工事は、プラント計装設備に必要なすべての配線及び配管並びにダクト工事等の一切を含む。施工にあたっては組合と十分調整し、施工にあたること。

また、記載なき一般事項については電気工事に準ずる。

ア 導圧配管

圧力発信器等の導圧配管工事に使用する主材料(管、弁、継手類、その他)はプロセス配管工事の材料に準じて選定すること。

ただし、使用可能な箇所については配管用ステンレス鋼管(SUSチューブ)を採用すること。

イ 供給空気配管

- (ア) 現場計器付近までは最低 15A の配管用炭素鋼鋼管(白管)を使用し、端部には 8A の止弁を取付けること。
- (イ) 止弁以降、現場計器の接続口まではビニル被覆 6/4 の銅管を使用すること。
- (ウ) 要所にユニオンまたは止弁を設け、保守の容易な配管とすること。

ウ 信号空気配管

ビニル被覆 6/4 の銅管を使用すること。

エ 配線

- (ア) 配線はノイズ対策等を考慮し、電気信号種類を選定すること。また、用途に応じ、別々の電線管に入線し、ダクトにはセパレータを設けること。電線管、ダクト類の布設は電気工事に準ずる。
- (イ) 配線材料は原則として以下に示すとおりとする。
 - A 信号回路 : ビニル絶縁ビニルシースケーブル
(シールド付) CVV-S
 - B 接点回路、電源 : 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル CVV
600V架橋ポリエチレン電力ケーブル600V-CV
 - C 熱電対 : 補償導線 KX-GS
 - D 工業用テレビ : 5C-2V
 - E 接地線 : 600V ビニル絶縁電線 IV
 - F コンピュータ : 計装用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル
KPEV-S
制御用ビニル絶縁シースケーブル(シールド付)
CVV-S
専用ケーブル(メーカー標準)

1.3 雑設備工事

(1) 設備概要

本設備は、既述の各設備工事以外の必要な設備より構成する。

なお、要求水準書の要求性能を満たすために必要と認められる機器等については、記載の有無に関わらず、当然に建設事業者の所掌に含む。

(2) 雑用空気供給装置

本装置は、工場内各所に清掃用等の圧縮空気を供給するために設置する。

ア 空気圧縮機（必要に応じて）

- (ア) 数量 2基（交互運転）
- (イ) 空気量 [] m³/min（吸込み状態にて）
- (ロ) 圧力 [] MPa
- (I) 主要機器（1基につき）
 - A 空気圧縮機本体 1台
 - B 駆動電動機 1台
 - C 除湿器 1式
 - D 空気槽 1式
 - E その他付属品 1式
- (オ) 構造
メンテナンス性に十分配慮した配置及び構造とする。

イ 手動煤吹き装置

必要箇所に手動煤吹き装置を接続できる構造とする。

- (ア) 数量 1式
- (イ) 主要機器
 - A エアホース（両端カップリングジョイントつき） 1式
 - B 手動煤吹き装置 1式
 - C その他付属品 1式

(ウ) 設置箇所(参考)

表 2-39 手動煤吹き装置設置箇所

クレーンガータ付近	押込送風機
ろ過式集じん器上部	炉室(ボイラマンホール部)
ろ過式集じん器下部	炉室(灰出しコンベヤ)
ホッパ階	空気予熱器
ガス再加熱器	工作室
誘引通風機	真空掃除装置
ごみ投入扉前	

(3) ごみクレーン操作室用窓洗浄装置

本装置は、ごみクレーン操作室におけるごみピット側に面した窓ガラスの掃除を行う。また、同装置は防じんを考慮する。

ア 形式	自動洗浄方式
イ 数量	1基
ウ 操作場所	ごみクレーン操作室及び機側
エ 主要機器	
(ア) ポンプユニット	1式
(イ) 洗浄ユニット	1式
(ウ) プロア	1式
(エ) 制御盤	1式
(オ) ガイドレール	1式
(カ) その他付属品	1式

オ 構造

洗剤の供給及びメンテナンスが容易に行えるよう、十分配慮した構造とすること。

(4) 見学者室用窓洗浄装置

本装置は、見学者用のごみピット側に面した窓ガラスの掃除を行う。また、同装置は防じんを考慮する。

ア 形式	自動洗浄方式
イ 数量	1基
ウ 操作場所	ごみクレーン操作室及び機側

エ 主要機器

(ア)	ポンプユニット	1 式
(イ)	洗浄ユニット	1 式
(ウ)	フロア	1 式
(エ)	制御盤	1 式
(オ)	ガイドレール	1 式
(カ)	その他付属品	1 式

オ 構造

洗剤の供給及びメンテナンスが容易に行えるよう、十分配慮した構造とすること。

(5) 灰搬出車タイヤ洗浄装置

本装置は灰積出し場付近に設置し、灰搬出車両のタイヤを洗浄する。

ア	形式	水噴射式
イ	数量	1 式
ウ	主要機器	
(ア)	洗浄ユニット	1 式
(イ)	その他付属品	1 式

エ 構造

洗浄水及び灰等が飛散しないよう、十分配慮した構造とすること。

(6) 温水ボイラ（必要に応じて）

本ボイラは、炉を停止した場合に給湯及び暖房を行うために設置する。

ア	数量	1 基
イ	加熱出力	{ } MW
ウ	最高使用圧力	{ } MPa
エ	伝熱面積	{ } m ²
オ	使用燃料	都市ガス
カ	主要機器	
(ア)	ボイラ本体	1 基
(イ)	排気ダクト	1 式
(ウ)	その他付属品	1 式

キ 構造

工場内の暖房及び給湯容量について十分考慮し、余裕を持った機器容量を決定

すること。

(7) 脱臭装置

本装置は、全休炉時にごみピット内の空気を吸引脱臭し外部へ臭気が散逸するのを防ぐために設置する。なお、本装置は、脱臭装置本体、送風機、風道等により構成する。

ア 脱臭装置

- (ア) 形式 { }
- (イ) 数量 1 式
- (ウ) 処理風量 { } m³N/h
- (エ) 出口臭気濃度 炉停止時においても、悪臭関係の性能保証値を満足する

(オ) 主要機器

- A 脱臭装置本体 1 基
- B 架台 1 式
- C その他付属品 1 式

(カ) 構造

メンテナンス性に十分配慮した構造とすること。

イ 脱臭装置用送風機

- (ア) 数量 1 式
- (イ) 風量 { } m³N/h
- (ウ) 静風圧 { } kPa
- (エ) 主要機器 (1 基につき)
 - A 送風機本体 1 基
 - B 駆動電動機 1 台
 - C 共通台盤 1 台
 - D その他付属品 1 式

ウ 脱臭装置用風道

本風道は、ごみピット 脱臭装置用送風機 脱臭装置 煙道を結ぶ風道及びダンパとする。

- (ア) 数量 1 式

- (イ) 主要機器
- | | | |
|---|--------|-----|
| A | 風道 | 1 式 |
| B | ダンパ | 1 式 |
| C | 風道支持金物 | 1 式 |
| D | 点検口 | 1 式 |
| E | その他付属品 | 1 式 |

エ 薬液噴霧脱臭装置（必要に応じて）

本装置は、プラットホーム、ごみピット、灰積出場所の防臭を目的として、薬液をポンプにて散布し、臭気を中和するために設置する。

(ア) 薬液噴霧ポンプ

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| A | 数量 | 1 式（交互運転機含む） |
| B | 吐出量 | { } L/min |
| C | 操作方式 | タイマによる自動運転及び遠隔・現場
手動操作 |
| D | 主要部材質 | ステンレス製 |
| E | 主要機器 | |
| | (A) | ポンプ本体 1 式 |
| | (B) | 駆動電動機 1 式 |
| | (C) | その他付属品 1 式 |

F 構造

ごみピットと灰ピットの同時使用が可能な構造とすること。

(イ) 薬液タンク

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| A | 数量 | 1 式 |
| B | 容量 | 有効 { } m ³ |
| C | 材質 | FRP |
| D | 主要機器 | |
| | (A) | タンク本体 1 式 |
| | (B) | 攪拌機 1 式 |
| | (C) | 液面計 1 式 |
| | (D) | その他付属品 1 式 |
| E | 構造 | |
| | (A) | 液面計等は見やすい位置に設置すること。 |
| | (B) | 薬液の補給が容易にできる構造とすること。 |

(ウ) 噴霧ノズル

- | | | |
|---|------------|--------|
| A | 数量 | 1 式 |
| B | 主要部材質 | ステンレス製 |
| C | 主要機器 | |
| | (A) ノズル本体 | 1 式 |
| | (B) その他付属品 | 1 式 |
| D | 構造 | |

ノズルのメンテナンスが容易にできる構造とすること。

(8) 殺虫剤噴霧装置

本装置は、ごみピットにおける害虫の駆除を目的として、薬液をポンプにて散布するために設置する。

ア 薬液噴霧ポンプ

- | | | |
|-----|----------|---------------------------|
| (ア) | 数量 | 1 式 |
| (イ) | 吐出量 | { } L/min |
| (ウ) | 操作方式 | タイマによる自動運転及び遠隔・現場
手動操作 |
| (エ) | 主要部材質 | ステンレス製 |
| (オ) | 主要機器 | |
| | A ポンプ本体 | 1 式 |
| | B 駆動電動機 | 1 式 |
| | C その他付属品 | 1 式 |

イ 薬液タンク

- | | | |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| (ア) | 数量 | 1 式 |
| (イ) | 容量 | 有効 { } m ³ |
| (ウ) | 材質 | FRP |
| (エ) | 主要機器 | |
| | A タンク本体 | 1 式 |
| | B 攪拌機 | 1 式 |
| | C 液面計 | 1 式 |
| | D その他付属品 | 1 式 |
| (オ) | 構造 | |
| | A 液面計等は見やすい位置に設置すること。 | |

B 薬液の補給が容易にできる構造とすること。

ウ 噴霧ノズル

- (ア) 数量 1 式
- (イ) 主要部材質 ステンレス製
- (ウ) 主要機器
 - A ノズル本体 1 式
 - B その他付属品 1 式
- (I) 構造

ノズルのメンテナンスが容易にできる構造とすること。

(9) 保守点検装置（参考）

ア メンテナンスホイスト

維持管理に必要なホイストとして、以下のものを設置する。なお、必要な箇所に必要数設置すること。

表 2-40 設置箇所（参考）

室・箇所名	形式
ごみクレーン	電動ホイスト
炉室	電動ホイスト
誘引通風機	電動ホイスト
余熱利用室	電動ホイスト
増築棟	電動ホイスト
タービン冷却設備棟	電動ホイスト
煙突	電動ホイスト

(ア) 構造

A 設置箇所及び仕様については、あくまで参考として一例を示したものであり、実設置箇所、仕様、数量等については設備内容を十分加味したうえで、組合と協議のうえ決定する。

B 各所に設置するホイスト等については、メンテナンス性に十分配慮して、吊り荷重を決定すること。

イ プラットホーム清掃用床洗浄装置

- (ア) 形式 搭乗式床洗浄装置

- (イ) 駆動方式 バッテリー式
- (ウ) 数量 1台

ウ プラットホーム清掃用高圧洗浄装置

- (ア) 形式 ブランジャポン式
- (イ) 数量 1台

エ 可動式高所作業台

- (ア) 形式 電動油圧式
- (イ) 数量 1台

(10) ごみピット消火装置（参考）

本装置は、ごみピット内において、ごみの自然発火等による火災を検知し、自動及び手動操作により放水銃で消火する。

工水を多量に使用する火災時に受水槽レベルが低下しないよう配慮する。

ア 火災検知器

- (ア) 数量 1式
- (イ) 検出温度 [] 以上
- (ウ) 設置場所 ごみピット上部
- (I) 主要機器
 - A 検知器本体 1式
 - B 架台 1式
 - C メンテナンス歩廊 1式
 - D その他付属品 1式
- (オ) 構造

検知器のメンテナンス性に十分配慮し、必要に応じてメンテナンス歩廊等を設置すること。

イ 発火監視盤

- (ア) 形式 鋼板製閉鎖垂直自立形
- (イ) 数量 1式
- (ウ) 設置場所 中央制御室またはごみクレーン操作室
- (I) 主要機器
 - A 監視盤本体 1式
 - B その他付属品 1式

ウ 放水銃

ごみピットの周囲に設置し、ごみピット内での火災の消火に使用する。

(ア)	形式	回転式放水銃
(イ)	数量	1 式
(ウ)	放水量	{ } L/min
(エ)	吐出圧力	{ } MPa
(オ)	操作方式	火災検知による自動及び遠隔・現場手動
(カ)	主要機器	
A	放水銃本体	1 式
B	制御盤	1 式
C	その他付属品	1 式

エ ごみピット消火ポンプ

(ア)	数量	1 式
(イ)	吐出量	{ } m ³ /h
(ウ)	操作方式	火災検知による自動及び遠隔・現場手動
(エ)	主要機器	
A	ポンプ本体	1 式
B	駆動電動機	1 式
C	共通台盤	1 式
D	その他付属品	1 式

オ ごみピット排煙ファン

(ア)	数量	1 式
(イ)	主要機器	
A	送風機本体	1 式
B	駆動電動機	1 式
C	共通台盤	1 式
D	その他付属品	1 式

(11) ごみピット転落者救助装置（必要に応じて）

本設備は、ごみピット内に誤って人が転落した場合にその転落者を救助するために設置する。

ア	数量	1 式
イ	主要機器	
	(ア) 救助装置本体	1 式
	(イ) その他付属品	1 式

(12) 換気設備

本設備は、換気や空調が必要な箇所に設置する。ただし、管理ブロックの空調設備については、土木・建築工事に含む。

ア	数量	1 式
イ	換気温度条件	
	(ア) 外気温度	36 のとき
	(イ) 室内温度	
	A 機械室	44 以下
	B 炉室上部	50 以下
	C 受変電室、電気室	40 以下

(ただし、電気品廻りは、機器に支障のない温度とする。)

ウ 換気方法

第1種、第2種、第3種の機械換気とする。

表 2-41 換気設備リスト（参考）

室 名	換気種別
炉室 捕集灰処理装置室 汚水貯留及び処理関係諸室 排水処理設備室 蒸気タービン発電機室 プラント保安用発電設備室 受変電室 灰積出しホッパ室 余熱利用設備室 ボイラ補機室 純水装置室 空気供給装置室 薬品貯槽室 油圧装置室 脱水機室 プロア室 ポンプ室 送風機室 クレーン電気室 低圧電気室	1種 あるいは 2種 あるいは 機械空調
有害ガス除去装置室 バケット修理室 放水銃室 窓洗浄装置室	2種
倉庫 灰積出場 油庫 灰クレーンホップステージ 脱臭装置室 資材倉庫 ボンベ室 換気ファン室	3種

エ 構造

- (ア) 換気箇所及び仕様については、あくまで参考として一例を示したものであり、実施工箇所、仕様、容量等については設備内容を十分加味したうえで、組合と協議して決定する。
- (イ) 工場内の臭気については工場外、管理エリア及び見学者エリアに流出しないように十分配慮すること。

(13) 工作機械（参考）

工場の運転・補修に必要な工作機械を納入すること。

ア 旋盤

(ア) 数量	1 台
(イ) 床上振り	500mm 程度
(ウ) 両心間最大距離	1,000mm 程度
(エ) 付属品	1 式

イ 直立ボール盤

(ア) 数量	1 台
(イ) 振り	500mm 程度
(ウ) 穴開け能力	40mm 程度
(エ) 付属品	1 式

ウ 卓上ボール盤

(ア) 数量	1 台
(イ) 振り	450mm 程度
(ウ) 穴開け能力	25mm 程度
(エ) 付属品	1 式

エ グラインダ

(ア) 数量	1 台
(イ) 砥石径	300mm 程度
(ウ) 付属品	1 式

オ 鋸盤

(ア) 数量	1 台
(イ) 切断寸法	400mm 程度
(ウ) 付属品	1 式

カ 交流アーク溶接器

(ア) 数量	5 台
(イ) 定格二次電流	300A
(ウ) 付属品	1 式

キ 電動パイプベンダ

(ア) 数量	1 台
(イ) 曲げ最大	2 インチ程度
(ウ) 付属品	1 式

ク 配管用ネジ切盤

(ア) 数量	2 台
(イ) ネジ切最大	SGP 2 インチ程度
(ウ) 付属品	1 式

ケ 立フライス盤

(ア) 数量	1 台
(イ) 左右移動距離	900mm 程度
(ウ) 前後移動距離	400mm 程度
(エ) 上下移動距離	450mm 程度
(オ) 付属品	1 式

コ 高速切断機

(ア) 数量	1 台
(イ) 砥石径	400mm 程度
(ウ) 付属品	1 式

サ その他

(ア) ガス溶接器	1 式
(イ) バイス台	2 台
(ウ) バイス	2 台
(エ) 定盤	
A 仕上げ用	1 面
B 製缶用	1 面
(オ) 金床	1 台

(14) 集中真空掃除装置（必要に応じて）

本装置は、工場ブロック各所の清掃に際し、塵埃を飛散させることなく作業するために設置する。

ア 吸引ブロア

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (ア) 数量 | 1 式 |
| (イ) 風量 | { } m ³ /min |
| (ウ) 吸引圧力 | { } kPa |
| (I) 主要機器 (1 基につき) | |
| A ブロア本体 | 1 式 |
| B 駆動電動機 | 1 式 |
| C その他付属品 | 1 式 |

イ 集じん器

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (ア) 形式 | バグフィルタ式 |
| (イ) 数量 | 1 式 |
| (ウ) 風量 | { } m ³ /min |
| (I) 主要機器 (1 基につき) | |
| A 集じん器本体 | 1 式 |
| B その他付属品 | 1 式 |

(オ) 構造

集じん器内の塵埃を飛散させることなく処理できるよう、十分配慮した構造とすること。

ウ 吸引配管設備

必要な箇所に清掃用カップリング及びホース等を設置する。また、2 箇所以上で同時使用可能とする。

- | | |
|-------------|-----|
| (ア) 数量 | 1 式 |
| (イ) 主要機器 | |
| A 配管・カップリング | 1 式 |
| B ホース | 1 式 |
| C ホース収納箱 | 1 式 |
| D その他付属品 | 1 式 |

(15) マシンハッチ

本装置は、必要箇所に設置するものとし、駆動方式は、原則として電動または圧縮空気駆動とすること。

表2-42 マシンハッチ設置箇所（参考）

ごみクレーンホップステージ	電動式
排水処理設備室	電動式
炉室	電動式

ア 構造

設置箇所及び仕様については、あくまで参考として一例を示したものであり、実施工箇所、仕様、容量等については設備内容を十分加味し、組合と協議のうえ決定するものとする。

(16) 作業環境装置

ア エアシャワールーム

本装置は、作業中に付着したほこり、ごみ、臭い等を、低濃度オゾンにて払い落とすために設置する。

(ア) 形式	オゾンエアシャワールーム
(イ) 数量	{ } 基
(ウ) 循環風量	{ } m ³ /min 程度
(I) 主要機器	
A 本体	1 式
B 送風機	1 式
C 駆動電動機	1 式
D その他付属品	1 式

イ プレッシャーデマンド形エアライン装置

本装置は、炉等内における灰出し、清掃、保守点検等の作業時の保護具として使用するために設置する。

(ア) 形式	{ }
(イ) 数量	{ } 基
(ウ) 循環風量	{ } m ³ /min 程度
(I) 主要機器	
A 本体	1 式
B 送風機	1 式
C 駆動電動機	1 式
D その他付属品	1 式

(17) 説明用調度品

本調度品は、焼却工場見学者に対する説明用に使用するためのものであり、大会議室用説明装置、見学者通路用説明装置、ごみ処理の歴史学習用の展示、焼却設備立体断面模型及び自然エネルギー等学習設備を設置する。

なお、見学者に対する説明については、焼却工場の各種設備の仕組みや環境的な配慮について判り易く説明するほか、焼却炉等の設備を直接見ることができる展示、ごみ処理の歴史をリアルに感じることができる展示を行うとともに、ごみ処理や発生エネルギーに関する情報の「見える化」を積極的に行うなど、「行動に繋がる」、「生活に活かせる」環境教育の場を提供するものとする。

また、市民が安全かつ気軽に来場できる開放的な空間を確保し、市民に開かれた施設となるように配慮した計画とすること。

ア 大会議室用説明装置

大会議室にて見学者 100 名程度に対して本施設の説明用映像を写しだせるものとする。

(ア) 形式	ビデオプロジェクタ式
(イ) 数量	1 式
(ウ) サイズ	{ } インチ
(エ) 主要機器	
A 本体	1 式
B 操作卓	1 式
C スクリーン	1 式
D 見学者用ビデオ(DVD)	3 本(日本語版) 3 本(英語版) 3 本(中国語) 3 本(韓国語)
E DVD・BD 再生装置	1 式
F その他付属品	1 式

(オ) 構造

操作性に十分配慮し、各種外部機器との接続性のある構造とすること。

イ 見学者通路用説明装置

本装置は、本施設の見学者に、工場設備、ごみ問題及び環境問題について、わかりやすく解説するために設置し、音声解説装置、説明用パネル及び映像装置

(液晶モニタ)等を用いて説明を行う。

なお、説明用パネル・音声映像装置は、日本語、英語、中国語、韓国語を含む4カ国語対応とする。

- | | |
|----------|--------------|
| (ア) 形式 | 音声説明装置付液晶モニタ |
| (イ) 数量 | 1式 |
| (ウ) 主要寸法 | { }インチ |

表2-43 設備説明箇所(参考)

プラットホーム
ごみピット・ごみクレーン
炉室(ボイラ設備を含む)
湿式有害ガス除去装置
中央制御室
発電機室
灰クレーン
排水処理設備
その他

- (I) 主要機器
- | | |
|-------------|----|
| A 各種音声・映像装置 | 1式 |
| B 説明用パネル | 1式 |
| C その他付属品 | 1式 |
- (オ) 構造
- A 設置箇所については、あくまで参考として一例を示したものであり、実施工箇所、仕様等については本設備の趣旨を十分に踏まえ、組合と協議のうえ決定するものとする。
 - B 操作性、メンテナンス性に十分配慮した構造及び設備構成とすること。
 - C 参加型の説明設備や映像、模型を多用するなど、見学者に解り易い設備とするとともに、空間演出を行う等、楽しみながら学習できる空間とすること。
 - D 設備の自動化に極力配慮すること。
 - E 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を遵守するとともに、障がい者に配慮したユニバーサルデザインを用いた設備内容とすること。
 - F 設備の電源については一括及び個別のどちらにおいても入切りが可能な構造とすること。

Ｇ 各説明に使用するソフトについては、本工場の説明用として新規に作成すること。

ウ ごみ処理の歴史学習用の展示

既存のごみ焼却施設の模型等を活用し、ごみ処理の歴史がわかるように仕上げる。なお、既存のごみ焼却施設の模型等は、建設期間中、事業者において移設するなど、適切に保管するとともに再展示に向けた処置を行うこと。

エ 焼却設備立体断面模型

(ア) 形式	アクリルケース付き電光表示式
(イ) 数量	1台
(ウ) 縮尺	1/100
(イ) 主要機器	
A 模型本体	1台
B ケース	1式
C 架台	1式
D その他付属品	1式
(オ) 構造	

電飾を用いる等して、見学者に対し、各フロー（ごみの流れ、空気の流れ、排ガスの流れ等）がわかりやすく解説できるような構造とすること。

オ 自然エネルギー等学習用展示

太陽光発電装置や未利用エネルギーの技術がわかりやすく説明できる設備構成とする。なお、太陽光発電容量は10kW以上とする。

カ 建設記録映画

(ア) 撮影範囲	現況を含め、工事着工から完成までの建設記録とする。
(イ) 編集	ナレーションを入れ、12分程度とする。
(ウ) 数量	DVD 3本

キ 説明用パンフレット（工事説明用）

(ア) 形式	A4版カラー
(イ) 数量	[]部 12頁
(ウ) 構造	
A 本工事の概要を説明できるように作成する。	

B PDF データも併せて納品すること。

(18) 運転データ表示装置

本装置は、工場の運転状況等を一般に公表するものであり、工場外部から確認できる位置に設置する。

- ア 形式 []
- イ 数量 [] 面
- ウ 主要項目 (1面につき)
- (ア) 主要寸法 幅 [] m × 高さ [] m × 奥行き [] m
- (イ) 表示方式 []
- (ウ) 表示項目 排ガス中の濃度(ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀)、蒸気タービン発電出力、炉の運転状況、その他

(19) 自動車用電気スタンド

本装置は、一般利用者が利用しやすい箇所に設置する。

- ア 形式 急速充電式
- イ 数量 [] 基
- ウ 構造 料金徴収機能を有すること。

1.4 配管設備工事

(1) 設備概要

本設備は、上水、工水、温水、蒸気、復水、冷却水、排水、空気、薬品、油などの各系統すべての配管設備について施工するものとし、記載なき一般事項については、基本的に「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に基づくものとする。また、施工にあたっては組合と十分調整し、施工にあたること。

(2) 配管

配管材料は、JIS またはこれに準じて製作されたものとし、材質、種類は、流体の種類、使用条件等を考慮し、「表 2-44 配管仕様（参考）」より選定すること。

表 2-44 配管仕様 (参考) (1/2)

流体名称	配管材料	規 格	備 考
高压蒸気	STPG370、STPT370	JIS G 3454、3456	Sch40、80
高压給水	STPG370	JIS G 3454	Sch40、80
高压復水	STPG370	JIS G 3454	Sch40
高压薬注	SUS TP、STPG370	JIS G 3459、3454	
低压蒸気	STPG370、SGP(黒)	JIS G 3454、3452	
抽気蒸気	SGP(黒)	JIS G 3452	
タービン排気蒸気	STPY400、SGP(黒)	JIS G 3452	500A以下SGP(黒)とする。
低压給水	SGP(黒)	JIS G 3452	
低压復水	SGP(黒)	JIS G 3452	
低压薬注	SUS TP、SGP(黒)、HIVP	JIS G 3459、3452	
機器冷却水	SUS TP	JIS G 3459	
	SGP+PEL SGP(白)	- JIS G 3452	
汚水・排水	SGP(黒)(白)	JIS G 3452	
	VP	JIS K 6741	
	HI-VP PP		
	SUS TP 強化プラスチック 積層高压管	JIS G 3459 -	
汚泥	HI-VP	-	
	VP	JIS K 6741	
	SUS TP	JIS G 3459	
ガス洗浄液 冷却液 吸収液	HI-VP	-	
	SUS TP	JIS G 3459	
	強化プラスチック 積層高压管	-	
	RLP	JIS G 3452	ゴムライニング

注) 項目・材質については参考とする。

表 2-44 配管仕様 (参考) (2/2)

流体名称	配管材料	規 格	備 考
減温水	SUS TP HI-VP VP	JIS G 3459 JIS K 6741	
油圧作動油	STPG370 OST-2 SGP(黒)	JIS G 3454 JIS G 3452	15A以下はOSTとする
都市ガス	SGP(白)4	JIS G 3452	
苛性ソーダ	SGP(黒) SUS TP HI-VP VP	JIS K 3452 JIS G 3459 - JIS K 6741	
薬品液	SUS TP HI-VP SGP-FVA VP SGP(黒)	JIS G 3459 - WSP JIS K 6741 JIS K 3452	
計装用空気	SGP(白) C1220T	JIS G 3452 JIS H 3300	
雑用空気	SGP(白)(黒)	JIS G 3452	
集中真空掃除	SGP(白)	JIS G 3452	
低圧空気	SGP(黒)(白) VP アース線入り軟質 塩ビホース	JIS G 3452 JIS K 6741 -	消石灰用
純水	SGP(白) HI-VP VP VLP SUS TP	JIS G 3452 - JIS K 6741 - JIS G 3459	
排気	SGP(黒) 薄肉溶接鋼管	JIS G 3452 -	300A以下SGP(黒) とする。
	VP	JIS K 6741	
	PP VU	- -	
上水	SGP-VA	JWWA	

注) 項目・材質については参考とする。

(3) 弁

バルブは、JISまたはこれに準じて製作されたものとし、材質種類は、流体の種類、使用条件、施工場所等を考えて選定し、「表 2-45 弁仕様（参考）」に示すとおりとする。

表 2-45 弁仕様（参考） (1 / 3)

流体名称	弁種	口径	呼び圧力 継手構造	材質			備考
				本体	要部	弁棒	
高压蒸気 高压復水	仕切弁	全口径	JIS 63Kまたは ANSI 600 溶接型 フランジ型	SC、SF SC、SF	SUS SUS	SUS SUS	
	玉形弁	全口径	"	"	"	"	
	逆止弁	全口径	"	"	"	-	
高压給水 高压薬注	仕切弁	全口径	JIS 63Kまたは ANSI 600 溶接型 フランジ型	SC、SF	SUS	SUS	
	玉形弁	全口径	"	"	"	"	
	逆止弁	"	"	"	"	-	
	ねじ締め 逆止弁	"	"	"	"	"	
低压蒸気	仕切弁	全口径	JIS 20、16、 10K フランジ型	FCMB FCD	SUS	SUS	
	玉形弁	全口径	JIS 20、16、 10K フランジ型	FCMB FCD	SUS	SUS	
	逆止弁	全口径	JIS 20、16、 10K フランジ型	FCMB FCD	SUS	SUS	
	ねじ締め 逆止弁	全口径	JIS 20、16、 10K フランジ型	FCMB FCD	SUS	SUS	
抽気蒸気 低压復水 低压給水 低压薬注 機器冷却水 都市ガス 苛性ソーダ 計装用空気 雑用空気 低压空気 上水・純水	仕切弁	全口径	JIS 10K フランジ型	FCMB FCD FC BC	SUS BC	SUS	
	玉形弁	全口径	JIS 10K ネジ込型 フランジ型	FCMB FCD FC BC	SUS FC、BC BC	SUS TCA	
	逆止弁	全口径	JIS 10K ネジ込型 フランジ型 ウエハー型	FCMB FCD FC SCS BC	SUS FC、BC SUS	-	

注) 項目・材質については参考とする。

表 2-45 弁仕様 (参考) (2/3)

流体名称	弁種	口径	呼び圧力 継手構造	材質			備考
				本体	要部	弁棒	
抽気蒸気 低圧復水 低圧給水 低圧薬注 機器冷却水 都市ガス 苛性ソーダ 計装用空気 雑用空気 低圧空気 上水・純水	ねじ締め 逆止弁	全口径	JIS 10K フランジ型	FC FCMB FCD	SUS	SUS	
	バタフ ライ弁	全口径	JIS 10K ウエハー型	FC FCMB FCD FCD+NBR	SUS SF	SUS SUS	
	ボール弁	全口径	ANCI 600 ネジ込型	SCS	SUS		
汚水・排水 汚泥	仕切弁	全口径	JIS 10K フランジ型	FCMB FCD PVC BC	SUS PVC	SUS PVC	
	玉形弁	全口径	JIS 10K ネジ込型 フランジ型	FCMB FCD BC	SUS	SUS	
	ボール弁	全口径	JIS 10K ネジ込型 フランジ型	FC PVC PP BC	SUS PVC PP	SUS PVC SUS	
	ダイヤ フラム 弁	全口径	JIS 10K フランジ型	FC PVC PP FC+HRLFC+HPL SC	NBR EPT ネオレン SUS	SS SUM SUS -	
	逆止弁	全口径	JIS 10K ネジ込型 フランジ型	FCMB FCD PVC PP FC+HRL BC	SUS PVC PP ネオレン	- - - SUS	
	バタフ ライ弁	全口径	JIS 10K フランジ型	PP FC PVC	PP SUS PP	SUS SUS SUS	
	ガス洗浄液 及び排液	ダイヤフ ラム弁	全口径	JIS 10K フランジ型	PP	ネオレン	BsBM
バタフ ライ弁		全口径	JIS 10K ウエハー型	PP FC+EPT	PP SUS	SUS SUS	
逆止弁		全口径	JIS 10K フランジ型 ウエハー型	PVC PP SS+HRL SCS	PVC PP SUS SCS	- - SUS	

注) 項目・材質については参考とする。

表 2-45 弁仕様 (参考) (3/3)

流体名称	弁種	口径	呼び圧力 継手構造	材 質			備 考
				本 体	要 部	弁 棒	
ガス洗浄液 及び排液	ボール弁	全口径	JIS 10K フランジ型 ねじ込型	HT-PVC PVC SCS	HT-PVC PVC SCS		ANC1600
減湿水	バタフライ弁	全口径	JIS 10K ウエハー型	FCD+NBR	SUS	SUS	
	ボール弁	全口径	JIS 10K フランジ型 ねじ込型	HT-PVC PVC SCS	HT-PVC PVC SUS		ANS1600
	逆止弁	全口径	JIS 10K フランジ型 ウエハー型	PP SCS	PP SCS	SUS	
薬品液	ダイヤフラム弁	全口径	JIS 10K フランジ型	FC PVC PVC	ネプレン EPT PTFE	SUS SUM	
	ボール弁	全口径	JIS 10K フランジ型	PVC PP	PVC PP	PVC SUS	
	ピンチ弁	全口径	JIS 10K フランジ型	布入 ゴム	FC	SC	
	逆止弁	全口径	JIS 10K フランジ型	FC PVC	SUS PVC	- -	

注) 項目・材質については参考とする。

(4) 保温

ア 一般事項

- (ア) 保温施工は、配管の施工箇所を清浄にし、保温材相互の隙間は、できる限り少なくして、継目は、同一箇所にならないようにすること。
- (イ) 鉄線巻きは、原則として筒状材は、1本につき3個以上巻き締め帯状材の場合は、50mmピッチ以下にらせん状に巻き締めとすること。粘着テープ貼りの場合は、筒の合わせ目及び継目をすべて貼り合わせとすること。
- (ウ) 立管に対しては、保温材が滑り落ちないように適当な滑り止めを施すこと。
- (エ) 綿布巻及びビニルテープ巻の重なり巾は、15mm以上、アスファルトルーフィングの重なり巾は、30mm以上とすること。重ね目は、トーチランプなどで焼付るものとする。
- (オ) 保温材を被覆する亜鉛板、ステンレス板、アルミ板は、はげ掛けとし、屋外及び厨房など多湿箇所は、はんだ付けまたはコーキング材充てんなどの防水処理を施すものとする。
- (カ) 室内立管の床状及び調理台などには、30mm程度の見切りを設け、その上部には、巾約100mmのステンレス板などにより「雑巾ずり」を設けること。

- (キ) 室内露出管の保温被覆の端部には、ステンレス板などの菊座を取付け、また、分岐部、曲り部及び直管部は、適当な間隔にステンレス製バンドを取付けること。
- (ク) 上記以外の工法による場合は、組合の承諾を得て施工すること。
- (ケ) 使用条件は、保温表面温度室温 + 30 以下とする。

イ 材料

保温材、外装材及び補助材は、「表 2-46 保温材、外装材及び補助材（参考）」に示すとおりとする。

表 2-46 保温材、外装材及び補助材（参考）（1/2）

材料区分		仕 様
保温	けい酸カルシウム保温材	JIS A 9510(けい酸カルシウム保温材)による保温筒
	グラスウール保温材	JIS A 9504(グラスウール保温材)による保温板 2号、(24K、32K、40K)保温帯 2号(24K、32K、40K)及び保温筒とする。
	ロックウール保温材	JIS A 9504(ロックウール保温材)による保温板 1号、2号及び3号保温筒 1号、保温帯 1号、ブランケット 1号とする。
	ポリスチレンフォーム保温材	JIS A 9511(ポリスチレンフォーム保温材)による A類保温板 3号及び A類保温筒 3号とする。
外装材	カラー鉄板	JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)による平板で厚さは0.27mm以上とする。
	アルミニウム板	JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)によるもので厚さは0.4mmとする。
	ステンレス鋼板	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板)による SUS304とし、厚さは0.3mmとする。
	綿 布	織布重量 1㎡あたり115g以上とする。
	ガラスクロス	JIS R 3414(ガラスクロス)に規定する無アルカリ平織クロスで織布重量 1㎡あたり130g以上、厚さ0.2mm以上とする。
	アルミガラスクロス	JIS H 4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)による0.02mm以上のアルミはくに、織布重量 1㎡あたり 85g以上の平織りガラスクロスを接着したものとする。
	アルミホイルペーパー	厚さ0.02mmのアルミニウム箔に、1㎡あたり50g以上のクラフト紙を接着させたものとする。
	ビニルテープ	JIS Z 1901(防蝕用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準ずる厚さ0.2mmの不粘性半つや品とする。
	防水麻布	JIS L 3405(ヘッシャンクロス)によるヘッシャンクロス 7号の片面に、ブロンアスファルトを塗布したものとする。
	ボード類	硬質繊維板はJIS(硬質繊維板)による厚さ3.5mmの難燃性のもの、石こうボードはJIS(石こうボード)による厚さ9mmのもの、石綿セメント板はJIS(石綿セメント板)による厚さ3mmのフレキシブルボード
アルミガラス化粧原紙	原紙に規定する整形用原紙の表面にアルミガラスクロスに規定するアルミガラスクロス面をオレフィン系樹脂接着剤で貼り合わせたものとする。	
補助材	原 紙	1㎡あたり370g以上の整形用原紙とする。
	アスファルトプライマ	JIS Z 1702(包装用ポリエチレンフィルム)に規定する1種(厚さ0.05mm)とする。
	ポリエチレンフィルム	JIS Z 1702(包装用ポリエチレンフィルム)に規定する1種(厚さ0.05mm)とする。
	アスファルトルーフィング	JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に規定するアスファルトルーフィングで940kg/㎡のものとする。

表 2-46 保温材、外装材及び補助材（参考）（2 / 2）

材料区分		仕 様
補助材	粘着テープ	JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に規定するアスファルトルーフィングで430kg/m ² のものとする。
	鉄 線	JIS Z 1525(包装用ポリ塩化ビニル粘着テープ)に準じたものとし、厚さは0.2mmとする。
	鋳	JIS G 3547(亜鉛めっき鉄線)による亜鉛めっき鉄線とする。
	きつ甲金網	亜鉛めっき鋼板製座金に保温材の厚みに応じた長さの釘を植えたもの、または銅めっきしたスポット溶接用釘とし、保温材を支持するに十分な強度を有するものとする。
	銅きつ甲金網	JIS G 3554(きつ甲金網)による呼称網目16、線径0.5mmとし、線材は亜鉛めっき鉄線とする。
	アルミはく	JIS H 3260(銅及び銅合金線)による線径0.5mmの銅線をきつ甲金網に準じて製造した呼称網目10のものとする。
	幅木、菊座及びバンド	JIS H 4160(アルミニウム及びアルミニウム合金箔)によるアルミ箔にクラフト紙またはポリエチレンフィルムなどを貼り合わせたものとする。

第4章 土木・建築工事

1 基本的事項

(1) 全体計画

- ア 「建築基準法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の関係法令に準拠した設計とすること。
- イ 本書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」によるものとする。
- ウ 建築物については既存施設を改修利用する等、本事業に関する諸条件を十分に考慮し、ごみ処理施設のイメージ向上を図り住民が親しみやすい施設を計画すること。
- エ 建築物は、今回の改修工事を実施することで30年以上に渡って利用する計画であることから、プラント設備の更新、建築設備機器の更新工事が効率的かつ経済的にできるよう計画すること。
- オ 本館及び増築棟は、大規模の修繕、大規模の模様替えに該当しない範囲で行うこと。
- カ 建物を新設する場合は、必要な設備を無理なく収納するとともに、メンテナンスに必要なスペース等を考慮して、計画すること。
- キ 本施設は大規模施設であるため、風水害・地震等の大規模災害による被害に対し、構造的かつ機能的に強固な施設とすること。
- ク 建築物の耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示される耐震安全性の分類の構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」相当とし、重要度係数は $I = 1.25$ とする。
- ケ 地震における天井被害や落下防止のため、振れ止めブレースの設置や、段差等の剛性が異なる部分へのクリアランスの確保などの対策を取ること。また、吊り金具や目地材等の落下防止にも配慮すること。
- コ 作業員の日常作業の安全性、快適性に配慮し、機能的なレイアウトや必要設備を確保する。特に、施設内は清掃がしやすいように配慮すること。
- サ 本施設内に倉庫利用が可能な未利用空間が生じた場合は、非常用物資等の備蓄倉庫としての活用を検討すること。
- シ 本施設は、津波避難ビルとして指定することを想定しているため、地上3階相当以上の場所に、一時的に避難できるスペースを確保すること。なお、会議室等の各諸室、見学者用通路でも可とする。
- ス 津波避難ビル及び災害時における非常用物資の備蓄倉庫等として利用するため、必要な設備、機能等を確保するよう考慮すること。
- セ 主要な各諸室については室名札を設けること。

- ソ 見学者動線上の室名札及び案内板については、4カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語）とし、詳細については組合との協議により決定する。
- タ 居室からの避難経路は、二方向避難を原則とし、その経路は単純明快で安全な構造とすること。
- チ 本施設の見学者用スペースは、児童、高齢者及び障がい者を含む見学者の対応として、バリアフリー及びユニバーサルデザインを基本とする。また、計画・設計は「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という）」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に準拠する。既存利用のため、基準への準拠が困難となる部分が生じた場合は、組合との協議のうえ、対応を決定する。
- ツ 見学者エリアと管理者エリアの境界は扉等で仕切るとともに、見学者が容易に管理者エリアに進入しないよう配慮すること。
- テ 見学者や一般市民が利用するスペースを中心に「大阪市公共建築物等における木材利用基本方針」を踏まえ、木質系材料の積極的な利用に努めること。
- ト 本施設の構造物、工作物については、耐塩性の高い材料の選定や塗装の施工を行う等十分な塩害対策を行うこと。
- ナ 本館の外壁及びランプウェイ等に付着しているツル植物の除去を行うこと。
- ニ 本館の屋上には、大阪市建設局が所有する公共基準点（1級基準点）が設置されていることから、建設期間中の取り扱いについては、組合の指示に従うこと。
- ヌ 本施設には、小動物等の侵入防止対策を講じること。
- ネ 常駐の組合職員が利用する専用のスペースを確保するとともに、更衣室並びに洗身設備を設けること。

(2) 改修計画の概要

本施設における各施設の改修計画の概要は表 2-47、表 2-48 及び設計・建設業務 別紙 1「本施設における主な改修内容」に示すとおりとする。

表 2-47 各施設における主な改修計画（建築及び付帯施設）

番号	場所	改修内容
	本館	・既存利用とし、耐震補強工事及び改修工事を行う
	増築棟	・既存利用とし、耐震補強工事及び改修工事を行う
	ランプウェイ	・既存利用とし、耐震補強工事及び改修工事を行う
	煙突	・既存利用とし、改修工事を行う
	計量棟	・必要に応じて、既存施設を撤去のうえ、建替えを行う ・施設の利用用途を考慮した動線及び配置の検討を行う
	タービン冷却設備棟	・既存利用とし、改修工事を行う
	プラント用受水槽	・プラント用受水槽を新設する
	容器包装プラスチック中継施設	・必要に応じて、撤去する
	バルブ操作室	・既存利用とし、改修工事を行う
	危険物庫	・既存利用する場合は改修工事を行い、使用しない場合は撤去する
	詰所	・必要に応じて、撤去する
	雨水排水設備棟	・既存利用する場合は改修工事を行い、使用しない場合は撤去する
	コンベア施設	・外壁を再塗装のうえ、存置する（内部の設備は撤去する） 但し、諸条件により改修計画を変更する場合がある

表 2-48 各施設における主な改修計画（外構・その他施設）

番号	場所	改修内容
A	車両進入路	・車両進入路のアーケードは必要に応じて撤去する ・浸水対策は本館管理ブロック出入口部の高さに合わせた盛土を行う（参考）
B	非常用通路	・浸水対策の擁壁及び防潮扉を設置する（参考）
C	高温水配管	・敷地内の高温水配管は撤去する ・高温水配管用のトレンチは、浸水時の流入防止対策を講じる
D	栈橋	・再塗装のうえ、既存利用とする ・腐食部については安全性に問題のないよう、改修を行う
E	地下タンク	・撤去する
F	既設グラウンド	・更新工事に際して、防球ネット及びフェンスを一旦撤去し、復旧する
G	庭園	・車両進入路南側（既設グラウンド北側）の植栽帯を再整備する ・広場のパーゴラについては、撤去・更新を行う
H	屋外便所	・更新工事に際して、既設を一旦撤去し、復旧する
I	門扉及び鉄柵	・撤去・更新を行う

2 耐震診断及び耐震補強工事

(1) 耐震診断

本館、増築棟及びランブウェイについて耐震診断を実施し、本施設に求められる耐震安全性を確保するための耐震補強計画を立案すること。

ア 耐震診断基準

(ア) 建築施設の耐震診断については、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成8年版 / (一財) 建築保全センター」に準拠する。

(イ) 本施設に求められる耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示される構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」相当とし、重要度係数は $I = 1.25$ とする。

イ 診断における荷重条件

(ア) 耐震診断を行う際の荷重条件は、本館及び増築棟についてはプラント設備更新後の荷重とし、プラント設備の配置と合わせ建設事業者の提案とする。ランブウェイについては当初設計と同様とする。

(イ) 当初設計における荷重条件は「住之江工場建設工事構造計算書」を参照する。

ウ 第三者機関による確認

(ア) 建設事業者により実施した耐震診断・耐震補強案の適合性に関して、詳細設計実施後に第三者機関による確認を受けること。

(イ) 第三者機関は任意とするが、上記に示す耐震診断基準による確認実績のある機関とする。

(2) 耐震補強工事

前項の耐震診断結果に基づき、耐震補強設計及び耐震補強工事を行うこと。

ア 補強方法及び補強箇所

(ア) 耐震補強工法及び補強箇所については建設事業者の提案によるが、プラント設備更新後の施設の機能に支障が無いよう選定すること。

(イ) 仕上げのある箇所への耐震補強については、既存仕上げの撤去、復旧を行うこと。

(ウ) 見学通路側に鉄骨ブレース等を配する場合、塗装や化粧部材により視認できないようにするなど意匠性に配慮すること。

(エ) 組合が実施した耐震診断結果に基づく補強工法及び補強箇所については、設計・建設業務 別紙5「既存建築施設の耐震診断報告書」に示すとおりと

する。ただし、本報告書に示す補強案はあくまで参考であるため、任意の耐震診断にて検討すること。

(3) 構造計算プログラム

耐震診断及び耐震補強計画の検討に用いる構造計算プログラムは建設事業者の任意とする。

3 本館の改修工事

(1) 意匠及び仕上げ計画

工事材料は、原則として JIS、JAS 等規格品を使用し、耐久性能、保守性能、作業性能及び互換性に優れた材料を選定すること。

ア 外部工事

(ア) 外観意匠については清潔感のあるものとし、ごみ処理施設のイメージを感じさせないデザインにすること。

(イ) 「大阪市景観計画」に準拠した意匠計画とし、必要に応じて協議・届出を行うこと。

(ウ) 仕上げ材料は建物相互の統一性を配慮し計画する。また、市民が利用する場所は明るく清潔な印象となるよう、木質イメージの材料を用いること。

(エ) 外壁は劣化、破損等が修繕できない場合を除き、基本的に既存利用とする。

(オ) 外壁については清掃のうえ、ひび割れ等の補修を行い、対候性、撥水性の優れた塗装を行うこと。塗料は各材料の特性に応じて適切に選定するとともに、既存仕上げが塗装の妨げになる場合は適切に除去すること。

(カ) 外壁の ALC パネル及びコンクリート部分については、ひび割れ補修、目地の打ち替えを行い、塗装等を施すこと。ALC パネルの下地調整は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」による RB 種以上とする。

(キ) 外壁の耐食鋼板パネルを使用している部分は下地調整、清掃後、目地の打ち替えを行い、塗装等を施すこと。耐食鋼板パネルの下地調整は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」による RB 種以上とする。

(ク) 外壁のタイルを使用している部分は清掃後、目地の打ち替えを行うこと。

(ケ) 屋上の防水層は全て更新を行うこと。更新方法については建設事業者の提案によるが、施工の確実性、耐久性及びメンテナンス性に優れた工法を提案すること。

(コ) 屋上部のトップライトは更新すること。また、屋上部の笠木及び手摺は再塗装とし、コーキングは打ち替えすること。なお、避雷導体については、健全であることを確認のうえ、再利用可とする。

イ 内部工事

- (ア) 内装は必要に応じて下地も含めて全て更新すること。ただし、内装の撤去により躯体に損傷を与えてしまう恐れがある場合、又は機能上支障がなく見学者から視認できない範囲は組合との協議により既存利用も可とする。
- (イ) 各諸室の機能、用途に応じて必要かつ適切な仕上げ材を採用し、建物内の機材の運搬や多数の人の往来、温度変化による膨張、収縮、水や油類の使用など、特殊性を考慮し、これらの条件に耐えうる材料を選定すること。
- (ウ) 管理者エリアについては、現状と同等以上の仕様にて改修を行うこと。(当初設計における各室の仕上げについては、設計・建設業務 別紙2「本館仕上表」に示すとおりとする。)
- (エ) 見学者エリアについては、やすらぎとぬくもりのある空間を感じられるような内装の更新を行う。内装材の仕様については、「建築基準法」及び「消防法」に抵触しない範囲で要所に木質系材料を使用すること。
- (オ) 空調する部屋の壁は結露防止を考慮すること。
- (カ) 騒音を発生する部屋の壁、天井の仕上げは、吸音材貼付け工法を基本とすること。
- (キ) プラットホームはノンスリップ塗装とする。
- (ク) 側溝や床面、柱脚部等で薬品の侵食により劣化したコンクリート部分は全て除去し、健全部分を露出したうえでポリマーセメント塗布等、コンクリートの修復を行うこと。
- (ケ) 側溝の耐薬品ライニングを施している部分については、全て既存撤去のうえ、更新を行うこと。
- (コ) 湿式有害ガス除去装置室の吹き抜け部2階、3階のコンクリートが剥離、鉄筋が露出している梁の補修を行うこと。なお、劣化しているコンクリートは除去し健全部分を露出し、腐食している鉄筋は撤去・更新とする。
- (サ) ごみピット及び灰ピットは、壁面等のコンクリート破損箇所を補修すること。また、壁面にはピット容量が視認できるように目盛りを入れること。
- (シ) プラットホーム等、床面に防水層が施工されている箇所は、防水層の更新を行うこと。

(2) 鉄骨の塗装

- ア 露出している鉄骨については、清掃のうえ、再塗装を行うこと。
- イ 鋼面の下地調整は「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」によるRB種以上とする。
- ウ 塗料については既設同等以上の品質を確保するものとし、耐久性等を加味して選定すること。

(3) 建具の更新

- ア 建具については全て更新することを基本とし、組合との協議によりドアクローザー交換等での対応も可とする。見学者動線上のものは意匠性に配慮したものとし、それ以外の管理用のものについては既存と同等の仕様にて更新を行う。
- イ 鉄筋コンクリート部に設置されている建具については、出入口幅が小さくなるものは枠ごと更新し、その他の建具はカバー工法を基本とする。
- ウ 構造上、更新が難しい部分については、監督員と協議のうえ、対応を決定する。ただし、既存建具を再利用する場合においても、塗装及びシールの打ち替えは行うものとする。
- エ 建具の更新にあたっては、「建築基準法」及び「消防法」への適合を確認のうえ、関係機関との協議及び必要な申請を行うこと。
- オ 窓ガラスの更新にあたっては、日射熱遮蔽複層ガラスを採用するなど、省エネルギーに努めること。
- カ 見学者用の窓ガラスは既存利用することも可とし、再利用する場合でも、窓枠の化粧部材を更新する。また、清掃の容易性にも配慮すること。
- キ 扉の施錠については、計量棟など外部からの出入口や薬品保管場所については、必要に応じて電気錠を採用すること。

(4) コンクリート製水槽類の改修

- ア 地下及び1階、2階に配されている各種水槽を活用する場合は、清掃を行い、必要に応じて耐薬品ライニングの更新を行うこと。（既存水槽の耐薬品ライニングは、設計・建設業務 別紙2「本館仕上表」に示すとおりとする。）
- イ 水槽内に漏水、ひび割れ箇所がある場合は止水等の補修を行うこと。
- ウ 薬品の侵食により劣化したコンクリート部分は全て除去し、健全部分を露出したうえでポリマーセメント塗布を行い、必要な断面の修復を行うこと。

(5) 投入扉の補強

- ア プラットホームに、投入扉を設置する場合は、扉設置に必要となるフレーム及び区画を構築すること。
- イ 区画の構築については気密性を確保する必要があることから RC 造とするなど、提案によること。

(6) 工事用開口部

- ア 工事用開口のための既存躯体撤去範囲は最小限となるよう計画し、機材の搬出入後は速やかに復旧すること。（既存躯体撤去範囲は主要構造部の過半を超えない範囲とする）

イ 工事用開口は、復旧することを基本とするが、将来的なメンテナンス等を考慮して開口を存置する場合は、既存躯体の構造安全性の確認を行ったうえで、開口補強や建具、開閉装置の設置等、適切な措置を施すこと。

(7) 緑化

ア 管理ブロックは屋上緑化や壁面緑化の検討を行うこと。また、管理ブロック屋上は施設見学者が自由に出入りすることができる庭園として整備し、必要に応じてベンチ等の休憩施設を整備すること。

イ 屋上緑化の手法については建設事業者の提案によるが、躯体への影響や維持管理を考慮した提案を行うこと。

ウ 管理ブロック屋上のフェンスについては再塗装による既設利用とすること。

(8) 太陽光発電設備

太陽光パネルの設置にあたり、屋根の積載荷重を考慮したうえでパネル設置方法及び配置の提案を行うこと。

4 増築棟の改修工事

増築棟は既設利用とし、以下に示す改修工事を行うこと。

- (1) 屋上防水を更新する。工法については、建設事業者の提案による。
- (2) トップライトを更新する。
- (3) 3階に蒸気使用設備、2階に電気室が配置される可能性があるため、必要に応じて階下への漏水対策を検討すること。
- (4) 外壁のALCパネル及びコンクリート部分については、ひび割れ補修のうえ、耐候性、撥水性に優れた塗装等を施すこと。ALCパネル及びコンクリート面の下地調整は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」によるRB種以上とする。
- (5) 建具類は全て更新することを基本とし、外部建具については全て耐腐食仕様とすること。
- (6) 鉄骨の再塗装については、「3 本館の改修工事」に準じる。

5 ランプウェイの改修工事

ランプウェイは既設利用とし、以下に示す改修工事を行うこと。

- (1) ランプウェイ上屋の鉄骨は再塗装を行うこと。鉄骨の再塗装については、「3 本館の改修工事」に準じる。

- (2) ランプウェイ上屋の屋根及び壁面の耐食鋼板折板については、清掃のうえ、再塗装を行うこと。鋼板の下地調整は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」によるRB種以上とする。
- (3) コンクリート躯体部分については、ひび割れ補修のうえ、耐候性、撥水性に優れた塗装等を施すこと。コンクリート面の下地調整は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」によるRB種以上とする。

6 計量棟建替え工事(必要に応じて)

- (1) 既設計量棟の撤去
 - 既設計量棟上屋及び基礎の撤去については、「第5章 解体撤去工事」による。
- (2) 計量棟の施設規模・配置等
 - ア 計量棟の施設規模は以下に示すとおりとする。

建築面積	〔 〕	m ²
延床面積	〔 〕	m ²
高さ	〔 〕	m
階数	〔 〕	階
構造	〔 〕	造
 - イ 計量棟の配置については、車両動線を考慮して計画すること。
 - ウ 改修後の本館及び増築棟と調和する意匠とすること。
 - エ 計量棟の居室には、計量中の車両の排気ガスが入り込まないようにすること。
 - オ 計量棟は計量器も含め建物全体を屋根で覆う。屋根については十分な強度を確保するとともに、風雨時にも受付場所や計量ポストが雨に濡れることがないよう、雨仕舞いや大きさに配慮すること。
 - カ 計量棟にはトイレを1箇所設ける。便器は洋式とし手洗を設けること。
 - キ 計量器の下部には排水ピットを設けること。
- (3) 計量棟の改修工事
 - 計量棟を既設利用する場合は、以下の改修工事を行う。
 - ア コンクリート躯体部分については、ひび割れ補修のうえ、耐候性、撥水性に優れた塗装等を施すこと。コンクリート面の下地調整は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」によるRB種以上とする。
 - イ 建具類は全て更新することを基本とし、外部建具については全て耐腐食仕様とすること。
 - ウ 屋上防水を更新すること。工法については、建設事業者の提案による。

エ 計量棟上屋の屋根の耐食鋼板折板については、清掃のうえ、再塗装を行うこと。鋼板の下地調整は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」によるRB種以上とする。

オ 鉄骨部の再塗装を行う。鉄骨の再塗装については、「3 本館の改修工事」に準じる。

7 タービン冷却設備棟改修工事

タービン冷却設備棟は既設利用とし、以下の改修工事を行う。

- (1) 外壁のひび割れを補修のうえ、耐候性、撥水性に優れる塗装等を施すこと。コンクリート面の下地調整は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」によるRB種以上とする。
- (2) 建具類は全て更新することを基本とし、外部建具については全て耐腐食仕様とすること。
- (3) 屋上防水を更新すること。工法については、建設事業者の提案による。
- (4) 鉄骨部の再塗装を行う。鉄骨の再塗装については、「3 本館の改修工事」に準じる。
- (5) 水槽部分、取水口及び放流口の水路について、防水層の更新を行うこと。

8 プラント用受水槽新設工事

- (1) プラント用受水槽の施設規模・配置等

ア 有効容量は7日分を確保する。

イ 施設規模は以下に示すとおりとする。

建築面積	{ }	m ²
延床面積	{ }	m ²
高さ	{ }	m
階数	{ }	階
構造	{ }	造

9 土木工事及び外構工事

- (1) 土木工事

ア 土木工事は安全かつ合理的な工法を採用し、山留は撤去する。

イ 建設発生土は、可能な限り場内利用とし、やむを得ず搬出する際は適正に処理・処分する。

- (2) 庭園整備工事

- ア 市民が憩え、自由に利用できる空間を保全するため、既存エントランス南側にある広場及び周辺植栽帯を整備する。整備にあたっては、ビオトープの設置を検討するなど、自然環境の保全と開発の調和を図るとともにメンテナンスにも配慮した庭園整備とすること。
- イ 既設パーゴラについては撤去、更新を行う。新設するパーゴラは木質イメージのものとし、配置については建設事業者の提案による。
- ウ 園路広場舗装については、既存の動線を確保し、上記パーゴラ及び空間の雰囲気合った舗装材にて更新を行う。

(3) 構内道路更新工事

- ア 構内道路の改修を行う。
- イ 構内道路の範囲については、計量棟や駐車場等、配置を見直す施設への動線に合わせて適切に設定する。
- ウ 幅員は車両仕様を十分に勘案し走行・メンテナンスなど、安全かつ円滑となるよう計画する。
- エ 構内道路の舗装はアスファルト舗装とし、舗装構成については「構内舗装・排水設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」に準拠すること。
- オ 道路標識、標示、白線引き、カーブミラー、側溝、縁石などを適切に設けること。
- カ 薬品等搬入車両の停車場所は、停車中も収集車が支障なく通行できるように収集車の動線とは区分し、ゼブラ表示すること。

(4) 植栽工事

- ア 既存植栽はできるだけ存置するものとし、新しく植栽を行う場合は、施設特性、地域特性、気候及び気象条件、姿・形、病虫害、成長、維持管理、調達の容易性に配慮した計画とすること。
- イ 施設と調和した種類を植樹し、良好な環境の維持に努めること。

(5) 屋外便所工事

- ア 更新工事の際して、グラウンドに隣接する既設屋外便所を一旦撤去し、更新を行うこと。
- イ グラウンド利用者の利用に考慮して、既設屋外便所もしくはその付近に設けること。
- ウ 屋外便所はプレキャストコンクリートのユニット製品とし、男子用・女子用便所を設けること。

- エ 屋外便所は利用時間に制限を設けることを想定し、防犯に配慮して入口は施錠可能な構造とすること。
 - オ 屋外便所には非常用コンセントを設置すること。
- (6) 門・囲障更新工事
- ア 本施設出入口に設置されている門扉及び鉄柵を更新すること。
 - イ 既設グラウンドの防球ネット及びフェンスを更新すること。
 - ウ 防球ネットの支柱はコンクリート製とし、高さについては既設に倣うものとする。
 - エ 上記以外の囲障については、必要に応じて更新すること。
- (7) 浸水対策工事（参考）
- ア 敷地東側の車両進入路から本館にかけて浸水対策の盛土を行うこと。
 - イ 盛土高は本館管理ブロック出入口と同じ高さとし、車両動線及び計量棟、駐車場の利用やメンテナンスに支障のないよう造成勾配を計画すること。
 - ウ 車両進入路に設置されているアーケードについては、必要に応じて撤去を行うこと。
 - エ 本館管理ブロック出入口から既存バス駐車場部にかけては盛土を行わず、グラウンド側に浸水対策のための擁壁を設置すること。擁壁の天端高さは、本館管理ブロック出入口部と同じ高さとし、既存バス駐車場とグラウンドへの連絡部については、防潮扉を設置すること。
 - オ 高温水配管のトレンチ、本施設から敷地外部に通じる各種配管、排水経路について浸水時の逆流を防止するための対策を講じること。
- (8) 雨水排水路の改修
- ア 構内排水の改修を行うこと。
 - イ 構内排水は、施設内及び建設用地内に流入する集水面積、降雨強度、流出係数などを十分に勘案し適切に排除できるようにする。なお、設計に際しては、「構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」及び「大阪市都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準」の内容を遵守すること。
 - ウ 雨水は集水後、既設放流ルートにて適切に放流する計画とすること。
 - エ 道路や通路を横断する開溝部分は、グレーチング蓋付を基本とする。なお、人が通行する箇所については細目とすること。
 - オ 側溝、排水柵、マンホール排水柵は、上部荷重に見合うものを設けること。

(9) 駐車場

ア 駐車場は、必要台数に応じて適切な配置を提案する。

イ 駐車場の必要台数は以下に示すとおりとする。

組合職員用 1台(乗用車)

運営事業者用 台数及び車種は建設事業者の提案によるが通勤利用は不可
一般利用者用・見学者用 8台(乗用車)、2台(バス)

10 建築機械設備工事

(1) 共通事項

ア 既設の建築機械設備については基礎も含めて全て撤去、機器の更新を行うことを基本とし、再利用する場合は組合との協議により決定すること。

イ 機種、機能、目的の類似した機器は、専用室へ集約した配置とし、点検整備作業の効率化、緊急時への迅速な対処ができるように考慮すること。

ウ 建築機械設備は、関係法令に適合したものであること。本書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」によるものとする。

エ 各諸室の必要性を考慮して、適切な箇所に器具を設置すること。

オ 配管の振動のおそれがある箇所には、防振継ぎ手を設けること。

カ 沈下等のおそれがある箇所には、フレキシブルジョイントを設けること。

キ 土中の配管敷設部については埋設物標示シートを敷設するものとし、埋設標示は、配管分岐及び曲り部に取り付けるほか、監督員の指示による。

ク 配管・機器等には、監督員の指示する箇所に文字、矢印を記し、弁には、状態表示のプラスチック札を取り付けること。札の文字は彫りこみとし、ステンレス製チェーンにて取り付けること。

ケ パイプシャフト、配管スペースは、設備の更新及びバルブ操作を考慮し、余裕のあるスペースを確保すること。

コ 冷温水ポンプ等の結露防止及び保温対策として、保温カバーを取り付けること。

サ ポンプのアンカーボルト、ナット及び湿気のある場所、屋外の機器・配管用の支持金物は、耐腐食性を考慮し、ステンレス製とする。

シ 機器のアンカーボルトで後打ち施工のものは、ケミカルアンカー(ステンレス製)とする。

ス ポンプ、送風機、吹出口、桝など、機器・機材の保守点検に必要な工具一式を納入すること。

セ 各機器は原則として、交互運転が可能なよう複数台設置とすること。

ソ 機器、配管、ダクト等について、「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」に基づき、必要な計算書を提出すること。計算方法は、原則として、局部震度法によるものとし、耐震用水平震度は、地下 2/3G、地上 1.0G、屋上及び塔屋 1.5G とする。

(2) 空気調和設備

ア 居室には、空気調和設備を設けること。

イ 空調を行う室は、原則として管理諸室、来場者用諸室、来場者用通路、及び電気関係諸室とし、職員が作業のため常駐している場所、控室及び災害時の備蓄倉庫等も同様に計画すること。

ウ 空気調和設備の方式は省エネルギーを考慮し、ゾーニングにより、複数室を一つの空調機で空調する中央空調方式及び部分空調方式とする。個別制御については、必要各室の利用目的を考慮し、管理諸室、来場者用諸室のほか、運営上必要と考えられる室に、適切な方法を採用し、最適なシステムを提案すること。

エ 空調設備は、運転効率の高いインバータ運転を行うこと。熱損失を抑制し空調負荷を軽減する換気機器を使用し、空調機の冷暖房効果を高める設備を設置する等、省エネ対策を行うこと。

オ 室の用途により、使用時間別にゾーニングを行うこと。

カ 比較的大きな室は、外周部(ペリメーターゾーン)・内部等(インテリアゾーン)に分け制御すること。

キ 中央方式は、ダクトスペース・ゾーニングなどを考慮した単一ダクト方式とし、給気及び換気を行うこと。

ク 設計用屋内条件は、表 2-49 のとおりとする。

表 2-49 設計用屋外・屋内条件

			外 気	室 内
夏 季	乾球温度		36	27
	相対湿度		60%	50%
冬 季	乾球温度		2	20
	相対湿度		50%	40%

ケ 作業員が常時就業する室に供給される空気中の浮遊粉じん量等は、厚生労働省「事務所衛生基準規則」を遵守すること。

コ 空調機器、ファンコイルユニットは国土交通省仕様準拠品とする。

サ ダクト、配管設備

- (ア) ダクト及び配管については、風量調整、防火区画などを考慮したものとす
る。
- (イ) 吸気口は、車の排気ガス、プラント機器からの排気及び冷却塔からの飛散
水滴を吸気しないような位置に設けること。また、防虫対策を行うこと。
- (ウ) 排気口及び吹出口は、室の使用目的に応じた材質・形状とし、放熱機器、
気流分布などを考慮して適切に配置すること。また、外壁に設けるベントキ
ャップ、フード類等は、低圧損型とし、雨水・鳥獣等の侵入を防ぎ、耐食性
に優れたものとする。
- (エ) 吸気口にチャンバ室を設ける場合には、送風機を同室に設置しないこと。
- (オ) 排気口の位置は、プラント機器への影響が少ない位置とする。

シ ダンパ

- (ア) 防煙ダンパ及び防火・防煙ダンパの形式は、高所や維持管理の困難な部分
は自動復帰型、それ以外の部分は手動復帰型とする。
- (イ) 不活性ガス消火設備を設置した室のダクト系統には、ピストンダンパを設
けること。
- (ウ) 粉じん、湿気のある空気中に使用する場合には、固着による作動不良を回
避する機構のダンパを用いること。
- (エ) モータダンパの軸受は、密閉構造のものを使用すること。

ス 配管

- (ア) 配管材料は、表 2-50 (参考) に示すとおりとし、適切な材料を提案するこ
と。
- (イ) 冷媒配管は銅製とし、保温すること。電気室、盤上部には敷設しないこと。

表 2-50 配管材料一覧（参考）

設備名	管種名・規格	使用箇所	備考
上水設備	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116		SGP-VB
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116	土間下	SGP-VD
	水道用硬質塩化ビニル管 JIS K 6742	屋外埋設	HIVP
再利用水設備	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 JWWA K 132		SGP-PA
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 JWWA K 132	建物内土間下	SGP-PD
	水道用硬質塩化ビニル管 JIS K 6742	屋外埋設	HIVP
	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452	水槽周りドレン・オーバーフロー	SGP 白
排水設備	排水用塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042		D-VA
	硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741	土間下、屋外埋設	VP
	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452	通気・空調用排水	SGP 白
給湯空調設備	給湯用塩化ビニルライニング鋼管 WSP 043	冷温水	C-VA
	一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448	給湯	SUS304 TPD
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116	冷却水	SGP-VA
	圧力配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3454	蒸気	STPG
	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452	ドレン	SGP 白
	保温付被覆鋼管 (元管 JIS H 3330)	冷媒管	
消防設備	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452		SGP 白
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 WSP 041	埋設部	SGP-VS
空気	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452		SGP 白

その他水質・条件により決定

(3) 換気設備

- ア 本施設の作業環境を良好に維持し、各機器の機能を保持するため、換気が必要とする諸室に応じた換気を行うこと。
- イ 建物全体の換気バランスを取るとともに、位置及び構造を十分に考慮すること。また、自然換気等も取り入れ、省エネルギーに努めること。
- ウ 臭気の発生する部屋では、他の系統のダクトと確実に分離するとともに、できるだけ単独に離して排気する計画とすること。また、建築プラン上でも前室を設ける等気密化を図ること。
- エ 換気設備の機器及び風道等は、工場ブロックの特殊性（腐食ガス）を考慮して使用材料を選定すること。

- オ 換気設備は、合理的なゾーニングに基づいて、可能な限り系統分けを行い、実際の運転状態に合う省エネにも対応できるものとする。また、建築的に区画された壁を貫通してダクトを共用する場合は、運転を停止する時も、臭気等の拡散が起らないように考慮すること。
- カ 耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてステンレス又は塩ビコーティング鋼板製を使用すること。また、耐火区画の貫通部については、耐火性のダクトまたはサヤ管式を採用すること。
- キ 送風機の機種及び材質は、使用目的に適した物を選定すること。
- ク 騒音、車両排ガス、粉じん等から給排気口の設置場所に考慮すること。
- ケ 室温が高い炉室・各機器室・電気室等や粉じん・臭気が問題となる諸室等は、室内条件を十分把握して換気設計基準を設定すること。
- コ 外気条件は、表 2-49 と同条件とする。また、外気による換気を行える計画とすること。
- サ 換気により、室内温度が極端に低下すると見込まれる場合は、風量コントロールができるよう考慮すること。また、ショートサーキットが起らないよう計画すること。
- シ 有毒ガスや腐食性ガスが発生するおそれのある箇所の排気は局所排気とし、送風機、ダクト等は腐食性、気密性に優れた材料、構造等とすること。また、水蒸気の排気についても局所排気とすること。
- ス 輻射熱の影響のある点検通路等には、スポット送風を行うこと。
- セ 換気風量は、各諸室に応じて適切に設定する。また、プラント関係機器（燃焼機器、ファン、ブロワ、空気圧縮機等）に必要な空気量は、換気風量とは別に確保すること。
- ソ ダクトは、原則として低速ダクトとする。
- タ 換気扇
 - (ア) 換気扇は、防鳥網などを適宜付ける。低騒音、着脱可能型とする。
 - (イ) 壁付け換気扇は、シャッター、フード付を原則とし、換気扇による風切り騒音や内部騒音の拡散に留意し計画する。
- チ 各居室については冷暖房設備の設置を標準とするため、夏季及び冬季は外気と室内は温度差があることから、全熱交換式等の適切な換気設備を設置すること。
- ツ 臭気対策の一環として、来場者通路は正圧を保持するよう計画すること。

(4) 給排水衛生設備

ア 給水設備

- (ア) 給水量は、提案した人数及び使用機器に対応するよう適切に設定すること。

- (イ) 管内流速は、原則として経済的な流速とし、器具等の所要水圧を確保すること。また、配管口径は、器具給水負荷単位により設定し、原則として 20mm 以上を使用すること。
- (ウ) 雨水利用水断水時には、工業用水系統から補給を行うものとし、逆流防止措置を講じること。
- (エ) 給水配管には、系統別に積算流量計及び止水弁を設けること。

イ 衛生器具設備

- (ア) 大便器は全て洋便器とする。なお、衛生器具、水栓類は JIS 規格品(節水、防露形)とし、下記同等品以上とする。
 - A 大便器 洋式(一般利用者が使用するものについては、温水洗浄便座、オストメイト対応)
 - B 小便器 ストール型、トラップ着脱式、感知式 F V 一体形
 - C 洗面器 大型
 - D 掃除用流し 大型
- (イ) 便所照明は、人感センサ式とする。
- (ウ) 洋式大便器ブースにはコンセント設備(アース付)を設ける。
- (エ) 混合栓は、原則としてサーモ付きとする。
- (オ) 洗面器は、原則として感知式水栓とする。
- (カ) 車椅子及び障がい者利用に配慮し、入口から洗面、ブースまで段差のない構造とし、ブース内には、非常呼出設備を 2ヶ所以上設ける(押しボタン式)。受信機は中央制御室、管理ブロック事務室に設置する。(大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に準拠する)
- (キ) 給湯室等の調理器は、電気式とする。

ウ 水槽類

- (ア) 受水槽
 - A 受水槽は上水給水本管から分岐して受水する。
 - B 水槽は二槽式とし、点検時も上水供給が可能な構造とする。
 - C 各槽にレベル計を設置し、液面警報(満水、減水)を中央制御室に表示すること。
- (イ) ポンプ類
 - A ポンプは 2 台を基本とし、赤水対策構造を有するものとする。
 - B 運転方式は、原則として自動交互運転とする。なお、非常時(槽減水警報発報時)には、2 台同時運転とする。

エ 雨水利用水設備

省エネルギーの一環として雨水の有効利用を計画すること。工場内清掃用散水、外構散水のほか、有効利用先を提案し、必要な装置、槽類を設けること。

オ 排水設備

(ア) 排水方式

排水は、自然流下方式を原則とする。

(イ) 配管

A 雨水排水設備の管径は、時間最大降雨量により決定すること。

B 污水管及び雑排水管の管径は、原則として、器具排水負荷により決定すること。

C 必要に応じ、通気管、トラップなどを設けること。

(ウ) 排水ポンプ・汚水ポンプ

A 水、汚物、スラリー等の混合水の流体性状に配慮した形式を選定すること。

B ポンプは、各2台を基本とし、運転は、原則として、自動交互運転とすること。なお、非常時（槽満水警報発報時）には、2台同時運転とする。

(エ) 柵

A 深さ900mm以上の柵には、ノンスリップ足掛け金物を取り付けること。

B 柵蓋は、通行する車両の重量など外圧に対して十分な強度を確保すること。

C 車両通行部以外は塩ビ柵でも可とする。

(5) 給湯設備

ア 給湯の対象とする室は組合と協議を行い、対象室に給湯設備を設けること。
なお、給湯水栓は混合水栓とし、給湯は余熱利用又は電気式から、利便性、経済性、維持管理性等を総合的に勘案して設定すること。

イ 配管材質は耐食性、耐熱性のあるものとする。

(6) 消防設備

ア 消防法・条例に基づく設備を設置する。なお詳細については、所轄消防署と協議を行うものとし、防火水槽についても協議を行うこと。

イ 消火栓箱は、発信機組込型を基本とする。

ウ 消火器

(ア) 50型以上のものは、車付きとする。

(イ) 屋内消火器は、壁埋め込み形の格納箱内に設置する。

(ウ) 屋外消火器は、専用の格納箱を設け、地震時の転倒防止対策を行う。

(エ) 識別標識により、消火器の適用性を表示する。

(7) エレベータ設備

ア エレベータは全て撤去、更新を行うこと。なお、設置台数及び設置場所については、提案による。

- イ 更新するエレベータの形式は機械室ありとし、エレベーターの速度は60m/min以上とする。
- ウ 作業用としても利用するエレベータについては、貨物積載時を考慮して床及び壁に養生パネルを嵌込むよう考慮する。
- エ 速度制御はVVVF方式（インバータ制御）とする。
- オ 非常用連絡インターホンの電源は、保安電源系統（商用・発電機切替）より供給すること。
- カ かご内に外部（中央制御室）との交話ができるように1：1のインターホンを設ける。インターホン親器は中央制御室に設け、個々のエレベータを呼び出す選局ボタン付送受話形とする。なお、発信先エレベータが確認できるものとする。インターホン子器は、かご内に設け、マイク・スピーカ形とする。
- キ 外部連絡用の非常電話回線を設けること。
- ク エレベータの運行状況を中央制御室に表示すること。
- ケ エレベータの電源は保安動力電源とする。
- コ エレベータの設置箇所は既設と同様とする。なお、来場者が利用する昇降機設備には、バリアフリー対応に必要な付属品一式を設けること。
- サ 火災時管制運転装置、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置等の付加装置を設けること。

(8) 仮設トイレ用マンホール

- ア 汚水人孔には、非常時に仮設トイレとして利用できるマンホール蓋を設けること。
- イ 仮設トイレ用マンホール（マンホールトイレ上部に設置する備品を含む）の設置数及び場所については一般利用者が使用しやすい位置への設置を基本とし、建設事業者の提案による。

1.1 建築電気設備工事

(1) 共通事項

- ア 既設建築電気設備は配線、配管も含め全て撤去、更新することを基本とする。
- イ 建築電気設備は、関係法令に適合したものであること。本書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるものとする。
- ウ 電気配線工事にあっては、電力供給の信頼性、安全性、省エネルギー、省力化、経済性やリサイクルの観点からエコ電線・エコケーブル、配線器具等の機器材料の新製品、新配線工法、配線工事用工具等を検討すること。

- エ 各機器の操作、制御及び表示は、原則として動力制御盤による。また中央制御室にて、監視ができるものとする。ただし、必要なものについては遠隔操作、制御すること。
- オ 照明は、人員配置や業務内容から必要にして十分な照度を設定すること。トップライト又はサイドライトによる自然光の利用、人感センサー、照度センサー型の照明、自然エネルギー（太陽光、風力等）を利用した外灯にするほか、LED照明を積極的に使用するなど、設備の省エネ対策を行うこと。
- カ 原則、吊り金具、プルボックスは耐腐食性を考慮し、ステンレス製とする。
- キ 屋外、多湿箇所に設置する盤は、耐腐食性を考慮し、ステンレス製とする。

(2) 電気方式及び電源

ア 配電計画

負荷のグループ分けは、重要度、用途、配置及び将来の負荷増設を考慮して計画すること。

イ 保護方式

各遮断器については、過電流及び地絡保護装置などを設け、多系統の遮断器も含めて、電力会社と協議のうえ、保護協調を図ること。

ウ 幹線設備の電気方式

以下に示すとおりとするが、非常用照明についてバッテリー内蔵型を採用する場合、非常用照明電源は省略する。

(ア)	一般動力電源	3	3w	210V
(イ)	保安動力電源	3	3w	210V
(ウ)	非常用動力電源	3	3w	210V
(エ)	一般照明電源	1	3w	105/210V
(オ)	保安照明電源	1	3w	105/210V
(カ)	非常用照明電源			DC 100V (注1)

(注1) 保安動力電源から直流電源装置に充電回路を設ける。

エ 動力設備の電気方式は、表 2-51 に示すとおりとする。また、照明・コンセント設備の電気方式は、表 2-52 に示すとおりとする。

オ 外灯設備の電源は、屋内に設置した分電盤より供給し、自動点滅に伴う制御器、自動 - 手動切替スイッチ、漏電遮断器などを設けること。

カ 居室、廊下等の配管配線は隠蔽とし、二重天井となる部分はケーブル配線とする。(ただし、幹線を除く)

キ インバータ等高調波発生機器から発生する高調波は「高調波抑制対策ガイドライン」に適合する対策を講じること。

表 2-51 電気方式及び用途（動力設備）

電源名称	電気方式	用 途
一般動力電源	3 3w 210V	空調・換気ファン等 ポンプ類 (注)
保安動力電源	3 3w 210V	エレベータ・電子計算機室空調機等 揚水ポンプ、排水ポンプ等
非常用動力電源	3 3w 210V	法令による消火栓ポンプ、排煙機等

(注) 特殊なもの、小容量のものを除く。

表 2-52 電気方式及び用途（照明・コンセント設備）

電源名称	電気方式	用 途
一般照明電源	1 3w 105/210V	一般照明・コンセント等用
保安照明電源	1 3w 105/210V	保安照明・誘導灯(常時)用、電気室・ 事務室・操作室コンセント
非常用照明電源	DC100V	非常用照明・誘導灯(非常時)用(蓄 電池内蔵型)

(3) 直流電源装置

本装置は、プラント設備工事にて設ける直流電源装置と共用してもよい。

ア 形式及び構造

表 2-53 に示すとおりとする。

イ 蓄電池形式

事業者提案による。

表 2-53 盤類の形式・構造

名 称	形 式	閉鎖階級	備 考
直流電源装置	鋼板製垂直自立閉鎖盤	JEM 1425 MW 以上	-
動力制御盤	鋼板製垂直自立閉鎖盤 壁掛型・スタンド型	-	居室外に設ける場合は防じん形 とし、必要に応じて防湿、防雨形 とする。
現場操作盤	動力制御盤に準ずる。	-	-
分電盤・端子盤	鋼板製押込型又は壁掛型	-	居室外に設ける場合は、簡易防じん形とし、必要に応じて防湿、防雨形とする。

ボックスの仕様は IP 規格にて表示する。

(4) 動力・電灯設備

本設備は給排水、冷暖房および換気等の建築設備の動力負荷および電灯分電盤

に対する電源設備で、動力制御盤および電灯分電盤の設置ならびにプラント設備工事にて設置する建築動力、照明主幹盤より動力制御盤及び電灯分電盤までの必要な工事一切とする。

主要な機器は、運転表示および故障表示を中央制御室で監視するのみならず、中央制御室より主要機器を制御できるものとする。なお、主要機器の内容については、組合と協議を行うものとする。

ア 動力制御盤

分散配置を原則とし、室別・用途別に適切に配置する。

(ア) 形式及び構造

表 2-53 に示すとおりとする。

(イ) 収納機器

配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、過負荷継電器、ヒューズ、表示ランプ、操作スイッチ、電流計、電圧計等

(ウ) 特記事項

A 湿気・水気の多い場所に設置される負荷の電源には、個別に地絡遮断装置を設ける。

B 原則として、操作機能を有する。負荷が集中配置されている場合には、共用盤としてもよい。

イ 現場操作盤

動力負荷等の現場操作のため設置する。

(ア) 形式及び構造

表 2-53 に示すとおりとする。

(イ) 収納機器

電流計、操作スイッチ、表示ランプ、インターロックスイッチ等

(ウ) 特記事項

機器側に制御盤があり、現場操作機能を有する場合は省略してもよい。

ウ 配管・配線材料等

(ア) 配管材料

A 屋内

ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管又は PF・CD 管とする。なお、湿気・水気の多い場所で使用する電線管は、ポリエチレンライニング鋼管とし、機械的衝撃などを受けるおそれがない場所では、合成樹脂管を使用してもよい。

B 屋外

ケーブルダクト(ステンレス製)又はポリエチレンライニング鋼管とする。

ただし、地中埋設部は、ポリエチレンライニング鋼管又は波付硬質ポリエチレン管とする。

(イ) 配線材料

A 動力回路

600V EM-CE ケーブルとする。ただし、耐火性能を要する系統には、耐火ケーブルを使用する。

B 監視制御回路

小勢力回路は通信ケーブル(遮へい付)とし、その他は EM-CEE ケーブル又は EM-CEES ケーブルとする。

C ケーブル接続

原則として、現場接続は認めない。

(5) 照明及びコンセント設備

ア 照明及び照明器具設備

(ア) 照明設備は、原則、天井埋め込み型、一括の ON・OFF が可能なものとし、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とする。また、集中監視装置を中央制御室及び管理ブロック事務室に設置する。非常用照明、誘導灯等は「建築基準法」、「消防法」に準拠して、設置する。

(イ) 一般室、廊下及び階段、プラント設備室等の照明は、原則として LED 照明による直接照明方式とする。

(ウ) LED 照明はグレアレス型を採用する。

(エ) 照明器具は、用途および周囲条件により、防湿、防水、防じんタイプ、ガード付等を使用する。

(オ) 高天井の照明についても省エネ、長期使用を考慮した器具とする。高天井の照明は、保安点検上支障のないようメンテナンス通路の設置などを考慮する。

(カ) 「建築基準法」又は「消防法」による非常照明及び誘導灯は、電源別置型又は蓄電池内蔵型を基本とする。

(キ) 停電時のために、プラント運転、保守上の保安灯を適宜、設ける。なお、保安灯は、非常灯との兼用とし、電源は自動切換方式により保安用発電機より給電または蓄電池内蔵型とする。

(ク) 照度は、JIS Z 9110 : 2010「中間値以上」及び、表 2-54 の数値を参考に適切に設定し、組合との協議のうえ決定する。

表 2-54 照度設計基準（平均照度）

場 所	照度（ルクス）
事務室、中央制御室、会議室、研修室	750 以上
電気室、食堂、休憩室	300 以上
炉室、浴室、洗面、洗濯室	200 以上
機械室、各送風機室、プラットホーム	150 以上
湯沸し室、便所、脱衣室、更衣室、ピット底部	150 以上
通路	100 以上
非常照明	0 ~ 10

- (ケ) 照明のスイッチは、リモコンスイッチ、多路スイッチなどを使用し運転保守に支障の無い配置とする。
- (コ) 屋外、多湿箇所に設置する器具はステンレス製（防湿、防雨型）とする。
- (サ) 外灯は、安全性、防犯性、設備との調和に十分に留意した計画とする。また、必要照度については、JIS Z 9110：2011 を参照するほか、既存照明による照度を下回らないよう適切に設定する。

イ コンセント設備

- (ア) コンセントは維持管理性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて防雨、防爆、防湿型を選定する。
- (イ) 機械室、倉庫等については、機器、棚等の配置を考慮して適宜設ける。
- (ウ) 会議室等には、机の配置を考慮し、フロアコンセントを適宜採用する。
- (エ) 保安用コンセントを事務所、電気室、中央制御室などのほか災害時の対応を想定し、グラウンドなどにも設置する。
- (オ) フォークリフトなど、作業車充電用コンセントを必要箇所に設ける。
- (カ) 床洗浄を行う諸室については、原則床上 80cm 以上の位置に取り付ける。

(6) 消防防災用制御盤

自動火災報知装置、自動閉鎖装置、ガス警報装置等の受信機を消防防災用制御盤として、中央制御室（受信機）、管理ブロック事務室（副受信機）に設置する。なお、他の盤類と列盤とする場合は、形式、寸法などを合わせる。

(7) 避雷設備

- ア 「建築基準法」及び「消防法」に準拠する。（JIS A 4201:2003 適用）
- イ 外部雷保護、内部雷保護、それぞれのシステムを提示する。避雷導体は既設利用も可とする。
- ウ 誘雷保護措置を講じる。

(8) 時計表示装置

- ア 各施設の必要箇所に電波式時計を設置する。(電波受信が困難な箇所は、補助アンテナを設ける)
- イ 設置場所は監督員と協議のうえ、決定する。

(9) 拡声装置

- ア 非常用放送も兼ねた全館放送音響装置、操作パネル、BGM 装置、レピータ、チャイム、AM・FM チューナー、ページングなどを中央制御室に設置する。
- イ 一斉放送可能とし、管理用諸室、廊下・階段、機械関係諸室、中央制御室、プラットホーム、屋外など、適宜切り替えられるものとする。
- ウ プラットホーム及び機械室のスピーカは、騒音、音圧及び明瞭度を考慮し、設置する。
- エ 運用上必要な箇所に対話用マイク(リモコンマイク)を設置する。

(10) インターホン

中央制御室及び運営事業者の事務室と玄関等との相互連絡のため設置する。

(11) テレビ共同受信装置

- ア 地上デジタル波及び衛星放送対応の共聴設備を設置し、必要な箇所まで配管・配線する。また、各チャンネル共、最終端レベルは 70dB 以上とする。
- イ 設置する施設は、事務室及びプラント作業の各操作拠点とする。
- ウ 配線は同軸ケーブルとし、原則として天井隠蔽及び埋込配管とする。

(12) 電話設備

- ア 本館及び計量棟のほか、必要箇所にビジネス電話を設置し、外線ならびに内線通話を行う。また、中央制御室には FAX ならびに電力事業者との専用回線による電話機を設置する。
- イ 炉室等の維持管理時に使用する通信手段は PHS 方式とする。
- ウ 電話機本体、電話集合装置、配管等の一切の施工を行う。また、光通信及び構内 LAN ケーブルの設置に係る配管配線工事を行う。

- (ア) 外線用 [] 回線(協議により決定する)
- (イ) 内線用 [] 回線(協議により決定する)
- (ウ) 光通信 1 回線

(13) イン트라ネット設備

本組合のイン트라ネットに対応できるネットワーク構築に関わる配管、配線工事を行うこと。なお、機器の所掌については、組合所掌とする。

(14) 中央監視制御設備

集中監視・分散制御を基本とし、電子計算機システムを用いて極力自動化を図る。なお、運転員が各設備の作動状態と設備停止による影響範囲などを迅速かつ的確に判断できるようにした機能的な設計とし、制御システムはプラント設備との協調を図る。

ア 監視

各設備の運転情報を中央制御室オペレーターコンソールのモニタにより集中監視する。なお、プラント設備に関係する機器等の運転情報については、プラント工事にて設ける中央制御室オペレーターコンソールのモニタで監視する。

(ア) 主な監視項目

- A 動力設備の運転状況監視（トレンド表示）
- B 電灯設備の点灯状況監視
- C 自動火災報知設備の作動状況監視
- D エレベータの運転状況監視（パネル表示も可）
- E その他必要なもの

(イ) 通常運転時の表示

- A 各機器の状態、計測値等
- B 動力機器等のスケジュール一覧、各種設定値一覧
- C 幹線系統、空気調和系統、給排水衛生系統、防災系統フロー
- D 機器配置フロー
- E 主要機器の累積運転時間
- F その他必要なもの

(ウ) 異常時の表示

- A 機器や制御系統に異常が発生した場合は、警報を発するとともに、系統フロー等に異常部分、異常機器名及び異常内容を表示する。
- B 確認又は機器の異常が復旧したときは、画面を以前の状態に戻す。
- C 緊急性のある異常が発生した場合は、別の警報音を発し、画面に割込み表示する。

(イ) その他

警報等の内容は、その都度、プリンタに出力する。

イ 制御

- (ア) 空気調和機器及び照明機器の一部（プラットホーム、見学者用スペース、外灯等）は、グループ一括制御とし、自動運転を行う。
- (イ) 空気調和機器等は、火災発生時に自動停止する。
- (ウ) 負荷グループ・運転時間・警報等は、任意に設定できるものとする。設定の方法は極力簡単な操作とする。
- (エ) 水位制御を行うポンプ等は、原則として動力制御盤による自動交互運転とし、非常時は同時運転とする。
- (オ) 消火栓ポンプ等は法令による連動運転を行い、関連設備との協調を図る。
- (カ) 停電時における保安用発電機による機器の起動及び復電後の機器の再起動は、発電機容量を考慮し、順次起動制御する。

ウ 運転操作

- (ア) 運転操作は、中央制御室オペレーターコンソールからの集中運転操作（液晶モニタ、キーボード）とする。重要な機器及び操作頻度の高い機器は、ファンクションキー等の個別スイッチを設ける。また、機側操作も可能とし、機側操作している状況を中央制御室に表示する。
 - (イ) 通常時の操作項目の主なものは、以下に示すとおりとする。
 - A 起動・停止操作、開・閉操作及び機器のモード選択等
 - B 警報等各種設定の入力・修正
- (15) 警備配管工事
警備に必要な空配管を設置する。
- (16) 建物監視用 I T V（防犯カメラ）工事
建物監視用の防犯カメラを設置し、運営事業者用事務所で施設の監視が行えるようモニタを設置する。カメラの設置箇所については、建設事業者の提案によるものとし、組合との協議により決定する。

第5章 解体撤去工事

1 基本的事項

本章は、住之江工場を更新するにあたり、建築物・工作物設備類等の解体工事について定める。なお、明記されていない事項であっても工事実施上、付随して必要と考えられるものについては建設事業者の責任において実施すること。

本解体撤去工事を実施するにあたっては、平成13年6月1日から施行された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第120号）」に伴う「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（厚生労働省労働基準局長通知（平成26年1月10日付基発第0110第1号）」その別添の「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（平成17年3月30日付環廃産発第050330010号添付）」及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」を遵守し、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課編）」を熟知のうえ、解体工事における作業者のダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺地域に対する安全にも十分配慮して行うこと。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等関係法令等も併せて遵守すること。

2 工事概要

本解体撤去工事の概要を以下に示す。また、ダイオキシン類及びアスベスト等の調査は本工事で行うこと。

(1) 主要解体対象施設の概要

主要施設の概要は表 2-55 に示すとおりとする。

表 2-55 主要解体対象施設の概要 (1 / 2)

対象施設	項目	内容	備考
焼却施設 (本館)	施設規模	600t/日(300t/日×2炉)	建屋の解体撤去は 行わない
	炉形式	ストーカ炉	
	構造	S(一部)+SRC造	
	階数	6階	
	建築面積	8,642.85m ²	
	延床面積	22,035.66m ²	
増築棟	構造	S(一部)+SRC造	建屋の解体撤去は 行わない
	階数	3階	
	建築面積	538m ²	
	延床面積	1,430.35m ²	
タービン冷却設 備棟 (非汚染)	構造	RC造	建屋の解体撤去は 行わない
	階数	1階	
	建築面積	290.44m ²	
	延床面積	285.93m ²	
計量棟 (非汚染)	構造	S(一部)+SRC造	必要に応じて解体 撤去を行う
	階数	1階	
	建築面積	110.10m ²	
	延床面積	26.65m ²	

表 2-55 主要解体対象施設の概要 (2 / 2)

対象施設	項目	内容	備考
屋外便所 (非汚染)	構造	RC造	更新工事に際して 解体撤去を行う
	階数	1階	
容器包装プラス チック中継施設 (非汚染)	構造	S造	必要に応じて解体 撤去を行う
	階数	1階	
	建築面積	385.76m ²	
	延床面積	385.76m ²	
詰所(非汚染)	構造	RC造	必要に応じて解体 撤去を行う
	階数	1階	
	建築面積	29.16m ²	
	延床面積	29.16m ²	
バルブ操作室 (非汚染)	構造	RC造	建屋の解体撤去は 行わない
	階数	1階	
雨水排水設備棟 (非汚染)	構造	RC造	使用しない場合は 解体撤去を行う
	階数	1階	

(2) 解体撤去範囲

本解体撤去工事に定める解体撤去範囲は以下に示すとおりとする。

ア 建築物・工作物等

計量棟、容器包装プラスチック中継施設並びに詰所は必要に応じて撤去する。
屋外便所、パーゴラ等は撤去すること。(設計・建設業務 別紙1「本施設にお
ける主な改修内容」参照)

イ 設備類

プラント設備、建築電気設備、建築機械設備は、基本的に撤去すること。

ウ 外構関係

汚水排水管、舗装、路盤材、縁石、外灯、門扉、鉄柵、フェンス等は撤去する。
また、出入口付近にあるアーケードは、必要に応じて撤去すること。なお、グラ
ウンド防球ネット、高温水配管についても撤去すること。(設計・建設業務 別
紙1「本施設における主な改修内容」参照)

エ 施設内残存物

事務用品等の事務所内残存物については、組合と建設事業者との協議のうえ、
必要なものを選別し、不要なものは組合にて処分する。ただし、組合の指定する
場所に移動及び整理すること。

(3) 事前調査

ダイオキシン類及びアスベスト等の調査を行うこと。

- (4) **ダイオキシン類等対策仮設工事**
ダイオキシン類等の有害物質に対する暴露防止に必要となる仮設工事を行うこと。
- (5) **除染工事**
ダイオキシン類等の有害物質除去に係る工事を行うこと。
- (6) **汚染物除去等の確認**
付着したダイオキシン類を含む灰が適切に除去されたかの確認や作業環境測定等を行うこと。
- (7) **廃棄物等の処分**
解体に伴い発生した廃棄物等の運搬・処分を行うこと。なお、有価物の売却益は建設事業者の収入とし、工事費内訳書に計上すること。

3 事前調査

- (1) **ダイオキシン類・重金属類（付着物・堆積物）調査**
解体工事に先立ち、管理区域の設定や保護具の選定などを行うために、表 2-56 及び表 2-57 に示すとおり、設備内の付着物・堆積物や解体作業を行う作業現場の作業環境について、調査を行うこと。
事前調査にあたっては、事前に調査要領書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。また、重金属類の溶出試験項目は、「金属類を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さいについて定められている項目とする。

表 2-56 ダイオキシン類・重金属類（付着物・堆積物）調査

設備	内容	数量 (箇所数×系列数)
焼却炉	炉内焼却灰・付着物	2 × 2 = 4
ボイラー設備	付着物	1 × 2 = 2
電気集じん器	装置内堆積物・付着物	2 × 2 = 4
ろ過式集じん器	装置内堆積物・付着物	2 × 2 = 4
加熱脱塩素化処理設備	付着物	1 × 2 = 2
捕集灰無害化処理設備	付着物	1
煙道	付着物	1 × 2 = 2
煙突（内筒）	付着物	1 × 2 = 2
フライトコンベヤ	付着物	1 × 2 = 2
ガス洗浄塔	付着物	1 × 2 = 2
プラント排水処理設備	付着物	1
洗煙排水処理設備	付着物	1
放流槽	付着物	1
脱水機	付着物	1
その他ダイオキシン類等の有害物質による汚染が考えられる設備や水槽等	付着物など	必要な数

表 2-57 作業環境調査

場所	内容	数量
作業現場・管理区域毎	ダイオキシン類濃度及び総粉じん濃度を測定	必要な数

(2) その他の調査

本工事では以下に示す調査をする。

ア アスベスト調査

建築材料や設備・機器を構成する部品等にアスベストが含まれている可能性があるため確認する。

イ ポリ塩化ビフェニル（PCB）調査

ポリ塩化ビフェニルの含有の可能性がある設備は、蛍光灯・水銀灯等の安定器であるが、日本照明器具工業会は「ポリ塩化ビフェニル使用安定器は 1972 年（昭

和 47 年) 8 月に製造を中止しており、同年 9 月以降の製造・出荷に使用されていない」としている。

住之江工場は、昭和 60 年に着工し、昭和 63 年竣工であるため、各安定器にポリ塩化ビフェニルが含有している可能性は低い。ただし、確定できないため、解体工事施工時に、安定器の製造年月日を調べ処理すること。電気設備のうち、高圧変圧器、高圧コンデンサにも微量のポリ塩化ビフェニルが含まれている可能性も否定できないため、調査を行うものとする。調査後、ポリ塩化ビフェニルが確認された高圧変圧器等は敷地内にて保管するため、組合が行う運搬に協力すること。

なお、調査数量は表 2-58 に示すとおりとする。

表 2-58 P C B に係る調査数量

対象	数量	備考
照明器具	1 式	
特別高圧変圧器	1 台	絶縁油
高圧コンデンサ	8 台	絶縁油
その他必要な機器	1 式	

(3) 施設内の状況、残留物

工場稼働休止後、閉鎖作業として、ごみピット内の残留ごみの搬出、各プラント設備内の清掃を実施しており、各設備のおよその残留物は表 2-59 に示すとおりである。

各プラント設備内の清掃は主に乾式(ケレン棒、ブラシなど)で行っており、概ね残留灰の除去は行っている状況である。なお、設計・建設業務 別紙 3 に「住之江工場閉鎖作業実施内容」、設計・建設業務 別紙 4 に「機器油抜きリスト」にそれぞれ示す。

表 2-59 各設備の残留物

場所	残留物	備考
ごみピット	なし	・残留ごみは撤去済
燃焼設備	付着灰	・堆積灰は概ね除去済
燃焼ガス冷却設備	付着灰	・堆積灰は概ね除去済
排ガス処理設備	付着灰・薬品（配管内）	・堆積灰は概ね除去済 ・薬品タンク内は清掃済
通風設備	飛灰	
灰出設備	付着灰	・堆積灰は概ね除去済
排水処理設備	汚水・付着物	・汚泥は概ね除去済み
給水設備	水	
各種設備油脂類	作動油、灯油（配管内）	・油タンクは清掃済
建物備品	机・ロッカー・各種什器など	
各種機器予備品・消耗品	パッキン・ガスケットなど	

4 解体工事計画

- (1) ダイオキシン類等の有害物質に汚染されている恐れがある設備は、汚染の拡散を防止するために区画し、建設事業者が実施したダイオキシン類濃度調査結果等をもとに保護具選定に係る管理区域及び保護具レベルを設定し、除染、解体工法、廃棄物の処理・処分方法等の決定を行う。

なお、ダイオキシン類濃度調査等に関して、労働基準監督署との協議により検体数が増加した場合は、建設事業者の負担と責任において必要な測定等を行う。

- (2) アスベスト含有物の事前調査によりアスベストが発見された場合は、除染、解体工法、廃棄物の処理・処分方法及びモニタリング方法等の決定を関係法令等に倣い行う。

- (3) 解体工事計画については、工事開始の日の 14 日前までに、定められた届出様式に必要事項を記載し、以下の書類を添付して所管の労働基準監督署へ届出を行うこと。ただし、工事開始 1 ヶ月前までに施工計画書を作成し、組合の承諾を受けること。なお、以下に示す書類に記載された内容に大幅な変更が生じるときには、その内容について組合の承諾を受けた後、速やかに労働基準監督署へ報告すること。

ア 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

イ 解体等をしようとする焼却施設等の概要を示す図面

(平面図、立面図、焼却炉本体、煙道設備、排ガス処理設備、洗煙設備、排水処理設備、ボイラー等各設備の概要を示すもの。)

ウ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

エ 工法の概要を示す書面、又は図面

オ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面、又は図面

(ア) ダイオキシン類ばく露を防止するための方法並びに設備の概要を示す書面及び図面(除去処理工法、作業概要、除去後の汚染物管理計画、使用する保護具及びその保護具を決定した根拠等)

(イ) 統括安全衛生管理体制を示す書面(作業指揮者の選任)

(ロ) 特別教育等の労働衛生教育の実施計画

(ハ) 解体作業対象施設における事前の空气中ダイオキシン類濃度測定結果

(ニ) 解体作業対象施設における事前の汚染物サンプリング調査結果

(ホ) 解体作業中の空气中ダイオキシン類濃度測定計画

(ヘ) 工程表

(コ) その他労働基準監督署への届出上必要な書類

5 除染及び解体に係る工事

(1) ダイオキシン類等対策仮設工事

足場及び解体ヤード等の仮設は建設事業者の任意であるが、以下に示す項目を遵守すること。

ア 密閉養生及び流出防止対策

ダイオキシン類汚染部エリアの汚染物等が管理区域外に漏出しないよう、汚染区域を建屋の内外から密閉養生行うこと。また床は洗浄水等が流出しないよう措置をすること。

イ 負圧集じん機の設置

ダイオキシン類の作業区域から外部への排気は、ろ過材(チャコールフィルター、HEPA フィルター等)を通して行い、外部環境への影響を抑制すること。なお、換気回数は1時間あたり、4回を標準とすることとし設備能力には十分余裕を持たせ、適切な換気能力を確保すること。また、管理区域設定中は24時間負圧状態を保ち、必要に応じて局所集塵を行うこと。負圧集塵機は、防音措置としてサイレンサー及び必要に応じて周囲を囲む等の措置を行うこと。

ウ 解体ヤードの設置

機器除染後、建屋内機器を解体するために必要なヤードを設置するものとする。

<仕様>

外壁部分 : 枠組み足場、防音シート

- 屋根 : テント又はパネル
- 内部 : ビニルシートの二重張り
- 床 : RC 造 (t=20cm 程度)
- 出入り口 : 外部鋼製のシャッター
内部はシートシャッター (シャッター構造とする)
- その他 : 移動洗車機、集水枡、照明、集じん機等

エ 解体発生材仮置き場

解体工事で発生する各種産業廃棄物の一時保管場所を外部に仮置きする場合は、床、屋根等を設け、汚染物が流出しないように措置する。耐火煉瓦、不定形耐火物の廃棄物等を一時貯留する場合は、フレキシブルコンテナバッグ等に入れ、外部に露出しないようにする。

オ 仮設排水処理設備工事

除染用の排水を処理する仮設排水処理設備を設置すること。フローは建設事業者の提案とするが、処理後再び洗浄水として再利用できる計画とすること。なお、処理内容は、表 2-60 に示すとおりとする。

ダイオキシン類濃度は、処理水の SS 濃度 を建設事業者が提案する管理値以下で維持することにより管理すること。ただし、SS 濃度は試運転により濁度との相関を測定し、濁度を常時自動モニタリングすること。また、建設事業者現場事務所で表示できるシステムとすること。

原水もしくは処理水による土壌汚染等の二次汚染防止のため、貯留水の越流・雨水流入対策 (屋内設置或いは屋根囲い等) 及び地下浸透防止対策 (設置場所の床設置・養生等) を施すこと。

表 2-60 仮設排水処理設備 (参考)

処理内容	備考
油水分離	
重金属処理	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル
ダイオキシン類処理	10pg-TEQ/L 以下

カ クリーンルーム

必要設備は、表 2-61 を参考とし、必要な面積・内容を確保する。

日常の作業員、元請職員、監督員、監督補助員の合計人数分の必要面積とする。なお、監督員及び監督補助員の人数は 2 人程度とする。

クリーンルームは、原則としてユニット型とする。

表 2-61 クリーンルームの設備等（参考）

用途	必要備品	備考
前室	足ふきマット（湿潤）	管理区域境界に設置
エアシャワー		管理区域境界に設置
保護具脱着所	使用済保護具容器（密閉型）	
保護具管理室	保護具専用ロッカー、乾燥機等	監督員等の専用保護具
更衣室	ロッカー等	監督員等の専用ロッカー
休憩室	テーブル、椅子、冷水器	ただし工事全体の休憩所は別途設置
シャワー 洗面ユニット	温水シャワー	

(2) 除染工事

汚染エリアの除染作業は、管理区域に合わせた保護具レベルとすること。小配管など洗浄が難しい箇所は人力、機械を必要に応じて併用すること。洗浄は原則として高圧洗浄水とし、汚染レベルに見合った除去方法で計画すること。

ただし、他の有効な方法があれば協議事項とする。特に、建物その他への水洗浄について悪影響が大きいと思われるものについては、乾式洗浄方法について検討し、組合と協議すること。

ア 管理区域内プレ洗浄

機器等の高圧水除染前に機器内部の残灰(焼却炉内、ボイラ、灰ピット、電気集じん器、灰搬出設備、煙道)が、飛散しないよう湿潤化しバキューム等で除去すること。

イ 機器洗浄

洗浄は、原則人力での施工であるが、手の届かないところは機械での施工としてもよい。また、外部も洗浄すること。

ウ 耐火物洗浄

焼却炉、燃焼室、ボイラー等の耐火物洗浄は高圧水を原則とするが、強度が強く、表面の汚染物を除去することが困難な場合は、ブラスト等を使用して洗浄すること。

エ 煙道洗浄

高圧水を原則とするが、強度が強く、表面の汚染物を除去することが困難な場合は、ブラスト等を使用して洗浄する。

オ 煙突洗浄

煙突内筒は、原則として機械洗浄すること。

カ 建屋内洗浄

機器解体撤去後、機器解体中の粉じんが再付着した汚染物を再度除染して、ダイオキシン類濃度(除染中のD値により換算)が大気環境基準値以下になるまで繰り返し洗浄を行うこと。天井など高所作業は、高所作業車等を利用し除染すること。

キ 使用資材洗浄

洗浄時に使用した保護具及びシート足場材などを洗浄すること。

(3) 汚染物除去等の確認調査

汚染物除去等の確認のため、以下の測定を行うこと。

ア 除染後の汚染状況調査(ダイオキシン類及び重金属類)

機器及び建物に付着している汚染物が確実に除去されたかを確認するために、表2-62を基本とし、サンプリングを行い、ダイオキシン類の含有と重金属類の溶出の確認を行うこと。その他の鉄類は目視とする。

なお、ダイオキシン類の確認における判定基準は、廃棄物処理法に定める「廃棄物焼却炉から発生する燃え殻などに係るダイオキシン類の含有基準(3ng-TEQ/g)」以下とすること。

なお、重金属類の溶出試験項目は、産業廃棄物に係る判定基準の「金属類を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さいの項目に定められているものとする。

表 2-62 除染後の汚染状況調査

設備	採取箇所	数量(箇所数)
焼却炉	耐火物	2
ボイラー設備	耐火物	2
ガス洗浄装置	耐酸レンガ	2
その他ダイオキシン類等の有害物質による汚染が考えられる設備や水槽等	付着が確認されたもの	必要な数

- イ 仮設排水処理設の処理水・汚泥（ダイオキシン類及び重金属類）調査
「上記ア」と同様の項目を測定すること。

表 2-63 仮設排水処理施設の処理水調査

サンプリング時期	対象物	数量
施工前	試運転用	1 検体
施工中	処理水	3 検体
施工後	最終残水	1 検体
	汚泥	1 検体

- ウ 負圧集じん機出口での粉じん濃度連続測定及びダイオキシン類測定

負圧集じん機出口での粉じん濃度を管理区域設定から管理区域解除までの間、連続で監視すること。管理区域内の空気中のダイオキシン類と粉じん濃度との相関で濃度監視と管理区域内の負圧管理を同時に行い、データを保持でき、リアルタイムに現場事務所で監視できるシステムとする。なお、施工前・施工中に集じん機出口でダイオキシン類の測定を行うこと。

- エ 作業環境測定（ダイオキシン類及び粉じん濃度）

施工中（除染後） 施工後（機器解体後）に作業環境測定を行い、空気中のダイオキシン類濃度を測定する。

表 2-64 施工中・施工後の作業環境測定

場所	内容	施工中	施工後
作業現場 管理区域毎	ダイオキシン 類濃度	1 回	1 回
敷地境界	粉じん濃度	1 回	1 回

- オ 周辺大気測定

(ア) ダイオキシン類

解体工事により環境へのばく露の影響の有無を調べるために、施工前、施工中、施工後に敷地境界の大気の大気中のダイオキシン類濃度等を測定する。

表 2-65 周辺大気測定

項目	サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後
大気	敷地境界（東西南北）	1回	1回	1回
	計	4箇所	4箇所	4箇所

分析項目

大気：ダイオキシン類、重金属類（水銀、ヒ素）、風向、風速）

(イ) 粉じん濃度連続測定

解体工事期間中、敷地境界における粉じん濃度を連続で監視すること。敷地境界の空気中のダイオキシン類と粉じん濃度との相関で濃度監視を行い、データを保持でき、リアルタイムに現場事務所で監視できるシステムとする。

カ 周辺土壌測定（ダイオキシン類）

解体工事により環境へのばく露の影響の有無を調べるために、施工前、施工後に敷地境界に設置した指標の土壌に含まれるダイオキシン類濃度等を測定する。

表 2-66 施工前・施工後の周辺環境測定

項目	サンプリング箇所	施工前	施工後
土壌	敷地境界（東西南北）	1回	1回
	計	1箇所	4箇所

分析項目

土壌：ダイオキシン類、重金属類（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン）

6 解体方法等

(1) 機器

建築物の躯体に影響を与えないようにすることを前提に、人力工法もしくは機械（油圧式圧砕、せん断）工法等にて解体すること。大きさは受入先の条件を満たす寸法とすること。

解体中は湿潤化を行い、粉じんの再浮遊を抑え、建設機械は、低騒音型で排ガス規制対応型とすること。

機器解体中は、ダイオキシン類対策を行う。解体終了後、建屋内洗浄を行い、空気中のダイオキシン類を測定し、大気環境基準値以下であることを確認する。測定結果が基準値以下でない場合は再洗浄する。

(2) アスベスト含有建材

ア 「石綿障害予防規則」「大気汚染防止法」「労働安全衛生法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて解体作業を行うこと。

イ プラント設備では、各種高温水配管のパッキン、ガスケット、クレーン等のブレーキライニング、ブレーキパットがある。これら含有あるいは含有が疑わしいものは、その処理方法が分かれるため、調査後「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」に従い、解体作業を行うこと。

(3) 建屋・構造物等

ア 本工事は汚染物を除去し、安全確認ができた後、一般解体とする。

イ 外部の解体は散水を施し、周辺に粉じんが舞い上がらないように十分に湿潤しながら解体する。なお、散水は専用の装置を必要数設置し、実施する。

ウ 基礎の残置は組合との協議による。

エ その他の仕様は「建築物解体工事共通仕様書・同解説」による。

(4) 廃棄物処理

解体で発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、関連する指針等に従って、適切に処理すること。

7 安全対策

安全対策は、以下に示すとおりとする。

(1) ダイオキシン類汚染除去作業中は、保護具によっては作業員の意志疎通が難しい場合があるので、以下に挙げるものあるいは同等以上の仕様で適切な伝達方法を計画し、作業員教育に組み込むこと。

ア ハンドフリー型の無線装置を必要に応じて携帯すること。

イ 共通合図により、非常時の避難方法を伝達すること。

(2) ダイオキシン類汚染除去作業時の緊急避難計画について、表示版、非常警告灯の設置等を含んだ適切な計画を行うこと。(現場と現場事務所との連絡ができること。)

(3) ダイオキシン類除去作業に伴う汚染物のばく露が確認された場合は、緊急措置を施したうえで、汚染修復を速やかに計画し、実施すること。